

衆類多。永享本多上巨字あり。よろし。○來田見邑。風土記に。直入郡球草郷在郡北。此郡有泉。同  
天皇行幸之時。奉膳之人擬於御飲。令汲泉水。即有蛇靈。於茲天皇勅云。必將有龍。莫令汲  
用。因斯名曰。泉。因爲名。今謂球草郷者訛也。また球草峯在郡南。此峯頂大垣燦之。基有數川。  
名曰神河。亦有湯河。流會神河。なとあり。○興宮室。又云。宮處野。朽網郷所在之野。同天皇爲  
征伐土蜘蛛之時。起行宮於此野。是以名曰宮處野也。とあり。倭名抄直入郡三宅あり。○而居之。  
本に而字なし。今永享本中臣本集解本に依る。

仍與群臣議之曰。今多動兵衆。以討土蜘蛛。若其畏我兵勢。將隱山野。必爲後愁。則採海石榴樹。作椎爲兵。因簡猛卒。授兵椎。以穿山排草。襲石室土蜘蛛。而破于稻葉川上。悉殺其黨。血流至踝。故時人其作海石榴椎之處曰海石榴市。亦血流之處曰血田也。復將討打援徑度禰疑山。時賊虜之矢。橫自山射之。流於官軍前。如雨。天皇更返城原。而卜於水上。便勒兵先擊八田於禰疑野。而破。爰打援謂不

可勝而請服。然不聽矣。皆自投洞谷而死之。

海石榴樹。倭名抄。椿。唐韻云。椿和名豆波岐。木名也。楊氏漢語抄云。海石榴和名同上。式文用之。とあり。箋注に。按酉陽雜俎云。山茶似海石榴。山茶即茶梅。今俗呼佐々无花者。則海石榴爲豆波岐。爲允。今人以山茶爲豆波岐。恐非。下總本。式文作本朝式。廣本同。海石榴見内藏寮民部省主計寮主殿寮大藏省等式。とあり。名義は谷川氏艶葉木也と云り。古く歌などにもよめるは椿にて。即海石榴也。○作椎爲兵。通證。今按其樹枝堅硬。可爲兵椎。而猶以杜谷樹爲中梓根也とあり。齊明紀に。百濟人か兵盡前役。故以榕戰。といふ事も見えたり。椎を以て穿山排草とばあれども。其のみならず。また石室を打壞たんか爲に。椎をば遣りしものなるへし。たとひ穿山排草のみの爲に。作りしにはあらし。さて椎玉爲木器。椎也。植也。置也。とあり。○授兵椎。兵と椎となり。考本に兵を其に作れと。次に引く風土記にも兵椎とあれは。本のまゝにてよろし。○稻葉川上。或書に。直入郡朽網郷に稻葉村ありと云り。なほたつぬへし。豊前志に稻葉川。京都郡稻光川の川上にて。即風石窟の北。○曰海石榴市。本に曰字脱したり。今並河本中臣本集解本考本に従ふ。また永享本に。名字にも作れり。それもあしからず。○血田。風土記に。大野郡海石榴市血田。並在郡南。昔者纏向日代宮御宇天皇。在球草行宮。仍欲誅鼠石窟土蜘蛛。而詔群臣。伐採海石榴樹。作椎爲兵。即簡猛卒。授兵椎。以穿山排草。襲土蜘蛛。而悉誅殺。流血沒踝。其作椎之處。曰海石榴市。亦流血之處曰血田也。とあり。例の豊前志京都郡下に。海石榴市元永村にあり。海石榴多し。血田は上田村の田の字に血田と云あり。景行天皇紀に見えたる。これなるへし。又金枝郡津田村

あり。是血田を訛りたらんも計難し。何れにてもありぬへし。とあり。○返城原。返は還の字の意なり。されど此字はいかゞなり。さて城原は。或人云。直入郡米納村にて。今城原八幡の祠あり。と云り。よく探ぬへし。豊前志に。京都郡城原木山村。通證に。式豊後國直入郡建男霜凝日子神社疑此。とあり。今大田郷井手上村神原山の廻嶽にあり。廻嶽大明神と云。豊後國志にあり。帳考に九重山に坐すとあり。同處なるへし。○ト。考云。坐とあるへしと云り。字は本のまゝにて。マシマスと訓る本もあり。されどなほトなるへし。○投洞谷。永享本熱田本洞谷と。西域記に。踰峻嶺越洞谷といふこともあれば。本のまゝにてよろし。

天皇初將討賊。次于柏峽大野。其野有石。長六尺。廣二尺。厚一尺五寸。天皇祈之曰。朕得滅土蜘蛛者。將蹶茲石。如柏葉而舉焉。因蹶之。則如柏葉。上於大虛。故號其石曰踏石也。是時禱神則志我神。直入物部神。直入中臣神三神矣。十一月到日向國。起行宮以居之。是謂高屋宮。

柏峽大野。風土記。直入郡柏原郷在郡南。昔者此郷柏樹多生。因曰柏原郷とあり。其隣郡に大野郡

あり。大野郷あり。風土記に。此郡所部悉皆原野。因此名曰大野郡とあれば。柏峽大野そのあたりなるへし。○厚一尺五寸。永享本一を六に作る。誤なるへし。風土記にも一とあり。○如柏葉上於大虛。本に葉字なし。今中臣本集解據蜜井本補とも依る。さて此柏は今何の木にかあらむ詳ならず。記傳云。加志波と云は。もと一樹の名には非ず。何樹にまれ。飲食に用る葉を云り。故仁徳卷に葉字を書て。此云簡始婆とあり。然るに又某賀志波と名負たる樹も。武郷云。御綱柏。長女柏。又。彼此とあるは。あるか中に常によく用たるをも。然は名けたるなり。古書にも。加志波に柏字を用たるは。いかなる故にかあらむ。和名抄には解字を出して。和名加之波とあり。此は何の木を云るにかあらむ。おほつかなし。若は今世にも。はら加志波と云木ある。それにや。凡て上代には。飲食の具に多く葉を用ひしことにて。飯を炊くにも。甑に葉を敷きも。覆ひもして炊きつるから。炊葉の意にて。加志波とは云るなり。と云り。○踏石。訓ホミシは。フミイシなり。八雲御鈔にホムシ風土記に。蹶石野在柏原郷之中。同天皇欲伐土蜘蛛之賊。幸於柏峽大野。中有石長六尺廣二尺厚一尺五寸。天皇祈曰。朕將滅此賊。當蹶茲石。譬如柏葉。而即蹶之。騰如柏葉。因曰踏石野とあり。然るにまた豊前志に。企波郡の下に。柏峽大野を載て云く。今曾根堤の内に。帝踏石と云石の。大なる。紀なる。合はねと。石も星霜を歴る。隨に。大なる物なれば妨なし。と云り。偕踏石は。此萬葉集に夕衙問石ト以而を詠る石トの濫觴とも云つし。豊前志云。紀日本武尊の西征の條。石ト横立と云人みえたり。金葉集云。あふこととはとふ石神のつれなきに。わかこころのみうこきぬるか。丹後守爲思百首。あふこととはとふ石神のゆるかぬは。見かたき戀と空にしらる。石廣判歌合云。かく計おもひあかるを石神の。ちかひにかけていのる中かな。あふことをとひてつれなき石神の。重き心をいかたのまん。塵添道草抄云。道祖神の事。サイノ神とて小社に丸き石をおくは。石神歟道祖神也云々。此神に祈て事實を問ふとき。石につけて輕重を定るか。路行人を護る神也云々。和訓栞云。石とは即石神なり。○禱神は。上に祈之曰。とあるそれなり。○志我神。式に筑前國糟屋郡志賀海神社三坐。並名神大

舊事紀に安曇連等齋祠筑紫斯香神とあり。萬葉七。ちはやふる金の御埼を過ぬとも。われは忘れし志かの皇神。此神の御事は。神代紀上に詳に云り。志我の我字。御風云。我字檢。他例。濁音。唯萬葉集中有。一二處讀爲。清音。者。此志加亦當。清音。○直入物部神。直入中臣神。式に豊後國直入郡一座。建男霜凝日子神社のみありて。此二神を載せず。豊後國志に。直入物部神。今直入郡朽網郷社家村の鶴山にあり。直入中臣神は。今同郷中野村に在り。石神明神と云。とあり。通證云。維略紀及舊事紀。筑紫開物部。倭名抄。豐前國企救郡。姓氏錄。筑紫連。味真治命之後也。また倭名抄。豐前國仲津郡中臣。風土記。英名手往到。仲津郡中臣村。と云るは。此國に物部中臣の縁ある事を注出たるまてなり。重胤云。直入物部神。直入中臣神は。神名式にも見えたまはず。外に所見无きは。甚々可惜き事なり。此時の状を思ふに。志我神は海神には渡らせ玉へとも。武勇き神に御在るを以てなるへく。物部神中臣神は。一は武勇き神に坐し。一は卜事の神に坐か故なり。と云れたり。○高屋宮は。倭名抄大隅國肝屬郡にも薩摩國阿多郡にも鷹屋あり。こゝなるは大隅國の方なりと云り。其は薩摩國人田原篤實か。聖跡圖誌高屋山上陵。彦火々の事。出見命。彦火々の事を云る處に。但し高屋山上陵は。此には非るよし既に神代紀に云へれば。此は大隅國肝屬郡内之浦郷。往古は内裏と書く。寛永の頃迄は。高山郷のうちなり。北方村の内にして。今俗に國見嶽。又國見山とも云。この嶽上。權現の御社あり。陵山は山の間秀なる嶽なり。は。高き周知等知かたし。九町十三間下りて鳥居あり。また陵より辰巳の方に當り。廟正一位高屋大明神の御社あり。町程隔る。又御社より辰巳の方五十間程距りて。天子山と云有り。此處景行天皇高屋の行宮の蹟とそ。彼高屋の社は。天皇行宮を起給ひし時。御建立あそはして。高屋之山上陵を。御遙拜ありし所。往古は天子山まで。御社の境内にてありしよし土人云り。今天子山に神瓶あり。土人云。天皇の神酒を醸し

瓶なりといへともいかに。されとも其瓶。近き世の品にあらず。又近き頃。此所より北に隣る郷を高山と云。建長の頃まで。神山と書し由。さて二ありしを。一は損して今一のこれり。片石蓋の如く。上にのせあり。舊記に見。高屋山より午の方に當り。黒園嶽と云あり。又申酉の方に當り。笹尾嶽と云あり。又母養子山と云あり。又南方村の内に。御腰掛石と云あり。高き二間程。周り七間程。此は景行天皇日向國に幸給ふ時。御船此所なる河原瀬と云所に着けるに。天皇此石の上に御腰を掛たまひしとそ。土人今に此石を崇めて。鎮守の神とす。又此石の下より異水涌出る。此水四季に増減なし。されとも近里に不淨穢ある時は。忽ち干水となると。土人云り。又小田社と云有り。同じ村内に。景行天皇高屋山にて日暮ければ。御宿遊はまし跡とそ。社の中に大樹の楠あり。其下に福谷大明神の社あり。天皇を祭る。又叶嶽と云あり。峯岡とも云。同じ村の内なり。此所は景行天皇熊襲を討平こそ觀覽に叶ひしと。甚く御歡ひ給ひて。御自身叶嶽と。とあるに依れば。此宮は大隅國なり。されと記傳にも。此高屋宮は大隅薩摩の域にあらず。日向國ときこえたり。と云れたる方に。心ひかるくやうなり。されとさる宮跡ありやなしや。よく國人にたつぬへし。記傳に。今日日向國宮崎郡佐土原のあたり近き海邊に。高屋島と云ありと云り。されと島にてはいかともあらむ。此もよくたつぬへし。

十二月癸巳朔丁酉。議討熊襲。於是天皇詔群卿曰。朕聞之。襲國有厚鹿文。進鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟帥。其鋒不可當焉。少興師則不堪滅賊。多動兵是百姓之害。何不假鋒刃之威。坐平其國。時有一臣進曰。熊襲梟帥有二女。兄曰市

乾鹿文フカヤト。乾云賦。弟曰市鹿文。容貌端正。心且雄武。宜示重幣以撝納麾モトニ下。因以伺其消息。犯不意之處。則曾不血刃。賊必自敗。天皇詔曰。可也。於是示幣。欺其二女。而納幕下。天皇則通市乾鹿文。而陽寵ヨキナリ。時市乾鹿文奏于天皇曰。無愁熊襲之不服。妾有良謀。即令從一二兵於己。而返家。以多設醇酒。令飲己父。乃醉而寐之。市乾鹿文密斷父弦。爰從兵一人。進殺熊襲梟帥。天皇則惡其不孝之甚。而誅市乾鹿文。仍以弟市鹿文。賜於火國造。

丁酉。五日。○襲國。集解に熊字を補ひたれど。なくてよろし。○厚鹿文迄鹿文。名義未詳。或説に。和名抄大隅國始羅郡名鹿屋とあり。文はアヤの略なり。注は厚に對へ云り。重胤云。鹿文は其車の本にて。厚と云進と云るは。古熊屋宅の大小を以て云る名なりと云り。いかもあらん。○渠帥。訓イサフは英雄の義なり。神代紀に傑。天武紀に長字をもよめり。○市乾鹿文市鹿文。此も鹿文は上なると同じかるへし。市乾と市との義。すへて詳ならず。○注に乾此云賦。記傳に。鹽盈珠鹽乾珠の訓を論へる處に。乾は景行卷に賦と訓注あれば。比流とは云す。急居を

菟岐子とあると同格にて。比布々流と活用く言なるへし。されど布流と云むは。今は耳遠ければ。姑く尋常の如く比流と訓つ。と云れたれど。此は尋常の二段の活用とはかはりて。ヒフヒルと活く辭なり。かの急居を菟岐子とあるも此と同格にて。キウキルと活く辭なり。されはフルウルなど活きし格あることなし。記傳の説は非なり。通證に。保須反賦。なとはさるにたらず。○容貌端正。本に貌を既に誤れり。今は考本信友校本などに依る。集解にも依る古本一改とあり。永享本に容顔とあれど。それも誤なるへし。○搦納。古本搦を偽とあるに依て。集解に改めたり。されど字書に手指麾也と云る義あれば。本のまゝにても通えざるにはあらず。○詔曰。本に曰字なし。集解に補はれたるはよろし。從ふへし。○幕下。訓オホト。仁徳紀に殿屋。舒明紀に側字。みなしかよめり。大所の義なり。上の幕下を。ミモトと訓るにおなし。さて麾下幕下など。尋常の天皇の御上には。まをさぬ稱なれど。こゝは御軍の陣營なるか故に。かくもかけるなり。前漢書に。諸侯罷戲下各就國。注に戲讀曰戲また字書に軍行無常居。曰幕。などにて知へし。○醇酒。カラキサケとよめるはよろし。私記に加太佐介とあるは叶はざるか如し。和名抄。唐韻云。醇日本紀私記云。醇酒加太佐介。厚酒也。とあるを箋注云。按景行紀今本訓加良幾佐介。新撰字鏡釀訓加良支酒。按加太佐計堅酒也。堅猶言厚也。與訓釀爲加太賀由之加太上同也。蓋謂濁酒之厚者。然則不以此訓清酒之醇也。と云り。さる言なり。○火國造。火國の事は次の十八年の處に云へし。國造は。上にも引る。記に火君。姓氏錄に火。肥直。などあるに同じく。神八井耳命の後なり。國造本紀に。火國造。瑞籬朝。大分

國造同祖。志貴多奈彥命兒。建男組命定賜國造。本に建男江命とあるを。藤田一正の説に。釋日本紀引。肥後風土記云。崇神天皇世有肥若等祖健續組。據此則建男健之說。江組之說。並以字形相似而誤。男與續讀通。とあるに因。とあり。此に國造とのみありて名は記さねと。按ふに建男組の子か。また孫などにそありけらし。なほこの國造の事は。上文火國別の下に云り。合せみるへし。氏は欽明紀に火君。名あり。東大寺正倉院文書。聖武帝時薩摩主帳肥君廣龍あり。

十二年癸未

十二年夏五月。悉平襲國。因以居於高屋宮。已六年也。於是其國有佳人。曰御刀媛。則召爲妃。生豐國別皇子。是日向國造之始祖也。

悉平襲國。こゝをも集解には。熊字を補ひたり。永享本には國造本紀に。大隅國造。纏向日代朝御世。治平。隼人同祖初小云々。延佳按。初小襲也。襲國大隅語於郡乎。といへれど。また薩摩國造。纏向日代朝。伐薩摩隼人。鎮之云々。何れも此時の事なるへし。隼人は今の大隅薩摩二國の人にて。其國人は絶れて慄悍か故に。中頃に所謂。はやりをなと云る如く。かゝる名を得しなり。それらをもみま今は平け玉ひしなり。○已六年。永享本には。已經六年とあり。さて天皇筑紫の行幸は。昨十二年の事なるに。今年已

に六年とあるはたかへり。六年とあるかまことならは。行幸は八年のことなるへし。○御刀媛。記に日向之美波迦斯毘賣。記傳云。御刀をしも御名に負しは。何なる由にかありけむ。若しくは萬葉に。鮮太刀意以て。負せ玉へるにもやありけん。とあり。○豐國別皇子。豐國は地名なり。次に云。○日向國造。日向國の事次に云。國造本紀に。日向國造。輕島豐明朝御世。豐國別皇子三世孫老男定賜國造。さて此皇子。此御世に別となりて。此國に下り玉ひしか。三世孫老男に至りて。應神天皇朝に。國造とは爲られしなり。此事の例。上。栗田寛云。此王の御母。日向人なるに由りて。其王を其地名。大隅國桑原郡豐國郷あり。に既に云り。栗田寛云。此王の御母。日向人なるに由りて。其王を其地名。古へ日向國の内なり。もて。豐國別王と名けて。其國に下し玉へりを見ゆ。と云れたるはさる言なり。さて舊事紀に。豐國別命。吉別命。日向諸縣云祖。と云るはいかゞ。次十八年の處に。諸縣君泉媛と云人見えたるは。もとよりの土人を見えたり。もし諸縣君祖と云か。まことの傳ならは。此皇子。日向別として諸縣郡あたりに。住玉へりけんを。諸縣君とも申しとより。一に混ひたりしにもありけん。

十七年丁亥

十七年春二月戊戌朔己酉。幸子湯縣。遊于丹裳小野。時東望之。謂左右曰。是國也。直向於日出方。故號其國曰日向也。

己酉は。十二日。○子湯縣。倭名抄日向國兒湯郡古由とあり。此國の國府なり。○丹裳小野。未詳。○是國と云るは。日向一國の全體に就て云にあらず。此子湯縣の近傍をさして詔ふなり。○直向。舊

訓はいかゝなり。タ、ムケリと訓へし。タ、ムカフと云辭。古歌に多し。○其國日向。日向假名日本國字あり日向國風土記。此國地形直向扶桑。宜號日向云々。又天書此件にも。帝遠望東謂近臣曰。此國直向於扶桑。名之謂日向國也。とあり。按るに日向と云名は。既く神代に。伊弉諾尊の御禊の段に見え。皇孫命御天降の段には。猿田彦大神と。天鈿女命の御問答の語にも見えて。いと奮きを。此御世に至りて。始て名の起本を云るは甚うたかはし。此は決く風土記の説の混ひて。此に出しものなりとすへし。其は次十八年の處に見えたる。火國の名の本を云て。茲知非人火。故名其國曰火國。とあるなども。肥後國風土記に。崇神天皇御世に。天皇の詔に。火從空下燒山亦恠。火下之國可名火國。とありて。さて景行天皇の御世に。此時の火の事を記して。天皇の詔に。燎之火非俗火也。火國之由知所。以然。とありて。既く火國の名は。崇神天皇の御世に始りしなるを混へて。此御世の事と爲るなど。すへてかゝる地名の起本などには。異説いと多ければ。なそらへて此をも知へきなり。なほ此事は神代紀にも云おけるを合せみるへし。

是日陟野中大石。憶京都而歌之曰。波辭枳豫辭。和藝幣能伽多由。區毛位多知區暮。夜摩苔波。區珥能摩保羅摩。多多儺豆久。阿烏伽枳夜摩許萃例屢。夜摩苔之于漏破試。異能知能。摩曾祢務比苔破。多多彌許

也。莽幣遇利能夜摩能。志邏伽之餓延塢。于受珥左勢許能固。是謂思邦歌也。

陟。本に涉に誤れり。熱田本類史に據る。○憶京都。十三年の下に。已六年とあるによらは。今年まで十年を経玉へり。止事なき大御身に坐々ながら。さる邊ヒナホトリ。數年を経玉へる大御心より。住駒玉ひし京都の方を。憶し出給へる。實に宜なる御事なりかし。○歌之曰。此大御歌を。記には倭建命のとして。到能煩野之時。思國以歌曰。夜麻登波。久爾能麻本呂婆云々。又歌曰。伊能知能。麻多祢牟比登波云々。此歌者思國也。又歌曰。波斯祢夜斯。和岐幣能迦多用云々。此者片歌也。と三首とせるか上に。辭も聊のたかひあり。何れも古傳なれど。其優劣なきにしもあらぬを。其はとりすへて御歌の下にいふへし。○波辭枳豫辭は。愛よしにて。豫斯は助辭なり。記には波斯祢夜斯とあり。枳と那とは通へり。また豫斯夜斯通音の例も。萬葉に此彼あり。 同し事也。此事萬葉考別記に委し。凡て美賞ことを波斯と云。宇流波斯。心愛 宇良久波斯。心奇 久須波斯。奇愛 等のも皆同し。さて此は次の和藝幣を慕はして。まつ詔へる御詞也。○和藝幣能伽多由。記には由を用とせり。同し事なり。記傳云。吾家之方自なり。和賀伊幣を約めて。和岐幣と云るは。高津宮段太后御歌にも。和賀美賀本斯久邇波。迦豆良紀多迦美夜。和藝幣能阿多理。

と見え。萬葉にはいと多くして。古への常なり。五卷には和何幣ともあり。然るを中昔よりこなた。其を多く故郷と云へり。古萬葉の旅の歌などにも他國にて本郷のこと。故郷とよめるは一も見え。  
 家又吾家と多く云り。國ともいへり。萬葉の歌なども然なり。  
 ○區毛位多知區暮。記傳云。雲起來もなり。久毛草とは。常には雲の居る處を云へとも。古は又直に雲を云ることも多し。萬葉三に雲居多奈引。七に卷目之由槻我高仁。雲居立良志。などあるも皆然なり。契沖か。雲の居たるか。立來るなり。と云るはいかゞ。○武郷按に。雲居の由は。動く意あるおなり。直に雲の居るにあらず。地震を空章と云なども同じ。とあり。さて結の母は嘆息なり。○記に。此三句を一首として。此者片歌也とあり。記傳云。此御歌は。國思賜ひて。倭の方を望り賜へるに。其方の天に。雲の立來るを視給ひて。愛く思ふ吾家の方より。雲の立來よとよみ給へるなり。物の悲哀き時には。何となく見ゆる物。聞ゆる。○夜摩昔波。倭はなり。彼雲居立來るを視そなはして。それに御心誘はれ出て。其倭は云々と。次の句共の事は。思ほし出てのたまふなり。○區珥能摩保羅摩。國眞區まなり。記には。久爾能麻本呂婆とあり。同じ事なり。信友云。麻は眞なり。記の本呂は書紀に保羅とある。呂羅相通はしいふ。例の同言にて。物につままれたる内の廣きを云ふ。巖穴土穴などの。内の廣きを洞と云ふと。義は同じ。婆は摩と互に親しく通ふ音にて。いづれも助辭也。意は。大宮所の夜麻登は。山の周廻れる内の眞保羅にて。善美しき國なり。そのたまへるなり。神武紀に。觀二夫畝傍山東南檀原地者。蓋國之塊區乎。可治之。是月即命二有司。經二始帝宅。と記されたるも此處なり。塊區は。文選西都賦に。防禦之阻。則天地之塊區。注に塊區。深險之處也。とみえ。また玉篇に。塊四方土

可レ居也。險巖也。など注へる如き義に據りたる文なるへし。塊區の舊訓。モナカとよまれたれど。古意古言によりて。マホラとよむへし。しかれはこの御歌の。國の麻保羅。麻本呂。いつれにても。山の周廻れる内國の義と通えたり。これをもおもひ合すへし。○多々儺豆久。守部云。疊靡附にて。彼四面に重り立る山等の。形容を以て。連け玉ふなり。と云り。帚木に。山のけしきこふかく。世はなれてたゞみなし。○阿烏伽枳夜摩許芥例屢は。青垣山隱有なり。記傳云。萬葉一に疊付青垣山。付字を本て。タ、ナハルと訓れど。たとなるに。有字は添ふべき例に非ず。有字あり。十二に田立名付青垣山。六に立名附青垣山。有と作ては。タ、ナハルと訓べき例なり。故此は。師付の誤と云れたるがよろしき。 抑又聞二於鹽土老翁。曰。東有二美地。青山。四。周。とある即倭國を云るにて。此意なり。と云り。さて記傳に。阿袁伽枳夜摩を句にて。許芥例屢と訓れたるはよろしからず。十言一句とすへし。 ○夜摩昔之于漏破試。倭し愛しにて。之は助辭也。守部云。京を愛しみなつかしき所念てなれば。初句の波辭枳豫辭を。此に對へてみるへし。即于漏波試も裏愛にて。うら悲し。うら怜し。などうらなるを。連に引れて。うると將いはるゝなり。と云り。八言一句とすへし。 ○異能知能。命之なり。○摩曾那務比昔波。將二眞幸一人者也。記に。麻多那牟比登波とあり。將レ全人者にて。意は同じ。○多々彌許芥。記傳云。疊菰にて。次の幣に係れる枕詞なり。然連くる由は。疊みたる菰重と云るなり。重は。二重三重八重などの重なり。 疊とは重ぬることにて。菰を疊ねて幾重もある意に重と云り。又疊をは。既に疊と云物にしたる名として。疊の菰とも見へし。菰などを。疊み重ねて造れる物を。疊と云なり。 其も幣をつゞく意は上に同じ。萬葉十

六。薦疊コモタミヘクリ平群ヘクリとあるも。同意のつゞけなり。又八重疊平群之山ともあり。又十一に疊薦隔タテマシ編數アムカズ。十  
 二に疊薦重タテマシ編數アムカズとあるも。幾重も重ねて重をなす意にて同じ。○幣遇利能夜摩能。平群之山之に  
 て。大和國平群郡なる山なり。大和志に平群谷上方とあり。○志邇加之餓延塙。白檮之枝をなり。記  
 には久麻加志賀波袁クマカシカハとあり。隱白檮之葉をなり。記朝倉宮朝大御歌にも。多々美許母幣具理能夜  
 麻能マノ許知基知能コチコチノ夜麻能賀比爾ヤマノカヒニ多知邪加由流タチサカユル波毘呂久麻加斯ハヒロクマカシとあれは。當時樞に名ある山なりけ  
 ん。和名抄樞和名加志とみゆ。古書に樞樞等の字を書て。白赤の二種あり。○于受珥左勢許能固ハヤヒ  
 は。警華ウサに挿せ此子なり。記傳云。警華は。推古卷に。十一年十二月。始行冠位ウサ云々。并十二階。並  
 以當色純ウサ縫之頂ヘトリスヘテ撮總クニシテ如レ囊ノ而着ク綠焉ヲ唯元日コノ著ニ警華ヲ警華此云ウサ于孺ウサ。また十六年八月。召  
 唐客於朝廷ニ云々。是時皇子諸王諸臣。悉以ニ金警華ヲ著ニ頭ニ。また十九年五月五日。樂獵於兔田野。是日  
 諸臣服色皆隨ニ冠色ニ各著ニ警華ヲ則大德小德ハ並用ニ金ヲ大仁小仁用ニ豹ヲ尾ヲ大禮以下用ニ鳥尾ヲ。孝德卷  
 に。大化三年。是歲制ニ七色一十三階之冠ニ云々。小錦冠以上之ウサ。雜ニ金銀ヲ爲レ之。大小青冠之ウサ。以レ銀  
 爲レ之。大小黑冠之ウサ。以レ銅爲レ之。建武之冠無レ銅也。釋に。宇須者珠之玉冠歟。兼方按之。警華者銅也。今世挿頭ハナ  
 に金華也。萬葉十三に。神主部之雲聚山蔭ウズヤマカケ山蔭ハ日影蔭ヒカゲノカゲにて。十九に。高山爾安可流シヤマニ橋ヲ宇受爾指ウサニ  
 なるせり。萬葉十三に。神主部之雲聚山蔭ウズヤマカケ山蔭ハ日影蔭ヒカゲノカゲにて。十九に。高山爾安可流シヤマニ橋ヲ宇受爾指ウサニ  
 など見えて。本草の枝を頭に挿すを云。宇受にさすと云は。別に宇受と云物あり後世に挿頭カサシと云物。即古の警  
 華なり。然るに右の推古紀孝德紀に見えたる。冠位の級に隨て。金銀及物の尾などを以て。造りて挿

るは。上代の爲には非ず。其は推古天皇の御時に始。て制られたるにやあらむ。萬葉の歌によめるぞ。古のさまなる。とあり。許能  
 固は此子なり。記に曾能古とあるは。其子にて。上に命イノチの全マけむ人はとある。其人を指て詔へるな  
 り。凡て古は。男女共に人を子と云ること多し。いさ子等イサコトモといへるか如し。○此御歌の凡ての意は。  
 彼倭國は。青垣山四圍りて。愛くなつかしき帝都の地なるを。其宮城にも得かへらす。朕は齡を終る  
 も計りかたし。命の眞幸くて在む人等は。倭國に還りて。彼名に高き平群山の。白檮の葉を折挿して。  
 歡樂しく遊へど詔へるなり。記傳に。白檮の木は。常によく警華に用る木なるかゆるなりといへり。これを記に。倭建命の御歌とせる。其方にて  
 解は。記傳に。御病漸々に重り坐まゝに。いよ倭戀しく所念看て。よみ賜へるにて。命の全くて在  
 む人等は云々。吾は倭にも得還らす。此處にして。今死なむとするが悲哀きこと。讀玉へるなり。  
 とあり。さて又云。日向國にして。天皇の歌はせる大御歌とし。又續きて一首なるは。此記と甚く異な  
 る傳なり。今何方を正しけむとも云かたし。されと強て云は。先天皇と倭建命とのけちめを申さは。  
 伊能知能云々は。倭建命のよみ玉へるにて。よく當れり。御病重きによりて。よみ賜へるさまと聞ゆ  
 れはなり。天皇の御歌としては。たゞ何となく。京を思ひ賜ふには。似つかはしからざる御詞なり。  
 さて夜麻登波云々は。何れの御歌としても宜し。波斯那夜斯云々は。何れの御歌にても宜きを。其次  
 第は。書紀に首にある方まさりて聞ゆ。そは京の方の天の雲を見放給ひて。其方を思はして。夜麻登  
 波云々と。詠はせるつゞき宜しければなり。次に三首とせると。一首とせるとは。劣優りなく。聞ゆ



るなり。と云へり。守部云。此御歌。記に三首と傳へたるは。其ゆゑあるへし。其は倭建皇子。此御歌をうたはず時。御病の苦しきま  
に。本より調も三段なれば。即一段つゝ。三度にうたはしけんを。從者傳へて。後々まで。重みし守りて。然か  
うたひならはしけるから。遂に三首と心得たる人もありしに。○思邦歌。記には。思國以歌曰。夜麻登波云々。又歌  
を。紀には一首と傳たるは。本より一首の歌なればなり。と云り。○伊能知能云々。二首を。此歌者思國歌也とし。又歌曰。波斯那夜斯云々。此者片歌也。とあり。かく  
前後して名目を附たるは。謬なれと。此も古への傳なり。記傳云。思國歌。片歌など云類の目は。其  
歌を古より然名け來たるなりと。師の云れたる如し。かくて樂府にては。諸の歌に皆かく様の目あり  
て。其部を分たるものなり。此事上卷夷振の下に云り。考合すへし。さて片歌と名けたる由は。三句  
にして。なへての五句六句の歌の半にして。片カクなるか如くなればなり。抑かく名けたるは。やう後  
の事なるへけれど。上代よりして。此體スカタの三七七五七七を。半ハなる物にしたりとおほしくて。白檮原朝の  
御代よりして。この體なるは。何れも物を問ひかけたる。答へたるなにして。記紀なるかきり。末  
まで皆然なり。故一首離れたるか。三句なるは。いとく稀なるに因て。殊に片歌とは名けたるなる  
へし。さて記中に。此の外に高津宮段建内宿禰の歌。那賀美古夜。都毘邏斯良牟登。加理波古牟良斯。  
とあるをも。本岐歌之片歌也と記せり。これらの外に。唯一首離れたるか。三句なる歌は。此大なる波麻都知登理云々の  
歌のみ見ゆ。此も四首並ひたる中の。一にてはあれは。かの齊明紀の大御歌の類  
とすへし。此らも目を擧げは。片歌と云へき。さて上件三首の歌。書紀には一首と  
したる傳によらば。此三句を片歌と云は。後に別に抜出て。一首として名けたむ。とあり。

# 日本書紀通釋卷之三十一

飯田武郷謹撰

景行天皇  
十八年戊子

十八年春三月。天皇將イフササトシテ向京。以巡狩筑紫國。始到夷守。是時於石瀨  
河邊。人衆聚集。於是天皇遙望之。詔左右曰。其集者何人也。若賊乎。乃  
遣兄夷守弟夷守二人。令親ユフミセ乃弟夷守還來而諮之曰。諸縣君泉媛。依  
獻ラムトスルニオホミアヘ大御食。而其族會之。

十八年春三月。類史及契沖本本孝本には。此六字なくて。上の十七年の下に續けたり。さて次の夏四  
月の上に。十八年の三字あり。されど宜しともおもはれず。○將向京。高宮宮に。此年迄七年ましま  
しけるか。今年倭京に歸り賜はむとし玉ふなり。○巡狩筑紫國。此も九國の總名に云るなり。○到夷  
守。延喜兵部式に。筑前國驛馬夷守十五疋とあり。又萬葉四に。天平二年帥大伴卿云々。稻公等以病  
既療上京云々。卿男家持等。相送驛使。共到夷守。驛家聊飲悲別。などある。此は何れも大宰府よ  
り。京への往來の路なり。今は日向國より。肥後國熊縣に至り坐る道路なれば。それにはあらず。こ

とに薩摩國人云。夷守といふ地は。今日向國諸縣郡霧島山峰より。子の九分に當りて。夷守嶽といふあり。夷守權現社あり。今難守と書く。神體六柱。男神三體女神三體なり。故難守六所大權現と。上棟板に記したり。社地は。夷守嶽のやかて麓にて。嶽よりは寅の方にあたれり。さて同郡小林郷の内。細野村。野共。鷹導山抱光院承和寺は。慈覺大師の開基也。右夷守權現社より。東の方に六七町はかりにて。往昔景行天皇行在の地と云。又御腰掛石と云もあり。本堂を南殿と云ひ。表門を宮門と云と云り。今大隅國桑原郡分郷の新城を。いにしへ熊襲か居城なりといふは。よしある事也。即てほどなく。旁ゆかりあるに。白鳥山權現宮とて祭り奉るは。まさしく倭建尊にましますへきを。これも。其ゆかりより。ここにまつり奉れるものならん。景行天皇の夷守にも。せさせたまひしも。又故あるべし。とある此地なり。されはかの筑前國なるとは。もとより別なり。さて夷守といふ名義は。重胤云。神名式に美濃國厚見郡比奈守神社。和名抄越後國頸城郡夷守郷ある。これにつきて。魏志に倭國官曰多摸。曰卑奴母離。とあるを。白石遺文に。多摸は伴造なり。卑奴母離は即夷守也。と云りしやうに思ゆ。若くは。國造は僻遠に在て。國臣として守衛する由を以て。夷守とも云し事は非るや考ふへし。と云り。夷守と云地名諸國にあるは。けにもさる職名の古昔ありしなるへし。此魏志の文。北史にも出で。既に引て云ることあり。考合へし。○石瀨河。式上文に次て。石瀨五正屬遠賀郡とあれと。此又それにはあらず。かの薩摩國人説に。岩瀨川は。小林郷の北の極みなる。球磨堺の白毛峯と云山の水の落來れるに。郷の東つらを南さまに流れて。末は東に折て。石瀨川に落入。飢肥領赤江の海になれ出つといへり。其間凡二十餘里なるに。大かに岩瀨多き中に。温水村野尻海道渡しの邊より。末十餘町はかりかほとは。殊にめさましき岩瀨なれば。けに

も川の名に負せたらんかし。岩瀨といふ所のよし也。さてまた。小林郷東方村の石瀨川の川中に。奇き石あり。女の男の隠所の形にて並ひたり。難守の岳に近きところなり。と云り。此そ此なる石瀨河なりける。○兄夷守弟夷守は。夷守に住る土人の兄弟なり。○語。永亨本語に作る。本のまゝにてよろし。○諸縣君泉媛。倭名抄日向國諸縣郡牟良加多是なり。記傳云。何れ古書るを思へば。本は毛呂賀多なりけんを。牟良とはやと後に詠れるも知かたけれど。姑和名抄に依て訓り。賀多は阿賀多なれば必濁るへし。と云れたり。切諸縣君未詳。舊事紀に豐國別命日向諸縣君祖。と云るはあれと。此泉媛は。必土人の族なるへきこと既に云り。さて名義は。記の應神天皇の妃に日向之泉長媛あり。記傳に。泉は和名抄に薩摩國出水。伊豆。郡これなるへし。古に大隅薩摩までかけて。日向と云しこと。上に云るか如し。と云り。此も同じ。應神紀に諸縣君牛諸井女髮長媛。一云。日向諸縣君牛云々。記。なとみえたり。○其族會之。泉媛大御食獻らんとして。族ともを會へたるは。思ふに當時泉媛の高屋宮に召されて。大御許になつさひ奉仕しか。今はと京へ歸り玉ふには。再び御幸ますへきにあらねは。うつゝの御別を悲しみ奉るあまりに。かく族ともを會へて。面立しき大御食を奉りしものとみえたり。さて此大御食奉りし處は。今詳ならねと。かの薩摩國人説に。上に云る小林郷細野村承和寺の庭後。山のはらに。景行天皇御腰掛石と云物ありて。今にしめ繩を引延たり。又此寺より西の方一町はかりの田地の字に。内假屋と唱ふる地。即右の天皇の行宮の跡なるよしをいひ傳へたり。今は其假屋の地を二に分て。内假屋外假屋といへり。と云へり。此や今大御食奉る料に。仕奉りし御假屋のあとならんかし。いつれにも。もてはなれたる場所にはあらざるへし。

夏四月壬戌朔甲子。到熊縣。其處有熊津彦者兄弟二人。天皇先使徵兄熊。則從使詣之。因徵弟熊而不來。故遣兵誅之。壬申。自海路泊於葦北小島而進食。時召山部阿弭古之祖小左。令進冷水。適是時島中無水。不知所爲。則仰之祈于天神地祇。忽寒泉從崖傍涌出。乃酌以獻焉。故號其島曰水島也。其泉猶今在水島崖也。

甲子。三日也。○熊縣。和名抄肥後國球麻郡久萬是なり。さて今日向の方より。越幸坐る地理は詳ならねど。かの諸縣郡小林郷夷守より。加久藤大畑などを經て。今の人吉に出て。さて葦北郡に到り坐るなり。○壬申。十一日也。○自海路云々は。葦北郡の海邊より。御船にて小島に泊玉へるなり。和名抄肥後國葦北郡阿之木多是なり。さて小島は水島也。次にみゆ。○山部阿弭古。山部は記應神段に。定賜海部山部山守部伊勢部也。とあり。記傳に。山部は顯宗卷に。噴讓於上道臣等。而奪其所領山部。と見え。山部連と云姓もあり。山守部は山を守るを職とする一種の部の民なり。書紀に同御世五年。定賜海人及山守部とあり。顯宗卷に云々。小楯謝曰。山官宿願。乃拜山官。改賜山部連氏。以吉備臣爲副。以山守部爲民。また狹々城山君韓俗宿禰云々。充陵戸。兼守山。削除藉帳。隸

山部連。など見ゆ。これらの趣を思ふに。山部と山守部と。二はあらず。同物と聞ゆるに。此に別に擧たるはいかにそや。書紀に山部は無きを正しかるべき。と云り。なほ顯宗紀に云へし阿弭古は。これも記開化段に依網之阿弭古。景行段に木國酒部阿弭古。姓氏錄に輕我孫などあり。記傳に。阿弭古はまつは尸なれども。姓氏錄に。たゞ我孫。攝津國神別又和泉國雜姓なり。今和泉國和泉郡に我孫子と云處あり。又續後紀五に。河内國人我孫公諸成。同姓阿比古道成と云人見えたなど云もあれは。尋常の尸とはいさゝか異なるか如し。さて稱意は吾彦と云ことにやあらむ。吾彦は親みて云。彦は美ていふなり。さて此山部阿弭古。何れの胤といふこと詳かならず。なほよく考へし。○小左。名義詳らかならず。○冷水。水を毛比と云ること既に云り。神代紀○祈于天神地祇。古へはかゝる時には。總て真心を以て神に祈白しき。かれ其精神の感けしむる處。忽ち其しるし現れき。さて此時小左か功も。また類ひなきものから。我天皇の大御德に。天神地祇等もうつなひまつれる状。まことに尊むへし。かの萬葉の歌等に。天地も因て奉る。また神も大御食に仕奉るなどよめる。虚言にあらぬほど思へし。○水島。萬葉釋に引ける肥後風土記に。球磨縣乾七里。海中有島。稍可七十里。名曰水島。島出寒水。逐潮高下。とあり。和名抄に。肥後國菊池郡水島とあれど。これは別所なり。今も水島村あり。通證に。此處の證に引れたるは謬なり。萬葉三に。長田王被遣筑紫渡水島之時歌二首。如聞眞貴久。奇母神佐備居賀。許禮能水島。葦北乃野坂乃浦從。船出爲而。水島爾將去。浪立莫勤。などあり。中島廣足云。水島古書には葦北郡とあれど。今葦北八代郡境の海中にありて。八代につけての海路五里ばかりあれば。かの舟出してとよみ玉へるにも叶ふへし。或書云。水島は八代の眞南少し西にあたりて。今の八代の城よりは。一

里半もあるへく。此島廻り五六間もあるへし。大方は岩石にて。高き所は五丈程もあるへし。此島一體に水涌て。其水潔く。更に鹽氣となし。水のわく所は。島のめぐりの岩の外さまなる。浪打涯の砂地よりわくに。四方八方其水の出さる所なしといふ。されは水島の名あるへきなり。木も松の二三本あるに。かつらやうのものあるのみ。外には木もなし。又今は八代の新田ふえて。歩行わたりも出来るよし。新田と水島と五十間ばかりはなれたれど。随分歩行わたり出来るなり。右の島の亥の方にや當らん。凡一里餘をへたて。白島と云島あり。これは島のかきりみな白石なり。又この島にも。水のわく所多けれど。水島ばかりはなしと云り。廻りは凡半里ばかりの島にて。これは水島よりも餘程たかく。松などこら生たりと云。とあり。

五月壬辰朔。從<sup>ニ</sup>葦北<sup>一</sup>發<sup>シテ</sup>船到<sup>ニ</sup>火國<sup>一</sup>。於是日沒也。夜冥<sup>クシテ</sup>不知<sup>レ</sup>著<sup>ツカムトコロ</sup>岸<sup>一</sup>。遙視<sup>ニ</sup>火光<sup>一</sup>。天皇詔<sup>テ</sup>挾抄者<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>直指<sup>ニ</sup>火處<sup>一</sup>。因指<sup>テ</sup>火往<sup>ク</sup>之。即得<sup>テ</sup>著<sup>ツカム</sup>岸<sup>一</sup>。天皇問<sup>ニ</sup>其火之光處<sup>一</sup>曰<sup>ク</sup>何謂<sup>ニ</sup>邑也<sup>一</sup>。國人對曰<sup>ク</sup>是八代縣豐村<sup>一</sup>。亦尋<sup>ニ</sup>其火<sup>一</sup>。是誰人之火也。然不得<sup>レ</sup>主<sup>一</sup>。茲知<sup>レ</sup>非<sup>トイフ</sup>人火<sup>一</sup>。故名<sup>ニ</sup>其國<sup>一</sup>曰<sup>ク</sup>火國<sup>一</sup>。

從<sup>ニ</sup>葦北<sup>一</sup>。これ今の葦北郡の地なり。肥前風土記には。從<sup>ニ</sup>葦北<sup>一</sup>。火流浦。發<sup>シテ</sup>船幸<sup>ニ</sup>於火國<sup>一</sup>。度<sup>レ</sup>海之間。日沒云々。とあり。火流浦未詳。今海邊に日奈久と云所あり。それか。○火國。此は一國の名にはあらて。倭名抄八代郡肥伊。また風土記に。八代郡火邑とある地なり。後に一國の大名になれるも。もとはこの火國より出たること上に云り。かくて

此地。いまは詳かならず。中島廣足か不知火考に。八代郡に氷川といへる川あり。火打石の名産也。是火川にて。火邑も其川のあたりでありしにやあらん。和名抄肥後國肥伊郷あり。是則火郷にて。此中に火邑はありけんとおほしきなり。又同郡に本野村といへるあり。火村をホノムラと唱へしより。つひに訛れるにや。といへり。なほよく尋ぬへし。○挾抄者。抄本に抄とあり。されどこれは木抄なれば。必木に从ふへし。今仲哀紀持統紀訓同し。和名抄に。檣使<sup>ニ</sup>舟捷疾<sup>一</sup>也。和名加遲。また在<sup>レ</sup>旁撥<sup>レ</sup>水曰<sup>ク</sup>檣。字亦作<sup>レ</sup>棹。漢語抄云加伊。また檣<sup>ニ</sup>棹<sup>一</sup>竿也。刺<sup>レ</sup>船竹也。和名佐乎。また船正<sup>ニ</sup>船木也。楊氏漢語抄云。桡船尾也。或作<sup>レ</sup>桡。和名云多伊之。とあり。記傳云。桡は今世に云桡なり。檣は今云檣又加伊の類なり。と云り。さて挾抄者は。通證に。今按抄元正紀所謂抄士即是。字彙船桡尾曰<sup>ク</sup>桡。今人謂<sup>ニ</sup>篙師<sup>一</sup>爲<sup>ニ</sup>桡子<sup>一</sup>。或作<sup>レ</sup>桡。元史桡工。剪燈新話桡人。蓋桡抄通。故曰<sup>ク</sup>挾抄者。舊事紀梶亦訓<sup>ニ</sup>加遲<sup>一</sup>。類篇梶木抄也。義相通。類聚國史作<sup>ニ</sup>挾抄者<sup>一</sup>。桡<sup>ニ</sup>桡<sup>一</sup>俗字。一本作<sup>ニ</sup>挾梶者<sup>一</sup>。梶<sup>ニ</sup>梶<sup>一</sup>異體。とあり。永亨本考本にも梶とあり。類史に抄を桡に作れるは。上に引る倭名抄に依るに。多伊之にて。正船木也とあれは。今世の梶にて。古の加遲には允當らむ。字を當たる人の誤なり。○火之光處。本に之字なし。仙覺抄。詞林采葉に引るにあり。補ふへし。類史帝王部光字なし。○八代縣豐村。倭名抄肥後國八代郡夜豆志呂。豐村いまはさたかならず。信友云。今按るに。和名抄に八代郡豐福郷みえ。兵部式に豐向驛とあるも。其處なるへきに。國圖を見るに。八代の部内の海邊に。豐福と云かみえたるは。これならんか。と云り。日本書紀に。同郡豐服。又不知火考に。八代郡に豐原。今はブイハ。ラとどなふ。あり。是昔の豐村にもあらんか。又

下益城郡の海ちかき處に。豊福村といへるもあり。これまたよしありておほゆ。といへり。此豊福は八代のは  
異處なりや。○名其國曰火國。信友云。肥前肥後の本名火國といへる由縁は。肥後風土記に。肥後國者  
本與肥前國合爲一國。昔崇神天皇之世。益城郡朝來名峯有土蜘蛛。名曰打獲頸獲。二人率徒衆百八  
十餘人。蔭於岸頂。常逆皇命。不肯降服。天皇勅肥君等祖健緒組遣誅。彼賊衆。健緒組奉勅到來。皆  
悉誅夷。使巡國裏。兼察消息。乃到八代郡白髮山。日晚止宿。其夜虛空有火。自然而燎。稍々降下著燒。  
此山。健緒組見之。大懷驚恠。行事既畢。參上朝庭。陳行狀。奏言云々。天皇下詔曰。剪拂賊徒。頗無  
西眷。海上之勳誰人比之。又火從空下燒山亦恠。火下之國可名火國。と見え。また肥前風土記にも此  
事を記して。肥前國者本與肥後國合爲一國。昔者磯城瑞籬宮御宇云々。因火火は之字の誤なるへし。曰火國。  
後分兩國。而爲前後。ともみえたるにて明なり。然るに紀景行天皇十八年五月の下に。故名其國曰火  
火國。と見えて。此時に國名を定玉へる由に記されたるは。謬傳に依られたるなり。さるは此故事も。  
上に擧たる肥後風土記の文に連ねて。又景行天皇誅珠磨贈噉。兼巡狩諸國云々。幸於火國。渡海之  
間日沒。夜暗不知所著。忽有火光。遙視行前。天皇勅棹人曰。行前火見。直指而往。隨勅往之。果得  
著崖。即勅曰。火燎之處。此號何界。所燎之火。亦爲何火。土人奏言。此是火國八代郡火邑。但未審  
火由。于時詔群臣曰。燎之火非俗火也。火國之由。知所自然。と記し。肥前風土記にも。また上文  
に連ねて。又纏向日代宮御宇云々。今此燎火非是人火。所以號火國。知其爾由。とみえて。始て國名

を定玉へるにはあらず。知所自然。また知其爾由。と書る文に意を付へし。其は前に崇神天皇の。火國と號玉へる事をは知食つれど。  
その事の由をは。いまたよくもたつね玉はて。そのかみ火國と號玉ひしは。如此る神火の事の由によ  
りて號け玉ひつらんと。をりにあひて。ふとなほさりに詔ひたりしなるへし。さるを書紀に。故名其  
國曰火國。と記されたるは。そのかみ。その御なほさりに言にすかりて。まかひたる謬説のありけるを。  
正しあへずして。其説によられたるものなるへきこと。上に擧て論らひたることく。崇神天皇の御世  
に。國名を定玉たると。景行天皇の火光を見そなはして。云々と詔へると。兩度の差別。兩國の風土  
記の傳。相共に合ひていと明らかなり。然るに又肥後の海に。不知火といふものゝ光るを。かの景行  
天皇の幸の時の火光これなり。といへる説のきこゆるは。こころえかたし。さるはまつ此不知火の事  
は。記傳にも見えたる如く。澳の方に見ゆる光にて。澳より陸に就て見ゆるものにあらされは。書紀  
また兩國の風土記に見えたる。景行天皇の御船中にて。みそなはし玉へる趣の。火光にはさらに合は  
ず。しかれば不知火は。たゞ海面の光物にて。別事なるを。よくも考へずして。かの景行天皇の火光に  
より玉へる故事に。おもひあはせたるなほさり説なりけり。さて其景行天皇の故事の趣に。なほ思ひ  
合せ奉らるゝ事は。日本後紀に。延暦十八年五月丙辰。前遣渤海使外從五位下内藏宿禰加茂麻呂等言。  
歸鄉之日。海中夜闇不識所著。于時遠有火光。尋逐其光。忽到島濱。訪之。是隱岐國智夫郡。其處無  
人。或比奈麻治比賣神常有靈驗。商賈之輩漂海中。如揚火光。賴之得全者。不可勝數。神之祐助。

良可嘉報。伏望奉<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>幣例<sub>一</sub>。許之。とあり。神名帳に。知夫郡比奈麻治比賣神社みゆ。三代實錄にも見えたり。或諸國の事記せる書に。此社今も知夫郡島前にありて。恒には火燒權現と稱す。船人暗殺に暴風を避はして。行方にもまよへる時。此神に祈れば。忽ち海路にてさる趣なることありしこと。むかしよりきこえ來り。火を避はして。海路を導きたまへりといへり。海路にてさる趣なることありしこと。むかしよりきこえ來り。いまの世にも。さることありし由。船人のまのあたりかたれるをも。また人傳にもこれかれと。正しくきける事なり。きく知てある人なほ多かるへし。さて又因に云。肥前肥後も一國なりしよし。風土記に相共に記して。肥前なるは。健緒組の古事をいへる文に連ねて。後分<sub>二</sub>兩國<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>前後<sub>一</sub>といへり。肥後なるも然ありけんを。今本書世に傳はらされは知られず。かくてその二國に分たれし事は。他書ともには見えず。さてその前後の國號の。古く書にみえたるは。神功紀に火前國松浦縣。推古紀に肥後國葦北津。と記されたり。但し此は後の號を。古にめぐらして云る傳へによりて。書されたらんも知らねども。日本紀撰記されたる養老の頃より。はやく前後に分たれし事は著し。かくて此火國のことは。記傳に。大八島成出章に。筑紫島を有<sub>二</sub>四面<sub>一</sub>と云て。肥國を其一に取れり。然るに國圖を考るに。肥前と肥後とは。海の隔りて地接<sub>レ</sub>かず。正しく二に分れたれば。面一には取かたき國形なり。故考るに。書紀又風土記などの火國の故事は。地名に依るに。皆肥後の國の地なり。然れば肥國と云しは。初はた<sub>二</sub>肥後<sub>一</sub>方のみにて。肥前の地は。本は竺紫の國の内なりしか。や<sub>二</sub>後<sub>一</sub>に肥國に屬しにやあらん。と注はれたるはさることなり。かくて猶考るに。上代に火國といへるは。今の肥後の方なるへきよし云れたるは。まことにさることにて。動きなくきこゆるに。其肥後と離れたる域を。肥前と

いふよしのおほつかなかく。さるに合せては。聊かたよはしくおもはるゝに付て。國圖を考るに。肥後は東の國岬より。島傳ひに天草といふ大島を界。肥前はその天草の北面より。二三里はかりに海を隔て<sub>二</sub>。島原といふ域より。北東さまに。肥後の西面<sub>一</sub>より。筑後の西面<sub>一</sub>かけて。流海<sub>一</sub>をへたて<sub>二</sub>。曲り對ひて。筑後の西方に隣れり。上代には。今の肥後の方さまを火國といひ。後に今の肥前の方かけて。火國に屬られたりしを。又後に今の如く。前後に分たれたるものなるへし。平陸よりいへは。肥後の北の方。筑後に隣りて。筑後の西面を隔て。肥前なれば。肥前肥後も合せて。一國なりつるよしいへる。風土記の説こころえかたく。火國の地とゆれど。かく肥後の東の國岬より傾れば。一國とせられたりし事さきに疑はしからず。風土記にみえたる火國の故事の地。のみを肥後のかたにのみあるは。其國の名にも號けられたる故事の本土なれば也。肥前の風土記に。其國內ならぬ肥後の故事を記せるは。本土の國號の緣由を顯さむために記せるなり。かくては記傳にいはれたる。鈴屋大人の考。まことによく當れりといふへし。以上信友説と云れたるはさる説なれど。なほ按に。信友の云れたる如く。平陸よりいへは。海を隔て<sub>二</sub>。現に二國の如くなれば。一國なりとは云かたきさまなれど。其中間なる海をも加へて。一國としたらんには。前後本より一國と見んに。疑はしからず。殊に久遠なる神代の頃には。今とは地勢の甚くかはれりしも知へからず。他の海を隔て<sub>二</sub>。國を立し例に。強てなつむへきにあらす。上代の事なれば。なほ本のまゝに見てあるへきなり。この事は。重胤も既く云置たる説ありしとおほえたれど。今其文を見出す。よりてかくおのか説として。始く識しおくものなり。

六月辛酉朔癸亥。自高來縣渡玉杵名邑。時殺其處之土蜘蛛津頼焉。丙子到阿蘇國也。其國郊原曠遠。不見人居。天皇曰。是國有人乎。時有二神。曰阿蘇都彥阿蘇都媛。忽化人以遊詣之曰。吾二人在。何無人耶。故號其國曰阿蘇。

癸亥。三日なり。○高來縣。倭名抄肥前國高來郡多加久とあり。肥前風土記に。高來郡。昔者纏向日代宮御宇天皇。在肥後國玉名郡長濱濱之行宮。覽此郡山。曰。彼山之形似於別島。屬陸之山歟。別在之島歟。朕欲知之。仍勅神大野宿禰。遣看之。往到此郡。爰有人迎來曰。僕者此山神。名高來津座。聞天皇使之來。奉迎而已。因曰高來郡とあり。さて肥後八代縣より。肥前國に渡り玉へる事を。この上に記洩したり。○玉杵名邑。倭名抄肥後國玉名郡多萬伊奈とあり。此より前に。肥前國高來郡に渡り坐るか。又本の肥後國に飯り渡りたまへるなり。かくて肥後風土記に。玉名郡長濱濱。在郡昔者大足彥天皇。誅球磨磨噉。還駕之時。泊御船於濱云々。又御船左右游魚多之。禪人吉備朝勝。以鉤釣之。多有所獲。即獻天皇。勅曰。所獻之魚。此爲何魚。朝勝見奏下。未解其名。正似鱒魚耳。歷御覽曰。俗見多物。即云爾倍佐爾。今所獻魚甚多有。可謂爾倍魚。今謂爾倍魚。其綠也。とある

は。正しく此御時の事なるよし。また爾倍魚は。後に腹赤また久知伊之毛知ともいふといふ魚にて。年この御費に献りしも。此御時の故事によりてなることなど。信友か腹赤考あり。爾倍佐は。當時筑紫わたりの俗言なりしなるへし。下の爾は。辭なるへし。

昔者纏向日代宮御宇天皇。在肥後國玉名郡長須濱之行宮云々。と見えたるも。また此頃の御事なること灼然し。かの腹赤考に云。肥後の隈木人中島廣足。この腹赤の考説を見て詰ひて。さて件の風土記の古蹟を證して。云ひおこせけらく。彼山形似於別島云々。と詔ひたるは。高來郡温泉山なり。この山下。四面海に至り。みな田地にて鄉村あり。但し西の方の海中に。纏マタ十町ばかり。徑二里ばかり。高き岡のことくにて。陸に續きたるか。長濱わたりよりは。海上十四五里ばかり離りたれば。かすめる時は。さらにて。海のにおもむきによりては。別島のことみゆれば。さば御覽したりしなり。さて今長濱の海邊を。五里ばかり南に。伊倉といふ處あり。其處を丹倍津ともいへり。然るは古名にて。爾倍魚の故事に由ありて。負ひたるなるへし。また長濱に。四王子宮と稱へる神社あり。景行天皇の皇子四柱を合せ祀り奉ると云傳へたり。但し其御名は詳ならず。また長濱の濱邊を南へ三里ばかりに。女石といふ處に女石神社あり。(通證には明石大明神とあり)景行天皇を祀り奉れりと云ふ。其處に天皇の御腰居たまひたりしと。語繼きたれる石あり。件の二社は。風土記にみえたる行幸の時の舊蹟につけて。祀り奉れるなるへしと云り。これにつきてなほおもひ奉るに。四王子宮は。其時四柱の皇子を奉り幸したりけん。其御子たちを。由ありて祀り奉れるなるへし。また女石は上に注せる行宮の舊蹟にはあらざるか。さて女石としも云ふは。天皇の御腰居の石を。御石と稱へるを詠れるにて。其を地名にも呼び。やかて御社の號にも稱しならへるにやあらんと云り。

○津頼。名義未思ひ得ず。○丙子。十六日なり。○阿蘇國。和名抄肥後國阿蘇郡阿蘇郷あり。○郊原曠遠。通證に。井澤氏曰東西十五里。南北十九里之地。と云へり。○阿蘇都彥阿蘇都媛。式に肥後國阿蘇郡健磐龍命神社。阿蘇比咩神社あり。記傳に。阿蘇都彥は健磐龍命の神靈なるへし。と云るか如く。社傳に。本宮健磐龍命は。神八井耳命の子なり。阿蘇媛神は。武磐龍神の妃にて。速甕玉命の母なり。と云へり。さて玉勝間に云。肥後國の阿蘇山は。麓より三里のほりて。山上に大

なる池ありて。常に湯わきあかりて。玉をちらし。いみしく火のもゆるを。その火のもゆること熾なる時には。石を飛して。池のほとりに近づきかたし。武郷云。此池のこと。日本後紀に。阿蘇池無。故潤城二十餘丈。三年奇光照耀。山震動崩。廣五十丈。長二百五十餘丈。などもみえたり。神社は。山の下なる宮地村といふにたゞせたまへり。一宮は健磐龍命神社。二の宮は阿蘇比咩神社。國造神社は武郷云式速瓶玉命。金疑神社は綏靖天皇におはしますなり。大宮司は姓は宇治朝臣といふ。その宅は。件の宮地村をすこしはなれて。大宮司屋敷といふ所に有と。肥後國人のかたれるなり。今思ふに。瓶をかめと唱ふるは誤にて。かの御名はやみかたまなるへし。又金疑神社を綏靖天皇と申すも。神八井耳命を誤れるなるへし。さて大宮司の姓。今宇治朝臣といふは。いかなるよしにて。いつのよりのことならん。古事記に阿蘇君とあるこそ。この氏とはきこえたれ。といへり。記に神八井耳命者。阿蘇君之祖也。國造本紀。阿蘇國造。瑞籬朝御世。火國造同祖。神八井耳命孫速瓶玉命。定賜國造。とみえたれば。社傳の如く。神八井耳命孫。健磐龍命の子。速瓶玉命なるを。科野國造。瑞籬朝御世。神八井耳命孫。建五百建命定賜國造。とあるはたかへるか如し。孫字は寫誤なるへし。また按ふに。建五百建命は健磐龍命の子にて。速瓶玉命の兄弟なるへしか。建と詔を以。父子の名を別たるにもあるへし。然見れば。國造本紀の世數もたかはす。○なほ通證に引る筑紫軍記といふものにも。此當國一宮神八井耳命子也。とあり。また同書に。阿蘇比咩神社を。此草部吉見神。女體磐龍命夫人。速瓶玉命母也。とあり。○化人。人に化て現れ給ふなり。○何無人耶。通證云。阿與奈通。何之義也。とあり。奈曾を阿曾といへるは。萬葉十四に安是加麻可左武。何か將。また安村可母伊波武。何かも將。また安村加安我世牟。何か我將。また阿是曾母許與比。何りも今。また汝波安村可毛布。汝者何か。な言なり。

と此外にも多かり。これら奈是此辭今の俗言といふへきを安是。また奈村といふへきを安村といへるなど。安と奈と音の通するを以てなり。今も其例にて。奈曾といふへきを。阿曾と言ひしものなり。豈を阿爾と訓る。○曰阿蘇。名義何と詔ひしより負へるなり。

秋七月辛卯朔甲午。到筑紫。後國御木。居於高田行宮。時有僵樹。長九百七十丈焉。百寮蹈其樹而往來。時人歌曰。阿佐志毛能。瀾概能佐烏麼志。魔幣菟者彌。伊和哆羅秀暮。彌開能佐烏麼志。爰天皇問之曰。是何樹也。有一老夫曰。是樹者歷木也。嘗未僵之先。當朝日暉。則隱杵島山。當夕日暉。則覆阿蘇山也。天皇曰。是樹者神木也。故是國宜號御木國。

甲午。四日なり。○筑紫後國。筑後國なり。倭名抄に筑紫乃三知乃之里とあり。服部元彰曰。筑紫は。上古以來載する事尤多く。皇極天皇以後。太宰府も設けられたる國なるに。盡く筑紫と云ひて。一も筑前の名あること無し。景行紀に一ヶ所。筑紫後國の名あり。疑ふへし。又同紀に。豊前上總の名あり。



れども。豊後下總の名一所たにも見す。又神功紀に火前國あれども。肥後の名は。持統紀に至て始てみゆ。安閑紀を以て證するときは。景行神功紀の名は。みな後より上に及ぼして。舍人親王の書玉ひしこと知へし。右の類古事記には一もなし。此に由て之を觀れば。總越筑豐火國等の二三に分れたる。蓋天武持統の際にあり。越前國司の文。一所あるをみるのみ。記仲哀段に。高志前角鹿の文あり。蓋撰者當時の國名を稱せし者ならん。と云り。なほ考へし。○御木。倭名抄三毛郡三計。とあり。木を計といへる。今の三池郡。また三池といふ大名の地もあり。○高田行宮。此宮處いまはさたかならず。今下妻郡に高田あり。されど其にはあらし。柳川人武藤陳亮か説に。御木のさをはしは。まさしく筑後國三池郡高泉村の地にて。今も其土中よりまれ〜出る埋木。その質まことに堅實にして。木理歷木にたかはず。また其地にみゆき橋と唱ふる所あるを思ふに。今の高泉は。古の高田を詛れるにやあらん。といへり。なほよく考ふへし。○儼樹長九百七十丈。平田翁云。九百七十丈を町に直しては。大凡二十八町ばかりはあるへし。武郷云。守部は今道凡五里半に當るといへ。こは儼ふれて。幾百年の星霜をか經けん。その間には。檜は六町一里にふるに未詳。はあるへし。梢枝など盡く朽折れて。幹木のみ存れること。言も更なれば。その立木にてありしほどは。一里餘りの高さは必あるへく。本の太さも。慥に五六百尋ほどはありけん。といはれたり。○蹈其樹云々。守部云。樹を踏は。間道なるを以てなり。其をみてめつらしくおほえて。時人のよめるなり。といへり。○阿佐志毛能。朝霜のなり。私記に。朝霜易消也。故欲讀瀾概之發語也。とあり。萬葉集に。落雪之消長戀師。といへると同じく。落雪も朝霜も。消にいひかけたるにて。幾延の約。氣なればなり。

○瀾概能佐鳥歴志。瀾本瀾に詛る。今永享本類史本による。御木之眞小橋なり。守部云。御木は此後文に。天皇曰。是樹者神木云々。宜號御木國。とあれは。此木より地名と成しなり。佐は眞に通ひ。小は小筑波小野などの小にして。稱辭なり。此眞と小とを重ねたる例は。萬葉十四に。麻乎ごもの。眞小。鷹也。古事記允恭段に。佐袁々には。眞小。なといへるか如し。さて此儼樹は。此時百寮の亘り始めたるにはあらす。いと古き時より儼れてありつるは。はやくより御木眞小橋とは稱へならしむなり。○魔弊菟耆彌。前津公にて。天皇の御前に候ふ諸卿をいふ。故萬葉一に。物部の大臣。孝德紀に上臣訓多加伎末邊都伎美。などあり。○伊和哆羅秀暮。伊は發語なり。渡るを延てわたらすといふ。暮は助辭なり。○瀾開能佐鳥歴志。一首の意は。守部云。常に山賤のみ渡る。此偏土の御木眞小橋をは。今日は思ひよらぬ。大宮人等の伊渡らすもよ。希見き事なるかな。その御木の眞小橋をはとなり。といへり。○歷木。中島廣足か歷木弁云。和名抄に。本草云。釣樟一名鳥樟。和名久沼木。また舉樹和名久沼木。日本紀私記云歷木。本居翁云。釣樟と舉樹と。共に久沼木と記しなから。別に出せるは。名同じくて異物か。はた別に出せるはあやまりか。とみえ。新撰字鏡には。歷木同久沼木とあり。書にも歷木と書るは。歷の意にて。例の偏を省けるなるへ。字書に歷木名。また文選李善注に。歷與歷同なといへり。其はとまれかくまれ。皇國にていにしへ。クヌキに歷木の字を用ゐたりし事あるし。仁徳紀に。當荒陵松林之南未合云々。これをも久奴木とよめり。萬葉には歷木の字を。此木今も三池郡の土中に埋れありて。其きれ稀に出るヒサキとも。シハともよませたれど。そは例の借字なり。此木今も三池郡の土中に埋れありて。其きれ稀に出ることあり。おのれも一つ得て見るに。まことにいと古き埋木にて。色は漆よりもくろく。木理は黒檀

なといふへきさましたり。或人は印材としてみかきたる。いとうるはしきものなり。さて是を得る事。たはやすからず。片岸の崩し所。あるは水底。或は地を深く掘る事などあるをりに。まれく出て。いつことも定めかたきよしなり。紀の本文にて。其ゆゑよし灼然し。くぬきなりし事も決なく。いとくめつらかなるものなり。といへり。なほこの事次にも云。○朝日暉。夕日暉。類史一本に暉を光に作れり。さて夕日暉下に。類史に則字ある補へし。並河本には亦字に作れり。○杵島山。萬葉仙覺抄に引る肥前風土記に。杵島郡縣南二里有二孤山。從レ坤指レ良。三峯相連。是名曰二杵島。坤者曰二比古神。中者曰二比賣神。長者曰二御子神。一名軍神。動則兵與矣。郷閭士女提レ酒抱レ琴。毎歳春秋携レ手登望。樂飲歌舞。曲盡而歸。歌詞曰。阿羅禮符縷。者資麼加多愷塢。嵯峨紫彌刀。區縫刀理我禰氏。伊謀我提臨刀縷。是杵島曲とあるをふに。いと名高き山と見えたり。或人云。今の杵島山は。肥後の阿蘇山にむかへいふはかりの高山にあらず。故昔の杵島山は。藤津郡の多良山なるへし。藤津と杵島の郡は。境をまじへたるか上に。今多良山の神事毎秋九月に。俚民の登りて酒宴するさま。彼いにしへ樂飲歌舞云々といへる。いとよく似たりといへり。猶よくたつぬへしと。此も歷木辨にいへり。さて杵島といふ名義は。風土記。杵島郡。昔者纏向日代宮御宇天皇巡幸之時。御船泊此郡盤田杵之村。于時從二船狀貳之穴。治。水自出。一云。船泊之處。自成二一島。天皇御覽詔二群臣等。曰。此郡可謂二狀貳島郡。今謂二杵島郡。詔之也云々。とあり。重胤云。此杵島は木島と云事にて。神代に五十猛命の始。自筑紫。凡大八給ひける地にて在けん。其御子神の下に。一名軍神動則兵與と有なん。五十猛神の御名に似てて聞ゆ。と云り。○阿蘇山。釋紀に引る筑紫風土記曰。肥後國阿蘇縣。縣坤二

十餘里。有二一禿山。曰二關宗岳。頂有二靈沼。石壁爲レ垣。計可二縱五十丈橫百丈。深或二十丈。或十五丈。清潭百尋。鋪二白練。而爲レ質。彩浪五色。組二黃金。以分間。天下靈奇出二玆峯。矣。時々水滿。從二南溢流入二于白川。衆魚醉死。土人號曰二苦水。其岳之爲レ勢也。中二天而傑峙。包二四時。而開二基。觸レ石興レ雲。爲二五岳之最首。濫レ觴分水。寔群川之巨源。大德巍々。諒人間之有一。奇形杳々。伊天下之無雙。居在二地心。故曰二中岳。所謂關宗神宮是也。とあり。名高き山にて。世々の史等にも見えたり。○是樹者神木也云々。本に也字なし。今類史に據て補。筑後國風土記にも。此樹の事を記して。三毛郡云々。昔者棟木一株生二郡家南。棟持谷氏云。疑棟或棟字。と云り。一本には棟とあり。平田翁云。今もその邊郡にわたれる埋木ありて。底一面の大樹なりとそ。その木を國人西原是樹より贈れるに。その木理をみれば。棟にはあらず。實に埋木にありける。と云り。其高九百七十丈云々。朝日之影蔽二肥前國藤津郡多良之峰。一。肥前風土記には。託羅之峰とかけり。これも今あらはなる高山なり。暮日之影。蔽二肥後國山鹿郡荒帆之山。因曰二御木國。後人詛曰三三毛。今以爲二郡名。歷木辨云。荒帆山いましりかたし。山鹿郡は阿蘇山より西。此下に棟木與二棟木。名稱各異。故記之。と有て。其木は別なるものから。其高の同じきは。右の一傳なるへし。肥前國の杵島藤津二郡相隣り。肥後國の阿蘇山鹿兩郡相近さか上に。日の長短に依て。蔽ふ陰も異なる物なりければ。事の異なるには非さんゆり。本國神名帳に。三毛郡正六位上大城神と有や。其樹靈を祀れり。とあり。さて古さる大木のおほかりし事の。古書に見えたるは。古事記仁徳の段に。河内國免寸河の西に高樹ありて。旦日にあたりては。其影淡路島に逮ひ。夕日にあたりては。高安山を越たりしよしみえ。其樹をきりて船につくり。又其船の破壊たる木をもて。琴を作りしよまもみえたり。此は何の樹といふ事記されず。肥前風土記にも。佐嘉郡。昔者樟樹一株生二於此村。武郷云。此村上に脱字ある歟。幹枝秀高莖繁茂。朝日之影。蔽二杵島郡蒲山郡。暮日之影。蔽二養父郡草橫山。也。日本武尊巡幸之時。御二覽

樟茂榮一曰。此國可謂榮國。因曰榮郡。後改號佐嘉郡云々。などあり。此は御木の原木の事によく似たり。又近江國栗太郡に語傳へていふ。いにしへ栗の大木ありて。其枝數十里にはひこれり。此栗木といふ。今も地を掘れば栗實又枝などもあり。又すくもといひて。里人の薪に用るものありて。土中よりほり出す。是も其栗の葉なりといへり。この事今昔物語語にみえたり此類の語傳へ。なほ國々往々にあり。今の世にすら。おもひの外なる大木の。深山中等にはあること。こゝかしこに聞ゆれば。まして上代には。殊なる大木の所々にありしにこそ。

丁酉到八女縣。則越前山。以南望栗岬。詔之曰。其山峯岫重疊且美麗之甚。若神在其山乎。時水沼縣主猿大海奏言。有女神名曰八女津媛。常居山中。故八女國之名由此而起也。八月到的邑而進食。是日膳夫等遺盡。故時人號其忘盡處曰浮羽。今謂的者訛也。昔筑紫俗號盡曰浮羽。

丁酉。七日なり。○八女縣。持統紀に上陽群郡とあり。和名抄に。筑後國上妻郡加牟豆萬。今カウツマ郡といふ。

下妻准とあり。八女縣は。即この上妻下妻の地なり。上八女下八女といひしを。二字にツマめて。さかしく訛りしものなり。通證に。高良玉垂命社司鏡山氏曰。上妻郡八部村。疑遺名。今有縣主祠。といへり。筑後國人矢野幸夫が縣苞と云書に。御座石。新川村栗木野名の山中。星野村へ越る路傍に在り。此所を御座石越と云。傳云。景行天皇筑紫巡幸の時。上妻郡尾生松。今をのふと云所なし。嘉納の松と云所は。北河内村の中。河原名の内にあり。を経て。此地に至り。石上に御座を設け。矛を建けるより。此名あり。此地より朝田村に下り。筑前國保坂村に移らせ玉ふと云。今按に。三池より藤山を越え。高羅の行宮。肥前國にありして。風土記其後北河内より。横山通にて。栗木野山を越え。生葉行宮。豊後風土記に鳳輦を止めさせ玉ひ。其後豊後に遷幸なさせ玉ひし時。保坂村なごをは。歴させ給ひしなるへし。と云り。○前山。鏡山氏曰。今云御前嶽。といへり。或人前山とは。たゞ前山と云こと。かといへり。されど猶地名なるへし。類史永享本中臣本に藤山と作る。其は御井郡なり。と云り。○栗岬。本に栗を粟とあり。鏡山氏曰。今云黒岬。今按粟疑栗之誤寫。とあり。永享本に栗とあるに依る。○峯岫。通證云。仲哀紀洞訓同。堪囊抄匿路讀久介知。義通。○神在其山乎。本に在を有と作り。考一本に在とあり。改むへし。○水沼縣主。和名抄筑後國三潯郡美無萬とある地の縣主なり。出自は詳ならず。上に國乳別皇子是水沼別之始祖也。とあるとは異なり。此事をほ上に云り。合せみるべし。○猿大海。名義未思ひえず。○八女津媛。此神如何なる神にますにか詳かならず。訓ヤトメのトは行なりこゝに矢野幸夫云。八女津媛神社。上妻郡北。矢部村。岩屋名にあり。所祭八女津媛神。國內神名帳三潯郡の末に。上八目津女神。下八目津女神。あり。此は上妻なりしか。混して三潯に入しなるへし。社傳云。所祭神大日靈貴尊。彦火々出見尊。鸕鷀草

昔不合尊。日本武尊。八目津彦尊。八目津姫尊。合て六神。故に六所宮と云。養老三末年造立なり。今按に合祭の六坐。時代功業。共に配祀すべき神祇にあらず。且八目津彦と云稱號。物に見えず。寛文の記云。佛岩屋六所權現。開基詳ならず。天正十年。源親直再興。神實木像六體。本地堂阿彌陀木佛一體。とあり。本は八女津媛一座也しとおもはる。按に肥前風土記に高羅行宮あり。豊後風土記に生葉行宮あり。然れば御木より。山門下津八女上津八女等の縣を巡り。上廣川庄を経て藤山を越え。高良の行宮に御坐し。的の邑にいてまじくなり。今藤山高良内の境に峙てる兀山を。鳶岳と云。遠見岳の誤なるへし。此絶頂より南のかたを望めは。美景本文に云る。か如し。今の山内村より東西にかけて。總名を川崎の庄と云。本の川瀬組を上廣川庄。江口組を下廣川庄と云。其頃迄は此邊は大河なりし故。謂栗岬則川崎なるへし。媛の住所を八女郷と云るより。上下八女の郡名は起れるなり。と云り。○由此而起。本に而字なし。今永享本中臣本類史本等に據る。○的邑。倭名抄筑後國生葉郡以久波。鏡山氏曰。生葉郡溝尻村有以久波島。方十間許。在三田中。同郡妹川邑有御座石。相傳天皇之遺蹟也。とあり。さて的字をイクハと訓むよしは。仁徳紀の下に云るをみるへし。矢野幸夫云。若宮神社。生葉郡若宮村にあり。昔は福富庄竹林村と云り。福富又菊富とも云り。豊後風土記に見えたる生葉行宮。則此地なり。古老傳云。本景行天皇を祭る。思ふに天皇熊襲御平鎮還幸の時。兵器諸調度悉く此行宮の左右に藏め。土を封して。東を日岡。西を

月岡と名付られ。其後に岡の中央に社を建。天皇を祭り奉しを。鎮西八郎九州平定の後。其靈跡に。其祖義家。奥州鎮靜の後。岩清水八幡宮を鎌倉鶴岡に祭られし例に倣ひ。此御社を再興して。八幡宮を配祀せられしならむ。故に縁起且古棟札に。久安年中二年。一云六年。鎮西八郎再建。とあり。文化二年二月。月岡を發。石櫃を得たり。中央に玉大小數百顆。兩端に刀劍。鏡を藏めたり。櫃外四圍に。甲冑刀鏃馬具鐙鈴砥陶器。其他種々の物類十品あり。上古の物にて。何の用たること辨へざる類多し。又若宮の辰の方二十餘町に。溝尻村あり。此村に生葉島と稱する地あり。即天皇御遊宴の時。膳夫か御蓋を忘れしにより。惜哉朕酒蓋と宣し所なりと云。此邊に土取石と云地あり。兩岡を築ける時。土を取し所なるへし。天皇此時役夫の勤勞を。叡覽在せられむ爲。いてまして御遊宴ありしか。還御の後。膳夫か蓋を遺たるを聞食て。歎し玉ひしなるへくおほゆ。其御座の當りを殘して。土を取られは。其地形島に似たるなり。郡名の起れる根本の地なれば。土俗生葉島と稱して。其遺跡を無窮に傳へしなり。日岡は社東。月岡は社西にあり。高五間。根廻り凡八十間。窟中の櫃外に立廻せる武器の中。甲冑許多あり。有か中に。略其形狀を可觀者。僅に八領。兜八。衣るに金を以てし。飾るに玉を以てす。鎧以下馬具諸調度。大概貼金。砥などは銀を冠せ。其上に鈕を施せり。總て美盡し善盡せり。上古質朴の時。凡人にしてかゝる花麗を極むへくもあらされは。至尊の御物と云。強言とは云かたし。刀劍矛鏃等。亦無數。頗腐爛凝結して。舊容を存する者甚稀なり。櫃中に三種を納。櫃外に夥しく兵

器を藏めたるを思へは。天皇御凱陣の時の御しわざと云傳たる。さも有へく思はるゝなり。とてもかくても。古代の社なることしるければ。重く齋き奉らるへきことなりかし。按るに兩岡の製。古家に似たれば。高貴の人の墓とも云へけれど。景行天皇の社の左右にありて。社説微なきにしも。また弓立神社。生葉郡大石村に在。開基詳ならず。所祭景行天皇。あらねば。今は姑く古傳に據て天皇の遺跡とす。なり。神實鏡。別に古鏡。二面あり。傳云。天皇的邑行幸の時。石上に弓を立て。天下の安鎮を祈給ふ。今の社西の目高見と云地にある二大石是なり。其後武内宿禰古例に倣ひ。亦祈禱を修し玉ひける。其社を建て。天皇を祭り。弓立大神と申奉る。永觀元年木樵靈神を配祀す。其故由は社傳に詳なり。と云り。みな此によしある事なり。○蓋は。酒杯なれど。舊訓にウキを訓るによるへし。○浮羽。筑後風土記云。昔景行天皇巡國既畢。還都之時。膳司在<sub>ニ</sub>此村。忘<sub>ニ</sub>御酒蓋<sub>ニ</sub>云々。天皇勅曰。惜乎朕之酒蓋。俗語。謂酒蓋。爲<sub>ニ</sub>字根。因曰<sub>ニ</sub>字根波夜郡。後人誤號<sub>ニ</sub>生葉郡<sub>ニ</sub>とあり。さらば浮羽の羽は。者也。風土記に惜乎とある。蓋<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>字根。因<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>にて。浮<sub>ニ</sub>と<sub>ニ</sub>へるそ。蓋のことなる。古事記の雄略段歌に。美豆多麻宇岐とあるも。みづくしき玉蓋といふ義なる事。合せて知へし。さるをこゝに。號<sub>ニ</sub>蓋<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>浮羽<sub>ニ</sub>とあるは。詛<sub>ニ</sub>傳<sub>ニ</sub>にて。まことには號<sub>ニ</sub>蓋<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>浮<sub>ニ</sub>とのみあるへきなり。たゞしかくては又。此紀に朕之酒蓋者也。など詔ひし御言なければ。羽字の義解かたし。あまりに事を略して。かく通えぬ事とはなりたるなり。さてかく蓋者也と詔ひ出て。惜しみ玉へるは。尋常の御物にはあらし。世に珍き大御酒杯にてそありけらし。又筑紫俗に。記の采女か歌にさへ。宇岐とよめれば。ただ筑紫のみにはあつて。まれには都にても。さることいひしにもあるへし。故風土記に。たゞ俗語とのみあるも。さる意ありてにや。

十九年己丑

十九年秋九月甲申朔癸卯。天皇至<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>日向<sub>ニ</sub>。

癸卯。二十日なり。

二十年庚寅

二十年春二月辛巳朔甲申。遣<sub>ニ</sub>五百野皇女<sub>ニ</sub>令<sub>ニ</sub>祭<sub>ニ</sub>天照大神<sub>ニ</sub>。

甲申。四日なり。○五百野皇女。上に出。○令祭天照大神。倭姬命世記に。大足彥忍代別天皇二十年庚寅。倭姬命年既老耆不能<sub>レ</sub>仕。吾日足奴止宣天。齋内親王仁可<sub>ニ</sub>仕奉<sub>ニ</sub>。物部八十氏人々定給天。十二司寮官等遠波。奉<sub>レ</sub>移<sub>ニ</sub>五百野皇女久須姬命<sub>ニ</sub>。即春二月辛巳朔甲申。遣<sub>ニ</sub>五百野皇女於皇太神<sub>ニ</sub>。乃御杖代止志氏。多氣宮造奉豆。齋慎美令<sub>レ</sub>侍給支。伊勢齋宮群行始是也。爰倭姬命。宇治磯殿乃磯宮坐給倍利。奉<sub>ニ</sub>日神祀<sub>ニ</sub>。古止無<sub>レ</sub>倦焉。とあり。通證に。今按。伊勢國安濃郡有<sub>ニ</sub>五百野村<sub>ニ</sub>。相傳皇女之遺蹟。今猶小祠存矣。多氣宮。在<sub>ニ</sub>多氣郡多氣鄉齋宮村<sub>ニ</sub>とあり。按に久須姬命は。五百野皇女の御名なるへし。五百野は五百野村に坐しより。稱奉りし御名にて。まことの御名は久須姫と申すなるへし。この御名尊卑分脈を始めとして。みえたる。かくて此皇女。此時天照大神を齋祭玉ふは。倭姬命に替り給へるにはあらず。並坐して奉玉ひしものなる事。世記に見えたるか如し。なほ下四十年の處に云をも見合すへし。

二十五年乙未

二十五年秋七月庚辰朔壬午。遣<sub>ニ</sub>武内宿禰<sub>ニ</sub>令<sub>ニ</sub>祭<sub>ニ</sub>北陸及東方諸國之地<sub>ニ</sub>。

形。且百姓之消息也。

壬午は三日。○令察北陸及云々。通證に。今按此乃按察使之起源。詳見于天武十三年紀。とあり。○地形の訓は。齊明紀に國體勢を。クニノナリと訓るにより。消息は。上にアルカタチと訓るによれり。

二十七年春二月辛丑朔壬子。武内宿禰自東國還之奏言。東夷之中。有日高見國。其國人男女並椎結文身。爲人勇悍。是總曰蝦夷。亦土地沃壤而曠之。擊可取也。

二十七年  
丁酉

壬子は十二日。○自東國還。武内宿禰。北陸より東方へ廻りて。還來れるなるへし。さて東夷の事を旨と申しふか故に。自東國還とは記せしものなるへし。しか見されは。北陸の方へは行かて。東國より還り來れるかことし。おもふべし。○日高見國は。釋紀に。公望私記曰。案常陸風土記云。信太郡云々。此地本日高見國。又景行天皇之時。日本武尊征討蝦夷之時云。蝦夷既平。自日高見國還之云々。又中臣解除文云々。四方之國中。大倭日高見之國乎。安國正定奉止云々。公望竊案。四方望高遠之地。可謂日高見國。歟。指似不可言一處之稱謂耳。とあり。重胤云。日高見之國の號は。其始高千穗宮にて。稱初たるならむ。其は古事記に。皇孫命御

天降の處に。天降坐于笠紫日向之高千穗之久士布流多氣云々。朝日之直刺國。夕日之日照國也。故此地甚吉地詔而。於底津石根。宮柱布斗斯理。於高天原。氷椽多迦斯理而坐。とある朝日之直刺國。夕日之日照國。と詔へる大御言そ。日高見之國と云語の起とは聞えたる。然れば日高見の號は。此傳を以て説へし。如此く四方は皆晴て。朝日より夕日迄。天津日の甚能く見ゆるか故に。此地そ吉地と詔玉ひて。大宮柱太敷き坐り。此に因て日高見の國の號起れるなり。日高とは。天日を云事なり。天を高と云事。古今に多き事なり。然れば天日の能見ゆる所と云ふ義と心得て然るへし。若て神武天皇大和國に。皇大宮を建させ玉ふにも。其制度に因准せ玉ひて。日高見之國なる地に都爲玉へり。橿原宮此なり。偕日高見之國とは。四方は皆打晴たる地の内にて。小高き所はしも。天日のよく見ゆる地には。何所にも云事と聞えたり。此に東夷之中有日高見國。また蝦夷已平。自日高見國還。と見えたる。此は式に陸奥國桃生郡日高見神社あれば。其邊なるへし。常陸風土記に。信太郡。古老曰。難波長柄。豐前大宮。馭宇天皇之世云々。分筑波茨城郡八百戶。置信太郡。此地本日高見國也。と有は。地形に依て日高見國と云るに非ず。地名なれど。元來地形に依て號る所なるへし。記傳に。續紀三に。紀伊國阿提飯高牟爾とあり。又豐後國の郡名日高は。比多と和名抄に見ゆ。風土記には日田と有り。是に因て思へば。飛彈國も日高國かと云れたるは。然る言なり。現存六帖に。出る日の高見の國を安國と。祈る本を神や照さむ。と詠るは。後釋に。日高見國とは。山遠くして打晴て。平地に廣き地を云也。山の遠き地にては。山と空の日の間遠くして。日の高く見ゆる物なればなり。大和國の中央は。廣く平なる地なるを以て。と云如此云り。何れの國に云るも。皆同じ事なり。と云れたるに能叶へり。天書と云書に。日高見國者所謂天府也。と云るは妄説と聞ゆ。と云れたり。この日高見國は。けにも陸奥國桃生郡あたりなるへし。陸奥は。後の伊具信夫郡あたりまでは。既に開けて。國造をも置かせ玉ひしかど。桃生郡あたりは。

境もいと遠く。いまた王化も行はれざりし其御代のさまなり。さて其國人の事は次に云ふへし。○椎結。本に推結と作るは誤なり。今改め訂せり。通證に。漢書注結讀曰髻。爲髻如椎形也。とあり。○文身。通證に。貝原氏曰。毛登呂介與三麻陀良可通。魏志曰。倭水人好沈没捕魚蛤。文身亦厭大魚水禽。後漢書注曰。倭國男子皆黥面文身。今按黥面文身是蝦夷之風俗。今尙爾。而謬爲我國俗也。然我邦學者。亦甘受此辱。可笑哉。と云り。さる言なり。今も蝦夷人に此風あり。○爲人勇悍。是總曰蝦夷。總字永享本になし下二十八條にも。朕聞其東夷也。識性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之無首。各貪封界。並相盜略云々。東夷之中蝦夷是尤強焉。男女交居。父子無別云々。或聚黨類而犯邊界。或伺農桑以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來未染王化云々。とあり。さて此は陸奥に雜居る蝦夷どもの事なり。陸奥のなへての人民を云にあらす。此文に其國人男女並云々とあるは。陸奥の國人は。皆蝦夷なりし如く聞ゆれども。然には非ず。もとよりの陸奥人は。良民にてありし中に。雜居る蝦夷どもの。男女並と云事なり。さるは上古には。良民の中に。土蜘蛛熊襲など。其他の賤種も雜り生りてありし。此を稱して蝦夷とも云しなり。記傳皇國の域に然る者の雜りて生るへき由なし。と云れたるは。思ひ落されたるなり。大倭國にさへ。土蜘蛛蝦夷などの。雜り生りしさまなるをや。さて此蝦夷の最多く住着きて。其本國ともいふへきは。今の陸奥の南部津輕あたりよりかけて。松前など。所謂渡島其國なりければ。齊明紀なる伊吉連博徳書にも。遠者名都加留。次者名龜蝦夷。近者名熟蝦夷。など云るにこそ。此文は彼紀後に多賀城の碑を建て。去蝦夷國界一百二十里とあるも。一百二十里を今道にては。纔に十里はかりなるへければ。

今の桃生郡のあたり。上古には蝦夷人種の。最多く集ひ居し事もよく知られたり。○擊可取とは。右に引る。或聚黨類而犯邊界。或伺農桑以略人民。擊則云々。などあるが如く。其邊界なる人民の害をのそかんとてなり。

秋八月熊襲亦反之。侵邊境不止。冬十月丁酉朔己酉。遣日本武尊令擊熊襲。時年十六。於是日本武尊曰。吾得善射者。欲與行。其何處有善射者焉。或者啓之曰。美濃國有善射者。曰弟彥公。於是日本武尊遣葛城人宮戶彥。喚弟彥公。故弟彥公便率石占橫立。及尾張田子之稻置。乳近之稻置而來。則從日本武尊而行之。

己酉。十三日なり。○令擊熊襲云々。記云。西方有熊曾建二人。是不伏无禮人等。故取其人等而遣。當此之時。其御髮結額也。とあり。此紀には此御髮の事は無れど。時年十六とあるにて。御齡をしらせたるは同じ。其は崇峻紀に。古俗年少兒。年十五六間。束髮於額。とあるにて知へし。さて舊事紀には。二十年冬十月。遣日本武尊。令擊熊襲。時年十六。とあり。此は誤なるよし。大日本史に云れたり。○何處。調ウ

ヅコ他に見あたらず。○弟彦公。天孫本紀に。火明命九世孫弟彦命。命得玉彦また十四世孫尾治弟彦連あり。通證に尾張與三美濃隣とあれば。此人等ならんか。但し弟彦命のさるを記に。日本武尊の御方なるへし。大碓命の御子に。押黒弟日子王と云かありて。御母は美濃國造の祖神大根王の女。弟比賣なるに就て。また此王は牟婁郡君等之祖とあり。記傳に。從日本武尊一行之とあるは。此王なるへし。美濃國人とあれはなり。但し此は倭建命の御甥に坐ものを。記しさまのよそけに聞え。又公とあるなどは。傳の異なるなり。又倭建命の十六歳の時。大碓命の御子にては。年の違へることはいふかし。と云れたれといかゝあらむ。翁は此紀の年代にはすへて拘はらず。論はれしものならめと。かくては紀を説くかひあらずかし。但し公字を。本にミコと舊く訓めるをおもへは。先輩も弟日子王と一に見られたりしにもあるへけれと。證とすへくもあらねは。今は記傳にキミとよめるに从ひつ。豊前志に。田川郡乙彦神社。猪熊村にあり。此處に此人の墓と云あり。此處にて身奉られしや。物に見えざれば定難し。備守昔談に。十二年七月熊襲を征し給はんとて。御下向の時。皇后日葉州姫。仲津郡本限にて。大碓を誅し玉ひて。乙彦の南向を待玉ふ。其山を傳玉山と云へるは。無稽の傳説なり。先日葉州姫命は。大碓小碓尊の御母に非ず。又猪折を誅し玉ひしは十二年。乙彦公を召玉ひしは二十七年。○葛城人宮戸彦。尾張はもと。大倭なる葛城高尾張より出て。由あることゝも。神武紀に已に云り。されは今葛城人を遣すとあるを以ても。弟彦公はもと尾張人なるか。故ありて此時美濃に住居せし事知られたり。宮戸は未詳。地名か尋ぬへし。大和志葛上郡に宮戸村あり○石占横立。續紀天平十二年十一月に。伊勢國桑名郡石占願宮あり。考證に。石占所在未詳。案景行紀有石占横立。姓氏錄番別有石占忌寸。疑皆因此地一命。姓とあり。萬葉歌に。夕衢問石卜以而云々。古く石以て

トふ法あれば。其より起れる地名なるへし。横立名義未詳。さて集解に。此人を蓋美濃國人姓名とあれと押當なり。地名に依る時は伊勢人とすへし又按に。石占たしかにイシウラと訓し例を見されは。イソラとも訓へしか。神樂歌に。磯等か崎に鯛釣海人の云々。これは弓立歌に。伊勢島やいそらか崎云々。などもよみて志摩國なり。伊勢名所拾遺と云もの。志摩國志那郡の時也と云へりされと是は定めては云かたし。○田子の稻置。集解に。按愛智郡大喜村。南有三嶋池。相傳昔曰田光莊。民家千戶甚殷富。とあり。駿河にも田子と云る地ありて。歌などによめり名義は字の意の如なるへし。田に下立て。苗を植るもの也○稻置。倭名抄尾張國丹羽郡稻木。式稻木神社とあれとも。此は國造縣主などの類にて。土地を治る職名なり。名義記傳に。伊良君の意ならむか。良と那とは通へる例也。さて伊良は郎女などの伊良なり。と云り。粟田寛云。北史倭傳に。有軍尼一百二十人。猶中國牧宰。八十戶置一伊尼。如今里長一也。十伊尼莫屬一軍尼とある。軍尼は即國造。伊尼莫即稻置なり。と云れたるは言なり。但しかくさばやかに。制められたるにはあらざれとも。大概は推知へし。と云り。○乳近。集解に。按智多郡有乳近崎村。與田光阻。數村相近。蓋此地。と云り。名義未詳。

十二月到於熊襲國。因以伺其消息及地形之嶮易。時熊襲有魁帥者。名取石鹿文。亦曰川上梟帥。悉集親族而欲宴。於是日本武尊解髮作童女姿。以密伺川上梟帥之宴時。仍劍佩裊裏。入於川上梟帥之



宴室<sup>ウツクシヤニ</sup>居<sup>マシマス</sup>女人之中<sup>フメノトシノ</sup>。川上臯帥<sup>カハノ</sup>感<sup>カシ</sup>其童女<sup>コノコ</sup>容姿<sup>カホシ</sup>。則携<sup>ヘ</sup>手<sup>テ</sup>同<sup>シ</sup>席<sup>シキ</sup>。舉<sup>テ</sup>杯<sup>サカ</sup>令<sup>セ</sup>飲<sup>マセ</sup>而戲<sup>シ</sup>弄<sup>シ</sup>于<sup>コ</sup>時<sup>トキ</sup>也<sup>ナリ</sup>。更深<sup>コト</sup>人闌<sup>ト</sup>。川上臯帥<sup>カハノ</sup>且<sup>カ</sup>被<sup>レ</sup>酒<sup>サケ</sup>。

險易の訓は。通證に。下文訓同。清寧紀風俗訓に於保牟多加良乃阿利加多とあり。されど上の消息をアルカタチと訓れば。此を古本の訓に。タカサヒキサと訓るもよろし。又たゞにクニノナリともよむへし。○取石鹿文。川上臯帥。取石川上何れも地名と通えたり。取石。續紀九に和泉國所石嶺宮あり。こゝもトロンとよまんか。川上和名の大隅國肝屬郡地名あり。鹿文の意は上に同じ。○宴。天智紀にも宴。允恭紀には譌をも訓り。記に此を於是言三動爲二御室樂。設三備食物。とある御室は。新室の誤にて。甕栗宮段にも例あり。上には作室とあるも其よしなり。記傳云。紀に此を悉集三親族二而欲宴とある宴字を。ニヒムロウタケと訓る。彼紀の文には。新室の事は見えざるに。如此訓るは。記の古本に新室樂とありしに依る物とこそおほゆれ。さて宇多宜は拍上の切まりたる名なり。書紀顯宗卷に。縮見屯倉首。縱賞新室云々。夜深酒酣次第儼訖云々。天皇次起爲三室壽。曰云々。手掌<sup>タナソコモヤヲ</sup>摺亮<sup>ヒツラク</sup>拍上<sup>ヒツラク</sup>賜<sup>マツ</sup>吾常世等<sup>ミヤコトナリ</sup>。とある是なり。釋に。拍上賜者。酒を飲樂みて。手を拍上るより云る名なり。今世にも酒宴して。と云り。こゝに。物語共にうちあけと。云る例を引たり。今略げり。○解髮作童女姿。記云。當此之時。其御髮結額也云々。爾臨<sup>ウツクシ</sup>其樂<sup>ヲ</sup>日<sup>ニ</sup>。如<sup>シ</sup>童女之髮<sup>トシ</sup>。梳<sup>シ</sup>垂<sup>ル</sup>其結<sup>ル</sup>御髮<sup>ヲ</sup>。服<sup>ス</sup>其姨<sup>ノ</sup>之御衣<sup>ヲ</sup>。既成<sup>リ</sup>童女之姿<sup>トシ</sup>。

云々とあり。童女の姿になりて。事を度らむと思ほし構へたる也。記傳云。其御髮結額は。崇峻卷に。是時既戸皇子束髮於額而隨軍後とありて。細注に。古俗年少兒。年十五六間束髮於額。十七八間分爲角子。今亦然之。とあるか如し。かくて此は御齡の十五六に坐ことを。即如此申せるなり。書紀には此御髮の事は無くて。遣日本武尊令擊熊襲。時年十六。とあるにて知へし。彼既戸皇子に云るは。次文に作四天王像。置於頂髮。とあれば。其爲にまつ御髮のさまをは云るに似たれども。彼もなほ御齡をしらさむための文なるへし。たゞ頂髮に置ことを云む料のみには。まつ御髮のことは。云おかすともあるへければなり。と云り。○劔佩相裏。記に以劔納于御懷とあり。玉篇に。相近。身衣とあり。○川上臯帥感其童女容姿。記云。爾熊曾建兄弟二人。見感其孀子坐於己中云々。とあり。○舉杯。本に杯を坏とあり。集解本に依て改め訂せり。○弄の訓。和訓栞に間探の義なるへし。源氏にひきまきり。又まきりものと見えたり。とあり。後撰集に。手まきり。何入て侍る箱に。後拾遺集に。紅葉を手まきりにして。蜻蛉日記に。手まきりにし玉ふ。○更深人闌云々。記には盛樂故臨其酣時とあり。此は傳の異なるにあるへけれど。まきはしきよしあり。其は記傳云。酣時は。多宜那波那流登伎爾と訓へし。まつ酣字は酒樂也とも。樂酒也とも。飲洽也とも注せり。俚語も云は。酒宴の最中と云ことなり。甕栗宮段にも盛樂酒酣とあり。其を書紀にも酒酣とありて。タケナハとそ訓る。此人闌はヒトウストラキテと訓る如く。まことに闌字の意にて書れたるなるへし。然らば此記に酣時とあるとは。傳の意の異なるなり。されとよく思ふに。若くは是も古傳書には酣とありけむを。彼史記なる高祖本紀に。酒闌とありて。注に闌言希也。謂飲酒者半罷半在。謂

之關といへる酒關を。酣と同意と心得て。人關とは書れたるにもあらむか。いと紛らはし。されと其は左まれ右まれ。酣と關とは意異なれば。酣とあるに關く意は無きなり。たもひ紛るゝこと勿れ。と云れたるをほよく考へし。○被酒。通證に出漢書高帝紀注。爲酒所加也。とあり。

於是日本武尊抽<sup>ヌキテ</sup> 裊中之劍<sup>ニ</sup>。刺<sup>ユツ</sup> 川上梟帥之胸<sup>ヲ</sup>。未及<sup>マダ</sup> 之死<sup>ニ</sup>。川上梟帥叩頭<sup>ノ</sup>。曰<sup>ク</sup>。且待<sup>マテ</sup> 之<sup>ヲ</sup>。吾有所<sup>レ</sup> 言<sup>ハス</sup>。時日本武尊留<sup>オイトメテ</sup> 劍待<sup>ヲ</sup> 之<sup>ヲ</sup>。川上梟帥啓<sup>シテ</sup> 之<sup>ヲ</sup>。汝尊<sup>ニ</sup> 誰<sup>レ</sup> 人也<sup>ナリ</sup>。對<sup>シテ</sup> 曰<sup>ク</sup>。吾是大足彥天皇之子也<sup>ナリ</sup>。名<sup>ヲ</sup> 日本童男也<sup>トイフ</sup>。川上梟帥亦啓<sup>シテ</sup> 之<sup>ヲ</sup>。曰<sup>ク</sup>。吾是國中之強力者也<sup>ナリ</sup>。是以當時諸人不勝<sup>タ</sup> 我之威力<sup>ニ</sup>。而無<sup>ク</sup> 不從者<sup>ナシ</sup>。吾多遇<sup>ニ</sup> 武力者<sup>ナリ</sup>。未<sup>ダ</sup> 有<sup>ラ</sup> 若<sup>シ</sup> 皇子<sup>ノ</sup> 者<sup>ナリ</sup>。是以賤<sup>ク</sup> 躬陋<sup>ク</sup> 口<sup>ヲ</sup> 以奉<sup>ル</sup> 尊號<sup>ニ</sup>。若聽<sup>ク</sup> 乎<sup>ナリ</sup>。曰<sup>ク</sup>。聽<sup>ク</sup> 之<sup>ヲ</sup>。即啓<sup>シテ</sup> 曰<sup>ク</sup>。自<sup>レ</sup> 今以後<sup>ニ</sup> 號<sup>ス</sup> 皇子<sup>ト</sup>。應<sup>ニ</sup> 稱<sup>ス</sup> 日本武皇<sup>ト</sup>。言<sup>ハシ</sup> 訖<sup>シ</sup>。乃通胸<sup>ヲ</sup> 而殺<sup>シ</sup> 之<sup>ヲ</sup>。故至<sup>リ</sup>。于今稱<sup>ス</sup> 曰<sup>ク</sup> 日本武尊<sup>ト</sup>。是其緣也<sup>ナリ</sup>。然後遣<sup>ヒ</sup> 弟彥等<sup>ヲ</sup>。悉斬<sup>リ</sup> 其<sup>ノ</sup> 黨類<sup>ヲ</sup>。無<sup>ク</sup> 餘<sup>リ</sup> 噍<sup>ナシ</sup>。

未及之死。記云。自懷出劍取熊曾之衣<sup>コロモノノケヒ</sup> 衿<sup>ヲ</sup>。以劍自其胸刺通之時。其弟建見畏逃<sup>レ</sup> 出<sup>ル</sup>。乃追至其室

之椅<sup>ヘシ</sup>。本<sup>ニ</sup> 取<sup>リ</sup> 其背<sup>ヲ</sup>。皮<sup>ヲ</sup> 劍自<sup>レ</sup> 尻刺通<sup>ス</sup>。爾其熊曾建白言云々。○且待之。又云。莫<sup>ク</sup> 動<sup>ス</sup> 其刀<sup>ヲ</sup>。僕有<sup>ニ</sup> 白言<sup>ヲ</sup>。爾暫<sup>ク</sup> 許<sup>シ</sup>。押伏云々。○吾是大足彥天皇之子也云々。又云。爾詔。吾者坐<sup>ニ</sup> 纏向之日代宮<sup>ニ</sup>。所<sup>ニ</sup> 知<sup>ル</sup> 大八島國<sup>ノ</sup>。大帶<sup>ヲ</sup> 日子淤斯呂和氣天皇之御子<sup>ナリ</sup>。名<sup>ヲ</sup> 倭男具那王者也<sup>ナリ</sup>。記傳云。抑此御名告<sup>ス</sup>。當時の天皇に坐せは。後世の心以思へは。坐<sup>ニ</sup> 某宮<sup>ニ</sup>。と云こと有<sup>ラ</sup> ましく。大御名をも舉申し賜ふましく。唯に天皇とのみ申し給ふへきことの如く思はるれども。上代には殊更に如此告舉賜ふそ。優<sup>ク</sup> きわまらけむ。と云れたり。○吾多遇武力者。本に者字矣に作を。今は永享本に據る。垂仁紀に何遇<sup>ニ</sup> 強力者<sup>ニ</sup> 云々とあり。○賤躬陋口。本に賤々陋口とあるは。謬なること灼然きを。活字本並河本永享本集解本には賤賊とあり。此は宜しきに似たれども。如何に自ら卑めたりとて。賊と名乗るへきよしなし。今は考本に據て躬字に改め訂せり。○以奉尊號。記云。爾其熊曾建白。信然也。於<sup>ニ</sup> 西方<sup>ニ</sup> 除<sup>ス</sup> 吾二人<sup>ノ</sup>。無<sup>ク</sup> 建強人<sup>ナシ</sup>。然於<sup>ニ</sup> 大倭國<sup>ニ</sup>。益<sup>シ</sup> 吾二人<sup>ノ</sup> 而建<sup>ス</sup> 男者坐<sup>ニ</sup> 邪理<sup>ニ</sup>。是以吾獻<sup>ス</sup> 御名<sup>ヲ</sup> 云々。○日本武皇。記傳云。御名義上文に於<sup>ニ</sup> 大倭國<sup>ニ</sup> 云々とあるを承て見へし。西方には吾二人に並ぶ建き人は無きに。吾等に猶勝りて建き男は。倭國に有けりと。云意以て稱<sup>ス</sup> 申<sup>ス</sup> せるなり。又倭と云は。本よりの御名の倭男具那の倭に因れるかとも見ゆれども。なほ然に。倭國に也末度多介とあれは。從<sup>テ</sup> きたし。○通胸而殺之云々。記云。自今以後。應<sup>ニ</sup> 稱<sup>ス</sup> 倭建御子<sup>ト</sup>。是事白<sup>シ</sup> 訖<sup>シ</sup>。如<sup>シ</sup> 熱<sup>ク</sup> 折<sup>リ</sup> 而殺<sup>ス</sup> 之<sup>ヲ</sup>。和名抄に熱瓜和名保曾知。或說極熱<sup>ク</sup> 帶落<sup>ス</sup> 之義也とあり。○弟彥等。彥下に中臣本本高校本公字あり。○無餘噍。本に噍字謬て。唯一二字に作れり。今永享本考本集解本等に據る。通證に。齊書王融

傳。衰黎餘燼。或能自推。さて此時川上鼻師等。及其黨類をも。餘燼なく殺し玉へりとあれども。此後三十七年に。またしも倭國王は日本武尊の殺し給へる川上鼻師などは。其一將なりけり。師升と云もの。生口百六十人を漢に贈りて。見を請ひしこと。後漢書安帝永初元年の條に見えたり。されん。さて師升は其王の名なりと。藍國偽僭考に云れたり。

既而從海路還倭。到吉備以渡穴海。其處有惡神。則殺之。亦比至難波。殺柏濟之惡神。濟。此云和利。

既而云々。記云。然而還上之時。山神河神及穴戸神。皆言向和而參上。記傳云。山神河神は下に山河荒神とあるに同くして。山又河に在て殘賊暴惡神を云。白檮原宮段なる熊野山之荒神。此段なる足柄の坂神。信濃の坂神。伊服岐山神。走水渡神。柏濟惡神。又書紀此御卷に。山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。とある類なり。河神の荒ひたる事は。其と記せるは見えねども。其も有つらむ。仁徳卷十一年。茨田堤を築きたる處に見えたる河神なども。此類とせむか。と云り。○還。古本にカヘリマサムトシテと訓るよろし。○穴海。下に吉備穴濟ともあり。備後國安那郡の海なり。通證に。國造本紀吉備穴國。或曰倭名抄備後國安那郡夜須奈。按安那疑穴之訓。後人再譯爲夜須奈也。猶駿河國益頭郡之例とあり。なほ記傳にも。安開紀に婀娜國と見え。國造本紀に吉備穴國造と云るなども是なり。さて是安那郡には。今は海無けれども。其南なる深津郡は。養老五年に分れたるにて。舊は海まてみな安那郡なりき。さて書紀此御卷

に。吉備穴戸武媛と云名も見えたれば。此吉備なるをも。穴戸とも云しなるへし。又神名帳に備中國下道郡穴戸山神社と云もあるは。又別なるへし。和名抄に同郡に穴田郷もあり。と云り。記に穴戸神とある。穴戸は長門國と豊前國との海門にて。此とは異なり。○其處有惡神は。次なる柏濟之惡神と同一。穴海の渡に在て荒ふる神なり。走水渡神なり。○柏濟。仁徳紀に葉濟とあり。名義も其處に見えたり。攝津志に。西成郡名柄川渡。有五柏濟。在野里村とあり。續古今集家持。舟出せし沖つしほさぬ白たへに。柏のわたり波たかく見ゆ。

二十八年  
戊戌

二十八年春二月乙丑朔。日本武尊奏平熊襲之狀。曰。臣賴天皇之神靈。以兵一舉。頓誅熊襲之魁帥者。悉平其國。是以西州既謐。百姓無事。唯吉備穴濟神。及難波柏濟神。皆有害心。以放毒氣。令苦路人。並爲禍害之藪。故悉殺其惡神。並開水陸之徑。天皇於是美日本武尊之功。而異愛之。

西州。本に州を洲に作る。今永享本竟宴歌本集解本に據る。○穴濟神。考本に穴海濟神とあり。また

永享本に穴海神と作り。○皆有害心。本に有字脱たり。今永享本並河本に據る。○故悉殺其惡神云々。こは前年の事を覆奏し玉へるなり。二度の事にはあらず。○日本武尊本に尊字脱たり。今古寫本とも據る。○異愛之。本に之字なし。永享本に从る。集解には、尊字據る。靈本一補とあり。

四十年庚

四十年夏六月。東夷多叛。邊境騷動。秋七月癸未朔戊戌。天皇詔群卿曰。今東國不安。暴神多起。亦蝦夷悉叛。屢略人民。遣誰人以平其亂。群臣皆不知誰遣也。日本武尊奏言。臣則先勞西征。是役必大確皇子之事矣。時大確皇子愕然之。逃隱草中。則遣使者召來。爰天皇責曰。汝不欲矣。豈強遣耶。何未對賊。以豫懼甚焉。因此遂封美濃。仍如封地。是身毛津君守君。一族之始祖也。

四十年。永享本に三十年とあり。此事下に云へし。○東夷多叛。記云。詔倭建命言向和平東方。十二道之荒夫琉神。及摩都樓波奴人等云々。東方十二道の事は已に出。○戊戌。十六日なり。○封美濃は。美濃別と爲玉へるなり。温字下に。永享本國字あり。りなきもあしからず。○身毛津君。記に。大確命。三野國造之祖。神大根王之

女。弟比賣に娶ひて。生子押黒。弟日子王。此組四年には。神大根王を神骨に。弟比賣を弟遣子に作り。さて此王の事はなし。聊異なり。なほ四年の下見合すへし。此者牟宜都君

等之祖とあり。さて記傳云。押黒弟日子王。舊事紀に天皇の御子たちの中に。弟引命と云を擧て。

牟宜都君祖とせり。引字を延佳本に別と作るはわるかるめり。日子を比伎と云。る例。書紀神功卷に。身毛津彦を韓書に沙至比流といへり。牟宜都君。和名抄に美濃國武藝郡牟

介これなり。氏人は。雄略卷に身毛津君大夫。天武卷に身毛君廣。續紀に牟宜都君比呂とある。此人なり。郡名又云しな。續紀二十六に牟義都公眞依。又釋紀に引る上宮記に。牟義都國造名伊自牟良君。など見ゆ。

また東大寺正倉院文書に。文武帝時に美濃本巢郡人牟義君族。氏爾志賣あり。東大寺奴婢籍帳。孝謙

帝時に美濃牟義郡楯可郷人。武義造宮廬あり。姓氏錄左京牟義公。景行天皇皇子大確命之後也とあり。

歸書談に。主水式御生氣御井祭條に。冬の土王に。令牟義都首。潔治。即祭之。至立春。味且牟義都首。水付司。縣。一汲之後。廢而不。用。とありて。其牟義都首の。御井のことにあつかる義を按ずるに。續紀養老元年九月丁未。天皇行幸美濃國。丙申幸當耆郡。覽多度山美泉。十二月丁亥。令美濃國立春曉地。醴泉。而貢於京都。爲醴酒也。などありて。此時牟義都首。これらのことに預りたる故。其後築立春御井のことに預なるへし。故如何とされは最行紀に。時大確皇子云々。封美濃。仍如封地。是身毛津君守君二族之始祖也とありて。美濃國武藝郡に。身毛津

の君の住せしこと考知へし。とあり。○守。記云。大確命守君大田君島田君之祖とあり。記傳云。守は書紀

に依るに。美濃國の地名なるへけれど。物に見えず。今時此名無きか尋ねへし。和名抄信濃國佐久郡茂理郷あり。さて此氏は。齊明卷

天智卷に守君大石。持統卷に守君苺田など見ゆ。東大寺正倉院文書。聖武帝時に山背愛宕郡人守君意

由賣あり。また拾芥抄守宿禰あり。何族かしらす。姓氏錄左京守公。牟義公同氏。大確命之後也。又

河内國守公。牟義公同祖。大確命之後也。さて記に見えたる大確命の御末。大田君は。和名抄美濃國大野

郡大田郷。安八郡大田郷あり。島田君は。尾張國海部郡島田郷あり。美濃に隣し。また姓氏錄に池田首

大碓命之後也。美濃國池田郡池田郷あり。又姓氏錄に阿禮首大碓命之後也ともあり。又記に。大碓命娶三兄比賣。生子押黑之兄日子王。此者三野之宇泥須和氣之祖とあり。宇泥須未詳。さて集解云。延喜式參河國賀茂郡狹投神社。相傳所祭大碓皇子。山有三家墓一所葬處云とあり。帳考に引る社記にも。狹投神。忍代別天皇子大碓皇子。五十二年登狹投山中。蛇毒。四十在三峯之宮。號三西宮東宮とあり。例祭九月九日。當國美尾より馬を献すと云れは。信に此皇子なるも知かたし。○也字。本になし。今中臣本考本集解本に據て補ふ。

於是日本武尊雄詰之曰。熊襲既平。未經幾年。今更東夷叛之。何日逮于太平矣。臣雖勞之。頓平其亂。則天皇持斧鉞。以授日本武尊曰。朕聞其東夷也。識性暴強。凌犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各貪封堺。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東夷之中。蝦夷是尤強焉。男女同居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫟。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以

箭藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊界。或伺農桑。以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。今朕察汝爲人。身體長大。容姿端正。力能扛鼎。猛如雷電。所向無前。所攻必勝。即知之。形則我子。實則神人。是寔天啓。朕不叡且國不平。令經綸天業。不絕宗廟乎。亦是天下則汝天下也。是位則汝位也。願深謀遠慮。探姦伺變。示之以威。懷之以德。不煩兵甲。自令臣順。即巧言以調暴神。振武以攘姦鬼。於是日本武尊乃受斧鉞。以再拜奏之曰。嘗西征之年。賴皇靈之威。提三尺劍。擊熊襲國。未經浹辰。賊首伏罪。今亦賴神祇之靈。借天皇之威。往臨其境。示以德教。猶有不服。即舉兵擊之。仍重再拜之。

太平。本に太を大に作る。今永享本に據る。○雖勞之。永享本之を身に作る。○斧鉞。倭名抄に廣韻

干鏃、鉄鍔也。鉄亦作斧。和名萬佐加利とあり。名義真素割なるへし。さて職原鈔に。將帥有賜節鏃之制。斧鍔者所以專刑戮也。なとはあれと。神功卷。皇后親執斧鍔。繼體卷。天武卷。なにも。操斧鍔。などあり。みな同。此御世などに。さる事ありしにはあらず。史紀。本紀に。賜弓矢鏃。使征伐。爲西伯。また禮記にもあり。此は彼授印綬。なとく同じく。たゞ將帥に玉ふしるしの物を。漢文の潤飾に云るまで也。記に此時のことを。給比々羅木之八尋矛とあり。倭姬命世記にも。此御矛の事と見えて。日本建尊以比々羅木乃八尋鏃根天。奉獻皇大神宮留。即倭姬皇女彼八尋鏃根波。納緋囊天。皇大神乃貴財止爲天。八尋機殿機殿也。隱收天。爲皇大神御靈。豆。奉崇祭留。とあり。比々羅木は。和名抄に黃岑和名比々羅木。楊氏漢語抄云。紅谷一云巴載天。和名上同。とあるものなり。八尋と云は甚長き由なり。續紀二に紅谷樹八尋梓根ともあり。播磨風土記にも見えたり。此時に給はせたるは必此矛なり。記傳云。神代卷に。大穴牟遲神の國避奉玉ふ時に。乃以平國時所杖之廣矛。授二神。曰。吾以此矛卒有治功。天孫若用此矛治國者。必當平安。二神は。經津主神。武甕槌神なり。神功卷に。即以皇后所杖矛。樹乎新羅王門。爲後葉之印。なと見えて。古へは將軍などは。凡て矛を杖りしことなり。今此に比々羅木矛を賜へるも此故なり。といはれたるか如し。されと斧鍔をホコと訓むへくもあらねは。また本のまじよみても義違ふへし。かゝる所は。暫く音讀にして見過すも宜しかるへし。○東夷也。永享本に也を者に作れり。○村の訓。フレはアレの寫誤なるへし。アレの事は。神武紀に出。○冬則宿穴云々。禮運。昔者先王未レ有宮室。冬則居營窟。夏則居橧巢。未レ有火化。食草木之實禽獸之肉。飲之血。茹其毛。未レ有麻絲。衣其羽皮。と云るは。漢土の古の俗なるか。蝦夷の風俗に異なる事なし。但し漢土は。はやく開化けて。さる風俗は改まりつるか。蝦夷は。ひらくる事運かりしか

は。後々まで此風のこれり。○昆弟相疑。通證に謂喜爭鬪也とあり。○箭藏頭髻。通證云。結髮云。多久。見萬葉集。布佐攝也。今云。多布佐。神功紀。髮中。崇峻紀。頂髮訓同。とあり。なほ此事。記傳にも詳也。髻永享本に髮に作れり。さて通證に。今蝦夷人每持弓矢。而藏弦髮中。と云り。弦ならはさる事なれども。箭を髮中に藏むる事少しかなり。もしくは箭の身はかりを云へるか。さて吾聞其東夷云々より。未染王化。といふまで。上にも既に云る如く。みな蝦夷島人種の俗を詔へるなり。記傳にも云れたる如く。こゝに伺農桑。略人民とあるにて。陸奥の人民は蝦夷ならぬことを知へし。蝦夷は猛く強ければ。皇國の人をは略めて。其處々をうしはき居し者も多かりつらむ。然るを近頃の説に。此に蝦夷とあるも。みな太古陸奥固有の人民なるか。所謂天神の子孫と稱するものに化せられて。漸々に良民となれるなと云る。甚しき曲言也。陸奥もとより美たき大八洲國なり。いかてかさる賤種のみならむや。此は蝦夷人種の雜居れるものを云るにこそあれ。かへすくも思惑ふ事勿れ。○雷電二字。イカツチの訓の方宜し。イナツルキのキはヒの誤なるへし。倭名抄電和名伊奈比加利。一云伊奈豆流比とあり。名義稻交か。○無前の前。永享本に禦とあり。○實。孝德紀に田畝之實とあり。訓の意身實の義なり。記に正身とあるをも。記傳にしかよまれたり。正身は正しき其身と云意の字なりとあり。これを後には言にサおほしきよしも記傳に云へり。○不叡の訓は。幼稚の義なり。轉りて心の若輩なること。又は未熟の事にもなれるなり。或は無長の義にて。物を取統る才のなきを云か本にて。幼稚を云るも。それよりうつ

る意ならんか。○示之以威云々。示字本に永に誤れり。今信友校本等に依て訂せり。さてこの八字。永享本に以示威徳四字に作れり。○令臣順。本に順を類に誤る。今考本集解本本據に依る。信友校本には隸ともあり。○以調暴神。本に以字なし。今考本に依る。集解本には而字を補へり。永享本も同じ。○皇靈之威。訓に據れば天皇の靈威を申せるなり。永享本には皇天之神靈靈はとあり。さては天神等の御上を申せるにて。差す處異なり。○三尺劍。漢文の飾なり。訓もいかゞなり。○未經浹辰。左傳注。浹辰謂自子至亥。周匝十二日也とあり。これも漢文なり。訓はよろし。○擧兵擊之。本に之字なし。永享本集解本に據る。○重再拜之。上にも再拜とあり。此は後に神社の奉幣など。に兩段再拜といふ事あれば。こゝも其にて。古の禮なるか如くなれど。なほ漢文の潤飾に添たるものとおほし。故訓にヲカムとのみあるは。其意を思ひての訓なるへし。上代拜の數の事は。持統紀に委く云へし。○記云。故受命能行之時。參入伊勢大御神宮。拜神朝廷。即白其姨倭比賣命者。天皇既所以思吾死乎。何擊遣西方之惡人等。而返參上來之間。未經幾時。不賜軍衆。今更平遣。東方十二道之惡人等。因此思惟。猶所思看吾既死焉。患泣罷時云々。記傳云。此時に皇子の天皇に奏賜へる御言の趣は。記の倭比賣命に申給へる趣と甚く異なり。其は元よりの傳の異なりしには非て。撰者の強て漢めかされたる文なり。凡て書紀此段。殊に漢めきたり。上代の意に非ず。其は古傳説の中に。漢めかぬことを省き捨て。漢さまの文を多く潤色り添て書れたり見えたり。彼紀の此段の中には。臣則先勞西征。是役必大確命之事矣。と奏し賜へるのみぞ。此記の趣に近かりける。と云れ

たるは然る論なれど。撰者の強て漢めかされたる文なりと云れたるはいかゞ。これも元よりの一の傳なることは更なり。それを撰者の採られたりしめてなり。潤色の多きは此紀の例なれば。故に答むべきに非ず。

天皇即命ミコトオホセテ吉備武彦與ト大伴武日連オホトモヒツネノミ令從ミコトノミツマシ日本武尊ヤマトノミコ亦以ナ七掬脛ナナツカヘシ爲膳夫カシヘテ。

吉備武彦。記云。副吉備臣等之祖。名御鉏友耳建日子ミコトノミツトモミカケヒコ而遣ミコトノミツトモとあり。又下には吉備臣建日子ミコトノミツトモとあり。鉏友は。懿德天皇の大御名の例なり。姓氏錄左京皇別に。下道朝臣。吉備朝臣同祖。稚武彦命之男。吉備武彦命之後也。右京。廬原公。笠朝臣同祖。稚武彦命之後也。孫吉備建彦命。景行天皇御世。被遣東方。伐三毛人及凶鬼神。到于阿倍廬原國。復命之日。以廬原國給之。和名抄に駿河國。安倍郡廬原郡。また眞髮部。稚武彦命男吉備武彦命之後也。とあり。稚武彦命の孫とも男ともある中に。男とある方正し。孝靈紀に云るを見るへし。國造本紀。廬原景行天皇御世に。既く吉備彦命に此國を玉ひしを。成務天皇御世國造には定め玉へるなり。備中風土記に。賀夜郡伊勢御神社東有河。名宮瀨川。西者吉備建日子命之宮。造此三世王宮之故。仍名宮瀨。とあるによるに。賀夜郡に住坐せりしなり。○大伴武日連。垂仁紀二十五年に見えたり。今年まで百十五年なり。命長かりし人なり。さて此後何の頃に薨られけむ書に見えず。三代實錄貞觀三年

十一月。書博士正六位下佐伯直豐雄歎云。先祖大伴建日連公。景行天皇御世。隨倭武命。平定東國。功勳蓋世。賜讚岐國。以為私宅。建日連公之子。建持大連公子。室屋大連公之第一男。御物宿禰之胤。倭故連公。允恭御世始任讚岐國造。此氏の讚岐國造と任りしは、疑はしき由あり。既に出。とあり。性靈集に。日本武尊率左右將軍武彥武日等征之。熱田緣起に。熱田攝社龍神社。祭吉備武彥命。一御崎社祭大伴武日連。などあり。○七掬脛。此には姓を記されされとも。記云。此倭建命平國廻行之時。久米直之祖名七拳脛。恒為膳夫。以從仕奉也。とあり。久米直は。天津來目命。大來目命の後なること。神代紀また神武紀に出。其氏人なるへし。記傳云。尾張國氷上社の祠官。久米直氏にて。其系圖に。大久米命十世孫。久米直七拳脛ありて。彼祠官の祖也。其子に久米八麁あり。寬平緣起に。稻種公。倭從久米八腹と云あるは此人か。とあり。さて越後國風土記に。美麻紀天皇御世。越國有八掬脛。其脛長八掬。多力太強。是出雲之後也。其屬類多。兼方案之。七掬脛者。其脛長七掬。仍為名歟。と云り。脛の長きによれる名なるへし。孝德紀に高田首根麻呂。更名八掬脛。姓氏錄に竹田連祖八東脛命。などもあり。○膳夫の事既に云へり。さて記傳云。膳夫と云へは。唯賤き職の如聞ゆめれと然らず。上代には。凡て御膳を嚴重みせられつるからに。膳夫も其人を選はれて。輕からざる職にそありけむ。記櫛八玉神の事。又書紀に景行天皇の東の淡水門にて。白蛤を得玉ひし時に。磐鹿六鴈の膳夫仕奉し事。應神卷に。吉備臣祖御友別か。兄弟子孫を以て膳夫として。御饗奉りしことなどを思ふへし。此倭建命の御平國の時など。諸の司々は

多かるへき中に。此にかく殊に此職をのみ擧たるを以ても。其輕からざるほど知られたり。と云れり。

冬十月壬子朔癸丑。日本武尊發路之。戊午枉道拜伊勢神宮。仍辭于倭姬命曰。今被天皇之命。而東征將誅諸叛者。故辭之。於是倭姬命取草薙劍。授日本武尊曰。慎之莫忘也。是月日本武尊初至駿河國。其處賊陽從之。欺曰。是野也。麋鹿甚多。氣如朝霧。足如茂林。臨而應狩。日本武尊信其言。入野中而覓獸。賊有殺王之情。放火燒其野。王知被欺。則以燧出火之。向燒而得免。一云。王所佩劍。草薙也。葉雲。此云。武羅玖毛。王曰。殆被欺。則悉焚其賊衆。而滅之。故號其處曰燒津。

癸丑は二日。○戊午は七日。○枉道。萬葉七に従何處將行。與奇道者無荷。十一に公之來。曲道為



古今集春。此一本はよきよといはまし。などあり。行へき道路を避りてなり。○拜伊勢神宮。記云。故  
 受命罷行之時。參入伊勢大御神宮。拜神朝廷云々。○倭姫命。此姫命。垂仁天皇二十五年に。は  
 しめて大神に仕奉り玉ふ。今年まで百十五年なり。さるは二十年の處に。遣五百野皇女。令祭天照  
 大神。とあるは。其處にも云る如く。五百野皇女は倭姫命に代り玉へるか如く見ゆれど。然にはあら  
 ず。世記に。爰倭姫命云々。奉日神祀。古止無倦。とあるを以て。二柱坐並て。大神に仕奉玉ひしも  
 のなること知られたり。されは此時。倭姫命をほ彼宮に坐しけること疑なし。なほ記傳に。儀式帳  
 に。大御神宮定奉給ひ。種々の事等定賜ひて。倭姫内親王。朝廷爾參上坐支。とあるは。倭比賣命  
 は。當時即京に還坐し如く聞ゆれども然には非ず。彼其終の事を。一につづめて記せる文にて。實は  
 京に還上坐しは。年経て後のことなるへければ。倭建命の參入坐し時は。なほ彼宮に坐るほとなり。  
 と云れたる然る言なり。○辭は。退出を申請の義なり。さて記に。此時倭姫命に申玉へる皇子の御  
 言の趣。此紀と甚く異なるよしは上に云り。○草薙劍。此御劍は神代より。天皇の三種の御寶の一と  
 して。御代々々大御許に在けるに。今如此伊勢神宮に在ること如何と云に。古語拾遺に。至于磯  
 城瑞垣朝。漸畏神威。同殿不安云々。就倭笠縫邑。殊立磯城神籬。奉遷天照大神及草薙劍。令皇女  
 豐鍬入姫命。奉齋焉。とある如く。此劍をも天照大神と共に遷奉り玉へる故に。伊勢には坐るなり。  
此紀崇神垂仁二紀に此事見えざるは。おのつから省かりたる傳なり。かくて記傳云。然ばかり重き御寶を。今倭比賣命の御心として。私に倭建

命に授渡し奉賜へること。後世の心を以て思ふには。いとく心得かたき事なれども。然もあるへき  
 所以あることなるへし。凡人心もて。みたりには測りかたし。と云れたるはさる言なるに就て。或人  
 云。古事記日本紀等の趣にては。倭姫命の御心より授け玉へること聞ゆれど。到底倭姫命の御言は。  
 都て大御神の託ましたの御言なれば。神勅となくとも神勅なる事論なし。されは本宮の鎮坐記には。  
 以吾劍可與とあり。また元亨釋書。神社考。三國傳記。太平記。壘囊抄。神明鏡。下學集。神道秘傳折中  
 俗解等には。正しく神勅と記せり。と云り。此説にてあきらけし。○慎之莫怠。此御言を味ふるに。此  
 又大神の御教誨なること決し。雄略天皇の葛城山に御獵し玉ひし時。靈鳥忽來りて。努力努力と鳴  
 て。嗚猪の出るを。豫に知らせまぬらせしと同じ心はへなり。然るにこれを通證に。今按寶劍之所  
 以爲寶劍。唯在此一句。讀者勿忽諸。と云れたるは漢風の論なり。記には。倭比賣命賜草那藝劍。亦  
 賜御囊。而語。若有急事。解茲囊。口とあり。この有急事と詔へるも。皇子の災を豫知しめ玉へる。  
 大神の御心なり。○是月。本に月を歲とあり。考本に依て改め訂せり。○初至駿河國。本に國字を  
 し。今永享本に據る。記には。まつ倭建命伊勢を發て。到尾張國。入坐尾張國造之祖。美夜受比賣之  
 家。云々の事あり。縁起には。日本武尊乃受斧鉞。以拜曰云々。天皇勅吉備武彥與建稻種公。服從  
 日本武尊云々。到尾張國愛智郡。時稻種公啓曰。當郡水上邑。有桑梓之地。伏請大王稅駕息之。日本  
 武尊感其懇誠。踟躕之間。側見一佳麗之娘。問其姓字。知稻種公之妹名宮酢姬。即命稻種公。媾納佳

娘。合香之後寵幸周厚。數日淹留。不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>手。既而與<sub>二</sub>稻種公<sub>一</sub>議<sub>二</sub>定行路之事<sub>一</sub>。曰。我就<sub>二</sub>海道<sub>一</sub>。公向<sub>二</sub>山道<sub>一</sub>。當<sub>レ</sub>會<sub>二</sub>彼坂東之國<sub>一</sub>。言辭約束。各向<sub>二</sub>前程<sub>一</sub>。とあり。此紀には漏されたり。○駿河。和名抄須流加とあり。名義は。萬葉古義打線流駿河國の下に云。大神景井云。まづ駿河と云國號の起れる本義を推て考るに。此國大河ありて。甚疾水音の四方に動<sub>レ</sub>り轟くより。動<sub>レ</sub>河國とそ負けんを。後に須留河國と訛りつるにやとそおもはる。さて此枕詞は。其本義を得て。打<sub>レ</sub>動<sub>レ</sub>河と疊ねつらむと云り。駿河の名義右の如く動<sub>レ</sub>河か。又薦<sub>レ</sub>河の義にてもあらむか。徳國風土記に。薦河者依<sub>二</sub>其流<sub>一</sub>。薦々而不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>淀溜<sub>一</sub>也。所謂志通波他河。不二河。大懸河也。とあるか如し。既<sub>レ</sub>諸國名義考に。此國に駿河郡あり。もとは其地より出し名なるへし。すへて此國の川は。山より落て海に入る水の猛烈しきにより。とあり。さて。尖<sub>レ</sub>河國と云なるへし。といへり。其はいつれにまれ。大河に依る號にして。打<sub>レ</sub>動<sub>レ</sub>る須留河とつくへきものなり。とあり。さて此時の事を。記には故爾到<sub>二</sub>相武國<sub>一</sub>之時云々とありて。相武國にての事と爲たれど。異なる傳にはあらず。其は記傳云。此段の事。書紀にはかく駿河とありて。其跡の地名なども。駿河國に現しくて在るを。此記に相武としもあることは。人の疑ふべきなれども。古語拾遺にも。倭武尊東征之年。到<sub>二</sub>相模國<sub>一</sub>。遇<sub>二</sub>野火難<sub>一</sub>。即以<sub>二</sub>此劍<sub>一</sub>。難<sub>レ</sub>草得<sub>レ</sub>免。更名<sub>二</sub>草薙劍<sub>一</sub>也。帝王編年記にも。此を相模國にての事とせり。と見えたり。此は國の違へるには非ず。たゞ古と後と名の變れるのみにして。實は一なり。上代には駿河國と云大名は無くして。駿河と云は。もと一郡の名にして。駿河郡是なり。然るをや。其國の地まてをわけて。大名をは相武と云て。此倭武命の時も。いまた駿河と云大名は無かりけむ。かの駿河風土記に。御間城入<sub>二</sub>天皇三年<sub>一</sub>。創<sub>二</sub>伊豆國<sub>一</sub>。而爲<sub>二</sub>分國<sub>一</sub>。と云。後<sub>レ</sub>に。其地名を取て郡名とし。國の大名にもせるなり。例の信かたし。○武郡云。國造本紀。珠流河國造。志賀高穴穗朝世云々。定<sub>二</sub>賜國造<sub>一</sub>。栗田氏云。珠流河國と分れしは。本紀に志賀高穴穗朝とあるに據は。かの定<sub>二</sub>國々之界<sub>一</sub>とある時の事とあれど。いかゞあらむ。故此記などは。當時の隨の傳にて。相武と記

し。書紀は後に分れたる國名を以て記されたる物なり。されは此倭健命を欺き奉りし國造と云者も。今の相模國の國造には非ず。燒津の地名に因て思ふに。駿河の地の益頭有度安倍廬原あたりの國造等なるへし。上代には。後に郡若くは郷などになれるばかりの處をも。其國と云つれば。其を領するたぐひをも。國造とは云しなり。國造本紀に。珠流河國造云々。廬原國造云々。相武國造云々。など擧たれど。此は其には拘るへからず。其あたりに國造は。なほ此彼と有りぬ。○其處賊。記には其國造とあり。誤なり。さるは駿河も相模も。其國の出來始れるは。此よりは後にて。成務天皇の御世の御事にし有ければ。其以前の事は。御紀の上文に。朕聞其東夷也。識性云々。村之無<sub>レ</sub>長。邑之無<sub>レ</sub>首。各貪<sub>二</sub>封堺<sub>一</sub>。並相盜略。と見えたる是にて。右に謂ゆる賊帥と云者は。國造など云へき者を。未置<sub>レ</sub>れさる以前に。然る者は有へくも非るを。自國造の號を<sub>レ</sub>僭<sub>レ</sub>に稱<sub>レ</sub>り居りけんか。今尊のおはし坐ては。其罪を糾彈され奉らむ事の心苦しめて。然負氣なき逆事を成せるものなりけらし。國造本紀に。珠流河國造云々。廬原國造云々とありて。此景行天皇四十年よりは。二十年餘も過て後に置れたりし者也。○麋鹿。説文に麋鹿屬とあれど。オホシカのみをさして云へきにあらねは。記傳にシ、とよめるに従ふへし。甚多を。ニヘサとよめるもわろし。○茂林。雄略紀弱木林訓同。古歌にも多くしもとをよめり。倭名抄。唐韻云。叢木細枝也。和名之毛止とあり。名義繁本なり。信友云。若狹里人。鹿の多く居る事をおどろの如くに居ると云事あり。よく似たる事なり。と云り。○殺王之情。情の下本に。王謂日本武尊也の注あり。今削れり。集解に此七字私記摺入として刪去れり。さる事なり。考本にはなし。永享本には王謂也の三字なし。それにて後人の書入なる事しられたり。○放火烧其野。記云。火<sub>二</sub>着其野<sub>一</sub>。風土記に。于<sub>レ</sub>時十月之旬。衆草枯死。而宜<sub>レ</sub>添<sub>レ</sub>火。恰

如塗油とあり。此書はうけられぬものなれど。十月之旬衆草云々はさる事也。此にても是歳は是月の誤なること知へし。上に十月云々の文あればなり。記云。其國造詐白。於此野中。有大沼。住此沼中之神。甚道速振神也。於是看行其神。入坐其野。爾其國造火著其野とあり。此と異なり。○以燈出火。記云。故知見欺而解其姨倭比賣命之所給囊口。而見者。火打有<sub>二</sub>其裏<sub>一</sub>。於是先以<sub>二</sub>其御刀<sub>一</sub>。刈<sub>二</sub>撥草<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>其火打<sub>一</sub>而打<sub>二</sub>出火<sub>一</sub>。著<sub>二</sub>向火<sub>一</sub>。燒退云々。和名抄燈和名比字知とあり。古事記裏書に。草薙劍事。兼文案之。今世俗號<sub>二</sub>火打囊<sub>一</sub>。付<sub>二</sub>于刀<sub>一</sub>者。可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>此因緣<sub>一</sub>也。有<sub>レ</sub>興事。日本武尊發<sub>二</sub>向東國<sub>一</sub>之時。先參<sub>二</sub>拜伊勢大神宮<sub>一</sub>之間。倭姬命被<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>草薙劍<sub>一</sub>事。雖<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>日本紀<sub>一</sub>。給<sub>レ</sub>囊事。此書之外無<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>歟。とあり。記傳云。此倭建命の故事に因て。古は旅行人に火打を贈ることありしなり。武御云。こゝに後撰集。其他歌集の歌とも出された

源平盛衰記四十に。日本武尊の錦燈袋の事を云る處に。今世までも。人の腰刀に錦の赤皮を下て。燈袋と云ことは此故なり。新井氏の軍器考に。火打袋着ることは云々。寛正のころの記に。足利殿の御腰物にも。此物つけられしこと見えたり云々。織田殿の如き物を服て。腰にはさすかと云む物の如きに。袋を結つたるを。火打袋と云物のよし。伶人の家に云傳へたり。又天皇の御しるしの寶劍にも。火打袋とて。赤地錦にて調たる。袋の如き物を。袖に結付られたり。とあり。さて今世にも。倭武尊の火打袋の形とて傳へたる種々あり。其中に信に甚古き物のさまと見ゆるもあれど。其を即此命の御物の形と云は信かたし。又中には。近きころ古めかして作れり。と見ゆる形もあり。○或書に。式なる尾張國愛知郡日割御子神社は。此倭建命の火打を祭ると云り。いかにあらむとあり。○向燒而得免。記云。於是先以<sub>二</sub>其御刀<sub>一</sub>。刈<sub>二</sub>撥草<sub>一</sub>云々。著<sub>二</sub>向火<sub>一</sub>而燒退還出。記傳云。著<sub>二</sub>向火<sub>一</sub>とは。彼方より燒來る火に向

ひて。又此方よりも火を著て燒を云。如此爲れば。彼方の火の勢弱りて負くるなりと云り。通證に今按逆<sub>レ</sub>怒曰<sub>二</sub>向火<sub>一</sub>出<sub>二</sub>於此<sub>一</sub>とあり。さるを此に説あり。守部云。敵より火を著るは。何れ風上より著て。風の隨<sub>レ</sub>及し。頓て後より廻り攻て。追討んの心組なりければ。其時われはまた。我後の方に火を放て。彼やかて後に廻り來ん敵等に。其火を向はしむるを。向火とは云しなり。是を以て今此段も。倭健命まつ其火先の草を薙掃て。其を塞留め。さて活路のために。吾後の草に火を著て。頓て追廻<sub>レ</sub>こも賊等を。焚滅したまひし形状も。いとよく悟りしらる。かゝれば彼源氏物語等に云りしも。武御云。源氏の文次に出たり其本義はよく心得つらめども。只詞に借て云るのみなれば。其前後の差をことはるまてはあらず。始こなたを焚むとして著たる火の。また此方よりも著たる後は。つひに其敵のうしろに成て。不用<sub>レ</sub>なりゆくを。人の腹立を消營<sub>レ</sub>に借たるなり。されはかの真木柱に。此みけしきも。にくげにふすへ恨みなどしたまはる。中々ことつけて。我も向火つくりてあるへきを。また竹川に。いとうしろめたき御心なりけり。向火つくれば。など云るには難もなし。以上守部の説と云り。此は實にさる論なれども。なほ向火と云名に叶はず。敵等に其火を向はしむるなど云るは。まことに窮りたる説なり仍て思ふに。此時の形状は。記の神代段なる。大穴牟遲命の黄泉國に行坐ける時に。須佐之男命の。以<sub>レ</sub>火廻<sub>二</sub>燒其野<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>出<sub>一</sub>とあるに同じく。此面彼面より火を放て。ひとしく攻寄て。皇子の逃れ出玉はむ處を。立塞たりしなるへし。されは上風のみならす。左右より火の起れるうちに。まつ其近傍なる草を薙拂て。燒來る炎を避け。さて左右へ此

方よりも火を放ちて。其方より襲來る賊を攻玉へりしなるへし。然見る時は。向火と云るは風上のみ  
 に限らず。左右よりも火を著て攻來る賊なれば。何方にても其一方に對ひて。火を對放つを。向火と  
 云へりしものとすへし。和名抄に。野火字統云燭防野火也。又作燧。野人説云保曾介。孫愔切韻云燧  
 逆燒也。とあり。記傳云。保曾介は火退の意なれば向火なり。逆燒て彼方の火を退くる意なればなり。○薙攘王之傍草云々。  
 記には皇子の御刀以て。薙攘玉へるを。此の傳は自抽出て。傍草を薙攘ひたるか異なるなり。信に神  
 劍の靈異かくそ有けらし。此は彼方より燃來る火を。御傍に近づけさらむ爲の御所爲なるへし。され  
 は此文は記傳に。ただ草を薙撥たるはかりにては。得免給ふ所由聞えかたし。是も草を薙撥へるゆゑ  
 に。火近くは燃來らず。故得免給へるなり。さて記には此事に因て。此劍を草薙と號けられしことの見えざり。神名帳に。駿河國有度郡草薙神社。かの風土記には。此神祠所祭天照大神之地也。草薙と云地名。また草薙山と云をも擧げたり。足彥天皇元年始祭之奉官幣と云。東草奈岐と云地名をも擧たり。と云り。重胤云。記に先以其御刀。薙撥草とあれども。此紀の一云に。自抽  
 之薙。攘王之傍草とあるか如く。自然に抽出て草を薙たる方なん。草薙劍と名に負る所由著く。且儘  
 なる上に。緣起に計略難施と見えたるか如く。進退共に此に極盡させ玉へる所にて。神劍の威靈を  
 顯はして。皇子を助救奉らせたまへる意味なん。甚深く所見たりける。然るは。此神劍の自然に抽出  
 て。草を薙玉へるは。皇子の近傍に枯草等の有ては。終に其爲に過またれさせ玉へらむを。救奉らむ  
 として。其草を賊黨の屯する方へ薙除けて。其向火を著させ奉りて。一時に滅ほし玉はむ神謀なる

を。皇子忽に其意を得させおはし坐て。其御姨倭姫命の御言を思ほし出させおはし坐て。忽に御囊口  
 を解開かせ玉へは。其天火徹なん出現はれさせ玉ひける故に。火を打出て著させ玉ひ。持らむに彼  
 賊黨をしも。悉くに燒亡ほし玉へるなり。故其次文に。王曰殆被欺。則悉焚其賊衆而滅之。故號  
 其處曰燒津。と見えたるは。記に燒退還出。皆切滅其國造等とは有れども。實は乃に血ぬらさずし  
 て。燒亡ほさせ玉へる事決なき者也。と云り。○藜雲此云武羅玖毛。此訓注神代紀にあるべきなり。  
 さて本に武を茂に作る。今は中臣本に依て訂せり。○悉焚其賊衆而滅。記云。還出皆切滅其國造等。  
 即著火燒。とあり。此は其國造等を燒玉ふなり。然燒玉へることは。野に火を著て。王を燒殺し奉  
 るとせしを。報い賜ふとなるへし。此を野に火を著く事と見るはひかことなり。と記傳に云れたり。○燒津。記に燒遣とあり。  
遣は津か道かの誤なり。記傳云。萬葉三に。燒津邊吾去しかは。駿河なる阿倍の市路に逢し兒等はも。神名  
式に。駿河國益頭郡燒津神社。今も燒津村と云あり。又野燒村と云もあり。野脇とも云。○武郡云。此御社府  
國益頭郡。末之郡益頭郡。萬之郷と見え。かの風土記にも麻賤郡など書れど。益頭は音を取れる字にて即燒  
津なり。谷川氏も云りき。頭字音を取れしは。益もヤクの音を轉して。ヤキに用ゐたるなり。然るを麻志豆とも云  
ば。やと後に燒と云ことを忌避して。其字の訓に唱へ更へたる物なるへし。然る例他にもあるなりと云

亦進相摸。欲往。上總望海。高言曰。是小海耳。可立跳渡。乃至于海。

中。暴風忽起。王船漂蕩而不可渡。時有從王之妾。曰弟橘媛。穗積氏忍山宿禰之女也。啓王曰。今風起浪溢。王船欲沒。是必海神心也。願以妾之身。贖王之命。而入海。言訖乃披瀾入之。暴風即止。船得著岸。故時人號其海曰馳水也。

相摸。今の相摸の地是なり。さて記の眞福寺本延佳本等には。相武と作り。記傳にも其字に依りて云れけるは。元正紀に酒部連相武と云人名も見えたり。是此國名を。古は如此書たりし一の證なり。國造本紀にも。さて和名抄に相摸佐加三とあれども。元は佐賀牟なり。下なる歌にも然あり。摸字を書るもムの假字なり。此字ミの假字には遠し。大隅國の郡名の取誤も五牟とあり。誤摸同音の字なり。東遊の歌に。左加安元乃於禰とあるは。相摸の峯と云ことなるへし。萬葉十四に。相摸禰の乎美禰とある相摸などをも。サカムと訓へきなり。佐賀美と云は。後に傳れる唱なるへし。上總國の郡名美濃も。と云り。名義は未詳ならず。○上總。倭名抄上總加三豆不佐。名義古語拾遺に。好麻所生故謂之總國。古語麻謂之總。今爲上總下總二國是也。とあり。名義明らかなり。さて此國上下に分割たるは。何時なりや詳ならず。○望海高言。記云。自其入幸渡走水海之時云々とあり。望の訓。神代下。記傳云。此は今も相摸國御浦郡の海邊。浦川より三十町ばかり北に。走水と

云邑ありて。海邊の山上に。走水の觀音とて寺あり。諸國の往來ふ船。此上總國に向へる地なり。走水と云處。今は船の泊る澳にあらす。其海は東之淡水門とある其入海なり。とあり。五十三年の處に。○立跳。字書に跳走也とあり。萬葉五。難波津爾。美船泊農等。吉許延許婆。紐解佐氣弓。多知婆志利勢武。○妾の訓。倭名抄にも乎無奈女。字鏡集。抄。類聚名義抄等に。とあれども。こゝはたゞミメと訓へし。妾字もいかゞなるよし。記傳の説あり。次に。出。○弟橘媛。記には其后弟橘比賣命とあり。記傳云。后とは天皇の大御妻に限て申すことなるに。此にかく申し。下にも坐倭后等とあるは。此倭建命は。帶中津日子天皇の大御父に坐か故に。萬を天皇に准へ奉れる例なり。書紀にも御名に尊字を書き。崩と記し陵と記し。仲哀卷にも母皇后の御名なりなどあるか如し。御名義。弟は上卷の歌に淤登多那婆多とある。淤登と同じくて。美たる稱なり。橘は此近き御世に。常世國より渡參來てめつらしく。殊に世に賞る物なるに依て。稱たる名なるへし。此比賣命の事を。書紀に従へ王之妾と記されたと合はす。彼紀の文法にては。妃と云はかりの人を。妾とは云へきに非れはなり。且此記に。倭建命の御妻等五人の名を出せる中にも。三人はたゞ某比賣と云るに。和多遲能伊理毘賣命と。此比賣命と。二柱の御名には。命と云ことを加へたるにても。なみくならず。式に上總國長柄郡橘神社あり。若くは此比賣命を祭るには非るか。和泉國此記に后とあるか當ることを知へし。多治速比賣命神社は。さて古へは軍行の旅にも。妻を率て行こと常なりとおほしめて。書紀に其事多く見えたり。とあり。○穗積氏の事は。崇神紀に出。○忍山宿禰。地名に依れる名か。神名帳に伊勢國鈴鹿郡忍山神社。同國朝開郡に。穗積神社もあり。さて記には志賀宮段に。天皇娶穗積臣等之祖。建忍山垂根之女名弟財郎女。生御子和訶奴氣王。とあり。依て按ふに。此紀に弟橘媛の父を。此忍山宿禰とせしは。彼成務天皇

の忍山垂根の女弟財郎女を娶て。和訶奴氣王を生坐る。其弟財と弟橘と御名の似たるから。まかへるものにて。弟橘媛は。記には御母を記さねは。もとより其傳をかりし方正しかるへし。なほ生坐る稚武彦王と申にも疑はしき事あり。下に云へし。繼體紀にも。額積臣押山と云人見えたり。○是必海神心也。記云。渡三走水海之時。其渡神與浪廻船。不レ得三進渡云々とあり。海神とはあれと。神代紀に見えたる正しき綿津見神にはあらずて。海路をうしはきををる邪神なるへし。○贖王之命。記云。妾易三御子。而入三海中。御子者所遣之政途。應三覆奏。とあり。萬葉に贖命者。妹之爲社。又安賀布伊能知毛。多我多米爾奈禮。安賀布と云言義は。既に神代紀に云。○披瀾入之。記云。將レ入レ海時。以三菅疊八重皮疊八重繩疊八重。敷三于波上。而下三坐其上。於是其暴浪自伏。御船得レ進。とあり。○船得著岸。房總志料に。尊相摸走水より。上總富津に渡ります。富津は古津の訛。邦音同。とあり。又云。鹿野山。軍陀利夜又朋王日本武尊を祀る。長柄郡本納村橘神社あり。橘媛を祀る。吾妻大明神といふ。と云り。○日馳水。此地の事は上に云へり。しか名つけし由は。記傳云。上文に可三立跳渡。と擧言し賜へるに依てか。又思ふに。此時に浪の速かりし由の名にて。ちむか。かの浪速國と名けしと。同じ心はへなり。さて此段の事。神明鏡に云。それより相州へ越。上總へ渡給ひけるに。伏戸の渡にて波荒て。船已に覆むとせしを。梶取申しけるは。船中の美人を龍神の見たとおほえ候。と申しければ。數百人の軍士を失はむよりはとて。最愛の橘姫と申す夫人を。一人流し給へり。誠に忝し。さて船荒ることなくして。總州へ渡り云々。と云り。記云。爾其后歌曰。佐泥佐斯。佐賀牟能哀怒邇。毛由流肥能。本那迦邇多知豆。

斗比斯岐美波母。故七日之後。其后御櫛。依三于海邊。乃取三其櫛。作三御陵。而治置也。記傳云。海邊とは相摸國の海邊か。上總國の海邊か定めか。さて此御墓も。相摸か上總か知かたし。師の書入に。今相摸國の梅澤のあたり。吾妻森と云あり是なりと云りとあり。梅澤は餘綾郡なり。大道にて。小田原と大磯との間なり。吾妻山吾妻明神の社あり。此社に傳説ありや尋ねまはし。と云り。

日本書紀通釋卷之三十二

飯田武郷謹撰

景行天皇  
四十年

爰日本武尊。則從上總轉入陸奧國。時大鏡懸於王船。從海路廻於葦浦。橫渡玉浦。至蝦夷境。蝦夷賊首島津神國津神等。屯於竹水門。而欲距。然遙視王船。豫怖其威勢。而心裏知之不可勝。悉捨弓矢。望拜之曰。仰視君容。秀於人倫。若神之乎。欲知姓名。王對之曰。吾是現人神之子也。於是蝦夷等悉慄。則褰裳披浪。自扶王船。而着岸。仍面縛服罪。故免其罪。因以俘其首帥。而令從身也。

轉。詞林采葉鈔此文を引るに傳に作る。訓より移れるものなるへし。○陸奥。齊明紀に道奥と作。又陸道とも作れたり。萬葉に美知能久。倭名抄には陸奥三知乃於久とあり。記傳云。奥は口に對へ云稱にて。道口道後の後に同じ。京より行に初の地を道口と云。終を後とも奥とも云り。此國は東北の極

に在て。實に道の奥なり。筑紫にても。大隅薩摩を奥の國と云ること。檜垣家集にみゆ。又陸奥國にても。黒川郡より北を奥郡と云。大同五年の官符に見えたり。源氏物語卷には。播磨國內にて。此國の奥郡と云ることあり。

と云り。○大鏡懸於王船。按常陸風土記久慈郡條に。東山石鏡。昔有魍魎。率集翫見鏡則去。俗云疾鬼面鏡自滅。と云事あり。かゝる故にもや。通證に。今按此怖夷虜制大魚之神策と云り。怖夷虜はさも有へし。制大魚と云事はいかゞあらん。

又按に。土佐日記に鏡を海神に手向くる事見えて。ちはやふる神の心のあると海に鏡を入れて且見つるかな。と云歌あるなどによれば。此も海神に手向る料の。御幣の鏡かともおもはるれど。定めかたし。なほよく考ふへし。下總人清宮秀堅云。上總天羽郡金谷驛。有鐵製奇器。周圍一丈八尺。厚六寸計。中斷爲二。土人稱釜蓋。又鐵尊。或曰古鏡多用鐵製是也。蓋日本武尊之遺物。有玉前祠。本州海上郡下長井村亦有玉前祠。傳言日本武尊東征橫絶此浦。日本紀有玉浦之事。玉浦者蓋房總邊海古時之總稱也。と云れたる説は信かたし。

○葦浦。詳ならず。○玉浦は。仙臺封内名蹟志六云。名取郡玉浦。在二下野。鄉村岩沼以東。日之藤會根。往時之玉浦也。磯浦崎。地而。渾是玉浦之邑也。郷黨書魂浦。とあり。秀堅云。安房有玉玉祠。上紀有玉浦之事。玉浦者蓋房總邊海古時之總稱也。と云れたる説は信かたし。

○竹水門も。未詳。集解に。按延喜式陸奥國名取郡有多加神社。又行方郡有多珂神社。類聚鈔亦行方郡有多珂。不知兩郡之中孰是。とあり。記傳にも。葦浦玉浦竹水門など。みな陸奥なりと云り。さて此に境とあるも。陸奥にて蝦夷の住居近き域を云。未だ蝦夷の地に至り玉ひしにはあらず。地圖を見るに。今社鹿郡の海邊に。西に向ひて竹浦あり。若くは竹水門か。たつねへし。或説竹水門は。今の磐城若くは陸前の海岸にあるへし。磐城は山嶺は幽遠にして。海濱彎曲せず。長港なし。陸奥は社鹿郡東方に斗出して。灣海を圍み。磯松島を繞りて。頗る舟船を泊するに適す。水門とは。かゝる便要の港をこういふへけれ。竹水門は必此なるへし。蝦夷の酋長等。裳を褰け浪を披き。王船を扶けて着岸したる當時の情景も。

○蝦夷賊首。蝦夷二字永享本になし。○島津神國津神。これは蝦夷賊首とは又別にて。其あたりの島國に住て荒ふる神等なり。上に云る穴海惡神。柏濟の惡神の類なり。○

心裏。集解に裏字傍訓攪入として削れり。○現人神。通證に。言神而現于人。匪直世人也。此指天皇。孝德紀所謂明神御宇之意也。萬葉集云。繫卷裳湯々石恐石。住吉荒人神云々。とあり。雄略卷に。一言主神長人と現れ坐て。現人之神と名乘玉へる事あり。また續後紀嘉祥二年興福寺法師長歌に。我國之聖乃皇波云々。御世々々爾相承襲天。每皇爾現人神止成給御坐云々。とあるも此と同し。記傳に。現人神とは顯れて人の體なる神と云事なり。大かた神は形は隱坐て。顯には見え玉はさるを。是は御身の現しく見え給へるを申玉へるなり。と云れたり。さてかく答賜へる御言を思ふに。島津神國津神に對へて。かく現人神とは告玉へるか。また只何となく。自らかく告玉へると見てもよろし。○悉慄の下。永享本に其威二字あり。○褰裳。或人云。按上代は男女とも裳を着し事。是にてしるし。猶云は。記に伊邪那岐大神於三投棄御裳云々。熱田縁起に倭武尊褰裳涉懸度。など見るへし。以上男子の裳を着し例なり。と云り。されどこゝはそれまでも非し。こゝなるは褰衣とあるにも同しく。たゞ衣裳を褰けしなり。熱田縁起なるも同じ。○俘其首帥。集解に首を曾に改めて。曾原作レ首誤とあり。記傳云。俘其首帥云々。下文に以三所レ俘蝦夷等二獻於神宮とあり。後の史とも。俘囚とも夷俘ともある物は此類にて。俘にしたる蝦夷を。陸奥出羽の内又諸國にも安置れたるなり。其は子孫に至りても。良民と混にせず。俘囚と云て別に一種なり。もと蝦夷の種なる故に。子孫までも常に勇悍きわさを好みて。やゝもすれば反て亂をおこしたりき。とあり。縁起に。爰倭武尊自三上



總轉入陸奥。懸大鏡於船首。從海路廻於葦浦。橫波玉浦。稻種公適有來會。縷陳山道消息。共向蝦夷之地。賊首島津神國津神等。屯於竹水門。欲拒之。遙望大王之威勢。面縛首過。共拋弓矢。望拜曰。仰視君容。秀於人倫。威猛若神。欲知姓名。王對曰。吾現人神之子也。蝦夷等震慄歸德。故免其罪。自俘其魁帥。令從身也。

蝦夷既平。自日高見國還之。西南歷常陸。至甲斐國。居于酒折宮。時舉燭而進食。是夜以歌之問侍者曰。珥比麼利。菟玖波塙須擬氏。異玖用加彌菟流。諸侍者不能答言。時有秉燭者。續王歌之末。而歌曰。伽餓奈倍氏。用珥波虛々能用。比珥波苔塙伽塙。即美秉燭人之聰。而敦賞。則居是宮。以鞞部賜大伴連之遠祖武日也。

日高見國。已出。○西南。陸奥桃生郡あたりより。まことの方位を以ていはく。常陸は正南にあたり。甲斐は常陸より西南の方にあたるへし。されど此は大概を云へるものなるへし。或人云。蝦夷の本土。日高見國に服し。其魁帥を従へて。陸路は陸路を取り。西南とは磐城の山道を経過せられしなるへしと云り。詞林采葉には西南二字なし。○常陸。和名抄比太知。常陸風土記に。

往來道路。不隔江海之津濟。郡郷境界。相經山川之峯谷。取近通之義。以即名稱焉。此は常陸の意なり。即古事記に常陸と作。また倭武尊巡狩東夷之國。幸過新治之縣。時遣國造毘那良珠命。新令掘井。流泉淨澄。尤有愛好。時停乘輿。瓶水洗手。御衣之袖垂泉而沾。依漬袖之義。以爲此國之名。國俗諺云。筑波岳黑雲掛。衣袖漬國是矣。とあり。記傳云。知に陸字を書は。陸奥の陸と同く。陸道の意なり。古今顯注に。常陸はひたかちを。ひたちとは申なり。陸をかちともよむなりと云るを。契沖か陸をかちとよめること未知ず。ひたちはひたみちなりと云へる。まことに然り。古歌に東路の道のはてなる常陸とよめるは。東海道の極なれはなり。と云り。信友云。日高は景行紀を思ふに。今の蝦夷地にて。常陸は彼日高へ通ふ道なれは。日高道なるへしと云り。されど日高を今の蝦夷地と云るは誤なり。○甲斐。倭名抄賀比。續紀歌斐。名義山の峽なる由なりと云説宜し。加比は間と同じ。今この國。山梨八代二郡の打開けたるありさまをみれば。山峽の國とは云かたきか如くなれど。此國は上古は入海にて。今の山梨郡などは。後に陸地とされるものなれは。なほ其もとは。山峽にのみ人は住てありしなり。今の都留郡など。上古の甲斐國のありさまなる。○記云。悉言向荒夫琉蝦夷等。亦平和山河荒神等。而還上幸時。到足柄之坂本。於食御糧處云々。故登立其坂。三歎詔云。阿豆麻波夜。故號其國。謂阿豆麻也。即自其國越出甲斐。坐酒折宮云々。とありて。此紀と異なること多し。記傳に其差を論らひて云れけるは。先其路次。記の趣は。蝦夷を言向て還坐し。相摸より足柄山を越て甲斐に到坐。

其より信濃を経て尾張に還坐る國の次第。皆よくかなへるを。書紀には。歷<sub>三</sub>常陸<sub>一</sub>至<sub>三</sub>甲斐國<sub>一</sub>とありて。後<sub>二</sub>自<sub>一</sub>甲斐<sub>二</sub>北轉<sub>一</sub>歷<sub>三</sub>武藏上野<sub>一</sub>。西<sub>二</sub>遠<sub>一</sub>于<sub>三</sub>碓日坂<sub>一</sub>云々。進入<sub>三</sub>信濃<sub>一</sub>とあるは路次順はず。其故は。常陸より甲斐に到る間には。武藏もあり。或は相模もあるを。其を云はて。直に歷<sub>三</sub>常陸<sub>一</sub>至<sub>三</sub>甲斐<sub>一</sub>と云るは。連きたる國のことにていかゞ。歷<sub>三</sub>常陸<sub>一</sub>武藏<sub>一</sub>などこそ云へけれ。但し常陸をのみ殊に云るは。御歌に其國の地名あるかためにもあるへし。と云れたるはまことにさることなり。但し武藏を云はざるは。甲斐より再び武藏の端つかたを歴給へれば。前の方をば省かれしなるへし。其は後の方は。必武藏を云はざれば。何方より上野の方へもせられしか。路次さたかならざれど。前の方は云はても。路次に妨なきか故なるへし。記傳に又云。甲斐より信濃へ行むに。武藏上野へ轉歴むは。と云れたるはいかゞ。もとより其あたりには。背ける者などありて。故<sub>二</sub>に言向<sub>一</sub>に幸けんもしるへからず。また信濃の方に幸まざるには。上古にては必碓日坂にかゝらすは。えあらぬ道なりけん。今は甲斐國より直に信濃國に通る道はあれど。古はさる道は未開けさりしにもあるへし。さて又御歌ありし地も。足柄と碓日と傳の異なる何れ正しからむ。決めかたきか如くなれど。上野國吾妻<sub>阿加</sub>郡あるを見れば。碓日の方を正しとすへきなり。但し下文に號<sub>三</sub>山東諸國<sub>一</sub>曰<sub>三</sub>吾孀國<sub>一</sub>と云ひ。記に號<sub>三</sub>其國<sub>一</sub>謂<sub>三</sub>阿豆麻<sub>一</sub>とあるは誤なり。阿豆麻と阿加豆末とはもとより別なり。これを一になして語傳へしも。古き世よりの事にはあれど。吾孀はこゝに見えたる如く。此尊の御言より出て。吾妻郡一處の名となり。阿豆麻は東國の總名にて彼端の義なり。なほ邊鄙をヒナと云るも同じ。ヒナとアツマと對へて云る言記の雄略段の三重采女か歌に見えたり。端は橋の端。或は此處彼處の都麻利。などの都米都麻と同じく。物の行止りの處を云るにて。東國は國の果なる故に彼端と云るなり。されはもとは異なる名義なれど。似たる稱なるか故に自<sub>一</sub>にされるなり。また紀の文の次第にては。吾孀の御歌時後れて似つかしからず。と云れたるもいかゞ。いかに時

後れたりとも。思<sub>二</sub>出<sub>一</sub>て歎給はむには。いつと云事あるへからず。なほいはゞ。信濃の方へ碓日坂を越給ふに就て。今はと東國の方を見畢玉はん<sub>二</sub>に就ては。ありし後のなこりおもほし出給はむは。殊にあらはれる御意とも申すへしかし。かにかくに上古の事なれば。此行坐の路次など。今より疑ふへきよしなきをや。○酒折宮。記傳云。今山梨郡に酒折村ありて。酒折<sub>二</sub>天神と云社あり。甲府の東十町ばかりなり。甲斐名勝志に。酒折天神。古倭建命東夷征伐の時。此地に行宮を建留り給ひし處なり。祭神即倭建命なり。又八幡社もあり。往昔の宮の跡をば。今古天神と云りと云り。とあり。されど地形のさまを以て考るに。今の山梨郡酒折村あたりは。古へは入海の洲崎の處にて。往還ふへき道路あるへき状ならず。まして此尊などの假宮作り玉ふへくもあらず。此は後に好事のものにつくりし跡なることは。其國に至見て知らるゝなり。なほ次にもいふ事あり。此酒折宮に坐々しほとの事を。寛平縁起に。先<sub>レ</sub>是倭武尊。於<sub>三</sub>甲斐酒折宮<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>戀<sub>三</sub>宮酢姫<sub>一</sub>。即歌曰。阿由知何多。比加彌阿彌古波。和例許牟止。止許佐留良牟也。阿波禮阿彌古乎。此數首歌曲爲<sub>三</sub>此風俗歌<sub>一</sub>矣。とあり。此風俗歌とは。甲斐國の風俗歌なるへし。○侍<sub>二</sub>者<sub>一</sub>。御前に伺候へる者を云。後には侍<sub>二</sub>と云名稱あり。縁起云。居于酒折宮。夜深人定。秉<sub>レ</sub>燭進<sub>レ</sub>食。此夜以<sub>レ</sub>歌問<sub>三</sub>侍者<sub>一</sub>曰。○珥<sub>二</sub>比摩利句菟玖波瑠須擬氏<sub>一</sub>。記傳云。新治筑波を過てなり。和名抄に。常陸國新治<sub>二</sub>郡新治郷<sub>一</sub>。筑波<sub>豆久</sub>郡筑波郷あり。式に筑波山神社もあり。仙覺萬葉抄に。常陸國風土記には。波里<sub>二</sub>郡新治郷<sub>一</sub>。筑波<sub>豆久</sub>郡筑波郷あり。式に筑波山神社もあり。仙覺萬葉抄に。常陸國風土記には。にひはりの國。つくはの國など云り。とあり。名義。風土記云。美麻貴天皇<sub>二</sub>馭宇之世<sub>一</sub>云々。穿<sub>二</sub>新井<sub>一</sub>。其水淨流。仍以<sub>三</sub>治<sub>一</sub>井因。著<sub>三</sub>郡號<sub>一</sub>。又云。筑波之縣古謂<sub>三</sub>紀國<sub>一</sub>。美萬貴天皇之世。遣<sub>三</sub>采女臣支屬筑波命<sub>一</sub>於

紀國之國造一時。筑波命曰。欲令身名者著國而後世流傳。即改本號。更稱筑波者。風俗説曰。握飯筑波之國。とあり。萬葉九に。筑波嶺爾登而見者云々。新治乃鳥羽能淡海毛。秋風爾白浪立奴云々。なほ筑波山の歌は卷々に多く。後の集ともにも多く見ゆ。筑波の波を常に濁りて唱るは非なり。古書皆清音の波字のみかきたり。是に武藏或は相模などを云はすして。歴常陸と隔たりたる國を云。常陸國を経て來坐るなれば。其國なる新治及筑波を過てよりとなり。さて陸奥より甲斐までの間に。過坐し地は幾許もありけむに。取分て此二處をしも所念出で。よみ賜へることは。所以こそありけむ。其ゆゑは今知かたし。常陸風土記に。倭武尊巡狩東夷之國。幸過新治之縣云々。○異玖用加禰菟流は。記傳云。幾夜か宿つるなり。抑幾日か經つるとは詔はすて。かく夜の御宿を以て詔ふは。凡て日數を経ること云に。幾夜宿てと云は。古も今も常なる。兒童などは幾つ。中にも。旅にては殊に夜の宿りを以て數ふることなり。幾夜とまりに行。なと俗にも云り。寢てなども云り。みつから思ふ意なるを。都流と云は。人に問かくる辭なり。さて如此よみ賜へるは。新治筑波あたりに所思出る事の由もありけむかし。とあり。○秉燭者。記に御火燒之老人とあり。記傳云。美肥多伎能意伎那と訓へし。麩栗宮段にも燒火小子とあり。上代には夜中の明りには。多く燂火を用たり。後世にもいはゆる衛士の燒火宮衛令に。凡理門至夜。燒火と見えて。義解に。謂内及中外三門。皆衛士燂火也。とあり。左右衛門。火炬屋と。篝火など。皆明りのためにして。古の爲の遺れるなり。上代には。屋内にて燂火を用しなり。故かの麩栗宮段なる燒火小子も。居遺傳とあり。燂とは其燂火をする爐の如き物を云なり。飯など炊く尋常の爐に非ず。然るを書紀には此なるをも。かの燒火小子をも。共に秉燭者と書れたるは。強

て漢めかさむ爲に。改められたる文にして。實に違へり。秉燭者にては。居遺傳と云こと由なし。書紀は凡てかゝる類いと多し。心してみるへし。○續王歌之末而歌曰。永享本には之末而歌曰の五字なし。記にも續御歌とのみありて。末と云事なければ。なくても宜しけれと。ある方まされるか如し。故書紀にも。此を續王歌之末と云り。さて續たる歌と連合せて。全き一首の如くなるなり。二を合せて。旋頭。歌と云物になる。殊に此なる御歌は。幾夜か宿つると。人に對ひて問賜へるさまなれば。末を續て御答とするなり。麩栗宮段にも。志昆臣歌曰。意富美夜能。袁登都波多傳。須美加多夫祁理。如此歌而。乞三其歌末之時。袁祁命歌曰。意富多久美。袁遲那美許曾。須美加多夫祁禮。とあるも同じさまなり。此外にも三句の歌を以て。問たる答たる記中には彼此例あり。○伽餓奈倍氏。記傳云。日々並てなり。迦は二日三日幾日などの日にて。日數を計へ云言なり。其を迦賀と重ね云は。日々夜々など云と同じ。さて此迦は。氣長くなると云氣と通音にて同じことなり。其由は。上卷に日八日夜八夜とある處に委く云り。さて日數を計るに幾日と云は。晝夜を合せて云なり。幾日の日。幾日の夜など云も。迦は夜をも兼る故なり。但し夜を伊久夜と云に對へては。晝を伊久夜と云。其は晝と夜との内には。晝を主とする故。もはら晝の方にのみいふなり。那倍豆とは。新治筑波を過給ひし日より。今日までの日を並へて。都てと云ことなり。おしなへてと云も。凡てと云と同意。になる。其も並へあけて御る意なり。とあり。さて其迦は。來經の約れる古語にて。來經とは。古く年月日時の來向ひ經て往を云。美夜受比賣歌に。阿良多麻能。登斯賀岐布禮婆。阿良多麻能。都紀波岐閉由久。とある是也。此來經は氣と約れるを。伽に轉して經々とは云也。即恒に日數を計へて幾

日と云伽も。此來經を約めて云言なるを。其伽に日字を書は。本幾來經日と云に訓つけたるなり。曆の許も來經の約れるにて。月日の來經を讀計ふるよしの名なり。さて其日數の重るを並ふと云は。萬葉三に氣並而。來經也八に日並而。十一に夜並などよめるか如し。と守部云り。○用珥波虛々能用句比珥波苦鳩伽鳩。夜には九夜。日には十日をなり。結の鳩は余と云むかことし。記傳云。夜波日波と云へきを。邇波と云る邇。今世の心には穩ならず聞ゆれとも。古は如此格にも云しなるへし。さて晝の數十日ならむには。夜も十夜なるへきに。夜をは九夜と云るは。此時いまた初夜なりし故に。當夜をは數へぬなるへし。とあり。○敦賞。上に諸侍者不能答言とあるは。此老人を賞給ふあまりに。かく加られたるか如くなれと。さにあらず。此老人の歌。日數を以答奉れるのみにて。かくれたる巧はなけれど。をりに臨みて。皆人の御答歌の。とみに出來さりけん。かくとりあへず。御歌を讀つる意の聰きを。敦く賞たまひしなり。さて記云。是以譽其老人。即給東國造とあり。記傳云。此は東の國々の中の。一國の國造に任し賜へるにて。其國名何國とも傳はらて。たゞ泛く如此は語傳へたりしなるへし。とあり。さて思ふに。此時いまた東國造に任し給ふへきにあらず。此紀に敦賞とあるか當時の事にて。後に其功に據て。東方の國造に任し玉へるを。記には前へ廻らして書るものとすへし。○靱部。本にユルシロヘ。またトモノノ。など訓める。何なる語の訛れるにか詳ならず。こゝはユキヘと訓へし。通證に靱部即靱負部也と云るか如し。神代に。大伴氏の遠祖天忍日命。天津久米命二人。取負天之石靱。記また天忍日命。帥來目部。遠祖天穗津大來目。

背負天靱。紀とあるか如し。大來目部の人等の。靱を取帶て。朝廷の御守護仕奉る。靱負部と云なり。萬葉三に。大伴之名。負靱帶而云々。二十に麻須良男能由波等里。於此且。などある是なり。これを大靱詞に。靱負伴男とも云り。後に近衛府衛門府を。共に由介比乃都加佐と云も。此の靱負部より出たるなり。なほ姓氏錄を引て次に云。○賜。靱負部を武日に賜ふなり。姓氏錄左京神別大伴宿禰。高皇產靈尊五世孫。天押日命之也。初天孫彥火瓊々杵尊。神駕之降也。天押日命大來目部立御前。降于日向高千穗峯。然後以三。大來目部。爲三。天靱負部。天靱負之號起於此也。雄略天皇御世。以三天靱負。賜三。大連公。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若一身難堪。望與三。愚兒語。相伴奉。衛三。左右。勅依奏。是大伴佐伯二氏。掌三。左右開闔之縁也。とあり。此文に見えたる如く。天靱負とは大來目部を云ひ來れるを。もとより此部は。大伴氏の帥來れるものにはあれと。其大伴氏の内の氏長のものに。其時々朝廷の命を以て賜ひしなるへし。さて姓氏錄にては。雄略御世に至り。此部を室屋大連に賜ひしとある。此と傳の異なるか如くなれと。らす。此時武日大連に賜ひしも。後に室屋大連に賜ひしも。みな其時々其氏の長たる人を撰ひて。此部を屬玉ひしなれば。もとより事は一なれとも。彼も此も一度の事にはあらず。なほ此外にも。必御世々々に有しなるへけれど。史に漏されたるにもあるへし。

於是日本武尊曰。蝦夷凶首。咸伏其辜。唯信濃國越國。頗未從化。ハミナモトケ

則自甲斐北轉。歷武藏上野。西逮于碓日坂。時日本武尊每有願弟。

橘媛之情。故登碓日嶺。而東南望之。三歎曰。吾媯者耶。媯。此云。菟摩。故因號山東諸國。曰吾媯國也。

信濃國。倭名抄之奈乃。齊明紀古事記に科野とあり。名義山國にて級坂シナサカある故の名也と。冠辭考に云り。此國には更級。埴科。倉科。穂科ホシノなど云名。倭名抄にも見え。猶其餘にも此彼あり。みな國名と一なるへし。通證に今按科木出於此國。其薄皮甚鞏強。今用以飾馬綴。鐘。蓋楮穀之類也。とあり。此木によれる名にもあるへし。國名風土記に。信濃國と云は。木の中に科と云木あり。彼木の皮極て白し。是を以。諏方の御裝束前。後用なるなり。依て名く。又級とも云義二あり。一には級二には白と云。此二義取合せて品と云。とあり。但し級と云に二義ありとはいか。又諸國名義考に。今も此木皮にてつくれる籠布アヲなどあり。記傳に一説を擧て。科と萬葉に三萬刈信濃とよめれば篠野ならんと云るは非なり。考と一物なるか如く云れたるは非なり。もとより別物なり。されど神樂歌に。木綿作るしな原云々。とも云へれば。此木を以て作りし布をも。古木綿と云りしなり。古信濃布と云もの。式をばしめ。其餘の書に見えたるも其なるへし。○未從化。永享本に化上王字あり。○北轉歷。永享本轉字なし。さて此路今は詳に知かたけれど。其國人の語るをきけは。今此國の山梨郡栗原驛石和驛の間より。北の山路を経て。武藏國秩父郡の與なる。雁坂と云あたりに出。それよりなほ北の方。山深く分入りて。上野國甘樂郡に出る路ありと云り。此邊はいとも山峻く。容易く分通るへき路にはあらぬを。尊の轉歷給へるは。荒ふる者などのありしを。討ち玉はむたぬなるへし。今秩父郡に。三峰山と云山あり。人のよくしる處なり。此尊を祀ると云り。此邊りを打過給ひしにもあるへし。さて甘樂郡より碓氷郡へ出る路は。今もありて。人の知れるか如し。○西逮于碓日坂。西字詞林采葉には而に作れり。されど西とあ

る方まされり。方位もよく叶ひて通ゆ碓日は。倭名抄。上野國碓氷郡宇須比。萬葉集歌に。山をも坂をもよめり。此山を打通れば。信濃國佐久郡に出るなり。淺間郡の麓なり。名高き峠にて。たれもよく知れる城なれと。尊の打越させたまひし嶺は。今道の北の方にて。今も古道ありと云るは。さることなるへし。吾妻郡の境に近く。吾妻山なとも其方にあれば。決めて古道は其方なるへし。○三歎。記傳云。泥母許呂爾那宜加志豆と訓へし。三は字のま。美多毘と訓もあるへけといか。漢籍には。何事にまれ。丁寧反置に物することを。三云々と云り。三思三省などの如く。返すく歎き給ふを云なり。三歎とは殊に多く云言なる故に。此にも其字を用たるにこそあらめ。古言は三過歎くにはあらし。と云れたるさる言なから。紀記ともに三歎とあれば。なほ其數を云しものなるへし。故字のまゝに訓つ。記上卷大一歎と云事もあれば。歎きに數を云事も。古よりありそしけん。○吾媯者耶。記には阿豆麻波夜と有り。此は仁賢紀の訓注に據て。本の如く訓へし。記傳云。阿賀都麻と云へきを阿豆麻と云は。己か妻を萬葉十四に於能豆麻。他卷に自妻己妻と書るをも如此訓へし。と云ると同じ云さまなり。吾君を阿岐美と云なとも同じ。書紀仁賢卷に。弱草吾夫何怜矣とありて。吾夫何怜矣。此云阿我圖摩播耶。波夜は其物を思ひて深く歎息辭なり。書紀に者耶と書れたるは當らず。波も夜も歎きの聲なり。何怜矣と書れたるも正しくは當らざれども。者耶よりは近し。波母を似て。波母よりも重く聞ゆ。但し波母はいつらと尋求る意と云り。○號山東諸國曰吾媯國也。國字永享本になし。記と符緣起は紀に因て記しなから。坂東と書れたるはいか。記には號其國謂阿豆麻也とあり。此は足柄山にての事なれば。こと同じからず。

於是分道。遣吉備武彦於越國。令鑿察其地形險易。及人民順不。則日本武尊進入信濃。是國也。山高谷幽。翠嶺萬重。人倚杖而難升。巖嶮磴紆。長峯數千。馬頓轡而不進。然日本武尊披烟凌霧。遙經大山。既逮于峯而飢之。食於山中。山神將令苦王。以化白鹿立於王前。王異之。以一箇蒜彈。白鹿則中眼而殺之。爰王忽失道。不知所出。時白狗自來。有導王之狀。隨狗而行之。得出美濃。吉備武彦自越出而遇之。先是度信濃坂者。多得神氣。以瘼臥。但從殺白鹿之後。踰是山者。嚼蒜塗人及牛馬。自不中神氣也。

分道云々。今信濃國佐久郡追分驛は。東山道と北陸道と分るゝ衢なり。されど古の岐道は。今小縣郡上田邊より。千曲川を渡りて浦野驛ある。その邊を分るゝ衢なりけんとおほゆ。さて縁起に。倭武尊與稻種公更議曰。我就山道。公歸海道。當會尾張宮酢姬之宅。とあるは。再び東海道の方へも。此人をかへし遣し玉ひし也。此事此紀にも記にも洩たり。○鑿察。永享本中臣本。鑿を監に作る。○山

高谷幽云々。以下二十八字。信濃坂のありさまを。漢文に書るまでなり。注すへき事なし。縁起に。山高谷幽。人馬希通。尊杖策蹇。跋涉懸度。とあり。度は崖か。○大山は。地名にはあらず。故本にミヤマと訓るよろし。詞林采葉にはタケと訓り。されど其指す處は信濃御坂なり。次に云へし。扶桑略記。光孝天皇仁和三年七月卅日。地大震云々。信濃國大山頽崩。巨河溢流。六郡城廬拂地漂流。牛馬男女流死成丘。とある大山も又異なり。其由は六郡城廬とあるにて知られたり。信濃御坂は。當國と美濃國との國界にて。巨河もなく。かつ川下に六郡なき處なり。おもふに此六郡は。倭名抄に見えたる。更級水内高井埴科に小縣佐久の六郡を云。巨河は即世に名高き筑摩川にて。其下は越國に入て信濃川と云る大河なり。さて其大山と云るは淺間山なるへし。此山は佐久郡にありて。六郡はみな其川下なればなり。されは淺間をも御坂をも。尋常ならぬ高山なるを以。稱へて大山とは書れたりしものとすへし。なほ紀中鈴鹿山をも。伊勢大山と云しこと。天武紀越大山至。記云。自其國越科野國。乃言向科野之坂神而云々。伊勢鈴鹿。また自伊勢大山越之向後。とあるなど此例なり。信濃國防人歌に。知波夜布留。賀美乃美佐賀爾。怒佐麻都里。伊波負伊能知波。意毛知々我多米。とよめるも此坂なり。此は古の官道にして。美濃國惠奈郡より。信濃國伊那郡に越る國界の坂也。推古卷三十五年五月。有蠅聚集浮虛。以感信濃坂。鳴音如雷。則東至上野國。而自散。齊明卷六。年。科野國言。蠅群向西。飛距巨坂。大十圍許。高至蒼天。日本紀略に。天延三年七月廿九日。東國民烟爲風多損。信濃御坂路壞などあり。抑此山は今惠奈か嶽と云て大山なり。○武郷云。たゞに惠奈か嶽と云ては。聊たかへり。惠奈か嶽の續きの山なり。式に美濃國惠奈郡惠奈神社。坂本神社あり。坂本は古の驛にして。此驛より御坂を越て。信濃國伊那郡の阿智驛に至る路次なり。式に阿智神。後に吉蘇路開けても。中昔まてはなほ此御坂の道を往來しを。何時のほとよりか此道は社も見えたり。

絶て。もはら吉蘇路をのみ往来ふことくなれり。古の御坂の道は。吉蘇路よりは南方なり。續紀に大寶二年十二月。始開美濃國岐蘇山道。和銅六年七月。美濃信濃二國之界。徑道險阻。住進難。仍通吉蘇路。とあり。徑道險阻云。經本に徑に作る。今詞林采葉に據る。○逮于峯而飢。縁起に逮於山椒。とあり。此の御坂のことなりとあり。

進レ食療レ飢とあり。○將令苦王。本に將字なし。今考本に従ふ。縁起に欲レ惱王とあるに因ても。必あるへき文字なり。○白鹿。本にシロキカセキと訓れたれど。記傳に。斯漏伎加と訓へし。和名抄に鹿和名加。仁德紀白鳥陵守目杵と云者。忽化白鹿以走。と云事も見えたり。白鹿は常には希見物とせり。とあり。なほ鹿をば。志加ともかせさども。訓まじきことともを云れたり。

○一箇蒜。記には昨遺之蒜片端とあり。蒜は和名抄類に。唐韻云。蒜葦菜也。和名比流。揚氏漢語抄云。蒜顆比流佐木。今按類。また大蒜和名於保比流。小蒜和名古比流。一云米比流。獨子蒜和名比止豆比流。澤蒜和名福比流。など見えたり。

○得神氣以瘕臥。和名抄瘕臥。私記云宇江不世利とあり。宇袁通音なり。此言の意は。神武紀人物成瘕とある下に既に云り。○嚼蒜。今信濃國伊那郡阿智神社の邊に。蒜嚼村と云あり。此は信濃國の方より。御坂に登らむとする山口の處なれば。今尊の蒜を打かけし所にはあらさめれど。上古山に登らむとするもの。この麓の里にて。蒜を人また牛馬に塗たりしなこりの地名にもあるへし。

日本武尊更還於尾張。即娶尾張氏之女宮實媛。而淹留踰月。於是聞

近江膽吹山有荒神。即解劍置於宮實媛家。而徒行之。至膽吹山。山神化大蛇。當道。爰日本武尊不知主神。化蛇之。謂是大蛇必荒神之使也。既得殺主神。其使者豈足求乎。因跨蛇猶行。時山神之興雲零氷。峰霧谷噎。無復可行之路。乃棲遑不知其所。跋涉。然凌霧強行。方僅得出。猶失意如醉。因居山下之泉側。乃飲其水。而醒之。故號其泉曰居醒泉也。

還於尾張。縁起云。倭武尊還向尾張。到篠城。進食之間。稻種公僮從久米八腹。策駿馬馳來啓曰。稻種公入海亡沒。倭武尊乍聞悲泣曰。現哉々々。因現哉之詞。其地號内津。社。今稱天神。在春日部郡。亦問公入海之由。八腹啓曰。度駿河海中。有鳥鳴聲可憐。毛羽奇麗。問之土俗。稱覺駕鳥。公謂曰。捕此鳥。獻我君。飛帆追鳥。風波暴起。舟船傾沒。公亦入海矣。倭武尊吐瀆不甘。悲慟無已。と云事あり。此時の事なり。稻種公の事次に云。此紀また記には漏たり。○娶尾張氏之女宮實媛。記には。先に尊の發路し玉ふ時に。到尾張國。入坐尾張國造之祖美夜受比賣之家。乃雖思將婚。亦思還上之時將婚。期定而幸于東國。とあり。

り。縁起には、既に此時婚玉へり。さてこゝに。入坐先日所期美夜受比賣之許云々とあり。尾張氏の事は  
 神代紀に云り。國造は記傳云。國造本紀に。尾張國造。志賀高穴穗朝。以天別天、火明命十世孫小止與  
 命。定賜國造とあり。小止與命は美夜受比賣の父なれ。志賀高穴穗朝と云るは遠へり。姓氏錄河内神別。尾張連下には。火明命十四世孫小豐  
 命とあり。又舊事紀五に。此氏の世々を記せるには。小止與命は饒速日命十一世孫なり。其は饒速日命の  
 其子天村雲命。亦名天五多底。其子天忍人命。其子天戸目命。其子建斗米命。其子建諸朝命。其子倭得玉彦命。亦名市大稻日  
 命。其子弟彦命。其子淡夜別命。其子乎止與命なり。さて始祖を饒速日命と云るは。天火明命なること。既に云るか如し。さて此氏人の。尾張  
 國に住しは。此小豐命や初なりけむ。かくて其孫。美夜受比賣は。熱田大神縁起と云物に。日本武尊云々。側見一佳  
 所綱根命に至りて。尾張連と云姓を賜ひしなり。麗之娘。問其姓字。知稻種公之妹名宮酢媛。即命稻種公。娉納佳娘。合昏之後。寵幸周厚。數日淹留。不  
 忍分手とあり。神皇正統記にも。日本武尊は信濃より尾張國に出賜ふ。彼國に宮酢媛と云女あり。  
 尾張の稻種宿禰の妹なりと見えたり。稻種宿禰は舊事紀に。乎止與命。尾張大印岐女子真敷刀婢爲妻。  
 生建稻種命と云り。然れども舊事紀には。乎止與命の子は一男とありて。建稻  
 種命のみを擧て。其妹宮酢媛は見えず。漏たるなるへし。美夜受比賣の母も。此真敷刀婢にや  
 ありけむ。と云れたり。さて宮酢媛に御合坐りし程の事。記また縁起に見えて。其贈答の御歌ともあ  
 り。○淹留踰月。縁起云。倭武尊淹留之間。夜中入厠。厠邊有二桑樹。解所帶劍。掛於桑枝。出厠忘  
 劍。還入寢殿。到曉驚寤。欲取掛桑之劍。滿樹照曜。光采射人。然不憚神光。取劍持歸。告以  
 桑樹放光之狀。答曰。此樹舊無恠異。自知劍光。默然寢息。其後語宮酢媛曰。我歸京華。必迎汝  
 身云々。尾張風土記には。劍有光如神。不把握之。即謂宮酢媛曰。此劍  
 神氣。宜奉祭之。爲吾形影。因以立社。由知爲名也。とあり。此淹留玉へるうちの事なり。○近江膽

吹山有荒神。記傳云。此山は近江國と美濃國との堺にありて。西は近江坂田郡。東は  
 美濃の不破郡池田郡也。神名帳に。近江國  
 坂田郡伊夫伎神社。美濃國不破郡伊富伎神社あり。今坂田郡にも不破郡にも  
 伊吹村と云あり。三代實錄三十三に。詔以近江國  
 坂田郡伊吹山護國寺。列定額。沙門三修申牒云々。此山即是七高山之其一也云々。源平盛衰記に。實觀の由  
 來を云る處に云く。桑蓋  
 鳴尊。即天照大神に奉る。大神大に悦ましめて。吾天岩戸に閉籠りしとき。近江國膽吹か嶽に落たりし劍なりと仰せける。彼大  
 蛇と云は。膽吹大明神の法體なり云々と云り。さて伊富伎と云名の義は。山神毒氣を吹くよしなりと。谷川氏云り。さもあるへし。○解  
 劍置宮寶媛家。縁起。語宮酢媛曰。我歸京華。必迎汝身。即解劍授曰。實持此劍。爲我床守。時近習  
 之人大伴建日臣諫曰。此不可留。何者。承聞。前程氣吹山有暴惡神。若非劍氣。何除毒害。日本武尊高  
 言曰。縱有彼暴神。舉足蹴殺。遂留劍上。道到氣吹山とあり。此御劍を解置玉へること次に云り。  
 ○徒行。本にカチヨリイテマスとも。タムナテともよめるうち。タムナテは記によれるなり。記云。  
 詔此山神者。徒手直取而騰其山之時云々とあり。記傳云。徒手は天武紀に何無一人兵。徒手入東。  
 とあるをば。タムナテと訓めり。手空手の意か。又は上の  
 刀矛などを執らず。空き手にて也。  
 俗言に須手と  
 云意なり。持  
 統紀に徒脱をスアシと訓たれ  
 は須傳と云む。俗くは非し。書紀神代卷に空手とあるは。得へき物を得ずて。手の空きを云り。さて此に  
 如此詔へるは。御刀を美夜受比賣の許に置て來坐るによりてなり。○山神化大蛇。記には白猪逢于  
 山邊。其大如牛とあり。化下永享本爲字あり。○主神。記に正身と作り。記傳云。身實の意なり。此  
 御卷に形則我子。實則神人。孝德紀に僧尼奴婢田畝之實などある訓によれり。此らの實字は。正身の  
 義には非れども。訓の意は身實なれば。正身にもかなへり。身を牟と通し云は古の常なり。書紀に主神  
 とありて。



カムサ子と訓り。然るに主神と書れたるは。使者に對へて。其か主君たる神と云意と聞えたるは。カムサ子と云訓は當りかたし。其故は。中昔の物語書などに。客さね。使さねなどあるを見るに。客の中の主たる人を云り。されは神さねと云時は。諸神の中の主たる神と云意なればなり。但し客の中の主たる人を客さねと云類は。後に意の轉れるものにて。本は某さねと云は。其事實のことに。さて正身とは。正てもありけん。若然もあらは。カムサ子と云訓も。主神の字にはあたらずとも。其神の正身と云意にはかなふへし。さて正身とは。正しき其身と云意の字なり。と云り。○使也。記に使者とある。此にも次には。使者とあり。記傳に都加比母能と訓へし。者字を添て書るは其意なり。物へ遣る使を。つねに使者と云意には非し。さて今世俗にも。某神と云り。されと都加比の使者と云物あり。春日の鹿。熊野の鳥。石清水の鳩。山王の猿などなり。是心はへは古きこと也。と云り。されと都加比とのみよみても。其意には通ゆるなり。今世俗にも某神の都加比とのみ呼めり。竹取物語に。君のつかひと云ことあり。人の臣下の事なり。これ。○山神之。集解に之を行なりと云て削れり。されと上にも。若神之乎と云る處もあれは。ありても妨なし。○興雲零氷。本に氷を水に作れり。今永享本集解本に依て改む。記云。於是零大氷雨。打三惑倭武命。此化白猿者。非其神之使者。當とあり。記傳云。大氷雨は遠飛鳥宮段にも零大氷雨とあり。和名抄に。文字集略云霏大雨也。日本紀私記云火雨。和名比左女。雨氷同上。今按俗云比布留と見え。書紀に大雨甚雨淫雨などみなヒサメと訓り。武都云。ヒサメの事。神武紀に出で。記傳の説そこに委引かくて是なるは。記に打惑とあるを以て見れば電也。大といふは其降水の大なるよしなるへし。と云り。○失意。訓オロケの義神代紀に出。○山下之泉側。記に故還下坐之。到玉倉部之清泉。以息坐之時とあり。玉倉部は天武紀に。近江放三精兵。忽衝玉倉部邑とある地なり。美濃國不破郡にて。氣吹山の遠からぬ麓也。其在處は次に云。○居醒泉。記に居寤清水とあり。記傳云。居寤。清水。舊印本延住本作れども。其餘諸本皆居寤とあり。書紀もしかり。は。在所玉倉部の下に云るか如し。書紀に山下の泉とあれは。伊吹山の麓なるへ

し。其は其次の文に還於尾張とあれは。山下は。近江の方。美濃の方の麓なり。記に還下坐とあるも。もと登坐し道を還り降り坐りと聞ゆ。此次に當藝野。尾津前とつぎきたる路次も。此清水の地。美濃ならではかなはさる也。式に美濃國多藝郡に。御井神社あれども。伊吹山より遠し。なほ不破郡にて。彼山近き地を尋ねべし。今も遺れることもあるへし。さて居寤てふ名義は。息坐とてしはし居て。寤坐る由なるへし。其は道行坐すほとなる故に。行に對へて居とは云なり。古今六帖に。東路のぬさめの里は初秋の。長夜を獨明す我名そ。吾のみと思ふは山のぬさめ里。ぬさめに君を戀ひ明しつる。ぬさめを。夜眠らず起居て。目の宿。此ぬさめの里。此清水の在地なるへし。其故は吾のみと云々の歌。初句のとは。そを誤れるにて。吾のみと思ふと云を。不破山に云かけたるなり。然らざれば。初さて不破山は。萬葉。二の卷人にも見えて。美濃の不破郡なる事。天武紀の趣。玉倉部邑は。不破行宮に遠からぬ地と聞ゆればなり。天武天皇の御代のころまでは。里の名を玉倉部と云。と云れたる。さる事なるに就て。こゝに信濃人滋野貞融か不繁舟と云書に。この居醒泉の事を。今の美濃國垂井驛なる。一宮南宮仲山神社の邊にある。清水の事也として。膽吹山には遠からず。尾張國にかへりたまはむ路次よろしく。古歌に東路の居醒のさとよみ。あもふは山のぬさめさとよ。不破郡をいひかけたるをも合せて。東路の不破の中山わたりに名高ければ。居醒泉ならむこといしるし。此清水玉倉部にあれは。上世にはすなはち玉倉部の泉といひ。日本武尊のぬさめ玉ひしより。居醒泉といふ名のみ高く聞えて。即て其里をも居醒里とよひにしを。中世よりこなた垂井泉といへるは。したる水のさまをもていひそめけ

んを。後遂に里の名にもおほせつるなるへし。と云り。此説實に然るへし。さて其泉の在所をなほ探るに。垂井泉は。仲山神社鳥居を入る事半町斗。右の方山の麓に在りと。里人云り。決く此處なるへし。縁起云。到氣吹山。山神化大蛇。當道。倭武尊不知主神化蛇。謂は大蛇必暴神之使也。若殺主神。其使豈愁乎。因超蛇行數里。暴風零雨。山谷杳冥。乃棲遑不知所。爲跋。冒雨強行。僅得出山脚。失意如醉。居山下泉側。乃飲其水。而覺醒。故號其泉曰居醒泉也。とあり。

日本武尊於是始有痛身。然稍起之還於尾張。爰不入宮簀媛之家。便移伊勢。而到尾津。昔日本武尊向東之歲。停尾津濱而進食。是時解一劍置於松下。遂忘而去。今至於此。劍猶存。故歌曰。烏波利珥。多陀珥霧伽幣流。比苔菟麻菟阿波例。比等菟麻菟。比苔珥阿利勢磨。岐農岐勢摩之塙。多知波開摩之塙。

稍起之。記云。自其發到當藝野上之時。詔者。吾心恒念自虛翔行。然今吾足不得步。成當藝斯形。故號其地謂當藝也。本にこゝに杖衝坂の事あるは誤り。出たるなり。三重村の次に入へし。當藝は。美濃國多藝郡なり。此野を経て尾張方

に到りませるなり。○還於尾張。此は尾張に還坐むとして。其道に赴坐しを云なり。既に尾張に入坐るにはあらず。次に不入宮簀媛之家とあるにて。尾張には還り入坐ざりし事。明らか知られたるに。猶縁起に。自後倭武尊體中不豫。欲歸尾張。便移伊勢とあり。これ其意なり。○到尾津。縁起に。移伊勢。到尾津濱とあり。記傳云。尾津前。此なる御歌に依るに。津は清て讀べし。和名抄に伊勢國桑名郡尾津郷。神名帳に同郡尾津神社とあり。此地なり。今は地の名も社の名も遺らず。たゞ戸津村と云かあるを。其語り傳へたり。今桑名より二里計西北方。多度神社より二十町ばかり東南方に。渡野村戸津村と云。集解に以村中八幡宮爲尾津神社。據藻鹽草。則古之尾津是也。戸津を尾津なりと云。此なる倭健命の御故事をも語り傳へたり。其地美濃より伊勢に通ひし古道にて。今も然なり。美濃の多藝郡より。石津郡を経て至る處にして。美濃との國界より。一里あまり南なり。此あたり今は海邊よりは遠けれども。古はやかて海邊にて。尾張の津島より。渡る泊なりしと云傳たり。まことにさうありけむ。凡て今の桑名郡の長島あたりの地より。尾張の海西郡海東郡の地などは。古は多くは海にありしを。やうく南の方へ地を廣げて。今の如くにはなれるなれば。尾津崎は。此戸津村のあたりにて。上代には尾張の年魚市縣に。直に向へる地にありけむかし。内山の眞龍云。此あたりは。多度山の尾崎の長く引延たる地にて。其山崎を。里人は長と云り。まことに崎と云へき地形なり。又今は海は遠けれども。入り海のさまして。古海べたなりけむこと著く見ゆるところなり。と云り。此言に就て思ふに。多度山の尾崎の地なる津なるを以て。尾津と云しにもやあらむ。又今世桑名郡に。尾津と云名は遺らざるに就て。前に思ひけらくは。今尾張の海東郡に。小津村と云あり。此あたり延喜式和名抄のころまでは。伊勢の桑名郡に尾。上代には。もと。於是始有痛身。然稍起之。還於尾張。爰不入宮簀媛之家。便移伊勢。而到尾津とあり。まことに伊吹山より下坐て。當藝野のあたりいませすまては。なほ尾張の美夜受比賣の許に。還り坐むと所念つらむを。御身の疲勞ますく堪かたきまゝに。國戀むく所念看す御心の起りて。記に。思國の御歌の。尾張へは還坐さす。倭に還坐むと所思て。伊勢へは赴坐

るなるへし。伊勢より伊賀を経て倭に至る。記にも。尾張には還り坐さず。伊勢へ赴坐る。其所以を記されざれども。必ず右の故なりけむ。と云れたる言なり。○停尾津濱進食。記云。到坐尾津前一松之許。先御食之時云々。記傳云。先とはかの倭姫命の御許を發して。東國に赴き坐すとて。此地に來坐し時を云。古の伊勢より東國へ物する大道は。今の如く。柔名より熱田へ直に海をは渡らして。此尾津のあたりまで來て。吉蘇川の川尻を渡りて。古尾津は。此川の海に。入あたりなりけむ。尾張の津島のあたりを歴て。年魚市縣に至りしなり。其間凡て南は海邊にそありけむ。今津島より。西目寺など云處を経て。名兒屋に至る道のあたりて古の大道なりけむ。古は其西目寺の門前まで。涙は。多くは海。うちよせつなど云。里人の語傳もあり。今は其あたりより。南へ海邊までは。二里ばかりもあるへし。古は其間の地なりしなり。進食は。紀中食飲食など。みなミヲシスと訓り。記に訓食云。袁須と見え。息長帶比賣命の大御歌に袁勢などあり。○解一劍置松下。記に一松之許とあり。記傳云。許は下也。今俗言に一本松と云物なは。今もかの八郎宮と云地に。劍の松と云て。其蹟をのこせり。○烏波利珥。尾張になり。○多陀珥霧加幣流は。直に向在なり。此地のさま上に云るか如し。萬葉四に。夷乃國邊爾直向。六に淡路乃島二直向。三犬女乃浦能などあり。記には。此下に袁能佐岐那流の一句あり。尾津之崎在なり。上二句よりの連きは有方勝れり。○比苔苑麻苑阿波例は。一松可怜なり。記には阿波例を阿勢袁とあり。記傳云。吾兄よなり。朝倉宮段の歌にも阿世袁とあり。又同段の大御歌に。此記には波理能紀能延陀とある句を。書紀には波利我曳陀阿西塙とあり。さて吾兄とは。松を賞愛親て詔へるなり。とあり。○比苔珥阿利勢磨。人にて在せば也。○岐農岐勢磨之塙は。衣着せましをなり。○多知波開摩之塙は。大刀佩せましをなり。波氣は合佩を切め

たるにて。令浮を字氣。令開を伎氣。令向を牟氣など云と同例也。此格なほいと多し記には此二句下上に替りて。太刀の上方に。衣の下方にあり。さてまた記には。此下に比登都麻都阿勢袁の下句あり。記傳云。一首の意は聞えたるまゝにて。御刀を失はず。今まで存せたる功を賞てよみ賜へるなり。さて思ふには。此御刀は。此松の枝に掛置賜ひつらむと思はるれど。記にも所忘其地と云ひ。書紀にも置於松下とあれば。然には非ず。松下の地に置賜へるなり。然るを此松を。かく賞賜へるは。其木下に在る物なれば。松の守衛りたるか如くなればなり。

逮于能褒野而痛甚之。則以所俘蝦夷等獻於神宮。因遣吉備武彦。奏之於天皇曰。臣受命天朝。遠征東夷。則被神恩。賴皇威。而叛者伏罪。荒神自調。是以卷甲戢戈。愷悌還之。冀曷日曷時。復命天朝。然天命忽至。隙駟難停。是以獨臥曠野。無誰語之。豈惜身。亡唯愁。不面。既而崩于能褒野。時年三十。

右の尾津の續き。記云。自其地幸到三重村之時。亦詔之。吾足如三重勾。而其甚疲。故號其地謂三重。重とあり。なほ此次に。自其地差少幸行。因甚疲。衝御杖稍步。故號其地謂杖衝坂也。の二十四字も。此に在へき事上に云り。しか見されは路吹叶はさる事。延佳頭書にも記傳にも云り。さて其

より能褒野也。○能褒野。記に能煩野とあり。記傳云。伊勢國鈴鹿郡なること。諸陵式に見えて下に引けり。煩濁音也。書紀には褒字を作られたれども。清て唱るはわろし。此野は今其地形を見るに。大かた鈴鹿郡の北方半にも過て。皆野なる。其内に村里も數多あり。田畠なる地も多かれども。又遙々と廣き曠野なる處々も多くして。すへては一連の大野にして。上代のさまおしはからる。當郡の東西の極までわたる。西方は漸に高くして。卒に高き所もあり。さる所は低き方より望れば。山の如くにて。登れば上は又平なる野なり。萬葉に山邊の五十師原とある。漸に登る地なれ地也。此野の内東方にて。東より登る處は山にて。上は平にて西へ廣き野なり。なほ其地の事は別に委き考あり。漸に登る地なれば。名義登り野なるへし。かくて西の極は高山並連きて。近江國の其中に野登山と云ありて最高し。界なり。是も野より漸に登る故の名なるへし。さて此野の名。今は各所にて。或は廣瀬野と云ひ。或は鞠か野とも云て。これらは總ての名とも聞えぬを。古に能煩野と云しは大名にそありけむ。此名は土人などとは知らざるなりあり。○痛甚之。記云。自其幸行而到能煩野之時。思國以歌曰。夜麻登波云々。又歌曰。伊能知能云々。此歌者思國歌也。又歌曰。波斯那夜斯云々。此者片歌也。此時御病甚急とあり。此紀にては右の御歌は。御父景行天皇西國にての御製として。十七年の處に出せり。守部右の御歌を解て云。此時の皇子尊の御心の中を。何くれと想やり奉れば。眞袖もぬるゝ斗也。されど天皇の大御歌とせしは誤れる也。彼御時天皇御病の事もあらざるに。命の眞幸けん人はなど。詔ふへきに非ず。其他も天皇には似つかぬ事多かりと云れたり。此事なほ彼大御歌の下に云るを考合すへし。○蝦夷献神宮。神宮は伊勢大神宮なり。さて蝦夷を此宮に献らせ玉へるは。いかなる御心にかあらん知かたし。集解に。按授

草薙劔於神宮。遂有成功。故至是献俘奏捷也。と云るは漢風の論なるへし。○愷悌還之は。古事記序にも愷悌歸於華夏とあり。通證云。爾雅愷悌發也。註發々行也。詩曰齊子愷悌。疏謂發明行也。武都云。此意にして見るときは。訓に叶はねど。義には妨なかるへし。今按。悌字疑衍。字書軍勝之樂曰愷。周禮愷樂獻于社。左傳愷以入于晉。杜註愷樂也とあり。されど縁起に。此事を凱歌而歸とあれば。古くは此紀もしか有しものなるへし。凱歌得勝回軍之歌とあれば。イクサトケテとあるに叶へり。されは悌にもあらず。又衍なりと云説もよからず。○冀島日曷時復命天朝。此九字集解本に。古本に據て移して。次の唯愁不面の下に置れたり。されど本のまゝにてよろし。○是以猶臥。是以二字集解に。古本に无とて削られたるはよろし。是以登甲云々に重なれはなり。○曠野。訓アラノラ。萬葉集に荒野等とあり。等は附云。倭名抄引私記。曠野安良乃良。○愁不面の愁。集解に古本に據て憂字に改めたり。不面マナタリ云々。マノアタリの略なり。眼前の意なり。○崩。記云。此時御病甚急。爾御歌曰。袁登賣能。登許能辨爾。和賀於岐斯。都流岐能多知。曾能多知波夜。歌竟即崩。爾貢上守部か此處の文意を解て云く。如此のみにては。皇子の等閑にて。御飯を忘れて。伊勢まで還らせ。今崩りまさんとて。思出玉ふやうに聞ゆれども。然にはあらず。御飯の御心として。留らせ玉ひたるなり。御歌に其太刀はやと宣はせしも。忘れ玉へるを歎きましむにはあらず。彼太刀に身にうひ玉は。こゝにして空しく命死やうの禍はあらしものを。あはれ其太刀はやと。今はの際の御歌なり。そもく此神劔のつひに熱田に鎮らすへきよしは。是も神代よりの御契也けらし。既に伊勢神宮に坐しける程より。此地に遷りまされんの神座坐つればこゝ。皇子に從て東方には幸したれ。さもあらずては。三種神寶の中の其一と坐て。天皇の最重き天つ御座也けるに。倭姫命の御心一つ以て。いかてか皇子に授け玉ふへき。其以前に皇子に屬て。東に下らんとの御論ありけんを。其をことわらざるは。既云古傳説の常也。此故に書紀古事記は。よむに安く。心うる縁起にも。既過鈴鹿山。病痛危迫。故歌曰。遠登賣能云々。渡

鈴鹿河、中瀬、忽隨、逝水。時年三十。仍號其瀬曰能知瀬。能知者命終之詞也今改為長瀬訛也。とあり。延喜式伊勢國鈴鹿郡長瀬神社あり。揚鳴曉筆に。近江國千松原といふ所にて。はかなく成給ひ。白鳥を成て西を指て飛去給ふ。又三國傳記に見ゆ。とあるは異説なり。山槻記に。近江風土記を引て云。大松原小松原在志賀。松原會三代格第八。弘仁十三年太政官符にみゆ。○二十七年の下に年十六とありて。崩は四十三年とあれば。御年三十二にあたるを。三十にては二年違へり。なほ此御子の御年紀の事。後にも申すへし。

天皇聞之。寢不安席。食不甘味。晝夜喉咽。泣悲標擗。因以大歎之曰。我子小碓王。昔熊襲叛之日。未及揔角。久煩征伐。既而恒在左右。補朕不及。然東夷騷動。勿使討者。忍愛以入賊境。一日之無不顧。是以朝夕進退。佇待還日。何禍兮。何罪兮。不意之間。倏亡我子。自今以後。與誰人之經綸鴻業耶。即詔群卿。命百寮。仍葬於伊勢國能褒野陵。

標擗。集解に擗擗に改めて云く。原作標擗誤。仁德天皇即位前紀亦同。文選長笛賦曰。招膺擗擗。善曰毛詩寤擗有標。毛長曰拊心貌。翰曰撫心也。又七命曰。葦簾爲之擗擗。向日驚心也。と云り。○未及

揔角。允恭紀に自岐嶷至於總角云々。通證に。揔俗總字。倭名抄總角和名阿介萬岐。今按揚卷也。崇峻紀曰。古俗十七八間分爲角子。角子即總角。字出詩齊風。疏云。總聚其髮。以爲兩角。字典曰。男女未冠笄曰總角。とあり。なほ總角の事は。神代紀伊弉諾尊御靈の下また此卷の解髮作童女姿の下に云る事とも見合すへし。○不意之間の訓。雄略紀に不意をユクリニと訓り。土佐日記に。ゆくりなく風吹て。夕顔巻に。いさよふ月にゆくりなくあかれん事。などあり。ゆくりなくのなくは。つれなく。わりなく。などのなくに同じして。たくと云へるに同じ辭なれば。ゆくりと云も意は同じきなり。○倏亡。倏永享本作儻。字典に倏本字とあり。神武紀の儻忽をも。舊事紀には倏字と爲り。續紀光仁紀詔に。安加良米佐須如事久云々とあるを。詔詞解に。此は思ひ掛ず俄なる事なり。中昔の物語書などに。あからさまに罷出なと有も。卒に忽と少か物する事也。借暫時も目を離たぬ事を。あからめせずと云も。俄に忽と少く他へ目を移すを。あからめすと云なり。此にあからめすとあるも。爲と云に同じ。目を指は。物を見遣る事也。然れば此言は。物を目を着て守居る程。俄に忽と他へ目を移す如くと云事也とあり。是にて心得へし。類聚名義抄。瞋目をアカラメと訓り。此も俄に御子を見失ひ玉へるよしの御言として叶へり。○能褒野陵は。諸陵式に。能褒野墓。日本武尊。在伊勢國鈴鹿郡。兆域東西二町南北二町。守戸二烟。續紀に。大寶二年八月。置倭建命墓。遣使祭之。とあるは此御陵なるへし。とある是なり。此御陵は近き頃まで。さたかならざりしかと。記傳に。龜山驛と莊野驛との間。大道の北方。名越村近き地に。丁子塚と云あり。周二十丈許なる圓き山にて。東方へ長く引たる尾あり。此形を

以て丁子塚とは云なるへし。内に石構あり。土物を掘出ることもありとそ。又其山の廻りに。やゝ離れて小丘五ありと云り。此塚は未行て見されとも。其形状を聞に。是も上代の陵墓のさまにてはあ  
るなり。と試に云おかれし。まことに此尊の御陵なりとて。此名越村なるに定まりつときければ。な  
ほ其委しき事ともは。其證を得て載すへし。陵墓一覽。鈴鹿郡名越村。○葬の事は次に云。

時日本武尊化<sub>ナリモヒテ</sub>白鳥<sub>ニ</sub>從<sub>レ</sub>陵出<sub>テ</sub>之。指<sub>テ</sub>倭國<sub>ヲ</sub>而飛<sub>フ</sub>之。群臣等因以開<sub>テ</sub>其棺櫬<sub>ニ</sub>而視<sub>レ</sub>之。明衣空留而屍骨無<sub>シ</sub>之。於是遣<sub>シ</sub>使者追<sub>ヒ</sub>尋<sub>ヒ</sub>白鳥<sub>ヲ</sub>。則停<sub>ニ</sub>於倭琴<sub>ノ</sub>彈原<sub>ニ</sub>。仍於<sub>ニ</sub>其處<sub>ニ</sub>造<sub>レ</sub>陵焉。白鳥更飛<sub>テ</sub>至<sub>ニ</sub>河内<sub>ニ</sub>。留<sub>ル</sub>舊市邑<sub>ニ</sub>。亦其處作<sub>レ</sub>陵。故時人號<sub>ニ</sub>是二陵<sub>ヲ</sub>曰<sub>ク</sub>白鳥陵<sub>ト</sub>。然遂高翔<sub>シ</sub>上天<sub>ニ</sub>。徒葬<sub>ニ</sub>衣冠<sub>ニ</sub>。因欲<sub>シ</sub>錄<sub>ニ</sub>功名<sub>ニ</sub>。即定<sub>ニ</sub>武部<sub>ニ</sub>也。是歲天皇踐<sub>ニ</sub>祚<sub>ニ</sub>四十二年焉。

化白鳥從陵出之云々。記云。於是坐<sub>レ</sub>倭后等。及御子等。諸下到而作<sub>ニ</sub>御陵<sub>ニ</sub>。即匍<sub>ニ</sub>匍<sub>ニ</sub>廻<sub>ニ</sub>其地<sub>ニ</sub>之那豆岐田<sub>ニ</sub>而哭<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>歌曰。那豆岐能<sub>ノ</sub>多能<sub>ノ</sub>伊那賀良<sub>ノ</sub>邁<sub>ニ</sub>。伊那賀良<sub>ノ</sub>邁<sub>ニ</sub>波比母登富呂布<sub>ノ</sub>。登許呂豆良<sub>ノ</sub>。於是化<sub>ニ</sub>八尋<sub>ニ</sub>白智鳥<sub>ト</sub>。翔<sub>レ</sub>天而向<sub>レ</sub>濱飛行<sub>ス</sub>。爾其后及御子等。於<sub>ニ</sub>其小竹之荊杙<sub>ニ</sub>。雖<sub>ニ</sub>足<sub>ニ</sub>躡<sub>ニ</sub>破<sub>ニ</sub>忘<sub>ニ</sub>其痛<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>哭<sub>レ</sub>追<sub>フ</sub>。此時歌曰。阿佐

士怒波良<sub>ノ</sub>許斯那豆牟<sub>ノ</sub>蘇良波由賀受<sub>ノ</sub>阿斯用由久那<sub>ノ</sub>。又入<sub>ニ</sub>其海鹽<sub>ニ</sub>而<sub>テ</sub>那豆美行時歌曰。宇美賀由氣婆<sub>ノ</sub>許斯那豆牟<sub>ノ</sub>意富迦波良能<sub>ノ</sub>宇惠具佐<sub>ノ</sub>宇美賀波<sub>ノ</sub>伊佐用布<sub>ノ</sub>。又飛居<sub>ニ</sub>其磯<sub>ニ</sub>之時歌曰。波麻都知登理<sub>ノ</sub>波麻用波由迦受<sub>ノ</sub>伊蘇豆多布<sub>ノ</sub>。是四歌者。皆歌<sub>ニ</sub>其御葬<sub>ニ</sub>也。故至<sub>レ</sub>今其歌者。歌<sub>ニ</sub>天皇之大御葬<sub>ニ</sub>也。とあり。記傳に。白智鳥は紀には白鳥とありて。此記にも御陵の名は白鳥とあり。仲哀卷に詔曰云々。父王既崩之。乃神靈化<sub>ニ</sub>白鳥<sub>ニ</sub>上<sub>レ</sub>天<sub>ニ</sub>云々。とも見ゆ。何鳥ならむ詳ならず。通靈熱田縁起曰。白知鳥白鷺也。今熱田莊宮地村。民俗不尊。土俗不<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>鷺。なとあれと定めかたし。萬葉四に白鳥能<sub>ノ</sub>鳥羽山松之<sub>ノ</sub>。九に白鳥<sub>ノ</sub>鷺坂山なともあり。さて其を此に白智鳥としも云る由も詳ならず。化<sub>ニ</sub>は葬奉りし倭建命の御屍の化<sub>ニ</sub>鳥<sub>ト</sub>たまへるなり。○指倭國而飛。記には翔<sub>レ</sub>天而向<sub>レ</sub>濱飛行。記傳云。向<sub>レ</sub>濱と指<sub>ニ</sub>倭國<sub>ニ</sub>とあると異なるに似たり。倭國は西方なるに。鈴鹿郡より海濱は東方に當ればなり。されと回旋行坐むには。方にさしも拘るへきにあらず。鈴鹿郡能煩野より濱に向ひ往き坐むには。在藝郡河曲郡三重郡の内海邊なるへし。鈴鹿郡の東南方より東北方に亘りて。此三郡並て。海は其東なれ。と云り。さてまた鈴鹿なる石藥師寺を高富山と號く。高富は高飛にて。此あたりの舊名にて。石藥師驛も舊名は高飛と云り。其は倭建命の白鳥に化て飛去坐しより。起れる名なりと云傳ふと。是も記傳に云り。○櫬。類史本作<sub>レ</sub>櫬。○明衣は。儀禮士葬禮に。明衣裳用<sub>レ</sub>布。賈公彥曰。所<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>親<sub>レ</sub>身爲<sub>ニ</sub>圭潔<sub>ニ</sub>也。又論語註に。彼土にて死者の衣服を明衣と云けるを。假て書るまてなり。本にミンと訓るよろし。○屍骨無之。漢土にもかゝる類の事は適に有て。これを尸解と云ふよし。平田翁の説あり。○倭琴彈原は。原永享本峰に作る。されと原の方なるへし。六帖歌に。いつ。記傳云。允恭卷に琴引坂とあると同地にやあらむ。

其御陵は。今葛上郡富田村と云に在て。今も白鳥御陵と申すなり。彼仲哀紀に。陵城之池に白鳥を養て親つゝ慰むと。詔ありしは。此倭なる御陵にやありけん。○白鳥更飛至河内留舊市邑云々。河内下承本國字記には琴彈原の事はなくして。直に能褒野より。故自其國飛翔行。留河内國之志幾。故於其地作御陵鎮坐也。即號其御陵。謂白鳥御陵也。然亦自其地。更翔天以飛行。とあり。記傳云。河内之志幾は。和名抄に河内國志紀郡志紀郷あり是也。神名帳に同郡志貴縣主神社。また志紀長吉神社ナカサともあり。さて是を紀に留舊市村と有。其は和名抄河内國古市郡古市郷ある是也。古市郡は志紀郡の南に連きて。今も古市と云地。志紀郡の堺より遠からされは。上代には其あたりまでかけて。大名を志紀とそ云けん。されは舊市邑とあるも志紀の内にて。異地には非し。熱田社寛平縁起には。更飛至河内國志紀郡留古市邑とあり。さて舊市と云も。一邑の小名にて。本よりありし名か。又は其はや後の名なるを。紀は後之名を以て記されたるにもあるへし。古へは志紀郡なりしか。後には隣郡に屬する地。なほ彼此あれは。舊市は本は志紀の内なりけん事決し。○作陵。此御陵今も古市郡古市にあり。河内志云。陵上有祠稱伊岐宮。泉州大鳥神社統紀曰。石津者孝德天皇造伊岐宮之日。其石從讚岐國運置此津。仍名と云り。さて仁徳紀六十年。差白鳥陵守等。充役丁云々。於是天皇詔之曰。是陵自本空。故欲除其陵守。而甫差役丁云々。無動陵守者。則且授土師連等とあるは。此なる陵なるへし。○白鳥陵。記傳云。白鳥は。讚岐國之呂止利とあれど。書紀高葉などの詞に依て。斯良登理と訓つ。萬葉九なる。地名は。和名抄に河内の古市なる御陵。今も白鳥陵と申すなり。號三陵云々とあるは。能褒野のをも。琴彈原のをも。舊市のをも。皆白鳥陵と云となり。然れと

も記の趣は。たゞ河内國なるをのみ。白鳥陵とは云如く聞えて。能褒野なるをも然云りとは聞えず。傳の異なるにや。とあり。○高翔上天。記には翔天以飛行とあり。古語に天翔と云る。みな天路を高く翹る事也。此に上天とあるも。同じく大虚に上りゆくさまを云るなり。天上へ登り坐るにはあらず。貴人のみまかりたるを。神上りと云るも即是なり。是を天上へ登の登れるものとおもふは。ひかことなり。縁起に鸞鷲昇天とあり。○徒葬衣冠。記傳云。此はいかなる事にかあらむ。白鳥に衣冠あるへくも非れは。此命の衣服などを將來て。琴彈原又舊市の御陵に埋收しにやあらん。○定武部は。記に此尊の御子稻依別王者。建部君等之祖とある。記傳に。出雲風土記に。出雲郡建部郷。所以號健部者。纏向檜代宮御宇天皇。勅不忘朕御子倭健命之御名。健部定爾時神門臣古禰健部定給。即健部臣等。自古至今。猶居此所。故云健部。此神門臣古禰は。建部に定られたる中の一人なり。建部此一人に限れるには非ず。國々とある是なり。建と云は。即倭建命の御名を取れる稱なり。さて稻依別王は御子に坐故に。其御子孫。此建部の輩を帥掌り玉ふに因て。建部君と云姓を負玉へるなり。かくて諸國に建部と云地の多きは。此建部の部の住居るより負へる名。右に引る出雲風土記に。皆准へ知るへし。和名抄に伊勢國安濃郡建部。此建部を太介無倍とあるは。多郡流俗を。流を音便に無と云るなり。記にもタケルと假字を附たり。これらに依ら郡。石津郡建部。出雲國出雲郡建部。美作國真島郡健部。備前國津高郡健部。神名帳に。近江國栗太郡建部神社など見ゆ。此外にもと云り。○是歲の下。類史に也字あり。此十一字衍なりと云る説もあり。なほ考へし。或人云。これは征伐の間をしらしめたるなり。然見されは。是云々は徒なる文なり。と云れたれといかあらん。

五十一年春正月壬午朔戊子。招群卿而宴。數日矣。時皇子稚足  
彦尊。武內宿禰。不參赴于宴庭。天皇召之問其故。因以奏之曰。其宴樂  
之日。群卿百寮。必情在戲遊。不存國家。若有狂生。而伺墻閣之隙  
乎。故侍門下。備非常。時天皇謂之曰。理灼然。則異寵焉。秋八  
月己酉朔壬子。立稚足彦尊為皇太子。是日命武內宿禰為棟梁之臣。

戊子。七日也。○招群卿。招熱田本作詔と集解に云り。さて類史校異に。蓋類史古本作群臣卿。後人  
據本史。注同異。而錯誤擡入也。今定以卿為衍。とあり。○灼然の上。考本又信友校本理字あり。然  
るへし。故今補ふ。○棟梁之臣。當時かゝる名目あるへくもあらず。たゞ臣等の上と定め玉ふを。後  
よりかく書るものなり。棟梁は群下を總へ帥る心  
なり。長など云に同じ。さるを釋私記に。可謂大臣之始。歟と云るもたかへり。  
大臣になり給へるは。成務天皇の御世の事なり。さて棟梁を。本にム子マチキミ。ム子トルマチキ  
ミ。などよめる。ム子トルは。ム子ト  
アルの約なるへし。何れも棟梁の字によりて訓るものにて。古言にあらず。音讀にする  
より外。叶へる訓あるへからず。

初日本武尊所佩草薙橫刀。是今在尾張國年魚市郡熱田社也。於是  
所獻神宮蝦夷等。晝夜喧譁。出入無禮。時倭姬命曰。是蝦夷等不  
可近於神宮。則進上於朝庭。仍令安置御諸山傍。未經幾時。悉  
伐神山樹。叫呼隣里。而脅人民。天皇聞之。詔群卿曰。其置神山傍之  
蝦夷。是本有獸心。難住中國。故隨其情願。令班邦畿之外。是今播  
磨讚岐伊豫安藝阿波。凡五國佐伯部之祖也。

初日本武尊云々。通證に以下三節疑前年錯簡と云り。此に在てはけに不類なりかし。  
ある。○草薙橫刀の。熱田社に鎮り坐る事は。已に神代紀に云り。なほ此時の事は。縁起云。倭武尊奄  
忽遷化之後。宮酢姫不違平日之約。獨守御床。安置神劍。光彩亞日。靈驗著聞。若有禱請之人。則應  
感同於影響。於是宮酢姫會集新舊。相議曰。我身衰耄昏曉難期。事須未暝之前。占社奉遷神劍。衆  
議感之。定其社之地。有楓樹一株。自然炎燒。倒水田中。光焰不銷。水田尙熱。仍號熱田社。また尾張  
風土記に。日本武尊謂宮酢姫曰。此劍神氣。宜奉齋之爲吾形影。因之以立社熱田。鄉爲名也。伊澤  
本に。



因以立社由ト。また鎮坐記云。四十三年。一云四十九年己未。經營大宮。又媛曰。合祭素盞鳥尊。分二種寶物。宜奉藏土之御宮。木之御宮。又ト定宮地者。以大神之勅。造宮之制者云々。按舊記。以寶劍奉祀。爲四十年辛亥非也。などあり。參考の頭書に。此二種寶者。蓋指三劍燈。鼎謹按。武尊凱旋。神劍留在三尾張。蓋在三景行天皇四十一年。此時宮姬年十七八。少則不雷也。其後姬身衰耗。始建社藏之。己日衰耗。年可五十。多則不雷也。通而計之。建藏應在三成務天皇十六七年。疑不能定也。故今姑以留在之日。爲鎮坐之年。亦可矣。とあり。○喧譁。私記に奈利止與久とあり。舒明紀にも喧譁をしか訓たり。トヨキはトヨミと通はしても。古く云しなるへし。○無禮。通證に宇夜敬之謂。宇與爲通とあり。類聚名義抄に。禮代をウヤシロと注せり。○倭姬命。本に姬字を脱せり。今古寫本ともに依て補ふ。○不可近於神宮。本に近下就字あり。集解に熱田本無。傍訓據入とあり。○神山。神名帳大和國城上郡大神大物主神社是なり。萬葉二。神山之山邊眞蘇木綿云々。また七三幣帛取神之祝我鎮齋杉原など。みな美和と訓り。○播磨讚岐伊豫安藝阿波凡五國佐伯部。本に伊豫を伊勢に作る。大日本史に。伊豫諸本作伊勢。今據兼永本訂之とあるに従る。永享本並河本には預に作れり。伊勢とあるをたすけていほ。神名帳考に引る。伊勢國飯高郡久爾都神社あり。内山氏云。久爾津は人名也。景行紀日本武尊東征。國津神を伴にして都へ上る。其伴を令班。邦職之外。是今播磨讚岐伊勢云々。これによるに。伊勢國へも班ち置し事のありけん。姓氏錄に依は。伊勢は伊豫國の誤と聞ゆれども。一偏には定かたし。久爾都神社は。蝦夷の首。國津神と聞ゆと云へり。まつ佐伯は。釋紀公望私記曰。案歷錄。其毛人等旦夕叫咷。其聲嚴厲。故倭されと定めかたし。よく考へし。また佐伯は。釋紀公望私記曰。案歷錄。其毛人等旦夕叫咷。其聲嚴厲。故倭姫號爲佐那毗。今謂佐伯是也。とあり。されと佐那毗の義とするはよからず。此は蝦夷人のさほめ

さしより名つけられしなり。應神紀三年。處々海人訕噓之不從。王命。訕噓此云。云々。諺曰。佐摩阿摩者。其是緣也。とある訕噓。訕。訕也。雜。と。同し。また鳥の。噓。と云も同し。谷川氏云。日本紀に韓語をからへつりとよみ。源氏に海人の物いふを。聞しらぬ事さへつりてと云り。今も聞分たき人のことはを。さへつるといふゆり。侏儻鳩舌の意也。萬葉に言さへくと。韓ことさへくとも見えたるこれなり。と云れたるか如し。按。韓ことさへくと云詞は。萬葉になし。さ。常陸風土記に。昔在國巢。俗語都知久母。又佐伯。野之佐伯。とあるも是なり。さてまた姓氏錄に。右京皇別佐伯直。景行天皇子。稻背入彥命之後也。男御諸別命。稚足彥天皇御代。中分針間國給之。仍號針間別。男阿良都命。一名伊許自別譽田天皇爲定。國一。伊許自別命。以狀復奏。天皇詔曰。宜汝爲君治之。即賜氏針間。別佐伊許自別命。往問。即答曰。己等是日本武尊。平東夷時。所俘蝦夷之後也。散遣於針間阿藝阿波讚岐伊豫等國。仍居地爲氏也。後改爲。佐伯。伊許自別命。以狀復奏。天皇詔曰。宜汝爲君治之。即賜氏針間。別佐伯直。佐伯者前所賜氏。姓也。直者謂爾後至庚午年。脫落針間別三字。偏爲佐伯直。とあり。素より俘囚なりしを。佐伯と云むは論なきを。其佐伯等を掌る人にも。佐伯の姓を玉ひしゆ。夷種の外に皇別の佐伯もあるなり。さて讚岐伊豫には考なし。安藝なるは。倭名抄安藝國佐伯郡佐倍木あり。此國の佐伯郡の事。仁徳天皇三十八年に見えたり。阿波は神代紀に粟國とあり。此國なるも考なし。

初日本武尊娶<sup>テ</sup>兩道入姫皇女<sup>ヲ</sup>爲<sup>レ</sup>妃<sup>ト</sup>。生<sup>ニ</sup>稻依別王<sup>ヲ</sup>。次<sup>ニ</sup>足仲彦天皇<sup>ヲ</sup>。次<sup>ニ</sup>布忍入姫命<sup>ヲ</sup>。次<sup>ニ</sup>稚武王<sup>ヲ</sup>。其兄稻依別王<sup>ハ</sup>。是<sup>ハ</sup>犬上君<sup>ノ</sup>武部君<sup>ノ</sup>。凡<sup>ニ</sup>一族之始祖也。又妃吉備武彦之女<sup>ヲ</sup>。吉備穴戸武媛<sup>ヲ</sup>。生<sup>ニ</sup>武卯王<sup>ヲ</sup>與<sup>ニ</sup>十城別王<sup>ヲ</sup>。其兄武卯王<sup>ハ</sup>。是<sup>ハ</sup>讚岐綾君之始祖也。弟十城別王<sup>ハ</sup>。是<sup>ハ</sup>伊豫別君之始祖也。次妃穗積氏忍山宿禰之女弟橘媛<sup>ヲ</sup>。生<sup>ニ</sup>稚武彦王<sup>ヲ</sup>。

兩道入姫皇女は。垂仁天皇の御女<sup>日本武尊の御姑に座</sup>にて。御母は大國之淵<sup>弟刈羽田刀辨なるよし</sup>之女<sup>記に</sup>。已に垂仁紀に注せり。<sup>此紀には。彼處には漏たれど。仲哀紀には出たり。</sup>○妃。仲哀紀には母皇后曰<sup>三</sup>兩道入姫命<sup>とあるは。</sup>後追尊したる稱なり。○稻依別王。記には。又娶<sup>ニ</sup>近淡海之安國造之祖<sup>意富多牟和氣之女</sup>。布外遲比賣<sup>生御子稻依別王</sup>。柱<sup>とあり</sup>。記傳云。名義稻は字の如くなるへし。依は宜なり。舊事紀に別に稻入別命と云もあれど。別にはあらし。さて紀には。兩道入姫命の御腹にて御長子とせるは。異なる傳へなり。<sup>御母は。其御名に依て。まされつるなるへし。其は實は別なるが。御名の似たるに依て混て。紀の傳の方。は。一になれるか。はた一なるか。まされて。此記の傳の方別になれるか。何れ正しからむ。決め難し。</sup>但し御腹は如何まれ。帶中津日子命の御名に依に。此王は必御長子にそ坐けむ。とあり。○足仲彦天皇。記云。娶<sup>ニ</sup>

伊玖米天皇之女。布多遲能伊理比賣命<sup>生御子帶中津日子命</sup>。柱<sup>とあり</sup>。御名義足は字の如し。仲彦は第二御子に坐し故の御名なり。<sup>仲哀紀に。し。か見えたり。</sup>○布忍入姫命。記には此皇女なし。景行天皇御子に淳<sup>斗皇女あり</sup>。○稚武王。記云。又娶<sup>ニ</sup>其入<sup>海弟橘比賣命</sup>。生御子若建王<sup>とあり</sup>。此紀には。弟橘媛の生ませるは。稚武彦王として別に擧たり。異なる傳なり。舊事紀に。稚武王近江建部君。宮道君祖とあり。建部君の事は次に云。宮道君は。記に建貝兒王者。宮首之別等之祖とある。宮首は宮道にて。例の御兄弟の間の傳の紛れにて。宮道君祖は武貝兒王なるへし。さて其地は。和名抄に參河國寶<sup>美也</sup>。知<sup>郷ある是なり</sup>。宮道山と云<sup>此地なり</sup>。と記傳に云れたり。<sup>氏人。續後紀三代實錄。新國史等に出たり。</sup>○犬上君。犬上は。和名抄近江國犬上<sup>以奴三郡</sup>。萬葉十一に。狗上之<sup>鳥籠山爾有</sup>。不知也川<sup>記に此王の御母</sup>。近江國人をれは。此姓由縁あり。天武紀十三年十一月。犬上君賜<sup>レ</sup>姓曰<sup>三</sup>朝臣<sup>。姓氏錄</sup>。犬上朝臣。出自<sup>三</sup>諡景行皇子<sup>日本武尊</sup>也。氏は。齊明紀に犬上君白麿。孝德紀犬上健部君あり。<sup>この健部は名なり。姓にあらす。聖武孝謙間に。</sup>左京人犬上朝臣真人。東大寺古文書に見え。桓武紀に犬上朝臣望成。光孝紀近江檢非違使權主典前犬上郡大領犬上春吉。見えたり。○武部君。武部の事は上に云り。記傳云。建部君氏處々に有りつとほしき。<sup>舊事紀に。稚武王は近江建部君祖。武田王は。尾張國丹羽建部君祖。と見え。又同書五に。阿努建部と云もあり。此は伊勢のなるへし。</sup>中に。此の建部君は。何國のならむ定めかたし。<sup>武部云。通證に。神名帳近江國栗太郡建部神社。今在<sup>三</sup>勢多橋東。本國建部氏人。見<sup>三</sup>續日本紀三代實錄。とあり。此武部君近江のなるへきか。</sup>姓氏錄に<sup>右京</sup>建部公。犬上朝臣同祖。日本武尊之後也。と見ゆ。とあり。<sup>なほ上の定<sup>三</sup>武部</sup>。記云。稻依別王者。犬上君建部君等之祖。氏は。稱

德紀近江志賀團大毅建部公伊賀磨賜朝臣とあり。日本後紀弘仁六年正月。外從五位下建王部公豐益あり。王はもし外記日記朱雀帝時。右近衛將監建部春則。除目大成鈔後冷泉帝時。攝津大目建部宿禰久武あり。くは行か後に宿禰を賜へるなりけり。氏族志に。建部氏族居大隅者曰チシヤ禰寢氏。近衛帝時。有國人建部宿禰親助。即其先也。禰寢文書島津文書。按禰寢家譜爲平重盛之後。恐誤。とあり。○吉備穴戸武媛。記には。娶吉備臣建日子之妹。大吉備建比賣とあり。女と妹と異なり。穴戸は式備中國下道郡穴門山神社また上に到吉備。以波穴海。と云るもあり。和名抄備後國安那郡是なり。○武卯王。本に卯を鼓に作る。鼓は殼の誤にて。字書に卯甲と注せる字なれば。卯と同く。加比古に用たるなれば宜しけれと。次には武卯王とあれば。なほ卯字の方勝れり。故今中臣本永享本集解熱田本一本ともに従ふ。又信友校本には。二處とも鼓に作れり。それもあしからず。記には建貝兒王柱とあり。舊事紀に。別に武養置命と云をも擧ぐるも。別には非す。字の異なるなり。名義。記傳に卯或は蠶などに由ありしかと云り。此王の御墓また其外の御事蹟とも。次に云。○十城別王。記には此御子なし。さて建貝兒王者。讚岐綾君。伊豫之別。登袁之別。麻佐首。宮首之別等之祖。麻佐首未詳。宮首の事は右に云り。とあるに依て。記傳云。書紀に武卯王の同母弟に。十城別王ありて。是伊豫別君之始祖也とあるは。此記と傳の異なるにて。其は此記に依て云は。武卯王。登袁之別。伊豫別君とありしを。書紀は誤て。登袁之別を別に一柱の御子の名十城として。伊豫別君を其末とせるなり。若然らば。登袁は必地名なり。其地なほよく考ふへし。若又書紀に依て云は。十城別王を。記には誤りて登袁之別と云姓として。伊豫別君をも。共に建貝兒王の末とせるなり。若然らば。登袁は御子の名なり。必地名とも決めたし。此は何れか正しからむ。決め難けれと。何れにま

れ。彼御名十と此登袁と。元一こととそおもはるゝ。と云れたる。後の考の方宜しかるへし。神名帳頭注に。肥前國松浦郡田島神社。仲哀帝弟稚武王也。號上松浦明神也。志々岐神社。稚武王第十城別王也。號下松浦明神也。一説に。神功皇后新良より漢幸の比。從ひ奉るイナハヤ丸と云ふ人の靈を。神島に祭る。神島明神と云。此人の兄を。トヲキワケ命と云ふ。志自岐神社は。其靈をまつれるなりとも云へり。と云り。されと田島神社家説に。宗像同體云々。和名姬社と云へれば。此説はいかゞあらむ。誤なるへし。○讚岐綾君。和名抄讚岐國阿野綾郡これなり。今は綾。北條。綾南條とて。二郡に分てり。天武紀十三年十一月。綾君賜姓曰朝臣。とあり。姓氏錄には見えず。松岡調云。此氏人は。續日本紀に。延暦十年九月戊寅。讚岐國阿野郡人綾公麻呂等言。己等祖庚午年之後。至子己亥年。始蒙賜朝臣姓。是以和銅七年以往。三比之籍並記朝臣。而養老五年造籍之日。遠按庚午年籍。削除朝臣。百姓之憂無過此甚。請據三比籍及舊位記。蒙賜朝臣之姓。許之。庚午年は天智天皇九年。己亥年は文武天皇の三年に當れば。天武天皇の十三年の事には合はず。故考るに。此十年のは。當時在京の一族に賜はりしにて。綾君の總てに賜はりしには非ず。其は己亥年始云々とあるにて知るへし。次に引る姑繼武主等も。いまだ公の姓なりし由なれば。同姓にありても。また續日本後紀に。嘉祥二年二月戊申。外にある者は。功勞ある度に。其一族々々へ。殊に朝臣の姓は許されしものならむ。また續日本後紀に。嘉祥二年二月戊申。讚岐國阿野郡人。内膳掌膳外從五位下綾公姑繼。主計少屬從八位上綾公武主等。改本居貫附左京六條三坊。と見えたるに。姓氏錄左京皇別に。綾姓を載せざるは如何あらむ。綾公系圖に。日本武尊。次武卯王。號讚次爾彌麻命。次奈鬼爾麻命。次竈王。次多富利別命。一本に多富利と。太別命の二人とす。次日向王。始賜綾次多郡君。次依志君。又曰。意之古君とあるを。一本には意之古を依志君の子とす。次奴乎古君大人。一本に奴古君とす。次堅石。七尺強力世。曰。鬼石。次大山麻呂。次圓麻呂。次石床。一本に。拾とあり。次業長。次捨。次季世。次百行。次能臣。臣を一本に呂と見ゆ。されと是

も亦。いつれの御代の人とも記されされは詳ならず。全讀史綾君世紀に。綾氏譜曰。靈王子曰彌摩。其子曰奈鬼爾。摩。其子曰王。王有二子。長曰多富利別。爲彌摩。次曰眞

玉。構室於城山北邊。而壯麗也。國人稱之曰城山長者云々。眞玉亦有二子。長曰益甲。爲彌摩。次曰黑丸。爲奈鬼爾。爲酒。其味甘烈。自以爲美。賦之充恭天皇。天皇嘗之。賜姓酒部。稱其酒曰黑丸酒。黑丸嘗患其居無水矣。其宅東北有栗大樹。轉數十常宿。其枝一日鵜以足踏。其地。頃刻清泉涌出。夜中星照。衆如玉。因名其泉曰玉井。又名其郡曰彌摩。其里曰彌摩。亦此緣也。多富利別子曰日向王。其子曰多那君。天雨火。民作石室。是時也。其子曰依志君。其子曰意之古者。其子曰奴古者。勅定封境。是時也。其子曰堅石麻呂。舒明帝嘗巡狩于此邦。館堅石麻呂家。其子曰大山麻呂。是時孝德帝諸國置國司。大山麻呂卜居於林田郷。以舊居獻於國司。其子曰圓呂麻呂。天武帝賜姓綾公。其子業長。是時元明帝勅建一宮於香川郡大野郷田村。其子曰藏。捨。時聖武帝勅建國分寺及尼寺於阿野郡新居郷。其子曰百行。弘仁九年九月。多夜郡産一身二頭牛。其子曰能。以云々。これに請書に載在せるを拾ひ聚て。配り當たりと見ゆ。爰に益甲黑丸を兄弟二人と爲るはいか。三代物語に。酒部益甲黑丸所謂城山長者是也云々。益甲應。酒味甘烈而清。名之曰黑丸酒。以獻充恭天皇。天皇嘗之。大馬。因賜姓。曰酒部益甲黑丸云々。また公胤記にも。此趣に記されは。此傳を正しからむ。日向王を綾公系譜に。賜綾大領とあり。備馬樂我門に。安也女乃已保利乃大領乃云々。また公えたるは。此氏人をさしたるか。他國に安也といふ郡名の無ればなり。今阿野郡國分村綾坂と。額坂との追分の田間に。日向家といふかあるは。此王の墓ならむといへり。爰に日本靈異記に。聖武天皇御代。讚岐國香川郡坂田。里有富人。夫妻同姓綾君也云々。と見え。また全讀史に。讚州十一郡。戶主。阿野郡

綾 鶴足部。城山長者亦綾氏後。高木命任國造。など云事もありて。其後裔數多に支別たり。抑此武毅王の本國に任られて。綾君の始祖となり給へりし事は。讚留靈公記。この記全略の二本あり。然るに讚留靈公は。綾君の始祖武毅王なるに。後記の奥書に。酒部益甲感得寶珠記等の數々の舊記ありしに據て。記せし由なれば。其時誤りつく。酒部和氣の兩祖にかけたるは。いみじき非説なり。其は此れる者ならんかし。されど本書は。眞の舊記と見ゆれば。是非を辨へ見。採るべき所も亦多し。また讚留靈記と云書にもくは

し記したり。此記は。圖師。中尾。豐島。中山。友安。秋山。増田。津田。そは景行帝二十三年。南海有大魚。恒居土佐海南。時出游于阿波鳴門。讚岐椎門。伊豫水碓之間。突兀起濤。覆舟食人。於是乎舟行殆絶矣。南海刺史詣關奏。帝廼命播磨武夫曰。汝往矣。惟時懋哉。武夫讓倭武尊曰。神武雄略臣不如此皇子。帝曰。命。廼命倭武尊曰。往哉其能有勳。越明年春正月。尊歩自京師。至吉備穴海。而瞰大魚之動靜。時

大魚居椎門。視尊舟將吞之。遽遁避之。於是尊造鱧鱸。設兵刃。具火功而待之。大魚入南溟。不知其所在。廼命諸州。察其去來。尊次于穴海。以待之。吉備武彦。女穴戸武媛。寵於尊。而生武鼓王。秋八月大魚出于鳴門。爲暴已甚。是時風惡。溢流雷响。浚濤山頽。不可舟矣。二十五年春三月。大魚至椎門。尊聞之。來次于綾川上。廼率壯士八十人。乘鱧鱸。又潛匿。猛火於舟中。誘使大魚吞之。火炎腹中。腸胃俱焚。且刺以兵刃。大魚遂漂。至安益郡福江浦。八十人者皆觸毒。如醉如死。尊獨自若也。有童子持瓶水來獻。尊飲之。身神愈精明。使八十人者飲之。則須臾咸蘇。因名曰八十蘇水。在于天王。向童子蓋地主橫潮神也。廼使人馳奏捷。帝聞之而大喜。尊遂讓功於武鼓王。使之留而守是邦。邦人稱之曰讚留王。二十八年詔封爲讚岐國造。改曰武卯王。實綾公之始祖也。壽一百二十五。薨。葬于玉井。南海之民立廟。歲時祀之。號曰綾讚留王大明神也矣。上に云る如く。此記數本傳れるに。皆大同小異ありて。讚留靈王の事。或は神皇正統記に。又は大雅命なりとも傳へたれど。綾公之始祖とあれば。此増田本を正傳と爲すべし。されど本文に。封爲讚岐國造と見えたるは。いか。中山本に封以綾郡とあるに據るべし。さて此大魚の暴害を爲し事は。日本紀に。景行天皇二十七年十二月。日本武尊の熊襲を平定て還給ふ段に。到吉備。以渡穴海。其處有惡神。則殺之云々。また二十八年三月乙丑朔。日本武尊奏平熊襲之狀云々。是以西州既證。百姓無事。唯吉備穴濟神。及難波柏濟神。皆有苦心。以放毒氣。令苦路人云々。故悉殺其惡神。並開水陸之徑。天皇於是美日本武尊之功。而異愛焉。とあり。又古事記同段には。還上之時。山神河神。及穴戸神皆言向和而。參上云々。ともありて。紀の傳を記傳に。かく同所の惡神の事の。同さまに二度見えたる

は。一事の紛れて二になれるか。はた前なる穴海は。此記の如く長門のなりけんか。後なる穴濟と紛れて。吉備とはなれるか。何れにまれ紛れあるへし。と見ゆ。其はとまれかくまれ。此椎門の大魚も。其惡神或は穴濟神と云内の一なるを。本國にては如此委しく傳はりたるなり。さては年紀も大かたにかなへり。紀の放毒氣。令苦路人。また殺惡神。並開水陸之徑。などあると。本文の趣とを考合すへし。爰に武鼓と武卵とを別名とせるは。殺字を古く鼓と誤り來れるに據りての訛傳にて。殺も卵も共にカヒコなり。又この讚留王の名義詳ならず。記傳に。さるれいと云は。いかなる由の稱にかあらむ。讚留靈と書は。後人の當たる文字なるへし云々。西讚府志に。留は奴より轉りたるにて。讚岐の岐を略きて。しか呼をらひしにや云々と云るに。竹取物語に。さるきのみやつこ云々と云事もあれは。由あるか。此物語の解にさぬきと改たるはいか。尙考ふへし。又八十蘇水。今は八十八の水と云ふ。白峯寺縁起に。野澤井とて清水のあるに。玉體をひやし申云々。とある即是なり。横潮神は今も横鹽明神とて。福江村の山上に在り。又玉井とは。玉藻集に玉井村と有て。井上郷の舊名なりとそ。元玉井と云井あるより出たる郷名にして。此井の事も公胤記に見えたり。又友安本等に。仲哀帝八年九月十五日。齡百二十五而薨。と記せるに。此王は景行天皇五年に生給へるにて。年組の合さるは如何。然れば武殺王に。直に綾の氏を賜へるには。此年月及御齡を。城山神社の社傳に。神勅王にかけたるは妨なるへし。綾郡を封せられて。住居給ひて後。皇族にて代々まします間に。其居所の地名によりて。綾の姓氏をは賜はれるなるへし。さるからに。紀にも

綾君之始祖とは記されたり。上に引る全讚史に。圓呂麻呂。天武帝賜姓綾公と云るは。紀の十三年に。綾君賜姓曰朝臣。と有を誤記せるなり。始て綾氏を賜へるは。是より以前の事なりしは。論ふまでも非ず。公胤記。また靈記中尾本等に。靈子胸問點阿耶字。故以綾爲氏姓と有は。佛意の俗傳なり。故考るに。綾君の祖。武殺王の御代に。専ら養蠶の業のひらけて。綾絹を織出しならん。郡名の阿野と云るも。是より負るなるへし。故武殺王の殺。また卵も。又貝兒も借字にて。舊事紀に武養蠶命と云を。別に載たれど。此武殺王の御名の。外の古書に傳れるを。字の違ひたるより。別王と思ひて擧たるものならん。如此て養蠶は正字にて。殺卵及貝兒も借字なること。又郡名阿野といふ事をも思ふへし。和名抄本國郡名の段に。阿野綾と有てても著し。既に讚陽簪筆録に。延喜式。讚岐貢物有二窠綾。七窠綾。小鸚鵡綾。蓄薇綾云々。郡所<sub>三</sub>以得綾之稱。盖有<sub>レ</sub>以也。また全讚史にも。延喜式。讚岐國貢物有二窠綾云々。皆此地工人所織出也。郡名從<sub>レ</sub>是出也。などもいへり。今郡内鴨村に。綾織家と云有は。其綾絹を始て織出。かくて住居給ひし所は何處そといふに。靈記秋山本に。故國し者の塚ならんと。或人の云るも。聊よし有て聞ゆ。かくて住居給ひし所は何處そといふに。靈記秋山本に。故國人稱讚留王。然而築城郭於綾城山。居焉久矣。また全讚史に。眞玉攝室於城山北邊。而壯麗也。國人稱之曰。城山長者。甲黒丸所。謂城山長者是也。武殺王四世孫綾眞玉子也云々。なとありて。今も城山の北嶺に。長者屋敷と云。やう平とあるは。綾氏の代々住給へるより。かゝる傳も有なりけり。今も城山の北嶺に。長者屋敷と云。やう平けたる地ありて。礎など存在せり。必此所なるへし。城山神社の舊地なりと云説もあれど。其は異地にて此長者屋敷にはあらず。於是この王甚壯健におはしむかは。公胤記大日記等に。仲哀天皇八年九月十五日。齡百二十五而薨。讚岐府志に。仲哀八年。齡百二十五。子鶴足郡井上郷云々。と見えたるか如く。いみじき長壽にはおはしけり。上に引る府志の傳によれば。井上郷にも別館の御墓は井上郷と見えたるに。法動寺と云寺跡あり。三代物語に。法動寺在法軍寺村。舊名玉井村。屬井上郷。有讚留王墓云々と見え。又全讚史に。景行帝御宇。誅大魚。其靈爲樂。天平中行基法師立魚靈堂於福江浦。又建寺於玉

井。以爲魚追福。謂其寺曰法勤寺。延曆十三年春正月。弘法大師修寺於讚留靈土塚。開二云々。とある寺にて。東鑑。さて神櫛王に。建長二年五月に。此法勤寺の地頭職の事見ゆ。かくて今此寺跡の巽方に。玉井と云噴水ありて舊のまゝに存せり。

の舊墓とは。こよなう勝りて。其御墓の形状は南北に横はり。宮車に象りて。環に溝あり。溝外に陪家三所ありて。當時の陵墓の製にかなひて。往吉よりまかひなき御墓所にそ在ける。靈記中山本に。仲哀八年九月十一日。葬。葬之城山東邊。曰鼓丘。是也云々。また今阿野郡陶村。猿尾といふ所に。猿王墓と云あれど。共におぼつかなし。鼓丘は府中村にありて。崇徳天皇の行宮の跡なり。そは白峯寺縁起に。保元元年七月二十三日。新院を讃岐國へうつし奉る云々。其後國府甲知郡鼓丘の御堂にうつし奉る云々。とある。然るからに。守部をも置れん事を。村人より縣廳に願白せる事の度々なれど。今に官よりの御處分の無きは。いきどほろしき事になむ。如斯て此武殿王の神靈を禮れる神社は。此墓前なる讚留王神社を始め。この郡内には所々に齋祀れり。鶴尾郡東坂東村に讚留王神と云れたるは。いと委しき考證なれ社と云あるも其一なり。其全文をこゝに出す。○伊豫別君。記に健貝兒王者伊勢之別之祖とある。勢は豫の誤にて。君を脱せるものなるへきよし。記傳に云れたり。健貝兒王の末とせる事よしは已に云り。其故は。和名抄に。伊豫國に和氣和郡あり。姓氏錄右京別。別公。建部公同氏。又和泉國皇別。和氣公。犬上朝臣同祖。倭武尊之後也。などあれは也。と云り。さて君字。並河本にイ本无と云り。されど舊事紀にも。十城別王伊豫別君等祖とあれは。ある方正し。なくては別と云こと尸になりて。意異なるなり。○穗積氏忍山宿禰の事は。上にも云る如く。此媛命の御父と云はまかひたる傳へなるへし。そのよしは次に云。○稚武彦王。上に稚武王ありて。又こゝに稚武彦王あるはいかゞ。一柱をかく二に混へしなるへし。彦字の副はれるは。孝靈天皇の御子に。稚武彦命あるに混ひたる傳へなるへし。さて思ふに。橘媛の生坐る御子は。記に若建王と

ある。それ正しくて。此に穗積忍山宿禰女橘媛とあるは。上にも云る如く。成務天皇の妃。穗積臣之祖。建忍山垂根之女。弟財郎女の御名の似たるより。まかひつるものなるへし。さて生坐る稚武彦王とあるは。和訶奴氣王の事なるを。此又誤傳へしなるへし。さらば此一條は。記になき方正しく。此紀の方はあやまりとすへし。さるを舊事紀にも。稚武王。稚武彦王。二柱を別に擧て。稚武彦命。尾津君。揮田君。武部君等祖とあり。此等は稚武王の御裔なるへきを。此命の方に語り傳へしなるへし。さて尾津君揮田君のこと更に考なし。記に。足鏡別王。小津石代之別とあり。御兄弟の傳まかひしにや。尾津は。式近江國野洲郡小津神社ある。此地などによと記傳に云り。神名帳頭注。尾張國年魚市郡。孫若御子神。社。日本武尊第七男稚武彦王也。揮田はすへて詳ならず。さて通證云。據古事記舊事紀及仲哀紀考之。此下蓋有闕文と云れたり。さる言なり。記云。又娶山代之玖々麻毛理比賣。生御子足鏡別王。柱一又一妻之子息長田別王。凡是倭建命之御子等并六柱。また足鏡別王者。鎌倉之別。小津石代之別。漁田之別。祖也。次息長田別王之子。杵俣長日子王。此王之子飯野眞黒比賣命。次息長眞若中比賣。次弟比賣。柱三故上云若建王。娶飯野眞黒比賣。生子須賣伊呂大。中日子王。此王娶淡海之柴野入杵之女柴野比賣。生子迦貝漏比賣命。以下下などあり。舊事紀には右の稚武彦命の次に。次稻入別命。此は稻依別王。波多臣等祖。此は武明王に同じ。次武養靈命。波多臣等祖。此は武明王に同じ。次葦敢竈見別命。阿波君等祖。次伊賀彦王。次武田王。尾張國。丹波。連部直君。次佐伯命。參川御使。連等祖。とあり。足鏡別。葦敢竈見別王は同じ。此王の事は仲哀紀の首に出て。そこに云へし。

五十二年夏五月甲辰朔丁未。皇后播磨大郎姬薨。秋七月癸卯朔己酉。立八坂入姬命爲皇后。

丁未は四日也。舊事紀には辛未とあり。二十八日なり。○播磨大郎姬薨。この皇后本國播磨にて。葉給ひし事。また其御墓の事など。已に云へり。見合すへし。○己酉は七日なり。○八坂入姫。姫字並河本に依る。入を本に八に訛る。今訂せり。

五十三年秋八月丁卯朔。天皇詔群卿曰。朕願愛子。何日止乎。冀欲巡狩小碓王所平之國。是月乘輿幸伊勢。轉入東海。冬十月至上總國。從海路渡淡水門。是時聞覺賀鳥之聲。欲見其鳥形。尋而出海中。仍得白蛤。於是膳臣遠祖名磐鹿六鴈。以蒲爲手繩。白蛤爲膾。而進之。故美六鴈臣之功。而賜膳大伴部。十二月從東國還之居伊勢也。是謂綺宮。

小碓命所平之國。高橋氏文にもかく書り。信友云。御幼名以て記せるは。父天皇の愛子とおもほせる御情より。詔給へる御詞を。感深く聞へく。語傳へたる言の遺れるものなるへし。と云り。○轉入東海。高橋氏文には。海を國と作り。集解に東海國謂志摩以下國也とあり。○淡水門。記に定東之淡水門とあり。記傳云。淡は安房國なり。東之と云は。四國の阿古語拾遺に。神武天皇の御世の事とも記せる處に。又令下天富命。太玉命。率齋部諸氏。作云々木綿麻等上云々。仍令下天富命。率日鷲命之孫。求肥饒地。遣阿波國。殖穀麻種云々。天富命更求沃壤。分阿波齋部。率往東土。播殖麻穀。好麻所生。故謂之總國。古語之總。今爲上總下總二國是也。阿波忌部所居。便名安房郡。今安房天富命即於其地。立太玉命社。今謂之安房社。式に安房國安房郡安房坐。續紀八に。養老二年五月甲午朔乙未。割上總國之平群安房朝夷長狹四郡。置安房國。十四に。天平十三年十二月丙戌。安房國并上總國。二十に。天平寶字元年五月乙卯。安房國依舊分立とあり。そもく此時。淡はいまた一國の名には非ず。上總國の内にて。其水門と云は。安房と相摸國。御浦郡の御崎と云ふ。との間を。大海より入海に入る海門なり。此入海は。東は上總にて包めり。淡水門は。其南方の口なり。さて今天皇の此水門を渡坐しとあるは。還り上坐道にて。上總より相摸方渡り賜ふなり。○武鄉云。記傳に此を還上坐とすの事とせられたるは。あらし。これ以上至上總と云置きて。其至り坐し海路の事。立返りて云るものにて。なほ始て至り坐る時の事とすへし。また此水門の事を。清宮秀堅云。房總志料。以爲天羽(上總)平群等地。此地舊屋岩壁時。其内幾如湖水。故名淡水門。後瀆瀆波瀾終歸陸夷。今猶見潮退則暗礁嶺然。可證矣。此說非也。淡水門猶曰安房淡。即今小湊地。非必因以湖水名也。小湊古湊訛。古人往來。大抵自小湊上陸。是武尊往陸也。則知武尊征奥。自小湊發船也。と云り。これはさも有へし。さて此に定と云は。天皇の渡坐しにつきて。始めて此名を定賜へりとにや。又始めて此海路の開けしを云にもあるへし。○覺賀鳥。高橋氏文に。

冬十月。到<sub>二</sub>于上總國安房浮島宮<sub>一</sub>。爾時磐鹿六獺命<sub>イハカムツカリ</sub>從<sub>レ</sub>駕仕奉矣。天皇行<sub>二</sub>幸於葛劔野<sub>一</sub>。令<sub>二</sub>御獺<sub>一</sub>矣。大后八坂媛波。借宮爾御座。磐鹿六獺命亦留侍。此時大后詔<sub>二</sub>磐鹿六獺命<sub>一</sub>。此浦聞<sub>二</sub>異鳥之音<sub>一</sub>。其鳴駕我久久。欲<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>其形<sub>一</sub>云々。とあり。倭名抄鴨嶋美佐古。按古語用<sub>二</sub>覺駕鳥三字<sub>一</sub>。云<sub>二</sub>加久加乃土利<sub>一</sub>。見<sub>二</sub>日本紀私記<sub>一</sub>。釋私記曰。師說瑞鳥不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>其名<sub>一</sub>也。安大とあれど。美佐古にはあらず。其鳴聲加久久々々を聞えられたは。加久加鳥と呼しにて。世に見なれぬ異鳥なり。高橋氏文なる駕我久々々をカクカクと訓ぬるもあれど。うれば非なり。駕々久々々を夫說美佐古。公望案。高橋氏文云水佐古。たらはとも訓へし。駕我と文字を替て書れたるにて。然よみかたきを知へし。駕鳥と東歌に。筑波爾爾。可加奈久和之能。爾乃未乎可とあり。これは可加と鳴鳥の例也。また熱田縁起に。亦問<sub>二</sub>公入<sub>レ</sub>海之由<sub>一</sub>。爾種公の入海しを候。八腹啓曰。度<sub>二</sub>駿河海中<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>鳥鳴聲<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>怜。毛羽奇麗。問<sub>二</sub>之土俗<sub>一</sub>。稱<sub>二</sub>覺駕鳥<sub>一</sub>。公謂曰。捕<sub>二</sub>此鳥<sub>一</sub>。獻<sub>二</sub>我君<sub>一</sub>。飛<sub>レ</sub>帆追<sub>レ</sub>鳥。風波暴起。舟船傾没。公亦入<sub>レ</sub>海矣云々。とあるは。此より前の事をれとも。一鳥と通えたり。毛羽奇麗と有<sub>レ</sub>て。其時は形の見えたりし事知られたり。○欲見其鳥形。氏文に鳥字なし。さて氏文には。大后の命以て。六雁命の覺駕鳥を捕へむと。追行けることに記したり。信友云。紀に天皇御自御船にて。覺駕鳥を覽なはしに outcome する趣に。記されたるは。此氏文はかり委しからぬ一傳なり。○得白蛤。又云。即磐鹿六獺命。以<sub>二</sub>角弭之弓<sub>一</sub>。當<sub>二</sub>游魚之中<sub>一</sub>。即著<sub>レ</sub>弭而出。忽獲<sub>二</sub>數隻<sub>一</sub>。仍名曰<sub>二</sub>頑魚<sub>一</sub>。此今諺曰<sub>二</sub>堅魚<sub>一</sub>。今以<sub>二</sub>角作<sub>レ</sub>鉤柄<sub>一</sub>。船遇<sub>二</sub>潮涸<sub>一</sub>。天渚上爾居奴。堀出<sub>レ</sub>止爲爾。得<sub>二</sub>八尺白蛤一貝<sub>一</sub>。磐鹿六獺命。捧<sub>二</sub>件二種之物<sub>一</sub>。獻<sub>二</sub>於大后<sub>一</sub>云々。とあり。白蛤は倭名抄に。本草云。海蛤一名魁蛤。和名字無。蘇敬注云。亦謂<sub>二</sub>之純耳蛤<sub>一</sub>也。とあり。記傳にも。宇无伎は蚌蛤なりと定められたれど。こゝに黒川春村説頑魚に。前裁に淫羊

蓋を植て。つくく思ひけるやう。此草の和名あまたなる中に。宇無伎奈とも云は。何かなる由にか。宇無伎は蚌蛤の類と見ゆれば。もし其蚌蛤に所據など有てや。さは名つけたりしならむと。猶よく見れば。此葉の形状は。石決明の貝に似たるやうにおもはる。是に依て是を思へは。宇無伎は蚌蛤ならすして。石決明の古名なるへき事を。ゆくりなく思ひ得たり。此草の一名を。久波奈と云は。桑葉にも似たるか故なり。同し例なり。又俗名を確草と呼び。又千鳥草と云も一種あるは。共に花形に據れるなり。さてなほ石決明の證をいはむ。景行天皇紀五十二年得<sub>二</sub>白蛤<sub>一</sub>云々。此事は姓氏錄膳大伴部條にも見え。又高橋朝臣條にも見えて。それにはまた大蛤とあり。又高橋氏文には。八尺白蛤とあるを見るへし。八尺の蚌蛤は。あり難かるへく。よしやありとも。其肉堅くて食用には充かたかるへし。石決明は又八尺ならむも有へく。かつ東海に勝るものあらねは。延喜式にも東顧と見えたりしのみならず。淡水門は即安房國なるを。當國に産するものは。他國に勝る事。其大なる事。世人よく知所なり。かゝれば宇無伎は石決明にして。蚌蛤には非る事。いよくますく明らかなりかし。楮此名義を稽ふるに。宇無伎は宇無賀比の約言にて。出雲風土記鳥根郡。法吉郷條に。神魂命御子。宇武賀比々賣命。法吉鳥。化而飛度云々。ともあり。味貝の義なるへし。さるはあらゆる龜貝の中に。石決明はかり美明ものは。さらにあらずれば。そかし。記傳には母貝ならむといはれたれど。恐くは失考なるへし。倭名抄に。純耳蛤と見えたるは。純は純の俗字なり。純ならむには。純耳にも似たるなさるもはれす。と。なほ記の文をも引て。種々云れたるは。さる事とおもはるれば。其説に従ひて。白蛤をば石決明と定むへし。○膳臣の事は。孝元紀に已に出。氏文云。自<sub>二</sub>纏向朝廷歲次癸亥<sub>一</sub>。始奉<sub>二</sub>貴詔



勅。所賜膳臣姓。天津御食乎。伊波比由麻波理天。供奉來。姓氏錄右京高橋朝臣條。景行天皇巡狩東國。供獻大蛤。于時天皇喜其奇美。賜姓膳臣。天津中原瀛真人天皇十二年。改膳臣賜高橋朝臣。とあり。○盤鹿六鴈は。同書皇別膳大伴部條に。大彥命孫。磐鹿六鴈命とあり。河内阿閉臣條に。大彥命男。彥瀨立大稻越命。右京阿閉臣とありて。其子六鴈命なり。紀伊高橋祖。とあるは誤れる傳へなるへし。此命の事は。高橋氏文に委く見えて。さて六雁命七十二年秋八月。受病同月薨也。時天皇聞食而大悲給。准親王式而賜葬。於是宣命。遣藤河別命武男心命。宣命云。王子六鴈命。不ホ思保佐々流外爾。卒上太利止聞食米之。夜晝爾悲愁給。川々。大坐。須云々。十一月乃新嘗乃祭毛。膳職乃御膳乃事毛。六雁命乃勞。始成流所奈利。是以六雁命乃御魂乎。膳職爾伊波比奉天。春秋乃永世乃。神財止仕奉志迷牟。子孫等乎波。長世乃膳職乃長止毛。上總國乃長止毛。淡國乃長止毛定天。餘氏波。萬介太麻波天。乎佐女太麻波牟云々。此文いと古へさまにて麗し。などありて。功績高き人なり。名義は詳ならず。○以蒲爲手繩。倭名抄。蒲和名加末。唐韻云。蒲草名。似蘭可ニ以爲席也。手繩の事は神代紀に云へり。天武紀に膳夫采女等之手繩肩巾などありて。古膳部に預る人の。必掛しものなり。氏文には。以蒲葉美頭良乎卷。採麻佐氣萬一天。多須岐仁加氣。とありて。聊異なり。其全文は次に引く。○白蛤爲膾。倭名抄抄飲食部魚鳥類。繪唐韻云。膾奈萬須。細切突也。箋注。靈異記景行紀雄略紀同訓。新撰字鏡。鱒。肉乃奈萬須。紀親宗曰。奈萬須。去魚皮肉。爲ニ片疊ニ盛也。非ニ今俗酢和造者之類ニとあり。言義生聶なり。肉を薄く切を須久と云。

通證に生酢也と云るは俗意なり。雄略紀。使膳夫割鮮。また膳臣長野。能作ナ共膾ナなどあり。儲氏文云。磐鹿六鴈命。捧ニ件ニ一種之物。獻ニ於ニ太后。即太后譽給比悅給豆詔久。甚味清造欲造御食。爾時磐鹿六鴈命申久。六鴈命料理天。將ニ供奉ニ止白天。遣ニ喚ニ無邪志國造上祖大多毛比。知々夫國造上祖天。上腹。天下腹人等。爲レ膾及煮燒。雜造盛天。見ニ河曲山梔葉天。高次八枚爾刺作利。見ニ真木葉天。枚次八枚刺作天。取ニ日影ニ豆爲レ縵。以ニ蒲葉ニ美頭良乎卷。採ニ麻佐氣萬一天。多須岐仁加氣爲レ帶。足纏乎結天。供御雜物乎結飾天。乘輿從ニ御稿ニ還御入坐時爾。爲ニ供奉ニ云々。○美六鴈臣之功。本に功を切に誤る。今訂せり。又云。此時敕久。誰造所進物問給。爾時太后奏。此者磐鹿六鴈命所獻之物也。即歡給比譽賜天勅久。此者磐鹿六鴈命。獨我心耳波非。斯天坐神乃行賜倍留物也。大倭國者。以ニ行事ニ負レ名國奈利。磐鹿六鴈命波。朕我王子等爾。阿禮子孫乃八十連屬爾。遠久長久。天皇我天津御食乎。齋忌取持天。仕奉止負賜天。則若湯坐連等始祖物部。意富賣布連乃佩大刀乎。令ニ脱置ニ天副賜支ニとあり。○賜膳大伴部。又云。又此行事者。大伴立雙天。應ニ仕奉ニ物止在止敕天。日暨日橫陰面背面乃諸國人乎割移天。大伴部止號天。賜ニ於ニ磐鹿六鴈命ニ。又諸氏東方諸國造。十二氏乃枕子各一人令進天。平次比例給天依賜支云々。記にも又定膳之大伴部とあり。記傳云。大伴部と云は。膳夫とも多く。其伴の廣き由の稱なり。賜とは多くの膳夫部を悉く率掌らしめて。其部の帥と爲給ふを云なり。膳大伴部と云姓を賜ふには非ず。此事よくせずは混ふへし。然るに姓氏錄は膳臣氏より分れたる姓にて。後の事なるを。先祖六雁の膳大伴部を帥し由縁を以て。其を姓。なほ此事。境原宮段膳臣の下とに負ひたるなり。さて此氏の下に。彼故事を舉たるも。膳大伴部と云こと。由縁を顯せるなり。

考合すへし。貞觀儀式神今食儀に膳伴造續火即炊御定とは。彼多くの膳夫等を。此時に始めて膳之大伴部  
 を號けて。磐鹿六雁命に屬賜へるを云なるへし。飯とあるは右の膳大伴部氏なるへし。と云れたるにてあきらけし。さて此磐鹿六雁命の。此時仕  
等に供奉り始め。また安房大神を御食津神と爲て。大膳職に祭り。内膳職にて。忌○綺宮。詳ならず。通證に。今按疑是飯  
 火御飯を供ふる事の始など。みな此時より起れることとも。なほ氏文に詳かなり。  
 高郡川侯村也。今猶有三大和道。とあり。なほ考へし。又員辨郡美耶也。三鄉。鈴鹿郡高宮鄉多加など  
 あり。そのあたりをたつぬへし。内山眞龍か宮所記に。伊勢國人云。綺宮の蹟は。鈴鹿郡能登野の北。白鳥陵に近き處にあり。  
 氏文云。同年十二月。乘輿從東還。坐於伊勢國綺宮。土人加牟婆多の宮と云。古の驛路なりと云り。此は何れの村なりや。詳ならぬ云様なり。  
繼。鹿伏兔野。鈴鹿川と加太川との岐合也。仍其處を川侯神名式伊勢國鈴鹿郡川侯神社。縣考云。今鹿伏兔村乎。世記。川侯縣  
と云。今轉して加太と云ふとあり。是等よしなきか考へし。造祖大比古命啓。味酒鈴鹿。續後紀。鈴鹿郡枚田郷。主川侯縣。造藤

五十四年  
甲子

五十四年秋九月辛卯朔己酉。自伊勢還於倭。居纏向宮。

己酉。十九日。○氏文云。五十四年甲子九月。自伊勢還坐於倭纏向宮。

五十五年  
乙丑

五十五年春二月戊子朔壬辰。以彥狹島王拜東山道十五國都督。是  
 豐城命之孫也。然到春日穴咋邑。臥病而薨之。是時東國百姓悲其王  
 不至。竊盜王尸葬於上野國。

壬辰は五日也。○彥狹島王。國造本紀に。上毛野國造。瑞籬朝皇子豐城入彥命孫。彥狹島命治平。東  
 方十二國爲封。とあり。彥狹島命は。垂仁紀に上毛野君遠祖八綱田此人の事はとある人の子にやあち  
 む。此紀にも國造本紀にも。たしかに子とは云はねと。豐城命の孫と云ひ。姓氏錄に。垂水史。豐城入  
 彥命孫八綱田命。と記したるを以て。しか推量らるゝなり。名義記傳に。倭名抄下總國媛島郡佐之  
 ある地名を以て。後に稱へたるか。○東山道十五國。或説云。按るに十五は十二の誤なるへし。十二  
 國は。記崇神段又景行段に十二道とありて。記傳に。十二道は十二國を云なり。國造本紀に東方十二  
 國とあり。上の高志道も。下には高志國とあり。又孝德紀に。前以良家大夫。使治東方八道。既而國  
 司之任。六人奉法。二人違令云々。とある。此に國司八人の事を云へるにて。八道は八國なる事明ら  
 けし。八國は。此の十二國のさて國を道と云は。朝廷より其國を治めに人を遣すに就て云稱なり。後に東  
 海道東山道などいふ名を建て。天下を總て。畿外を七道と分ち定められたるも。まづは漢國唐太宗か時  
 を分て初て十の制にならひ。且は上代より云來つる稱にも沿給へるものなるへし。武郷云。高橋氏文にも。東方  
代東方の國々には。かさて此十二は。何れの國々を合せたる數にか。今さたかに知かたし。されと試みに  
 る御定め也けんかし。尾張。參河。遠江。駿河。甲斐。伊豆。相模。武藏。總。上總下總なり。安房は  
 いは。伊勢國に屬へし。伊賀志摩は此。尾張。參河。遠江。駿河。甲斐。伊豆。相模。武藏。總。後上總より分たり。常陸。陸  
 奥。此國は後に東海道には入らせれども。下文に住過于相津とあれば。此十二國のうちな。なるへきかと云るに付て。伴  
 信友か。また十二國々造の。景行より上代に聞えたる人名を尋試みたる。其考に。國造本紀に。神武御

世。天日鷲命を伊勢に。美志印命を素賀に定玉ひ。崇神御世。知々夫彦命を知々夫に武藏郡秩父郡定玉ひ。彦狹島王命を。上毛野國造に定玉ひ。景行御世。鹽見足尼を甲斐國造に定賜とみえ。常陸風土記に。倭建命巡狩の條に。新治國造毘奈良珠命。また崇神御世に。築篁命を紀國造紀は常陸國筑波縣なりに任されたり。とある此二説を合せて。古の大かたは考ふへし。と云れたり。今按に此説宜しからず。こゝに東山道十五國とある道は。國の事なるは。記傳の説の如し。東山とあるは。後に云る東山道の事にはあらで。なほ山東と云か如し。たゞに山の東の義なり。已に上に山東諸國曰吾孀國ともあり。さてそれは何れの山を云ふと云に。公式令に東山道、山東云々とあるを。義解に謂下信濃與上野界山上也とも。三代格七。弘仁十年五月二十一日太政官符に。東山道、山東ともある。山東の義に同じく。上野國確日山より。東南の諸國をさして云るにて。近江以東の。今いふ東山道とは。指す所異なり。さて十二國とも十五國とも云るは。續紀神護景雲二年正月。寶龜五年八月。延暦二年四月に。坂東八國。曾我物語にも八國續後紀嘉祥元年十一月に十國とも見えたるにて。山東の國に付て。其の中の十二國とも。十五國とも云るか如き義なれば。強ち其數に拘はるに足らず。其時々數へかたにて。何とも語傳へしなるへし。されは此は本のまゝにて。大らかに山東なる諸國とも。心得てあらん方。當時のまゝなるへし。さて都督は他に見えず。都督の字は後より充たりし事本よりなり上古より國造の外に國司あり。臨時に命を受けて。其國の政を執行ひしなり。又宰と云りこの都督は。子孫の其國にあるを見れば。國司とは又異れり。按ふに

此は。此御世に皇子等を。國々に封したまへる別といへると。一つなるへきか。なほよく考へし。○拜。中臣本並河本傍書。領に作る。また都督を永享本に攝政と作り。何れもよろしからず。○春日穴昨邑。春日は大和添上郡なり。穴昨は。神名式に添上郡穴次神社を。兼俱本に。次は昨歟と云れたる宜し。此社今古市村にありて。穴栗明神といふ。ケヒをクリと。後に訛れるなり上田百木も。景行紀に春日穴昨邑これなり。續紀延暦七年八月。對馬守正六位上穴昨皆磨。賜姓秦忌寸とあり。と云り。○竊盜王尸。永享本に王尸二字を屍に作れり。○葬於上野國。於字永享本になし。栗田寛云。かく東國の民とも。此命を慕ひまつれるは。いかなる故にか今詳ならねど。崇神御世に。東方十二國の荒ふる者を平治。豊城入彦命の既く東方を治へきたりしか。景行の御世に復命白し。其功烈を賞玉ひて。國造と任せしを。國造本紀には。尊崇神の御世にかけていへるなるへし。武鄉云。國造となされしにはあらし。都督は其趣き異なるへしさてかく東國に功勳ありし王の早薨て。其任所に至り給はざるを。當昔其國人の樸直なる心に。深く悲みまつりて。御屍をも竊み持來て。其國に葬めたりしものと思ゆる。と云れたり。さることなり。

五十六年秋八月。詔御諸別王曰。汝父彦狹島王。不得向任所。而早薨。故汝專領東國。是以御諸別王承天皇命。且欲成父業。則行治之。

早得善政。時蝦夷騷動。即舉兵而擊焉。時蝦夷首帥足振邊。大羽振邊。遠津間男邊等。叩頭而來之。頓首受罪。盡獻其地。因以免降者。而誅不服。是以東國久之無事焉。由是其子孫於今在東國。

御諸別王。名義御諸山に據れる御名なるへし。豊城命の此山に登玉ひしことあれ。此王も何か由縁ありしなるへし。さて此王。姓氏錄和泉葛原部條に。大御諸別命とあり。彌津韓矢田部造條には。彌母呂別とあり。共に豊城入彦命三世孫とあり。さて彦狭島王の子なるよしは。汝父とあるにて明らかなり。さて神功の朝に見えたる荒田別鹿我別は。此王の子なるへきよし。そこに云へし。或書曰。出羽人安濃恒生曰。同國出羽郡清河村々社五所王子社と傳來る山の麓に。崩御宮と云。即王子の御墓地なりとそ。慶長中最上川の水を引て。田に溉かむ。其御墓を發て。溝作らんと。人夫數百人を使ひて。其役に當るに際し。五六人忽石に擊れて。瘡痍つくもの死するもの。中に過ぎ。終に其事止たり。明治となりて。恒生彼地に到り。其神主に面し。古書等數多取出さしめたる中に。御諸王とあるを見たり。かされは。五所は御諸の字音より。○專を。本にタウメとあるは非訓なり。專女を訓るより。モハラと訓へし。○時蝦夷騷動。此蝦夷も本國のにはあらて。陸奥の内なり。陸奥も東山道のうちなればなり。○首帥を。集解には曾帥とあり。私に改められたるものなれば従ひかたし。足振邊。大羽振邊。遠津間男邊。名義未詳。邊は男の名にも云る事已に云。此名どもを以ても。本國の夷にあらざること知へし。○東國久之。本に國字なし。久を契沖本に方とあり。さらは之は衍字にて。東方無事とあるへし。記傳に引れたる

にはしかあり。さる本もありしにや。されと信友校本に。東下に國字あり。集解にも前後の例に據て補れたり。さては久之は。本のまゝにてよろし。今それに據て國字を補へり。○在東國。在本に有とあり。さらは有東國と訓へし。されと考本に在とあり。其方おたやかなり従ふへし。

五十七年秋九月。造坂手池。即竹蒔其堤上。冬十月。令諸國興田部屯倉。

五十七年  
丁卯

造坂手池云々。記云。作坂手池。即竹植其堤。記傳云。萬葉十三。烏網張坂手乎過。とある地なるへし。大和國なり。今も城下郡に坂手村と云あれは。其所なるへし。彼歌の路次にかなへり。○竹蒔其堤。記傳云。堤は包む意の名なり。字鏡に坡陂以土壅水也。豆々牟。とあり。和名抄に坡隄和名豆々三。隄又作堤。と見ゆ。かく二典共に。堤に竹を植られし事を記されたるは。古へはめつらしくやありけむ。とあり。○田部屯倉。通證云。古事記云。此之御世定田部。又定倭屯家。據此則田部與屯倉二項。舊讀誤。と云れたるか如し。記傳云。田部と云物は。役て屯家の御田を佃らしむる料に。定置る民の部なり。そは尋常の如く。其田を己か田として佃りて。租税を出すには非ず。公の御田を役て佃るなり。是漢國の古へかくて田部の佃れる勢の代には。其内を分て賜へる。或は免さる事などありしか。さる細なる事どもは知りかたし。きて屯倉は。垂仁紀二十七年に既に出て。そこに記傳の説を

引て云るか如く。美夜氣はもと官所のことなるか。古は國々處々に。朝廷の御田ありて。かの田部と云者を役ひて佃らしめて。其御田に成れる稻穀を藏むる御倉。及其官舎をも合せて美夜氣と云ひ。又其御田をも包合せて。常に美夜氣と云り。置某屯倉などあるたぐひ。皆其御田をも包て云なり。分て云へば倉と田と官所となり。さて重胤云。御屯田倉の起りは。神代に天照大神の御營田を定めさせ玉ひて。耕種らしめ玉へる。朝夕の大御饌の料の屯田是なり。古事記には天照大神之營田と有り。下に引る令の官田を。宮内省式には。營田とも官田とも通はし書る是なり。古には凡て天皇尊等の供御の御田を。別に定させ給ひて。殊に甚しき物に爲させ給へり。其は仁德天皇紀に。額田大中彦皇子。將掌倭屯田及屯倉。而謂其屯田司。出雲臣祖淤宇宿禰云々。と有を。倭直吾子籠を召て。令問給ひけるに。傳聞之。於纏向玉城宮。御宇天皇之世。科太子大足彦尊。定倭屯田也。是時勅旨。凡倭屯田者。每御宇。帝皇之屯田也。其雖。帝皇之子。非御宇者。不得掌矣。と對へ奉れるを以て。供御の屯田をしも。甚しき物に爲させ御在し坐ける古風を見る可きなり。田部は屯田を作る部の民を云ひ。屯田司は其屯田を所任れる者にて。天上なる天。邑君の如く。屯倉は其苗子を收むる倉廩を云なり。孝德天皇紀に。改新の詔有て。右の屯倉を罷られたれとも。猶官田を被置たり。田令義解に。凡畿内置官田。大和攝津各三十町。河内山背各二十町云々。と有り。職員令宮内省義解に。官田謂供御稻田。分置畿内者。名爲官田也。と有て。彼省の主る所なり。宮内省式に。凡省營田四十町。大和國九町。山城河内二國各八町。攝津國十四町云々。凡省營田稻穀。年之後不

供御云々。凡營田。收納帳云々。凡營官田者云々。と見え。内裏式に十一月奏御宅田稻數式と有て。御宅田。刈稻事申賜。半止云々。内國乃仕奉。御宅田合若干町。得稻若干束云々。仕奉。留事申賜。止と見え。儀式にも十一月丑奏御宅田稻數一儀と見え。其式の嚴重なるを以ても。右に謂ゆる玉城宮の古義なむ。偲はしき事なりける。太神宮式にも。凡神田四十六町一段。大和國宇治郡二町。伊賀國伊賀郡二町。伊勢國四令。當郡司管領。收獲苗子。供用太神宮三時。并度會宮朝夕之饌。自餘依當土估。實租充供祭料。と有て。神郡三有。神田右の如く。四十六町餘有。雖も。其は唯供祭料として給ひ。供御の神田は。僅に五町四段許を以て充たるは。古の倭屯田の如くして。極めて重く爲させ給ふ事にて。神延其儀一なり。と云れたり。さて此紀にては令諸國とあれど。記には倭屯倉の事のみを記せるなり。かくて孝德紀二年の文によるに。當時群臣の賜はりて。私に有てる屯倉も多くありつるか。大方此孝德天皇の御世には。古の御制度をは多く廢られて。何事も變りぬれば。屯倉と云もの。大方此時よりそ絶ぬらむかし。さて後には。たゞ徒に此彼の地名にのみこれり。○興。とはあれど。此時始てにはあらず。元來ありし物なるを。更に増なとして。多く定められしなるへし。記に定とあるも即其趣なり。

五十八年春二月辛丑朔辛亥。幸近江國。居志賀三歲。是謂高穴穗宮。

辛亥は十一日也。○志賀は。倭名抄近江國滋賀郡是なり。今も志賀と云地もあり。郡は。南は勢多の川より。北は比良山の北まで亘れり。古より廣き名にそありけむ。萬葉

五十八年  
戊辰

以下の歌に多くよめり。○高穴穗宮。記傳云。此宮の地は。神明鏡に今の志賀寺是なりとあり。姓氏錄に志賀穴太村主と云姓もあり。朝野群載十一に穴穗驛みゆ。其文云。右辨官下。近江國云々。今日發。遺於越前國。云々。差。件人等。至。于穴太國家。云々。延喜二十年三月二日。今も穴太村と云あり。京より山中越きて。近江の坂本へ越る間なり。高と云は高き地なる由か。はた宮號に稱へたるにもあるへし。

六十年庚午

六十年冬十一月乙酉朔辛卯。天皇崩於高穴穗宮。時年一百六歲。

辛卯は七日なり。○一百六歲。通證に延佳曰。按上文垂仁三十七年立爲太子。今百六歲崩。則所謂三十七年者未レ生以前也。古事記作壹佰參拾漆歲者。得レ實乎。景禎曰。垂仁三十七年。太子年二十一。九十九年天皇崩。時年八十三。踰レ年改元。而六十年崩。乃年爲一百四十三矣。と云り。大日本史にも。水鏡曰。年一百四十三。蓋據下本書立爲太子。年二十一之文上推也。然本書舊事紀。並曰一百六歲。本書前後矛盾。故不レ書享年。とあり。かにかくに今定めては云ひかたし。井上願國云。景行天皇六十年。紀元七百九十年。崩於高穴穗宮。時年一百六歲。とあるに依りて。倭姫の事を疑ふもあれど。其は未レしき疑と云へし。實に百六歲にまさは。垂仁天皇の五十四年の降誕にて。同天皇の三十二年。母后日葉酢姫崩御の二十二年後の降誕となる。之を疑はざるは如何。此百六歲の字は。北野本日本紀に分注とせり。然れば本文は既レ缺きたるを。後人の私に注せる事者し。其は垂仁紀に。三十七年立爲皇太子。時年二十一とある本文にも合はざればなり。此紀に據れば。景行天皇は。垂仁天皇十七年の降誕にて。御母は其二年前十五年二月に宮に入まして。景行天皇の御母兄五十瓊敷入彦命ありと雖。疑ふべき事なし。之に據りて崩年を推せば。百四十三歲となる。水鏡は主と日本紀に據りたる書なるに。百四十三歲とありて實に合へり。また倭姫は。天皇との間に御姉あり。之を二十年の誕生と假定すれば。廿五年は六歲となる。神宮の制。素幼童を奉仕せしむ。然れば幼稚の童女を物忌と爲し。物忌父母と云職あり

て。之を扶けて事を執らしむ。故に中世井上内親王は。五歳にて齋宮と爲り。朝原内親王。識子内親王は。三歳にて齋宮と爲り。朝原は八歳。識子は五歳にて赴任せりしをも思ふへし。此前皇女の齋宮と爲れるも數多あれど。御歳詳ならずる故に。之を擧げず。此他類しければ略す。又倭姫を。紀記ともに。景行天皇の御同母とあるを。古語拾遺には。天皇垂仁第二皇女。母皇后倭姫と注せるは。后部の古傳にて。實を得たるよし。同書の新注。及讀義塗說等に云へり。之に依るも亦疑へき節なし。と云り。此説に依らば。百六歲は誤とすへし。

稚足彦天皇

成務天皇

周易繫辭に。夫易開物成務。冒天下之道也。とあり。

稚足彦天皇。大足彦忍代別天皇第四子也。母皇后曰八坂入姬命。八坂入彦皇子之女也。大足彦天皇四十六年。立爲皇太子。年二十四。六十年冬十一月。大足彦天皇崩。

稚足彦天皇。記云。此天皇娶穗積臣等之祖。建忍山垂根之女。名弟財郎女。生御子和訶奴氣王。此

成務天皇紀

紀には此天皇の御子を載せず。仲哀紀には稚足彦天皇無<sub>レ</sub>男とあり。記の傳へは上にも云へる如く。日本武尊の御子と。互に入錯れる傳なれども。記の方を正しとして説へし。さるは彼段に。娶<sub>二</sub>穗積氏忍山宿禰之女弟橘媛<sub>一</sub>。生<sub>二</sub>稚武彦王<sub>一</sub>とある。穗積氏忍山宿禰は。此の建忍山垂根の事なるへく。弟橘媛は。弟財郎女の混へるなるへく。生坐る稚武彦王とあるは。和訶奴氣王を混らして。日本武尊の御子と傳へたるものなるへし。記傳にも此を論ひて云れけるは。其紛れと云は。彼若建王の御外祖父を。書紀に穗積氏忍山宿禰とあると。此王の御外祖父と。姓も名も同く。又御母の名も似たるうへに。王の御名も。和訶多氣と和訶奴氣とは。たゞ多と奴との異なるのみなれはなり。さて此を記によりていはく。彼倭建命の後。弟橘比賣の御父は。忍山宿禰には非るを。此天皇の忍山垂根の女弟財郎女を娶て。和訶奴氣王を生坐る。其御母と御子の名の。彼弟橘若建と似たるから紛れて。書紀には誤りて。忍山を彼弟橘比賣の父とし。此和訶奴氣王を。彼若建王のこととして。此天皇には御子なしとせるものなり。書紀に依ていはく。若此天皇に御子坐ましたらむには。必其御子は御位を嗣坐へきに。倭建命の御子の嗣坐るを以て思へは。此天皇には御子坐ざる傳への方や正しからむともいふへけれど。倭建命は。景行天皇の殊なる大御愛子に坐て。誠になへてならず。世に勝れたる御威徳坐まして。父天皇の詔にも。是天下則汝天下也。是位則汝位也。などもあれば。たとひ成務天皇の御子は坐ましたらむにても。御位は必彼命の御子の嗣坐へき故そありけらし。又此和訶奴氣王は。早く薨坐しも知かたし。

されは倭建命の御子の。御位を嗣坐るを以て。此天皇には御子坐まさすとは。決めかたき事になむ。と云れたる。さる説ともなり。但し記傳には。書紀に依て。記を誤として見られたる説をも出して。此二の傳何れの方か正しからむ。決めかたしと云れたれど。今は記の方を正しとして定めつるなり。 ○母皇后。本には皇字脱せり。今並河本中臣本永享本等に據て加へつ。○四十六年。景行紀には五十一年八月とあり。此と異なり。次に云。○立爲皇太子。本には此も皇字脱せり。今考本信友校本集解本に从ふ。○年二十四。年下考本に時字あり。集解本にも補はれたり 通證に。立爲<sub>二</sub>太子<sub>一</sub>。景行紀爲<sub>二</sub>五十一年<sub>一</sub>。延佳曰。按成務在位六十年百七歲。推<sub>レ</sub>之則天皇以<sub>二</sub>景行十四年生<sub>一</sub>。而景行五十一年。則三十八歲也。とあり。されと此も彼も一の傳なれば。輒く改むへきにあらす。本のまゝにてありぬへし。

元年辛未

元年春正月甲申朔戊子。皇太子<sup>アマツヒツキシノシメス</sup>即位。是年也大歲辛未。

戊子は。五日なり。○即位。大日本史云。水鏡愚管抄皇年代略記。並日時年四十九。皇代紀曰四十八。未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>就是<sub>一</sub>。○記云。若帶日子天皇。坐<sub>二</sub>近淡海之志賀高穴穗宮<sub>一</sub>。治<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>也。舊事紀に都<sub>二</sub>志賀高穴穗宮<sub>一</sub>。此紀には遷都のこと見えす。景行天皇五十八年に幸て。此宮にて崩坐しより。此天皇も御從<sub>トモ</sub>に侍ひ坐りしか。即て其宮に坐々しなり。

二年壬申

二年冬十一月癸酉朔壬午。葬大足彦天皇於倭國之山邊道上陵。尊皇  
后曰皇太后。

壬午は十日也。○山邊道上陵。此地の事。崇神天皇の山邊道上陵記に山邊道ノ勾ノ岡上御陵とありの下に云へり。諸陵式に。山邊道上陵。經向日代宮御宇景行天皇。在大和國城上郡。兆域東西二町南北二町。陵戸一烟。聖跡圖志陵墓一隅抄等に。今澁谷村と云にありと云り。此御陵の事。なほかの勾之岡上御陵の處に云り。考合すへし。○尊皇后云々。この事舊事紀には。元年即位の下に係たり。さて此御世には皇后の事見えす。

三年癸酉

三年春正月癸酉朔己卯。以武内宿禰爲大臣也。初天皇與武内宿禰  
同日生之。故有異寵焉。

己卯は七日なり。○爲大臣也。記傳云。大臣は意富淤美と訓へし。古の大臣は皆知此訓へきなり。さて大臣と云號は。師も云れたる如く。後世の如き官名にあらはず。たゞ臣と云に大といふ美稱を加へて。尊み賜へるに

て。連姓の人に大連と云號を賜へると同じ。大連も官名には非ず。故に此號は。連姓の人に限れる事なり。尸に大といふ言されは此號は。古へは何れの御代のも。臣姓の人に限り。連内宿禰は。いまた姓氏を云ること見えざれども。其子なるへし。そは必しも姓に著たる尸ならん。然呼ぶことは固よりの事そかし。さて此號は此を始にて。此後書紀に見えたるは。雄略卷初に。以三平群臣眞鳥爲大臣。以三大臣室屋物部連目爲大連。これ大臣大連と並へ置れし。是より大臣大連相並ひて政を申せり。と云れたるは。動かさる説の如くなれど。公卿補任にも。武内宿禰爲大臣。大臣之號於此而よく考るに。此大臣は。後に大臣大連と相並ひたる大臣にはあらず。舊訓オホイマチキミ。によりて。意富麻閉都岐美と訓へし。又オホキマヘツキミと。古へ天皇の御前に候ひて。天下の大政奏し臣等を。麻閉都岐美と申せり。前つ公の意なり。和名抄に大臣の訓。於保伊萬宇智岐美。太政大臣を於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美。とあるも舊稱によれるなり。マウチキミは。マヘツキミの音便に類れたる唱なり。その物に見えたるは。神武紀に侍臣天種子命とあり。また天孫本紀に。宇摩志麻治命。與大神君祖天日方奇日方命。竝拜爲三申。食國政大夫とあり。其後宇摩志麻治命の子孫。相繼て大夫として大政を申しけり。かくて垂仁天皇の御世には。此紀二十五武渟川別。彦國貴。大鹿島。十千根。武日。を五大夫とあれは。此五人。大政を奏しにこそ。さて景行天皇御世。命武内宿禰爲棟梁之臣とあるは。此宿禰既く麻閉都岐美として。大政に仕奉りしか故に。諸臣の上に位を置給へるなり。此事は前紀に云りかくて此時。寵のあまりに。なほ其麻閉都岐美の稱の上に。大と云言を加へて。於保麻閉都岐美と命せ玉へりしを。漢字に大臣とは書たり



しなり。上に云る如く。マヘツキミには。侍臣とも大夫とも書て。定まれる字なき。上に。臣字をもマヘツキミと訓へき謂あるを以て。然書きたりしなり。されは此時のは美稱のみにて。官名の始にはあらざる事。記傳に云れし如くなれど。なほ此を意富淤美と訓ては。此宿禰此時既に臣の尸あるか如し。其子等の子孫。皆臣姓なれど。此人いまた臣と云しこともものに見えず。はた此時已に大臣と云稱始まりたらんには。相繼て其後御世々々にも。大臣とすへき人。必ありぬへきを。雄略天皇御世まで。年數三百。年餘なり一人も大臣に補されし人あらぬは。いかなる事にか。此宿禰長壽にて。仁徳天皇の御世の末年まで。大臣にてありしと見ても。なほ其次の御世履中天皇より。雄略天皇のはじめまでは。凡百年許なれば。其間大臣のなかりし事疑ふへし。仍て思ふに。大臣の始は雄略天皇の御世の事にて。其以前には大臣の稱はなかりしなり。なほいは。履中天皇二年。平群木菟宿禰。蘇賀滿智宿禰。物部伊宮佛。圓大使主。共執國大臣と爲られざるもいかなり。雄略天皇御世。大臣となされし。さて眞鳥は。此時平群臣とあれば。始て臣姓を賜はり眞鳥は。此木菟宿禰の子なれば。まじて其父の爲らざるも疑はし。さて眞鳥は。此時平群臣とあれば。始て臣姓を賜はりて。さてそれにつけて。大臣の稱をも玉へるものとおもはれたり。然るを此成務紀なるを。公卿補任に。大臣之號於此而起。また正統紀に。もしかありなどあるは。古の事をもしらぬ後の意もて。記せるものなれば。證とせるに足らざ。此は大連の事を歴運記に。仲哀天皇始置大連と書れたるに同じく。皆後人の書るものなれば。必あさむかるゝ事勿れ。大連の號は。大臣よりは舊し。其は連と云戸を。大伴氏物部氏に玉ひし事のいとふは。大連とあるにても知るへし。なほ大連の事は別に云つれば。此にはふけり。るかりければ。其戸に就て大連とは稱へるなり。彼履中天皇の御時の。物部伊宮佛漢高祖與三廬緒。則同年同日。生也。とあるはいとよろしき説なり。此大臣天皇と同年月日の生れなりと

見ては。更に年紀合はせ。解くへきよしなし。其よしはなほ下に云へし。通證に。今按武内之生見景行三年紀。爲巡察使見二十五年紀。据上文。則天皇之生當二十三年一矣。然則同日者。謂支干適同一也。とあるもいか。此御世などに干支あるへくもあらざ。

四年春二月丙寅朔。詔之曰。我先皇大足彥天皇。聰明神武。膺籙受圖。治天順人。撥賊反正。德侔覆燾。道協造化。是以普天率土。莫不王臣。稟氣懷靈。何非得處。今朕嗣踐寶祚。夙夜兢惕。然黎元蠢爾。不悛野心。是國郡無君長。縣邑無首渠者焉。自今以後。國郡立長。縣邑置首。即取當國之幹了者。任其國郡之首長。是爲中區之蕃屏也。

膺籙受圖。字典。籙籍也。又圖籙。文選東京賦曰。高祖膺籙受圖。順天行誅。綜曰。膺籙謂當五勝之籙。受圖卯金刀之語。善曰。春秋命曆引曰。五德之運徵符合。膺籙次相代。濟曰。膺當也。籙五勝之籙也。圖河圖也。とあり。○治天順人。活板本中臣本治を治に作る。永享本には。冷に作る。此は治字の訛りなるへし。考本には沿に作れり。此もいかな。なほ本のまゝにてありぬへし。○覆燾。蜀志に覆燾無疆とあり。

小爾雅に蓋覆也とあり。さらば舊訓は非なり。○稟氣懷靈。文選謝靈運傳に出。良日受氣懷人、也。とあり。○蠢爾。通證に。倭名抄蠢訓無久女久。字書動擾貌。とあり。○國郡立長。次に立造長とある是なり。○縣邑置首。次に置稻置とある是なり。○幹了者。推古紀に軌制。孝德紀に明直なとよめり。通證に長々也と云れたる義なるへし。奥儀抄五に。をさくしと。萬葉古今また物語等に。をさくと云るは意異なり。さて令義解に。幹強也。了慧也。とあり。○國郡之首長。上に國郡縣邑を云へれと。こゝは國郡に縣邑をこめたる文なるへし。○中區は。中洲と云るに同じ。○蕃屏。通證。出左氏傳信公。又書康王之誥。乃命建侯樹屏。樹以爲屏。本にカクシと訓るは。カクシマカキの義なるへけれど。非訓なり。

五年乙亥

五年秋九月令諸國以國郡立造長。縣邑置稻置。並賜楯矛以爲表。則隔山河而分國縣。隨阡陌以定邑里。因以東西爲日縱。南北爲日橫。山陽日影面。山陰日背面。是以百姓安居。天下無事焉。

國郡立造長。縣邑置稻置は。去年の御制の此時に被行たりし者なり。記云。定大國小國之國造。亦定賜國々之堺。及大縣小縣之縣主也。とあり。記傳云。大國小國とは。たゞ國々と云ことを文に云るのみなり。紀は文をひたぶるに漢さまに書なされたる故に。國造縣主など云名は見えされとも。實は此

記の如く。國造縣主の類を定め賜へる謂なり。右の文中に。造長とある造と。稻置とのみは古の號にて。其他は皆た意の實の名には非ず。たゞ意を取て。文には拘るまじきなり。舊事紀なる國造本紀と云物に。國々の國造を擧たるにも。多く此御世に定玉へる事を云り。さて國造と云物を。此時初めて定玉ふには非ず。是より先にも有つれとも。此時に更に廣く多く定期へりしなり。さて國造とのみ云て。是に其同類の君直別稻置なども包たり。凡て伴造國造など云るも。國造に此等を包て云るなり。皆國々にある御臣なればなり。大縣小縣の大小は。大國小國の例と同くて。たゞ縣々と云むか如し。縣主は。倭國內なるを始め。國々に在る縣を掌れる者の號なり。神武天皇の御世よりありし物なり。さて此も國造君直別などの類なるものにて。日代宮段に。自其餘七十七王者。悉別賜國々之國造。亦和氣及稻置縣主とあり。さて此に縣主を定玉ふとあるも。初めて此職を置れたりとは非ず。かの國造を定玉へると同じことなり。と云れたるか如し。さて國郡立造長とあるは。右の定大國小國之國造とあるにあたり。縣邑置稻置は。定賜大縣小縣之縣主とあるにあり。國郡とはあれとも。當時未郡の名目あらそ。郡を定められたるは。孝德天皇の御世より始まるることなれば。孝德紀に見えたり。類案國史にも。延暦十七年の詔に。昔難波朝廷始置諸郡と見えたり。然るに此紀雄略卷安閑卷欽明卷などに。郡司と云者の見えたるは。例の撰者の文にこそあれ。當時の稱にはあらず。此紀に其より以前の卷々に郡とあるは。當昔の稱に非ず。たゞ撰者の文なれば。字に拘るへからず。訓もコホリとは訓へからそ。コホリと云は古より有し名にはあらず。されは此は引合せて久邇と訓へし。郡をクニと訓めりしことは。垂仁紀に出て。造長をも二字にて美也都古と訓へし。長字は添たり。縣邑もたゞアガタなり。さて置稻置と

のみありても。縣主君直別などをもこめたる文なること。上に云るか如し。○稻置。重胤云。國郡は縣邑を管たれば。其任重き故に造長を立られ。縣邑は唯阡陌を以て定むる程に。區分たる地なるに依て。其長として稻置を置させ給へるなるが。稻置は稻君なるへし。其邑里の首として。其田租を貢進る司と通ゆれば。右の邑君に同じきを曉る可し。首は大人なり。其稻置を釋に公望私記曰。案今祝長也。と有る祝字心得す一本に祝と有り。職員令に。主稅察云々。掌倉廩出納。諸國田租。春米糶糶事。と見えれば。諸國郡にて。田租を國衙に納る人を稅長と云しにや。久安百首に。降積る白嶺の雪は稻長の。加比の毛衣乾と見えけり。と有る此稻長は。農民の長なりと聞ゆれば。右の稅長此に近し。大嘗祭式に。齋郡に至りて。被穂の事を主るを。稻實卜部と云など思合す可し。通證には村長也と有れど。私に改めたる者と見ゆれば從ひ難し。○並賜楯矛云々は。其職に任せ賜ふ印の物と爲て賜へるなり。其起本は。かの天神の伊弉諾伊弉册尊に。此國土を依し玉ふ時。天瓊矛を賜へるをはしめとして。天照大神の御頸玉。皇孫尊の三種の神寶をはしめ。みな其他其職を依し玉へる時。印の物を賜へるか古の道なり。○隔山河而分國縣。記云。亦定賜國々之堺。序に定境開邦。制近淡海。とあるも是事なり。記傳云。上代の國境の御制は。細なる事は詳に知かたけれとも。古書ともに。事にふれて往々見えたる趣に就て考るに。後世の如く際やかなることこそ無かりつらめ。大方には元よりも國々の堺限などもありはしけんを。此御世になほ又慥かに定め玉ひしなり。此より先には。堺もなかりしを。初めて定賜ふとは非ず。此後にも。姓氏錄に。坂合部大彥命之後也。允恭天皇御世。造立國境之標。因賜姓坂合部連。また孝德紀に。大化二年詔。宜下觀國々壇堺。或書或圖。持來奉示。國縣之名。來時將定云々。また天武紀十二年遣伊勢王云々等。巡行天下。限分諸國之境堺。然是年不堪限分。十三年遣伊勢王等。定諸國境。また續紀十三に。天平十年令天下諸國造國郡圖。進

など云事見えたり。漸にそ精くなりけむ。とあり。○隨阡陌以定邑里。通證云。孝德紀方字訓多々佐與己佐。萬葉集云。多々佐爾毛。可爾母與己佐母。倭名抄南北曰阡陌。私記曰多知之乃美知。東西曰阡陌。私記曰。與古之乃美知。前食貨志。秦孝公用商鞅。壞井田。開阡陌。南北曰阡。東西曰陌。とあり。さて邑里二字。これも引合せてムラともサトとも訓へし。これを邑と里と二に見る説は。當時の意にあらず。集解に。按此制不幾居爲里。蓋邑則今村。里則今郷也。と云れたれどよろじからず。○日縦日横。養老私記に。日縦比乃多都志。日横比乃與古志。萬葉集に。日經日緯。此緯をヌキとよめ。るは宜しからず。高橋氏文に。日堅日横。陰面背面乃諸國人乎割移。天云々。○山陽山陰。山南爲山陽。山を北に負て。南の打開けたる地なり。山北爲山陰。山を南に負て。北の方打開けたる地なり。○影面背面は。字の如く影つ面背つ面なり。影は日影なり。背は日に背けるより云るなるへし。さて通證に。袖中抄。後門云。世登。又云。曾登。世會通。今俗謂門外。爲曾登。是也。と云れたり。さて通證に。此の東西を東山道。東海道。西海道。南北を南海道。北陸道。山陽を山陽道。山陰を山陰道。と注されたるは非なり。集解に。按此制。謂東與西。名爲縦。謂南與北。爲横。謂陽爲影。謂陰爲背。是以東西南北陰陽。別稱。而爲縦横影背也。萬葉藤原御井歌曰。青香具山者。日經乃大御門。美豆山者。日緯乃大御門。青菅山者。背友乃大御門。吉野乃山者。影友乃大御門。是經緯背影即東西南北也。於國則東山道。東海道。西海道等國。則縦。南海道。北陸道等國。則横。山陽道。國則影。山陰道。國則背也。と云れたるはいとよろじき説なり。

四十八年  
戊午

四十八年春三月庚辰朔立<sup>ミナヒ</sup>甥足仲彥尊爲皇太子。

甥。倭名抄。爾雅云。兄弟之子爲甥。和名乎比。通證に今按乎比<sup>ハナヒ</sup>男生也。と云るはおほつかなし。○足仲彥尊。本に尊字なし。中臣本集解本信友校本等に據る。○爲皇太子。舊事紀。甥足仲彥尊爲皇太子。大足彥天皇皇子。日本武尊第二皇子也。とあり。○此より先。此御世の四十年に。倭女王卑彌呼と云もの。使を遣して新羅にゆかしめし事。三國史記新羅阿達羅王が二十年の條に見えたり。正史とは年代の相違はあれども。姑く此に書して致に備ふ。倭女王の事は既に云り

六十年庚午

六十年夏六月己巳朔己卯。天皇崩。時年一百七歲。

己卯は十一日也。○天皇崩時年一百七歲。記云。天皇御年玖拾五歲。乙卯年三月十五日崩也大日本史天皇崩下に。本書曰一百七歲。古事記曰玖拾五歲。注曰。乙卯年三月十五日崩。水鏡云。一百九。按本書紀首。書景行帝四十六年爲皇太子。時年二十四。姑從此文推之。則九十八歲。然其文難據。說見上。今以下景行紀五十一年立爲太子。年爲二十四上算之。則九十三歲。皆與百七歲不合。今無所取決。故不書。とあり。なほ記傳にも。此年紀の合ざる事を云れたり。記の注なる乙卯年は。此紀にては四十五年なれば。十五年の差あり。又月も

日も合はず。

日本書紀卷第七終

永享本終字なし。但永享本には。景行紀の終に此七字ありて。此の成務紀を以て卷第八と爲り。今本と異なり。

日本書紀通釋卷之三十三

飯田武鄉謹撰

日本書紀卷第八

足仲彥天皇

仲哀天皇

集解云。諡法曰。恭仁短折曰哀。註體恭質仁。功未施。按蓋簪錄曰。古帝諡號。無不有。意義本據。者上仲是伯仲之仲。不應配諡云々。とあり。

足仲彥天皇。日本武尊第二子也。母皇后曰兩道入姬命。活目入彥五十狹茅天皇之女也。天皇容姿端正。身長十尺。稚足彥天皇四十八年。立為皇太子。時年三十一。稚足彥天皇無男。故立為嗣。六十年天皇崩。

仲哀天皇  
紀

明年秋九月壬辰朔丁酉葬于倭國狹城盾列陵。盾列。此云多多那美。

母皇后。通證に。今按景行紀作レ妃。此書曰皇后。蓋追尊之號也。とあり。○十尺。景行紀一丈をヒトツ  
エと訓るに同じ。雜令十尺爲レ丈。○爲皇太子。本に皇字脱したり。今永享本集解本に従ふ。○時年  
三十一。本に細注とせり。今集解本本<sub>據古</sub>に从ふ。但し三十一にては一年の違あり。さて此天皇の御  
年の事。集解云。按天皇之生。後尊崩三十九年許。而立太子歲與三崩年<sub>二</sub>算合。蓋紀年有所<sub>レ</sub>謬。宜<sub>レ</sub>存  
疑。不可<sub>レ</sub>強解。岡屋關白建長二年四月四日記曰。終日國史沙汰。仲哀天皇御年齡事也。古既有<sub>二</sub>此疑<sub>一</sub>可  
知也。とあり。なほ此御年の事。崩御の所に云る事あり。考へし。○明年。永享本になし。さらば葬も其年の内に在とすへけれど。恐  
くは誤なるへし。○丁酉。六日也。○狹城盾列陵。諸陵式に。狹城盾列池後陵。志賀高穴穗宮御宇成  
務天皇。在大和國添下郡。兆域東西一丁南北三丁。守戸五烟。と見ゆ。續紀十に。從<sub>二</sub>楯波池<sub>一</sub>飄風忽來。  
吹折南苑樹一株。即化成<sub>レ</sub>雉。とある。此池の後にて。後とは北邊を云る謂なるへし。また京より遠き  
方を云るか。若然らば。此平城宮の比の稱と聞ゆれば。平城の西なれば西邊なり。と記傳に云り。陵墓一覽に添下郡山陵村と  
あり。大和志に。鄉廢存<sub>二</sub>常福寺超昇寺<sub>一</sub>二村。山陵志に。狹城崎也。今超昇寺村西北爲<sub>二</sub>山陵村<sub>一</sub>。實是山阜  
岨嶠。而有<sub>二</sub>四池<sub>一</sub>。池皆南北縱列。云々。所謂盾縱字借也。とあり。皆本書に就て見よ。記傳に。右の池後を北邊なるへしと云れた

るはたかへり。此池は。神功皇后の陵の邊まで亘れる。いと大きな池にて。皇后のをは。式に盾列池とある。其御は北方にあたり。池後は南なること著明し。此陵の所在。記傳には甚く誤られたれば。自ら其方位をも。かく思ひ差ひたるなり。此等の事其地をよく見  
知らん人は。此御陵。里人は石塚と云。それより北の方に字五社神と云塚。即神功皇后の御陵なり。其間列池の續後紀十三に。承和十年云々。搜<sub>二</sub>檢圖錄<sub>一</sub>。北則神功皇后之陵。南則成務天皇之陵。世人相傳。以南陵爲<sub>二</sub>神功皇后之陵<sub>一</sub>。偏依<sub>二</sub>此口傳<sub>一</sub>。每有<sub>二</sub>神功皇后之祟<sub>一</sub>。空謝<sub>二</sub>成務天皇<sub>一</sub>。今日改云々。とある。今世の方位によく叶へり。此を記傳に。方位合はずとて。かにかくに云れたる説とも。すへて叶はず。なほ委しくは。神功皇后の御陵の下に云へし。

元年壬申

元年春正月庚寅朔庚子。皇太子即天皇位。秋九月丙戌朔。尊<sub>二</sub>母皇后<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>皇太后<sub>一</sub>。冬十一月乙酉朔。詔<sub>二</sub>群臣<sub>一</sub>曰。朕未<sub>レ</sub>逮<sub>二</sub>于弱冠<sub>一</sub>。而父王既崩之。乃神靈化<sub>二</sub>白鳥<sub>一</sub>而上<sub>レ</sub>天。仰望之情。一日勿息。是以冀獲<sub>二</sub>白鳥<sub>一</sub>。養<sub>二</sub>之於陵域之池<sub>一</sub>。因以覩<sub>二</sub>其鳥<sub>一</sub>。欲慰<sub>二</sub>願情<sub>一</sub>。則令<sub>二</sub>諸國<sub>一</sub>俾<sub>レ</sub>貢<sub>二</sub>白鳥<sub>一</sub>。閏十一月乙卯朔戊午。越國貢<sub>二</sub>白鳥四隻<sub>一</sub>。於是送<sub>二</sub>鳥<sub>一</sub>使人宿<sub>二</sub>菟道河邊<sub>一</sub>。時蘆髮蒲見別王視<sub>二</sub>其白鳥<sub>一</sub>。而問之曰。何處將去白鳥也。越人答曰。天皇戀<sub>二</sub>父王<sub>一</sub>而將<sub>二</sub>養狎<sub>一</sub>。故貢之。則蒲見別王謂<sub>二</sub>越人<sub>一</sub>曰。雖<sub>二</sub>白鳥<sub>一</sub>而燒之則爲<sub>二</sub>黑

鳥。仍強之奪白鳥而將去。爰越人參赴之請焉。天皇於是惡蒲見別王。無禮於先王。乃遣兵卒而誅矣。蒲見別王則天皇之異母弟也。時人曰。父是天也。兄亦君也。其慢天違君。何得免誅耶。是年也大歲壬申

庚子。十一日也。○皇太子。本に皇字脱したり。今永享本集解本に从ふ。○秋九月。或注云。秋九月以下十四字。後人加筆。按兩道入姫皇女者。不在皇后也。不在皇后。則未見追尊皇太后之例。或云。尊二母兩道入姫。當爲皇后。然未詳其故也。とあり。さる言なり。○朕未逮于弱冠而父王既崩。禮曲禮に。二十日弱冠とあるによらは。前記に時年三十一と云るに符はすいかく。信友云。此の詔に因て享年を正すへしと云れたり。さることなり。されと正すへきよしなし。強て正さむとする時は。此あたりの年代。すへて疑はしく。はては事實さへ。信を採るへきものなきに至るへし。とにかく。○化白鳥而上天。本に而字なし。永享本中臣本考本等にあるに上古の傳説なれば。其まゝにてあらんより外なし。○陵域之池。永享本舊事紀池を地に作る。古の山陵には。池を堀て廻しければ。此も其池なるへし。されは地とあるは誤なるへし。さて冠辭考に。此の白鳥を鵠のことならむか。出雲國造神賀詞に。白鵠の生貢とあるをも。しらとりと訓へければなり。とあり。されと池に養給ふとあれば水鳥なるへし。萬葉九に白鳥鷺坂山云々。此はたゞ鷺は白き鳥なる故に。かくつゝけたるとも云へけ

れと。おもふに鷺の一名を白鳥とも云しか。からふみ詩疏に鷺謂之白鳥と云ることもあり。彼白智鳥を即白鷺なりと云説もあり。かたゞ鷺として見る時は。此の陵域之池に養狎け玉ふにもよしあり。さて此池は。倭なる御陵のことによりけん。と記傳に云れたり。○閏十一月。閏初て紀中に見えたり。此事は上古曆日考に云ひおけり。閏を古今集時日記等に。うるふ月とあれど。清寧紀四年に閏五月とあるに従ひてよむへし。○戊午。四日也。○越國山城國宇治郡なり。○蘆髮蒲見別王。記の倭建命の御子等の段に。又娶山代之玖々麻毛理比賣。生御子足鏡別王。云々。足鏡別王者。鎌倉之別。小津石代之別。漁田之別祖也。とあり。紀に此御子なきは。脱たる傳なり。其故は蒲見別王。即此王にて。御名の傳の聊異なるなればなり。此に天皇之異母弟也。記しに擧ぐるは。前後合はず。故に脱たるなりとは云なり。舊事紀には御子等の段に。葦敢。竈見別命。竈口君等祖とあり。此王なり。名義蘆髮蒲見とも詳ならず。さて宿菟道河邊一時云々とあるは。此王御母。山代國の人なれば。其御許にそ坐けらし。と記傳に云り。さて記に小津石代之別。記傳に云。かくの如く地名を二重ねたる姓は。記中に例なければ。國名を連ねたるは別なり。小津の下に君字脱たるか。何れにまれ。小津君一の姓なるへし。次に引る舊事紀に尾津君あればなり。さて小津といふ地名は。彼此にある中に。此は神名帳に近江國野洲郡小津神社あり。此地なとにやあらむ。姓も他に考なし。石代は。紀伊國日高郡の磐代か。此も詳ならず。姓も考なし。漁田之別。漁字は決て寫誤也。然れとも何字の誤ならむ。考ふべきたつきな

し。たゞ舊事紀に。稚武彥命。尾津君。揮田君。武部君祖。とある稚武彥命は。例の御兄弟の間の紛れにて。此揮田ならんか。尾津君も由あればなり。但し此もおほつかなくはあれど。他に考無く。漁田にては如何とも訓へき由なければ。姑く布伎多と訓てあるなり。なほよく考へし。とあり。さて舊事紀に竈口君。これも考なし。地名は大和國城上郡に。今釜口長岳寺あり。これらよもあるか考へし。○父是天也。神武紀に兄猾獲罪於天。なとあるに同じく。漢文を潤色れるなれば。其意を得て訓へき外なし。天の慢天の故カミと訓つ。○兄亦君也。永享本兄下是字あり。○慢天違君。永享本に違天背レ君とあり。

二年春正月甲寅朔甲子。立氣長足姫尊爲皇后。先是娶叔父彦人大兄之女大中姫爲妃。生麿坂皇子忍熊皇子。次娶來熊田造祖大酒主之女弟媛。生譽屋別皇子。

甲子は十一日也。○氣長足姫尊は。本紀に詳に見えたり。此時御年二十四に坐々り。○叔父。本にオトヲチと訓るは。神功紀。釋名に仲父之弟曰叔父とあるに依れる訓なり。されど其は後の事也。たゞヲチと訓へし。○彦人大兄。信友校本に大兄下皇子二字あり。従ふへし。訓にオヒ子とあれど。此に

は論あり。此御名の大兄は。記に大枝とも大江とも書たれば。オホエと訓へし。記景行段に。又娶伊那毘能大郎女之弟。伊那毘能若郎女。生御子眞若王。次日子人之大兄王。とあり。又娶倭建命之曾孫名須賣伊呂大中日子王之女。詞具漏比賣。生御子大枝王。とあるは。即日子人之大兄王なるを。御母の紛れに因て。別に一柱とされること。記傳に説あり。下に出せ。故大中姫は。此大枝王の女と爲て出せり。記傳云。御名義人は大人の意なり。上の日子の子に。淑の類ある故に。首を人と云る例もあり。と云り。大兄は舒明天皇の大御父の御名をも。押坂彦人大兄皇子と申し。履中天皇は大兄去來穗別。安閑天皇は勾大兄。用明天皇初御名大兄皇子。又山背大兄王など。其外もあり。書紀私記に。昔稱皇子。爲大兄。又稱近臣。爲少兄也。宿禰之義取於少兄也。と云り。されど此御名は。其義にはあらて。地名なるへしとおもはるゝなり。しか云よしは。記に大枝王とも大江王とも書たればなり。大兄は紀中いつれもオヒ子と訓例にて。此をもしかよみたれど。記に據は然は訓かたし。大兄去來穗別天皇をも。記には大江と書たり。此も此名なり。委しくは勾大兄の御名の下に云を見るへし。さて景行紀に此御名無きは脱たるなり。記傳云。此は五百木入日子命と混て。脱たるならむ。其故は御母も紀には。稻日大郎女と。若郎女と。なり。と。姓氏錄に。茨田勝。景行天皇皇子息長彦人大兄瑞城命之後也。舊事紀に。息前彦人大兄水城命とあり。息前は息長なるへし。○大中姫。記云。大江王。上には大枝王とあり。即日子人大兄王の事なり。此王娶庶妹銀王。生子大名方王。次大中比賣命。故此之大中比賣命者。香坂王忍熊王之御祖也。とあり。此大江王は上にも云へる



如く。景行天皇。倭建命の曾孫。名須賣伊呂大日子王の女。詞具漏比賣に娶坐して。生ませる御子を  
 如く。景行天皇。倭建命の曾孫。名須賣伊呂大日子王の女。詞具漏比賣に娶坐して。生ませる御子を  
 り。此は誤の傳にはあれ。此詞具漏比賣の事。記に倭建命の御子等を擧たる處にも。御子若建王。娶飯野  
 眞黒比賣。生子須賣伊呂大日子王。此王娶柴野比賣。生子迦具漏比賣命。故大帶日子天皇。娶此迦具  
 漏比賣命。生子大江王。とあり。此に依れば。曾孫とは迦具漏比賣を云なり。大中日子王を云には非ず。然るに曾  
 孫とせる文なり。此は中ころより。然心得誤りて。語傳へたるか。はた彼處に一世を脱せるか。何れにまれ。一方は誤なるへし。又大中日子  
 は。母の眞黒比賣。倭建命の曾孫なれば。母方よりいへば。倭建命の支孫なりかし。さて景行天皇の此詞具漏比賣を娶ると云は。誰も疑ふ  
 ことなるを。今熟考るに。此は傳への紛にそありける。但しなほたすけて云は。まつ書紀の年紀に依れば。天皇の二十七年に。倭建命十六歳  
 とありて。六十年に天皇崩坐る。其年は倭建命の生坐るより。四十九年にあたれば。いまだ曾孫はあらず。假令ありとも。婚はかりには長  
 り賜ふましければ。年代違へり。然れども。凡て書紀の年紀甚く違へる事とも彼此ありて。既に倭建命の御年にも。前後違ひあれば。あな  
 ちには拘るへからず。されば此天皇御年百三十七歳とあるを。倭建命を若き御時の御子とすれば。百餘歳の御時には。其曾孫を娶むことも。  
 必あるまじきにも非ず。百餘歳にして。子を生例も。上下には此彼あればなり。然れども。然るには非し。まつ曾孫は二世を隔つといへ  
 ども。なほ御末なれば。婚坐むこといかにあらむ。彼同母兄妹の婚を思へば。此らも思たるへきか。よじや其はいかにまれ。此御  
 娶の事は傳への紛にて。實には。されは延佳か。迦具漏比賣爲景行之妃。不能無疑。蓋以孝靈之皇子稚武彦  
 命。誤爲倭建命乎。と云るよく當れり。但爲倭建命乎と云へるは然らざる。此は倭建命の御子の若建  
 王と。彼若建彦命と混ひつるなり。名の同きを思へ。然混ひつる故に。まつ此迦具漏比賣の生るとある。大枝  
 王の御女の大中日賣仲哀の妃を。仲哀卷には彦人大兄之女とあれば。大枝王と云は。即日子人之大兄なる  
 こと決し。然れば其大枝王御母の祖父若建王は。彼日子人之大兄の御母の御父。若建彦命より。混ひた  
 るに非ずや。さて又迦具漏比賣は。應神天皇の妃とあるを彼段に見ゆ。かの祖父の名の紛れよりして。稻日  
 若郎女若建彦命の御女にして。日  
 子人之大兄王の御母なり。と又紛ひて。誤りて此御世の妃とは語り傳へたるものなり。と云れたる

は。信に然る説なり。○廣坂皇子忍熊皇子。二皇子名地名なるへし。通證云。大和國添上郡有鹿畑村  
 押熊村。今押熊村神祠。一座稱押熊神。一座稱廣坂神。とあり。○熊田造。本に來熊田とあり。記中卷  
 之致々麻毛理比賣とあるは。同國久世郡地名。粟隈  
 なめれば。來熊田も是かと云る説もあれど。なほ釋紀系圖に。來字なきそ宜しかるへき。さて熊田造詳ならず。  
 試にいはく。桑田と音通ひて一なるへきか。其よしは  
 次に云。○生譽屋別皇子。本に生下子字あり。今永享本  
 中臣本集解本に依て刪る。さて記には。此皇子神功皇后の所生坐とせり。御弟王の譽田と音の近き  
 を思へば。記の方正しかるへし。名義詳ならず。さて姓氏錄左京  
 皇別間人宿禰。仲哀天皇々子譽屋別命之  
 後也。また河  
 蘇宜部首。仲哀天皇々子譽屋別命之後也。とあり。繼體紀に。足仲彦五世孫倭彦王。在丹  
 波桑田郡云々。とあるは。此皇子の御末にやあらむ。御母方熊田造は。桑田造などにもやあらん。此は試に云のみ。記  
 もあれば。彼間人宿禰などの先祖に  
 は非るかと思れたり。なほ考へし。

二月癸未朔戊子。幸角鹿。即興行宮而居之。是謂筥飯宮。即月定淡  
 路屯倉。

戊子は六日也。○幸角鹿。倭名抄越前國敦賀郡是なり。名義は垂仁紀に云り。記にも異なる傳あり。さて  
 それもそこに云へり。此角鹿に行幸すは。いかなる由と云に。諸書に其事洩たるを。當國氣比宮社傳記に。具に載たるを

見れば。天皇の深き叡慮坐々しなり。次に全文を引て云へし。さて此幸の事を矢野玄道云。此時都は藤坂忍熊二皇子を留後として。遺置き玉ひけんと覺ゆ。と云へり。或説に。此時都を敦賀に遷して。諸皇子をも率て。行宮とあれは。從ひかたし。○筥飯宮。神名帳。敦賀郡氣比神社七座。並名とある是地なり。此攝社に天神社あり。行宮の蹟なりと社記に云り。次に此社の祭神。本殿御食津大神。仲哀天皇。神功皇后。別殿に應神天皇。日本武尊。武内宿禰命。玉妃命。合せて七座は。此時の行幸によれるなり。今も敦賀湊に大内町御所の社とも云。と云ふありて。昔御所の蹟なりと語傳へたり。氣比宮社傳記云。足仲彥天皇御宇二年癸酉春二月六日戊子行幸于此州。建行宮坐之。此謂筥飯宮也。古老相傳。今之天神之社地是也。天皇親奉幣帛於筥飯大神拜祭。乃勅皇后氣長足姬尊一曰大多羅比咩尊曰。朕望見此國。海陸相通。當防異賊之地。朕巡見八州。後欲作家居于此。永居也。且新羅久不歸化。往昔御間城入彥五十瓊殖天皇御宇。意富加羅國之王子都奴我者。今之坐政所。來着此處。獻朝貢而奉仕矣。至活目入彥五十狹茅天皇御代。深垂感。而都奴我令送歸彼本土任那國之時。新羅人遮之於道。寇之。豈非失禮於我國乎。恒欲征之也。朕先可巡狩南國。汝皇后留此地。祀筥飯神。祈退治。三韓。而宜聞北國海路之消息矣。三月十五日丁卯發此津。到紀伊國。居德勒津宮。とあり。此に筥飯神と申すは。即御食津大神なり。いとめつらしき傳なり。これのみならず。なほ此社傳記には。史に洩たること下にもありて引出たり。○淡路屯倉。記云。此之御世定淡道之屯家也。とあり。在所詳ならず。

三月癸丑朔丁卯。天皇巡狩南國。於是留皇后及百寮。而從駕。卿大夫及官人數百而輕行之。至紀伊國。而居于德勒津宮。

丁卯は十五日也。○巡狩南國。角鹿に幸座ほともなく。又南國に巡幸すは。西國に叛者の聞えなどありしに因てなるべくおほゆ。○德勒津宮。紀伊國續風土記名草郡條に。新宮上郷新在家村。雜賀莊中野島村の東十三町にあり。舊宮新在家といふ。宮郷の中新在家の義なるへし。後宮を略して稱せり。古名德勒津。國造家建徳二年舊記。津郷とあり。又解津と書す。今村中の舊家得津を氏とするものあり。日本紀仲哀天皇二年云々。此德勒津即此地なり。此地紀川の下流に在て海口に近く。津渡の地なりし故に津の名あり。後河道南に遷り。其地水衝に當るを以て。邑居皆亡絶す。最後河道改まり水害やみて。其地稍々家居出來り。新德勒津といひ。又新在家ともいひしに。天正十三年豊臣大閣大田城を水攻にせられし時。邑居また破却せらる。後再家居作りて。今の新在家となれり。德勒津宮。社地周二十四間。祀神仲哀天皇。神功皇后。應神天皇合祭。村の北二町許にあり。土人八幡宮と稱す。これ古德勒津宮の舊趾なり。仲哀天皇の留り坐し行宮の趾なるを以て。祠を建て御神靈を祭るなり。田地の字に得津といへる地は。宮より東四町許にあり。今社の傍に碑を建て其事を表す。とあり。類聚解云。德勒津は貝原好古曰。紀伊國日高郡江奈村八幡社地。此地景行三年阿備柏原而祭祀神祇之處也。武内宿禰出生地。とあるは異なり。

當是時熊襲叛之不朝。貢。天皇於是將討熊襲國。則自德勒津發之。浮海而幸穴門。即日遣使角鹿。勅皇后曰。便從其津發之。逢於穴門。

當是時。本に當字なし。今兼永本類史集解等に因る。○熊襲叛之。此時熊襲か叛きしは。漢韓の内應をしたりし事。誰も云事なるか。なほ矢野玄道云。熊襲等か漢國に通し趣は。前漢書の地理志に。樂浪海中有倭人。分爲三百餘國。以三歲時來獻見。といひ。後漢書には。倭凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使譯通於漢者三十許國。國皆稱王。魏志にも。倭人舊有三百餘國。漢時有朝見者。今使譯所通三十國。とある。漢武帝か朝鮮を滅せしと云元封三年は。わか開化天皇御世の五十年に當り。後漢の光武元年は。わか垂仁天皇の五十四年なれば。取我慨言に返すく論はれし如く。此頃天朝より漢國へ御使玉はりし事は。更にかたもなき事なれば。右に倭人百餘國といへるは。吾筑紫國なる大縣小縣を指し。使を通する者三十國とは。吾か片ほとりなる國造別稻置等の所爲なりとも。同書に説れし如きを。中にも熊襲か嚆矢にて。初は韓國に信を通し。次に漢に及びしこと。右の文に朝鮮を滅せしより云々と云へるに。更に論をまつましくこそ。さて此もの等。私に使を外蕃に通せしに於るを。異賊と心を

合せて。吾西國の邊陲を蠶食せむとさへ謀しと聞えて。類聚大補任。八幡愚童訓。榻嶋曉筆を初て。何くれの書等に。開化天皇の御代より。三韓の皇國に寇せしことを載し。伊呂波字類抄に。仲哀天皇御宇二年。新羅軍來欲奪本朝。とあるは。即本文なる熊襲の叛奉りし年に符合すれば。決て熊襲か内應をして。韓師を入れ。漢人もこれか聲援を爲て。賊勢を助張らしめけむこと。次々語出る如くなれば。或人の熊襲の事を。其蟠根餘孽終不可拔者。蓋倚新羅爲聲援也。と論へるは。信に然る説なり。尙いは。恒武天皇御世に。難羅人の蝦夷人を誘きて。内地に入て。冠せし由。西洋人檢夫爾か書に云るも。專同狀なるに考合すへし。然ればこそ。天神の御誨語に。新羅を征玉は。熊襲の自服ならむとは詔ひつるなれ。と云れたり。然説なり。なほ既に出せる襲國僞傳考の説をも考合すへし。○穴門は。記に帶中日子天皇。坐穴門之豐浦宮云々。治天下。釋紀に弘仁私記曰。穴門今曰長門國。とあり。記傳云。此國の名。崇神紀欽明紀などにも皆穴門とあり。孝德紀にも然あるは。其頃までは。長門とは云さざりしにこそ。長門とは。何。御代に改められしにか詳ならず。かの穴門の間長き故に。長門と名けられしなるへし。彼御卷の詔に。今我親神祖之所知。穴戸國中云々。とあるは。此仲哀天皇の坐々しことなり。かくて穴戸は。長門國と豐前國との間の海門にて。筑前國の北面の海より。山陽道の南面の海に入る門なり。穴戸としも名に負たるゆゑは。源貞世今川了俊と云し人が道ゆきふりと云物に云く。霜月の二十九日。長門の國府を出て。赤間の關に移り着ぬ。ひの山とかやいふ麓の。荒磯を傳ひて。はやともの浦にゆくほとに。向ひの山は。豐前國門司の關の上の峯なりけり。海の面は八町とかや云ゆり。潮の満干のほとは。宇治の早瀬よりもなほ落激

りためり。さても穴戸豊浦の都と申し待ることは。今の赤間の關と門司の關とのあはひは。山のひと  
 つなる。其中にわつかに潮のみちひの路はかり。穴のやうにて待るに。其岸の東西に人家しけかりけ  
 り。穴戸とは。さて云なりけり。其を皇后の軍の御舟。通り難かりけるに。御舟よそひて後一夜のほど  
 に。此穴戸の山引分れて。今のはやとももの渡になりぬ。此山さながら西の海中によりて島となれり。此  
 島の向ひは柳の浦とて。昔里内裏のたちたりける所なるへし。と云り。此穴戸の名の説。國人の古く語  
 傳へたるを聞いて記せるなるへし。但其岸の東西に人家しけかりけり。穴戸とはさて云ふなりけりと云るは。古言に海門を戸と  
 云しことを知らずして。戸を民戸の意と思ひ誤りて云るひかことなり。穴の如くなる海戸と  
 云意なる物をや。さて皇后の軍とは。神功皇后の。韓國言向給ふ時の御軍を云りて聞ゆ。さて其時一夜のほどに。山の引分れたり。云も。古  
 き傳説と聞えたり。島となれりと云は。引島と云島のことなるへし。引と云名も由ありて聞ゆ。但此島名は。既に仲哀紀に見えたり。後の名  
 を以記せるにもあるへし。さて此穴戸の事は。なほ内山真龍か考に云く。長門の段浦と。豊前の早瀬崎との間の海。里人は一里ありと云なれ  
 ども。いと近くして。わつかに五六町ばかり離れたり。さて此段浦と早瀬崎と相對ひたる。兩方の山の岸崩れたる形なるを見るに。上代には。  
 此處長門豊前とつきたる岩山にて。其下に洞ありて。東西通り。潮の通ふ道ありて。船も往來ひつらむ。故穴戸とは云なるへし。仲哀紀に  
 洞海とあるも此なり。然るを後に。其洞の上の山を截通して。今の如くよのつねの海にはなれるならむ。されども。今も西方の岸高く。間の海は  
 と狭く。穴の如くにて。潮の満乾に流るゝことは。早川の如くなり。かくて西方はやうやくに廣くして。長門の赤間關より豊前の柳浦まで  
 の間。船路一里なりと云。さて早瀬神社は。豊前の地にあれども。今も里人は。長門の社なりと云へるは。舊地つゞきて。長門の内なりし故  
 に。そあるへきと云り。宜長按に。此考貞世の記せる趣と。大方似たり。洞海といへるは。久岐は久具理にて。山下の洞をくゞりて。船の往來  
 し故の名なるへし。さて今此海門の北は長門國にて。段浦赤間關と西へ並ひ。なほ西は大海なり。南は豊前國にて。早瀬門司關大瀬柳浦小  
 倉と。西へ並ひ。其西は筑前國につゞけり。さて此海戸に依て。國名をも穴戸と云り。長門國  
 是なりと云り。○遣使角  
 鹿。本に使遣とあり。今永享本其餘の本ともによりて訂せり。○從其津發。其津は敦賀津なり。さて  
 其路次は。敦賀津より御舟發して。北海より廻りて。長門國豊浦津に泊ませるなり。此事論あり。次

に委しく云り。

夏六月辛巳朔庚寅。天皇泊于豊浦津。且皇后從角鹿發而行之。到淳  
 田門。食於船上。時海鰒魚多聚。船傍。皇后以酒灑海鰒魚。海鰒魚即  
 醉而浮之。時海人多獲其魚。而歡曰。聖王所賞之魚焉。故其處之魚。至  
 于六月。常傾浮如醉。其是之緣也。秋七月辛亥朔乙卯。皇后泊豊浦津。  
 是日皇后得如意珠於海中。九月興宮室于穴門。而居之。是謂穴門豊浦  
 宮。

庚寅は十日也。○豊浦津は。長門國豊浦止與郡此地なり。この地の事次に云。○從角鹿發云々。氣  
 比宮社傳舊記に云。足仲彥天皇御宇二年癸酉六月辛卯。皇后命群臣。令舊跡今謂正發此津。取  
 垂五百枝神木綿。樹三船。爲三和幣。祭三海神。皇后親彈三琴。以三玉妃命一名空津媛。又名  
 空津媛。皇后妹也。爲三神主。奏三神  
 樂。今若狹國三方郡海岸。とあるは。此時の事なり。さて記に。皇后妹に虚空津比賣命と申す坐り。即右の  
 玉妃命なり。○淳田門は。信友云。若狹國三方郡の海中に在る所に當れり。其は角鹿津より。海上船

路十里許に。三方の海中にさし出たる。常神浦の海岸を 常神崎といふかあり。それに向ひて丹生浦若狭の海岸の。さし出たる岬を。琴引か崎といふか。その海門の門七里はかりあり。これ氣比舊記に。三方郡海岸謂神樂崎一處是也。と云へる處にて。其海門の海面を管絃の渡といひて。今角鹿津より船發して。長門の方へ乗出せる海路にて。若狭國志に。丹生浦常神村與琴引崎一相距海口七里。海灣南向。潮汐穩靜。又無巨巖。甚宜泊船舶。故他邦商舶來息于此。といへる處なり。今もこの常神と丹生浦との。さし出たる岬の間を。ノタノトといひ傳へたり。ノタノトとは。ヌタノトを訛りたるものにて。紀に云る淳田門此處なること疑なし。といへり。この淳田門を。安藝國沼田郡沼田とある處なりと云る説は非なり。次に云。○海鯽魚。又云。今も常神浦より大飯郡高濱の浦かけて。六月の頃。小鯛の聚り漂蕩ふことくにてある事のあるを。海人等か窺ひてとる事あり。此時に限りて其をマトロ小鯛といふ也。新撰六帖に鯛を題にて。藤原知家卿。みち月や君かちさけにあひそめて。うくてふ鯛は今も有と云。とよめる是なり。さてまた詞花集に。花ををしむ心をよめる。大江匡房。春來ればあちかたの海一方に。浮てふいの名社をしけれ。とあるは。安藝國豊田郡味方。いまの名は能地といふ處のうみ。三月のころ鯛の浮ことあるを櫻鯛といふ。この事をよめるにて。時も三月と六月と異なり。神功皇后の故事をよめるにはあはされは。思ひまかふへからず。○以酒灑海鯽魚海鯽魚云々。本にこの二の海字脱したり。今考本に从る。○聖王所賞之魚。集解に賈原作賞誤。賈與也賜也。と注して。賞を賈に改めたり。訓によるに。まこととにしかるへし。○傾浮を。

アキトフと訓る事。神武紀に云り。○乙卯は五日也。○泊豊浦津。通證に。或曰。豊浦島又名満干島。傳言藏干満二珠之舊地也。と云り。地圖を見るに。今長府の沖に。干満珠とて二の島並ひてあり。○得如意珠云々。宇佐八幡縁起に。皇后の使下妹豊姫與磯童。至龍宮借二珠。於是投此珠于海。而三韓降伏云。二珠奉納于肥前佐嘉郡河上宮。干珠白色。満珠青色。長各五寸許也。とあるは。疑しき傳なから。こゝによしあり。神名式に肥前國佐嘉郡與土日女神社。今川上大明神と云ふ。矢野玄道云。古説に。皇后の御妹淀姫命を海中に遣して。干珠満珠を海神に借玉ふと云は。此時のことにて有むか。粟田寛云。佐嘉郡與土日女神社と申すは。海神を。此比賣神の掌玉ふ傳へと。此時如意珠を海中に得玉へる事とを。混したる傳にて。皇后の御妹なる豊姫とは別なるへしと云へり。此はとも有へし。なほ川上はカハラと訓て。豊國の香春と同じとも云へり。其説こゝには盡しかたし。道行ふりに。古の干珠満珠なるへし。今は松おひいつと云や申すめり。宗祇か筑紫道記に。沖中を過る程に。満干などかやいへる二の島を見るにも。漢國の人さへ慕ひけん昔ありかたし。など見え。今も興津平津とて二島有て。干満二珠を藏られし故。みち干の島と云傳ふとそ。いかにも此時の由ある地なるへし。通證に。如意神祠在泉州堺南莊。祭彦火々出見尊。住吉舊記曰。尊入海神宮。得潮満珠潮満珠而後。萬事如意。故號如意明神。俗謬稱子卯神。或稱子亥神。此本住吉境地也。親長記所謂參詣子亥神是也。と云事見ゆ。土佐風土記に。吾川郡玉島。或説曰。神功皇后巡國之時。御船泊之。皇后下島休足。磯際得一白石。團如鷄卵。皇后安于御掌。光明四出。皇后大喜。詔左右曰。是海神所賜白眞珠也。故

爲三島名とあるは。異時の事か。若此時の事ならば。實は仲哀天皇の紀國より發して。彼地邊まで幸して。白珠を得たまひしを。此に能似たるから。皇后と混へ傳たるにてもあらむか。こゝに攝津人吉井良秀か書る。武庫郡式社記。廣田社劍珠の事の條に。劍珠は當社神寶の一なり。二十二社本縁に。此社に皇后三韓征伐の時の御甲冑并如意珠等あり。とある如意珠是也。又和訓栞に。攝州廣田の珠は中劔形あり。諸社事には。是を神功皇后の如意の珠とて。蕉堅稿にも。西宮劍珠絶世の奇觀也。と見ゆと載たり。此如意珠は。仲哀天皇二年秋七月云々とあり。皇后御凱旋の時。廣田大神を鎮坐せ奉り玉ひて。其折此社に納め奉り玉ひしにて。往昔は世の尊崇せしなれば。別に劍珠の社を設けて以傳へしなり云々。然るを何時代にかあらん。盜賊此珠を窃取して。紀伊國高野の山中に捨たりしを。後に發覺して。同山より送り越し事ありと言傳ふ。享保年間著はし。廣西兩宮記にも此事を記せり。今僅に瑾の存せるは。其時毀損せしなりと云り。此珠は今廣田神社の寶庫に存すれど。古くは別に一社ありて鎮祭せしものにて。即南宮是なり。とあり。さて記傳にも云れたる如く。こゝに如意珠と書れたる事心得ず。いかにも訓むべき方なし。當昔文字なき世に。如意など云名あるへくもあらず。シホミツタマ。シホヒメタマ。などよむべきかに疑はしきこどもなりかし。○豊浦宮。宮地は帝王編年記に。長門豊浦郡北樹林是也。記傳云。北字の上。或は下に字脱たるなるへし。とあり。内山眞龍云。神名帳に同國豊浦郡忌宮神社。永萬記に二宮とある。此宮地なりと云り。道行ふりに。長門國府になりぬ。北濱とて東南にむきて家居あり。此里一むら過ぎて。神功皇后宮の御社の前に出

たり。又云。此御社は。穴門豊浦の都の大内の跡にて待るとかや。筑紫道記に。仲哀天皇の皇居は。豊浦といふなるへま。垂跡の御神は。第一神功皇后。仲哀天皇。應神天皇。仁徳天皇。以上四坐まします。三代實錄。貞觀十五年十二月十五日。授長門國從五位下忌宮神從五位上。好古云。古は大小の神事。年中に百五十二度ありしと。年中行事に見え。花園天皇延慶二年造營の時。北條の下知狀。光明天皇曆應五年の造營に。足利尊氏の文書等。大宮司家に傳たり。と云り。

八年己卯

八年春正月己卯朔壬午。幸筑紫。時岡縣主祖熊鰐聞。天皇車駕豫拔取五百枝賢木。以立九尋船之舳。而上枝掛白銅鏡。中枝掛十握劍。下枝掛八尺瓊。參迎于周芳沙麼之浦。而獻魚鹽地。因以奏言。自穴門至向津野大濟爲東門。以名籠屋大濟爲西門。限沒利島阿閉島爲御筥。割柴島爲御瓶。御瓶。此云彌那陪。以逆見海爲鹽地。

壬午は四日也。○岡縣主。倭名抄筑前國遠賀郡とある地の縣主なり。具原好古云。同郡廣屋津を岡水門と云と云り。○車駕は。本の訓オホムタスルは。オホミタスルの誤なり。ミタスも古言なれど。なをこゝはイテマスと訓へし。さ

て車駕の上に。中臣本之字あり。古本正統記奥書に引けるにもあり。宜しかるへし。○五百枝賢木。本に五字脱したり。古寫本とも。いづれも五字あれば補ひつ。○周芳沙塵。本に塵を歴に訛る。今兼永本類史等に據る。此地の事景行紀に出。矢野玄道云。新羅樂記に周防縣とあり。或書に鱸魚は。此地の名産なる故に。名を貢しと云るは眞にや。と云り。○参迎。この熊罥か仕奉る状は。景行紀にも見ゆ。記傳云。此等天石屋の故事による古の禮儀なり。然るに和幣を略て劍あるは。朝家の三種神寶に倣へるならむ。と云り。○魚鹽地。天皇の御饌の料。眞魚御鹽の料の地なり。魚を那と云は。食なり。眞魚とも云へり。菜を那と云も同じ。御鹽。さて鹽を燒には。鹽漬とて田の如く平地を作る。是を鹽田と云り。燒く地を定むる事。倭姫命世記に見えたり。播磨風土記に奉鹽田二十千代云々。○自穴門云々。東門西門を定申せるは。大八洲記に。此奉稱穴門豐浦宮。而定皇城一者也。と云れたるか如し。○向津野大濟。通證に今所謂向津村。倭名抄長門國大津郡向國武加都久仁。大津郡の出崎なり。是なり。東鑑六。文治二年七月二十八日條。新日吉庄領云。長門國向津奥庄。八月長門國向津庄云々。向津奥庄地頭云々。なと見えたり。豐前志に。名護屋大濟は筑前。向津野大濟は當國宇佐郡なり。と云り。近藤清石云。向津具は穴門より西北に當れり。いかてか穴門の東門とすへき。この向津野大濟は長門國志に。向津野は和名抄に豐前國宇佐郡向野郷とあり。是なり。本國豐浦郡豐浦津の對岸に方れり(其間海上凡十六里餘)といへるそよき。これにてこそ穴門よりの東門とはいふへけれ。○名籠屋大濟は。筑前名寄に。遠賀郡大渡川若松與鳥旗間渡也。名籠屋者鳥旗村出崎也。大渡古今六帖。貫之。つくしなる大渡川大方は。我獨のみわたる浮世か。とあり。類聚解に。遠賀郡若松村の東一

里。今名古屋崎といふとあり。これを肥前國松浦郡なる名古屋也と云る説は非也。○限沒利島。限上永享本南字あり。集解に。沒利田本訓曰毛登利。本の訓も沒にトとあり。同じよみなるへし。とあり。通證に。今云毛豆連島。距名籠屋町二里許。屬長門國隣阿陪島。と有。行囊抄には。長門國大茂津連島。小茂津連島とあり。近藤清石云。長門國志に。能因歌枕云。牟都留能志麻(長門)とあり。今俗に毛都禮志麻と云ひて。六連島に作り。大小六あり。大なるを蟹島と云ふ。形似たるを以て名づく。本國豐浦郡に屬き。小なるを馬島と云ふ。豐前國企救郡に屬けり。名義は六連なり。如此島六に連なれる故に然云ふなり。沒利は毛都利と訓むへし。牟都留。毛都連。牟都禮は皆通言なり。と云り。さて六連島所屬一なるべきを。長門豐前とに相分れて屬きたるは。おもふに弘治三年大内義長滅亡し。其所領防長藝備石の五國は毛利氏の版圖に入り。豐前筑前は豊後大友氏と相争ひし程に。所屬亂れしなるへし。類聚解に。沒利島を。或人長門に屬と云。自赤間海路二里。豐前に屬とも云。引島の邊とあり。○阿閉島。通證云。今云藍島。在筑前糟屋郡。續古今集。阿陪島の山の岩かね片しきて。さゆる今宵の月のさやけさ。とあり。豐前志には。阿閉島小倉の海中にあり。今藍之島と云。通證の説は誤れり。連島の西北にあり。類聚解に。今名古屋大渡。西にアヒ島と云ある是かと。貝原氏も云り。とあり。○御宮。釋紀。宮。玉篇云。盛米器也。方曰饅。圓曰宮。倭名抄器皿部。箱饅。楊氏漢語抄云。箱饅宮饅。已上皆波古。箋注。按說文宮箱也。箱飯宮也。受五舛。饅飯器也。字鏡云。菴蔭箱二字波古。播磨風土記に。飯箱の名あり。貝原氏曰。波古蓋籠之急呼。とあり。令宮陶司正一人。掌宮陶器皿。謂食器總名爲皿。其木工器亦皆掌也。事。とあり。標注に。食器の食字。京東二本共に脱。今一本に従ふ。

穴云。器皿謂<sub>ニ</sub>筥櫃等之類<sub>一</sub>也。古今云<sub>ニ</sub>筥筥<sub>一</sub>是也。古記云。檢<sub>ニ</sub>技士師皿器<sub>一</sub>とあり。さて筥戸と云るも  
 あり。天武紀に。勾<sub>マカリノ</sub>筥<sub>ハコツケリ</sub>作<sub>レ</sub>造<sub>ト</sub>云るもみゆ。こゝなる御筥も。食器を本として云なるへし。但し萬葉  
 十六。百  
 皮者御箱皮爾。とあるは食器  
 とはみえず。凡の箱なるへし。さて御筥は。御筥に盛へき料物なり。即穀物を作り出す所を云古言なり。次  
 の御蔵も同じ。○割柴島。筑前風土記に。塙舸縣之海中有<sub>ニ</sub>兩小島<sub>一</sub>。其一日<sub>ニ</sub>河斜島<sub>一</sub>。其一日<sub>ニ</sub>資波島<sub>一</sub>と  
 あり。割とは島の内の地を割て献りしなるへし。類聚解に。仙覺萬葉集抄に。風土記を引て。資波島と  
 云り。今名古屋崎と若松の海中に染島有。とあり。○御蔵。倭名  
 抄。塙。辨色立成云。塙。奈閉。古禾反。今案金謂<sub>ニ</sub>之鍋<sub>一</sub>。瓦謂<sub>ニ</sub>之塙<sub>一</sub>。字或相通。箋注云。四時祭臨時祭大膳職  
 等式所<sub>レ</sub>載塙即是。奈戸見<sub>ニ</sub>大神宮儀式帳<sub>一</sub>。仲哀紀訓注云々。應神紀有<sub>レ</sub>人名<sub>ニ</sub>小蔵媛<sub>一</sub>。靈異記。新撰字鏡  
 龜<sub>ニ</sub>越越<sub>一</sub>。皆訓<sub>ニ</sub>奈戸<sub>一</sub>。按古謂<sub>ニ</sub>所食魚菜<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>奈。又閉與<sub>レ</sub>罐<sub>ニ</sub>都留倍<sub>一</sub>。新撰字鏡訓<sub>レ</sub>私爲<sub>ニ</sub>與己倍<sub>一</sub>同。塙  
 煮<sub>ニ</sub>魚菜<sub>一</sub>者。故云<sub>ニ</sub>奈閉<sub>一</sub>とあり。釋紀に。蔵小盆大口而卑下。通證に。楊子  
 方言自<sub>レ</sub>關而西。益益小者曰<sub>レ</sub>蔵。とあり。是は供御の魚を漁る地を云。○逆見  
 海。倭名抄長門國美禰郡作美あれと。地理あはず。貝原好古云。豊浦部の西南。武久村の沖を逆見海  
 と云と云り。方位合へり。近藤清石云。逆見海詳ならず。長門國志に。八幡本紀に。豊浦宮より二里坤  
 に當りて。武久村と云ふ地の沖に。佐賀美乃字美と云地ありと云へり。と見ゆるも。いま知れる者な  
 し。同書に。通證に。和名抄に長門國美禰郡作美郷とあるを引けるは誤なり。彼美禰郡は國府の北にある奥區なり。山郡にて海なく。此邊  
 を隔る甚遠し。といへり。いかにも遠きに過ぐ。謬なるべし。さて徳美か山郡にて海なくと云へるもまた謬なり。作美は今の阿武郡の  
 三見村にて。北海  
 にそへるをや。○鹽地とは。右に見えたる鹽田を云。鹽地とはあれと。必鹽燒海人の居住處のみにもあ  
 らざるなり。播磨風土記飾磨郡安相里條に。鹽代田二十千代云々と云事あるを以て。鹽燒料の御田を

献れるをも鹽地と云しなり。御筥御蔵等  
 もみな同じ釋紀に。御筥御蔵鹽地。兼方案之。此三所之號。只廣可<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>  
 之祝言也。とあれと。たゞに祝言のみにはあらず。矢野氏云。御筥及魚鹽地などを定しは。天饌を貢  
 る地を。豫て設おきしにて。此亦上古の大儀なる證を聊言むに。出雲風土記に。須佐之男大神の。大  
 須佐田小須佐田及五贊組の地を定玉ひ。大名持命は。天御領田天御飯田等を定坐る由見え。大同本  
 記に。伊勢大御神の今大宮に鎮給ひし時。倭姫命の御船に乗して。諸島を巡給つ。種々の御贄貢る  
 所を定坐る事の見えたるを以て悟るへし。と云り。

既而導<sub>ニ</sub>海路<sub>一</sub>。自<sub>ニ</sub>山鹿岬<sub>一</sub>廻之。入<sub>ニ</sub>崗浦<sub>一</sub>。到<sub>ニ</sub>水門<sub>一</sub>。御船不得<sub>レ</sub>進。則問<sub>ニ</sub>  
 能鰐<sub>一</sub>曰。朕聞<sub>ニ</sub>汝熊鰐者<sub>一</sub>。有<sub>ニ</sub>明心<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>參來。何船不<sub>レ</sub>進。熊鰐奏之曰。御船  
 所以<sub>レ</sub>不得<sub>レ</sub>進者。是非<sub>ニ</sub>臣罪<sub>一</sub>。是浦<sub>ニ</sub>口<sub>一</sub>有<sub>ニ</sub>男女二神<sub>一</sub>。男神曰<sub>ニ</sub>大倉主<sub>一</sub>。女  
 神曰<sub>ニ</sub>菟夫羅媛<sub>一</sub>。必是神之<sub>ニ</sub>心歎<sub>一</sub>。天皇則<sub>レ</sub>禱祈之。以<sub>ニ</sub>挾抄者倭國菟田人<sub>一</sub>  
 伊賀彦<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>祝令<sub>レ</sub>祭<sub>一</sub>。則船得<sub>レ</sub>進。

山鹿は。和名抄筑前國遠賀郡山鹿郷。類聚解云。山鹿岬は遠賀郡の岩屋と云所也。大濟より西方海路



四里。山鹿郷は廣島の中に有て島也。岡水門は其海南にあり。遠賀川北流て海に入所を岡水門と云。とあり。宇治拾遺に山鹿の莊といひ。平家物語に。壽永中平氏の城郭をこゝに構へし事見えたり。○崗浦は。風土記に。塙桐縣之東側。近有大江口。名曰塙桐水門とあり。神武天皇御舟泊たる地にて。萬葉に。天霧相。日方吹羅之。水莖之。岡水門爾波立渡。行囊抄に。今蘆屋湊にて。里人もしか云ひ傳ふ。と云り。○是非臣罪。本に是字なし。今玉屋本にあるに從る。○男神曰大倉主。女神曰菟夫羅媛。釋紀云。大倉主菟夫羅媛不見神名帳也。和漢三才圖會に。大倉主神祠。在筑前國遠賀郡葦屋村。所祭二坐。とあり。菟夫羅媛神。水に據たる神。を。内宮儀式帳に。大水神の御兒。津布良比古津布良比賣命と有に。同神なりと云説あれと證なし。和氣系圖に。景行天皇御裔にも都夫良媛見ゆ。類聚解に。筑前大倉種信曰。此二神社は。遠賀郡高倉村を本社として。今蘆屋に有は。神功の御時に祭りし地なり。と云り。今も大倉村有て。蘆屋に近しと云り。八幡本紀に。毎年二月九月九日を以。恒例の祭日とすと云り。神名帳考に。筑前國式外神天照神の下に。三代實錄云。元慶元年十二月十五日。筑前國正六位上天照神從五位下。和爾雅云。高倉神社在遠賀郡高倉村。是大倉主菟夫羅媛本宮也。相殿之神一坐。天照大神是。雷神高倉神。並神功皇后所禱祭也。とあるは疑はしき説なり。天照神は。今敏手郡磯光村に在り。筑前續風土記に云り。ましてこれを天照大神と云るなどは。非説なるへし。○菟田人伊賀彦。永享本に人上郡字あり。大和志に宇陀郡伊賀見邑屬邑六とあり。

皇后別船自洞海久岐入之潮涸不得進時熊鰐更還之自洞奉

迎皇后則見御船不進惶懼之忽作魚沼鳥池悉聚魚鳥皇后看是魚鳥之遊而忿心稍解及潮滿即泊于崗津

自洞海。本に自を白に訛る。今諸古寫本に從る。洞海は風土記に。塙桐縣東側近有大江口。名曰塙桐水門。堪容大船焉。從彼通島。鳥旗澳名岫門。堪容小船焉。とあり。或説に。和名抄長門國厚狹郡久喜。岩船より蘆屋浦へ續きたる海なり。と云り。上に引る記傳の説見合すへし。類聚解にも。洞海は。大津より蘆屋浦水莖間に至る間五里斗。潮乾時は舟不通。とあり。石清水縁起に。皇后門司大江崎に著せ玉ふ。折節鹽干の時分にて。船通るへき様もなし。其時此翁只一人して。皇后の召れたる御船共を。奥中へ皆推出しけり。また道行振に。穴門の豊浦都と申侍ること。今之赤間關と門司關との間は。山の一つにて。其中に纒に鹽の滿干の道はかり。穴の様に侍るに云々。其を皇后の軍の御舟。通難かりけるに。御舟裝ひて後。一夜の程に。此穴戸の山分れて。今の早鞆の渡に成りぬ。此山さなから西の海中に依りて島と成れり。とあるも。共に此時のことにて。引島の事は風土記の傳にやと覺ゆ。もしこれを此時の事にあらすとせば。彼五十迹手か。引島まで參迎奉れりとあるに符はずと。矢野玄道も云れたる。さることなり。

又筑紫伊親縣主祖五十迹手。聞イサマスト天皇之行。拔取五百枝賢木。立ツ于船之舳。上枝掛トリカク八尺瓊。中枝掛ニハ白銅鏡。下枝掛ニハ十握劍。參マ迎于穴門。引島而獻之。因以奏言。臣敢所テ以獻是物者。天皇如ニ八尺瓊之勾。以曲妙御宇。且如ニ白銅鏡。以分明看ミ行山川海原。乃提ト是十握劍。平ツ天下矣。天皇即美ホメヒテ五十迹手曰伊蘇志。故時人號テ五十迹手之本土。曰伊蘇國。今謂伊親者訛也。己亥到リ儼縣。因以居マ檀日宮。

伊親縣主五十迹手。伊親の親。また五十迹手の迹。類史には都に作れり。伊親は和名抄筑前國怡土。以止郡是なり。記に伊斗村。續紀十九。天平勝寶六歲始築怡土城。とあり。五十迹手は。釋紀所引筑前風土記に。怡土郡昔者穴戶豐浦宮御宇。足仲彥天皇。將討ツ球磨噲。幸ツ筑紫之時。怡土縣主等祖五十迹手。聞リ天皇幸リ拔取五百枝賢木。立ツ于船舳。上枝掛ニ八尺瓊。中枝掛ニ白銅鏡。下枝掛ニ十握劍。參リ迎穴門。引島。天皇勅問。何誰人。五十迹手奏曰。高麗國。意呂山。自ニ天降來日杵之苗裔五十迹手是也。天皇於レ斯譽ニ五十迹手曰。恪乎。謂伊蘇志五十迹手本土。可謂ニ恪勤國。今謂ニ怡土郡。訛也。とあり。日杵は新羅國の人なるに。高麗國云々とあ

るは疑かはしきよし。已に垂仁紀に云り。○行の下。永享本に幸字あり。然るへし。○穴門引島の事は。上にも已に云り。通證云。引島在赤間關地方。瀬川百首散木集等有引島云々。按東鑑云。引島。土人はヒキ島と云とあり。道行振に。まことや此引島と穴戸の江の。早瀬の渡の間。實に引分れて待るならは。島の長さ早瀬の渡の廣さは。同程を待らむ。おほつかなしとて。何時の代にて侍りけるやらむ。國司出て。引島の長さを繩して取りて。速瀬の渡りに押あてかひて侍りければ。塵ばかりも寸法違はず侍りけるとなん。此事は皇后宮の宮司として老て侍るか語侍るなり。と云り。散木集。引くしまのあみのうけなは波間より云々。また立浪の引島にすむあまたにも云々。などよめるもこゝなるへし。○因以奏言。此五十迹手か奏言は。上古よりかゝる賀辭のありしを。今獻る物によそへて取合せ申せるなり。神皇實錄に。惟皇天御中主神。與ニ大日靈尊一盟宣久。天皇孫尊。如ニ八尺瓊之勾一。以曲妙治ニ天下一。且如ニ白銅鏡一。以分明看ニ行山川海原一。乃提ニ是靈劍一。平ニ天下一矣。詔ニ天兒屋命天太玉命一曰。惟爾ニ二神亦同侍ニ殿内一云々。とありて。皇孫尊降坐時の詔と爲り。この事神皇系圖。天口事書な。此にも見えて。元々集に引り。其詞のさまを按ふに。決く五十迹手等か云出し言にはあらしとそおもはるゝ。○如八尺瓊勾以曲妙御宇。平田翁か。勾の下に玉字を補はれしは。次に出来る本居翁の説に據るなれども。る本世にあらねば。なほ本のまゝにてあるなり。此詞の解。まつ記傳に。八尺瓊之勾とあるをとかめて。そもくマカルとは。ものゝ不吉事にこそいへ。妙にとはほむる事なるを。いかてかさいはむ。これももと古文には。如ニ八尺勾玉一。妙なとありて云々。と云れたり。また重胤云。曲玉は字の如くにて。緒に貫き縮ぬ

たるを以の稱なり。神代に曲玉と云は。其全體の名なる事云も更なり。夫木集にまかりの玉と詠るも。曲れる玉と云事なるをも思ふへし。偕如八坂瓊之勾とは。八坂瓊は例の玉を緒に貫連けたる稱なるか。然して結纏めて。かの念珠の如く成せる。其即曲玉と云物なるか故に。其曲りて。謂ゆる環の端無か如くなるを譬にして。御宇の限无きを壽稱へ申せる也。曲妙を本にタへにと訓たれども。妙字に泥みたる僻訓なり。祝詞考にツバラカニと訓れたるは。下なる分明と相對て甚美たし。且ツバラカとスフルと相通ひて。彼御統と云にも合ひ。又其勾れる状も圓なるに由有て。實に動くまじき正訓也。若て曲妙御宇と云は。漏落る事なく御世知食させ玉ふへしと云事なれば。其も亦此曲玉の。具さに備はれる狀に係りて聞ゆるを以て。曲玉の説をなん思定むへかりける。本に曲妙をタへにと訓るは。何なる義そや。其は物の奇く靈しき事に云ふ言にこう有りけれ。天皇の御世所食す御事を。何てかは然申奉らん。其上に八坂瓊の勾れるを以て。妙也とは云へきに非るもの也。と云れたり。此説ともに據て考ふるに。予はなほ神代紀にも既に云るか如く。曲玉は其形を以名けたる一玉の名にて。其曲れる形状の尋常ならず。いとも麗妙なるを賞て。其麗妙なるか如く。天皇の御世所食御政の。言へは不得。言語にも及はぬさまを。稱へ申奉りし詞とおほゆるなり。さらはなほ。本の訓のまじ。見む人撰みとりぬかし。○天皇即。永享本に天皇大悦に作る。○曰伊蘇志。集解に。按古語謂格勤爲伊蘇志。筑前國風土記曰。譽五十跡手。曰格乎。謂伊蘇志。又續紀曰。天平勝寶二年。橘原造東人獲黃金一献之。於是東人等。賜勤臣姓。又謂伊蘇志臣。東人親族三十四人。賜姓伊蘇志臣族。是勤云伊蘇志證也。と云り。和訓栞に。日本紀に勤字。新撰字

鏡に仿字をよめり。續日本紀にいそしみとも見えたり。いさをしきを云。さを反そなり。とあり。伊佐袁の事は。神代紀有功之神の下に云るを見るへし。○今謂伊親者訛也。上に引る風土記にも。五十跡手之本土。可謂格勤國。今謂怡土郡訛也。とあり。記傳云。右の二書共に。此地名伊蘇國なるを伊斗と云は。訛れるなりとあれど。今思ふに。かの五十跡手と云名も。此地名に因れる如く聞え。又からふみ魏志の皇國の傳に。伊都國と云るも。正しく此地の事と聞ゆるを。彼は此大后の御代のころのさまを傳聞て。記せる趣なるに。既に伊親とあれは。訛には非るか。と云り。さる言なり。○己亥。二十二日也。○雥縣。倭名抄筑前國那珂郡是なり。考本に雥下珂字あり。さては郡名に合へり。されと神功紀に雥河。宣化紀に那津。などある同所なれば。もとより雥とのみ云しなるへし。雥をナカとは。訓へき様なし。齊明紀七年三月。御船至于那大津。居磐瀨行宮。天皇改此名曰長津。とあり。なほ此津の事は。齊明紀に委しく云へし。○檀日宮。記云。帶中日子天皇。坐穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮。治天下也。とあり。記傳云。和名抄筑前國糟屋郡香椎。加須。志を須と云るは。後の訛なるへし。神功紀に檀日浦ともあり。萬葉六に香椎瀆の歌あり。香椎。廟今も香椎村にあり。武郷云。糟屋郡と那珂郡とは。隣郡なれば。古は雥縣に屬しならむ。さて香椎廟の事は。神功紀に委しく云へし。かくて神功卷初に。天皇崩於筑紫檀日宮。とあり。抑此天皇二年二月越國紀國と幸しより。倭國には還坐す。遂に西國に崩坐ぬる故に。豐浦宮又訶志比宮に天下治すと申せるなり。とあり。この檀日に到りませる御路の事を記して。具原氏云。古傳に天皇皇后香椎宮に幸まされむとて。御船より上り賜ひ。蘆屋に暫留りて。諸軍に命し。兵器を修め弓矢を調へ玉ふ地を。矢はさといふ。敵國は遠けれども。專行を正しく。號令を嚴にして。御旗を張らせ給ひし所を。旗浦と云ひしを。今訛りて初浦といふ。針を落させ給ひし所を。針浦といひ。天鏡矢を立てせ玉ひし地を。天野海

邊と云。さて此所に宿陳せしめ玉へるに。海風の厲さを防むとて。千本の松枝を挿し玉ひしに。後その松生茂しかば。名づけて垣崎松原とも岡松原とも云。翌日白山嶺に赴き給ひしに。暴風に逢まして。松樹の下に立よらしめて。雨を避ましむ木を。笠松と名く。また山道を幸ませるに。山林蒼鬱なりしか。宗像郡なる高峯に登まして。海を視はして海見ゆと詠ひし。○此後三月皇后再び角鹿等飯宮に到地を見阪嶺といふ。この坂を下りましては平坦なれば。程なく香椎に著玉ふといへり。○此後三月皇后再び角鹿等飯宮に到りまして。同六月また櫛日宮に歸り玉ひし事。此紀には漏されたるか。氣比宮社傳記に其傳あり。此は決めてかくありけむとあもはる旨あり。其文云。三月朔日。詔皇后及武内宿禰安曇連。曰。往越州角鹿。宜祭筥飯大神。迺皇后從玉妃命及大臣連等。自畿内。歷淡海。到此津。以兵器爲神幣。而躬自齋戒。拜祭筥飯神。時大神託玉妃命。曰。天皇莫患寇賊叛。必不血刃。及而自然歸順焉。于爰有人奏曰。有磯良翁。能得海潮盈涸之術。矣。仍下令尋求之。則得潮翁。一曰今國津。一曰今國津。六月卯日。皇后發此津。還筑紫。檀日宮。而奏神教天皇。矣。此年皇后到角鹿之故事。不見日本紀諸書。然住。とある是なり。此時皇后及玉妃命武内宿禰等を。角鹿に遣して。大神を祭らしめ玉ふも。其神の御託などありての事なることは疑なし。さて爰に。二年。皇后の此津を發玉へる時は。北海を廻りて豊浦津に泊玉ひしを。此般の往坐は。淡海また畿内を歴て。山陽道の海路を下り坐しなり。故古書とも。津國及播磨備前等の國を過まし。傳あるを。此時の事として見るへし。矢野道説に。皇后の長門に到坐する時。路を津國に執して下り坐るを。當時の事とせり。此は氣比社傳を見られざるより。しかおもはれたるなり。さきの時は若狹海を歴るは非なり。此事は上に委く信友の説を出して。論ひおきたれば見るへし。さて再度山陽の海路を歴玉へる事を。矢野氏か風土記をも引て。論れたる説を。皇后は角鹿を發して。路を津國に執して下りませる事。攝津國風土記の美奴賣松原條に。今美奴賣といふは神の御名なり。其神もと能勢郡なる美奴賣山に坐ましが。攝津志に。三草山在神山村。舊名敏馬山。後遷荒原郡。

昔息長足比賣天皇の。筑紫に幸まず時。諸神等を川邊郡の内。神前松原に集めて。同志に。これを在。社福を求め給ふ時に。此神も同く來集まして。吾も護奉らむと宣ひて諭宣く。吾住む山に須義の木あり。皆美材なれば。伐採て船に造らしめ給へ。則此船に乗て行幸なは幸福あらんと宣へり。天皇乃神教のまに。船を造らしめ給ひ。此神船に乗て遂に新羅を征け給ふ。とあり。鎌倉實記に。神功皇后の行宮兵庫に積入れ。難波崎に浮へ。難風を厭て神明を祈り。諸龍を祭り給と云ふ古説を擧たり。かくて播磨國に遷幸せる事。播磨風土記に。息長帶日女命。新羅國を平けむと思ほして下坐する時に。諸神に禱白賜へり。爾時國堅まし大神の御子。爾保都比賣命。此は即なる天野社に鎮ます神なり。國造石坂比賣命に託りて教し賜はく。よく我御前を治奉給はむ。我も善驗を出して。比々良木乃八尋梓根底附かぬ國。越賣の眉引國。玉くしけ賀々益國。苦尻賣ある白衾新羅の國を。丹浪もて平伏賜はむと教へ賜へり。と見ゆ。神語に誤字ありと聞えて。解難きこともあり。新羅は萬葉集にたくふすましらさへあることを悟りねかし。其は神等は。外國の事と雖。天つ水影に移す如く。能御覽せはなりけり。同記印南郡の下に一説を擧て。所三以號印南者。穴門豊浦宮御宇天皇。與皇后俱欲平筑紫久麻會國。下行之時。御船宿於印南浦。此時滄海甚平。風波和靜故曰二入口。此に脱文ありて解かたし。總て誤脱有とおほしきは。皆本文のまゝに擧つ。鎌倉實記に。播磨高砂浦にて舟裝あり。住吉大神現し給ひ。兵船を加へ。三韓に渡し給ふとあるを。本文と考へ合するに。實にこの國より。御舟には御たりけん。○武郷云。こゝに天皇與皇后とあるは誤傳へしなるへし。此時の事みな皇后にの。また飭磨郡因達里下に。稱三因達者。息長帶比賣命。欲平三韓國。渡坐之時。御船前伴太代之神在。此處。故因神名。以爲三里名。伴は伊誤なるへし。和名抄に同郡連達伊多知と見え。神名帳に射橋兵主神社二坐とある。即此社にて。度會氏か考證に。兵主神と申すは。必須佐之男神に坐すへき由の證七をあけて。右の社は。今の廣峰社なるへし。と注り。さては祇園社の本つ宮なるか。上つ代よりこゝに鎮坐して。斯御時に。大后の御船を護りまして。西國まで送り奉給へるは勿論にて。且後に韓國を征せる時までを括て。いへ

る傳へど。また楳保郡言舉阜は。大帶日賣命の行幸せる時。此阜に坐して軍中に教令して救く。此御軍  
 聞えたり。また楳保郡言舉阜は。大帶日賣命の行幸せる時。此阜に坐して軍中に教令して救く。此御軍  
 は慇懃に言舉なせそと宣へる故に。此地を名けて言舉の前といふ。言舉とは。言に舉ていひはやすを云り。かく誠  
 め給へるは。謂ゆる。兵に機密を賣ふ故にて。  
 一舉して。逆賊を平けまざるの神謀と聞ゆ。はた。又曰。宇須伎津。右所<sup>三</sup>以名<sup>三</sup>宇須伎<sup>三</sup>者。大帶日賣命。將<sup>レ</sup>平<sup>三</sup>韓國<sup>一</sup>  
 此にて。古より軍令ありしこともよく知られたり。又曰。宇須伎津。右所<sup>三</sup>以名<sup>三</sup>宇須伎<sup>三</sup>者。大帶日賣命。將<sup>レ</sup>平<sup>三</sup>韓國<sup>一</sup>  
 度行之時。御船宿<sup>三</sup>於宇伎頭川之泊。自<sup>三</sup>此泊<sup>一</sup>度<sup>三</sup>行於伊都<sup>三</sup>之時。忽遭<sup>三</sup>逆風<sup>一</sup>。不<sup>レ</sup>得<sup>三</sup>進行<sup>一</sup>。而從<sup>レ</sup>船越<sup>三</sup>江<sup>一</sup>。故  
 御船。船猶亦不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>進。乃追<sup>三</sup>發百姓<sup>一</sup>。令<sup>レ</sup>引<sup>三</sup>御船<sup>一</sup>。於是有一<sup>三</sup>女人<sup>一</sup>。爲<sup>レ</sup>資<sup>三</sup>上<sup>一</sup>。己之負子<sup>三</sup>而。墜<sup>三</sup>於江<sup>一</sup>。故  
 號<sup>三</sup>宇須伎<sup>一</sup>。また宇頭川をかくいふ所以は。宇須伎津の西方に。絞水之淵あり。故宇頭川といふ。やか  
 て大帶日賣命。御船の泊りし地。又伊都村を。伊都と名つけし故は。御船の水手等の。いつか此所に  
 到て見むといひしかは。其地を號て伊都といふ。また浦上里御津は。息長帶日賣命の御船の。宿り志  
 泊るる故に。號て御津といふ。又讚容郡中川里を。かく名つけたる所以は。苦編首等か遠祖大中子  
 といふ人。息長帶日賣命の。韓國に行幸せる時に。御船淡路石屋に宿りませり。其時雨風大に起て。  
 御伴なる百姓とも。悉く濡たりければ。大中子苦もて屋を作りしかは。天皇視はして。此爲<sup>三</sup>國富<sup>一</sup>と  
 勅て。即大中子に苦編首といふ姓を賜へるか。仍此處に居たりし故。仲川里とはいふなり。和名抄に。同  
 郡中川郷。兵  
 部式に中川驛見ゆ。大中子は。此時御軍に從て。西國に下りけむか。後に封地を此里に賜はり  
 て。子孫世住しと聞ゆる故に。其子孫の代に。遠祖の名を地に負せて。中川里と呼しならむ。かくて皇后の御船。備前國の海  
 上を過給つる時に。大なる牛の如き物出て。御船を覆さむとせしかは。住吉大神老翁と現れ坐て。其  
 角を取て投倒ま給ひぬ。其所を即て牛轉と號しを。後に訛て牛窓と呼り。この事譽田社縁起。愚童訓。殿島語  
 記などにも載たれど。今は神社考

に因て記せり。伴信友の説の如く。と云れたり。又備前國沼隈郡鞆浦に着給ひしことも。其國の式社。沼名前  
 備前風土記の文なるべく覺ゆ。なほ山陽の國々をよく  
 尋ねば。此他も民  
 間に云傳ふる  
 事は有ぬへし。

秋九月乙亥朔己卯。詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨  
 曰。天皇何憂。熊襲之不<sup>レ</sup>服。是齋穴之空國也。豈足<sup>レ</sup>舉<sup>レ</sup>兵伐<sup>レ</sup>乎。愈茲  
 國而有<sup>三</sup>寶國<sup>一</sup>。譬如<sup>三</sup>美女之暎<sup>一</sup>。有<sup>三</sup>向津國<sup>一</sup>。暎此云。麻  
 用研枳。眼炎耀之金銀彩色  
 多在<sup>三</sup>其國<sup>一</sup>。是謂<sup>三</sup>栲衾新羅國<sup>一</sup>焉。若能祭<sup>レ</sup>吾者。則曾不<sup>レ</sup>血<sup>レ</sup>刃。其國必自  
 服矣。復熊襲爲服。其祭之。以<sup>三</sup>天皇之御船<sup>一</sup>。及穴門直踐立所<sup>レ</sup>献之水  
 田名大田。是等物爲幣也。

己卯は五日なり。○託皇后。記云。其大后息長帶日賣命者。當時歸<sup>レ</sup>神。故天皇坐<sup>三</sup>筑紫之訶志比宮<sup>一</sup>。將  
 擊熊曾國之時。天皇控<sup>三</sup>御琴<sup>一</sup>。而建<sup>三</sup>內宿禰大臣居<sup>一</sup>於沙庭。請<sup>三</sup>神之命<sup>一</sup>。於是大后歸<sup>レ</sup>神。言<sup>レ</sup>教<sup>レ</sup>覺<sup>レ</sup>詔<sup>レ</sup>者。神  
 紀には。此時の事を。一云足仲彥天皇居<sup>三</sup>筑紫日宮<sup>一</sup>。是有<sup>レ</sup>神託<sup>三</sup>沙摩縣主祖<sup>一</sup>。內避<sup>三</sup>高國避<sup>一</sup>高松屋。以<sup>レ</sup>誨<sup>三</sup>天皇<sup>一</sup>。曰。御孫尊  
 也。若欲<sup>レ</sup>得<sup>三</sup>寶國<sup>一</sup>。耶。將<sup>レ</sup>現<sup>レ</sup>授<sup>レ</sup>之。便復曰。琴將來<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>進<sup>三</sup>于皇后<sup>一</sup>。則隨<sup>三</sup>神言<sup>一</sup>。而皇后撫<sup>レ</sup>琴。於是神託<sup>三</sup>皇后<sup>一</sup>。以<sup>レ</sup>誨<sup>三</sup>之曰<sup>一</sup>云々。とあり。

記傳云。當時とは西國に坐々しころほひを汎く指て云り。歸神は。大后に神の託着坐るなり。さて下にも大后歸神とあるを。此處にもかく同じことの有て重れるは。此なるは徒なる如く聞ゆめれと然らず。此大后に神の託て坐々る事は。下文に大后歸神云々とある時のみにも局らず。大凡其前後の常の事なりし故に。此は其前後の平常を先言おくなり。當時と云るも此故そかし。書紀に見えたる海中より如意珠を得給ひしなして。神の託坐し故にそありけむ。さて天皇崩坐て。後の段の神歸も。大后とはあらされども。武郷云。神功紀の日は入齋宮。親爲神主。とある。神主即神歸の事也。其處に云。此の語彼處まで響きて。此大后と聞ゆるなり。抑此大后にかく神の託し玉へりしは。尋常の細事にはあらず。永く財寶國を言向定め玉へる起本にしあれば。甚も重き事そかし。さて如此託坐る神は。下段に今如此言教之大神者。欲知其御名。とあれば。何神とも始のほどは知られさりしなり。かくて右の如く問奉りし時に。其御名告はありて。彼處に見えたり。とあり。○鑿突之空國也。本に突字脱したり。今永享本中臣本。また舊事紀神代口訣に此文を引るにも。突字あるに从る。神代紀にもしかあれば。今本は必寫し漏したるなり。さて此言の義は已に云り。○寶國。神功紀に財寶國。財國。財土などもあり。されとこゝにては。寶はたゞ美稱に云るなり。金銀彩色をさして云るには有へからず。萬葉集に寶の子等。後のものなから榮花物語に。天皇を寶の王と申奉る事もあれば。寶とは。もと物を甚く美賞め貴ひて云事にて。それより轉りて金銀をいひ。又蒼生をも大御財を種々に云稱となれり。名義は未詳。○咏。萬葉。振仰而若月見者。一目見之。人之眉引所念。可聞とあり。眉根の引延へ

たるを云なり。記傳云。如三美女之咏とは。萬葉六に。如眉雲居爾所見阿波乃山。とよめるか如く。其國の山の遙に然見ゆるを云。とあり。○有向津國。又云。向津國とは。海の遠に遙に見さくる國を云。繼體紀の歌に。武智左履樓以祇能和駄喇ともあり。さて上に有三寶國とあれば。有向津國の有字は。ナリと訓へし。と云り。○咏此云々。釋紀私記曰。李楚辭。眉引。王逸曰。娥視貌。本に云字を脱したり。今並河本永享本中臣本小寺本等に从る。さて眉を麻欲と訓るは古言なり。萬葉十九にも麻欲比伎とあり。後にはマユと云へり。○眼炎耀之。本に耀字なきを。今集解本に據古本補。古事記亦有耀字とあるに從る。訓はマノカ、ヤク。記傳に目之をマノと訓はわるし。と云れたれど。却て非なり。又マカ、ヤク。何方にてもあるへし。記傳云。俗言にまばゆき。かまはゆき。など云意にて。物語書に。目もあやなりとある是なり。字鏡には。眩胸同。目女久留。又目加々也久。とあり。此は言の意は同じけれども。用る意異なり。とあり。○金銀彩色。神代紀に韓鄉之島是有金銀。記傳云。古には皇國には金銀は出さりし故に。今其多に有國を附屬賜はむとなり。三韓の事を。紀中金銀之國。金銀蕃國。銀鄉などあり。かくて其國服歸てより。代々調物に必金銀あり。推古紀に。高麗國大興王。貢上黃金三百兩。皇極紀に。高麗國所貢金銀等云々。天武紀持統紀等に。新羅調物金銀云々。など見えたり。大かた用るかきりの金銀。皆韓國より渡せるなり。然るに續紀二に。文武天皇五年三月。遣凡海宿禰鹿鑿于陸奥。治金。同月對馬島貢金。建元爲大寶元年云々とある。此等を皇國に金の出たる始なる。さて同十七。天平二十一年二月。陸奥國始貢黃金。奉幣以告畿内七道諸社。と見え。

武鄉云。此陸奥なるは。いまた治成の術を得られざりしかば。鍊金にはならずして。銀は天武紀に。三年二月。對馬國司守やみにしなるへし。また對馬なるは。三田首五瀬か詐欺なりしこと。後に露顯れたり。忍海造大國言。銀始出<sub>ニ</sub>于當國。即貢上云々。凡銀有<sub>ニ</sub>倭國初出<sub>ニ</sub>于此時<sub>一</sub>と見えたり。とあり。探彩色は。推古紀に志美乃毛乃と訓り。染の物の義なり。神功紀に彩絹とあり。記傳云。彩色とは。錦繡綾羅の類を始て。美麗き種々の物を云なるへし。天武紀に新羅の献物を。金銀霞錦。綾羅金器屏風。などあるか如し。孝徳紀に金銀錦綾五綵ともあり。推古紀に高麗僧曇徴作<sub>ニ</sub>彩色紙墨<sub>一</sub>とある彩色は。何物を云るにか。とあり。この彩色は。紙墨と合せて思ふに。後世に云繪具の類なるへし。○多在其國。神功紀に。百濟肖古王。開<sub>ニ</sub>寶藏<sub>一</sub>以示<sub>ニ</sub>諸珍異<sub>一</sub>。吾國多有<sub>ニ</sub>是珍寶<sub>一</sub>。欲<sub>レ</sub>貢<sub>ニ</sub>貴國<sub>一</sub>云々。また新羅貢物者。珍異甚多。また欽明紀に。大將軍大伴狹手彦。伐<sub>ニ</sub>于高麗<sub>一</sub>。盡得<sub>ニ</sub>珍寶賂賂<sub>一</sub>。七織帳。鐵屋。還來。なども見えたり。○栲衾新羅國。釋紀私記曰。師說白衾也。栲木色白。故喻而言之。但稱<sub>ニ</sub>栲衾<sub>一</sub>者。欲<sub>レ</sub>導<sub>ニ</sub>新羅<sub>一</sub>之發語也。とあり。萬葉集に多久夫須麻新羅。出雲風土記に栲衾志羅紀乃三埼などあり。栲衾は栲被なり。栲は栲布にて木綿と同物なり。さてそは白き物なるか故に。白と云より志良に云かけたるなり。私記に。栲木色白。故喻而言之。とあれど。木色白と云るは少しいか。織たる布の白きなり。また萬葉に。栲角乃新羅とも云かけたり。これも栲綱之白なり。記歌に多久豆怒能。斯路伎多陀牟伎。さて記には西方有<sub>レ</sub>國云々とあり。記傳云。御諭。命に新羅と見え。記にも下に。御船之波。押<sub>ニ</sub>騰新羅之國<sub>一</sub>云々。とあれは。新羅を主として三韓に涉るへし。と云り。○復熊襲爲服。此御言を以ても。上に云る如く。此時熊襲等か三韓に通して。むかしよりりく<sub>レ</sub>朝廷に叛き奉りしこと知られたり。神皇正統

記に。熊襲小國也。また伊弉諾伊弉册の生玉へりし國なれば。討すとも終に從ひ奉りなると詔へり。と云れたれど。矢野玄道云。此盡しかたし。三韓か服まらぬらんには。熊襲の後拒となるへきものなきか故に。其國も爲服なると云へる御諭言なり。神語を熱按奉るに。玄古の時に。須佐之男大神詔に。韓郷之島は金銀あれば。その韓國なる金銀を取用させ玉はむ料に。舟をは造りおきてさせ玉ひしにて。神功皇后御代に。其御語の驗顯れたる。また大地なる萬國は。皇神の吾大朝廷に仕奉らしめ玉へる證は。伊勢大御神に奉り玉ふ祝詞に。皇神乃見<sub>ハルカシマ</sub>志坐。四方國者。天乃壁立極。國乃退立限。青雲能<sub>カハタツキハミ</sub>霧極。白雲乃向伏限。青海原者棹柁不干。舟艦乃至留極。大海原爾舟滿都々氣氏。自<sub>フチミツツ</sub>陸往道者。荷緒結堅<sub>カヘタツキ</sub>氏。磐根木根履佐久彌氏。馬<sub>ウマ</sub>爪<sub>ツメ</sub>至留限。長道無間久。立都々氣氏。狹國者廣久。峻<sub>サカシキ</sub>國者平久。遠國者八十綱打挂氏。引寄<sub>ヒキヨスルコト</sub>如事。皇大御神寄志奉良波云々。とあり。三韓を始め萬國を。皇國に依て仕奉せ玉ふ事。神代よりの御定なるは勿論なれど。上にも下にもいへる如く。禍神の荒ひ心と。我叛臣とも。外國人を誘入なとして。おふけなくも彼より仇なひ奉むとせし由なれば。皇大神の御門押張り。其を御覽定玉ひて。熊襲を捨て。先共後拒を爲る韓國を征伐て。神代御定の如く服從へしめて。謂ゆる枝標<sub>エダヒ</sub>を舍きて其根抵<sub>ネ</sub>を拔せ玉はむとの。天津御策なること。其國必自服ひなん。また熊襲も服ひなん。と詔へる神語を。深く思惟て悟奉りねかし。愚重訓に。大神宮御託宣とて。三韓すてに十萬八千艘舟を出して。數萬の軍兵を率て。只今來むとす。此地につかぬ先に。いそぎ異國に向ひ給へと宣ふ由いひ。宇佐託宣集に引る阿蘇縁起に。新羅軍到來。欲<sub>レ</sub>傾<sub>ニ</sub>日本<sub>一</sub>とも。源平盛衰記に。皇后の御宇。新羅のせいじう。我國を叛くよし聞えければ。とあ

るも。共に此時の事と聞えたり。と云り。さる言なり。記傳にも既に。抑此三韓國を附屬賜ふ事は。既に神代より幽契のありけることなり。と云れたり。○穴門直踐立は。國造本紀に。穴門國造。經向日代朝御世。櫻井田部連同祖。邇伎都美命四世孫速都鳥命。定賜國造とあり。櫻井田部連の事は應神紀に出で。そこに云へし。邇伎都美命。速都鳥命も考なし。重胤考に。櫻井田部と。日下部と同流なる事。ものに見え。たれば。邇伎都美命は。狹穂彦命の子なるへさか。但し穴門直踐立は。いつれにつくか未考。といへり。此事は。神功紀。依羅吾彦男垂見。また應神紀櫻井田部連男組の下に云へし。さて此踐立は神功紀にも出で。長門國豊浦郡住吉荒魂神社の神主と成れり。孝徳紀に。穴門國司獻白雉。曰。國造首之同族贊。正月九日於三麻山一獲焉。とあり。なほ神功紀に云べし。○天皇之御船云々。船を以神の幣とせし例は。後にも齊明紀に。五年三月。阿倍臣蝦夷國を伐し時。以三船一隻與五色綵帛。祭彼地神。とあり。○所獻之水田。住吉神代記に此文を出で。水田十萬代名大田とあり。集解に。按蓋如熊鷹怡手者。有迎幸而所獻也。事缺不載。とあり。水田は重胤云。纂疏に用水而耕種曰水田と有か如し。然れと其は陸田水田と。並云時の事にこそ有けれ。打任せては唯田と耳云そ。受張たる名稱には有けらし。和名抄に。土已耕者爲田。和名太。漢語抄云。水田古奈太也。とあり。名義抄の訓も此に同じ。借水田を美多と云は。字の如く唯水のある田と云事なるを。古奈田と云は熱田の義也。武郷云。字鏡にも。今も田に水を引せて鋤返すを。古奈須と云り。借水田は。此紀なるを始として。推古紀持統紀等に。五所許出たるは。右の古奈多と云方なるへし。然れども。田といへば。水田の事なれば。殊更に然云は。神代紀一書なるは。陸田に對へる故にても。此まての御言下の二云には。誨之曰。今御有へさか。其外は前漢馬援傳に。水田と云ふ字の有を用ふさせ玉へるなるへし。

孫尊ノ子カヒタマヘル所望之國。譬如鹿角ノウツケタケル以無實國也。其今御孫尊ノオセリタマフニ所御之船。及穴戸直踐立ノホムタテノ所貢之水田名大田。爲幣ノヒナヒ能祭我者。則如美女之マヨヒキ。而金銀多之サハナルアノカハヤク。眼ノメ。國以授御孫尊ニ云々。とあり。

天皇聞神言。有疑之情。便登高岳遙望之。大海曠遠而不見國。於是天皇對神曰。朕周望之。有海無國。豈於大虛有國乎。誰神徒誘朕。復我皇祖諸天皇等。盡祭神祇。豈有遺神耶。時神亦託皇后曰。如天津水影。押伏而我所見國。何謂無國。以誹謗我言。其汝王之。如此言而遂不信者。汝不得其國。唯今皇后始之有胎。其子有獲焉。然天皇猶不信。以強擊熊襲。不得勝而還之。

登高岳遙望之。神の御言に。如美女之メノヒナヒ。有向津國ノオモツクニと詔へるに就て。さる國ありやと。御自ら高岳に登らして望み坐るなり。よしや國は見えずとも。神語を疑ひ坐へきにはあらしを。此疑ひ坐ける御情こそ。いともく疑しく思奉らるれ。此事下に云。○豈於大虛有國乎。大海をはいかに望みても國土は見えず。さらは其詔ふ所の國は。大虛に有とにや。いかてか大虛に國土あらん。さる道理さらにあ



る事なしと。甚く神語を誹謗り給へる詔旨なり。○誰神徒誘朕云々。神功紀一書に。時天皇對神曰。其雖神何謾語耶。何處將有國。且朕所乘船。既奉於神。朕乘船。然未知誰神。願欲知其名云々。記に。爾天皇答曰。登高地。見西方者。不見國土。唯有大海。謂為詐神。而押退御琴不控。默坐云々。○神亦託皇后。此紀には。かく二度の神語ありて。いと詳なり。一書には。此二度其趣は同じ。記には後の御語を。後に皇后の御時の事とせり。○如天津水影云々。八雲御抄。に。水影は物のうつりたる也とあるか如し。源氏に。あれたるくつれより池の水影見えて。月たにやとるすみかを云々。また柳の起ふしなひく水影などあり。物の水影あるは。慥かに其物のありて移るか故なり。此御言も即それにて。新羅國ある事は。物の水に影を浸せるか如く。天上より押伏て。さたかに我か所見なりと詔ふ意なり。押伏ば。見給ふ神の。大虛より海中を押伏玉ふなり。○皇后始之有胎云々。矢野玄道云。此御誨語は。必是歳の十二月のことなる證は。皇后始て懐胎せりところ。に詔へるを。明年九月の御紀に。適當皇后之開胎とあるに合考へて知らるめり。下に引く愚童訓に。天皇遺詔とて。御身は徒ならずなりて三月とやらむと宣へる由。記せるも。明年二月に崩坐せるなれば。此亦徴とすへし。と云り。記には此御言は。此時にはなくて。爾其神大忿詔。凡茲天下者。汝非應知國。汝者向一道云々。とあり。さて後に皇后の再ひ請玉ふ時。凡此國者。坐汝命御腹之御子所。知國者也。爾建内宿禰白。恐我大神。坐其神腹之御子。何子歟。答詔男子也。とあり。一書には此時をほ

種々の御問答などありて。於是神謂天皇曰。汝王如是不信。必不得其國。唯今皇后懷妊之子。蓋有獲歟。とありて。此度の御告とせり。○天皇猶不信。玄道云。敬て按ふに。太古の時須佐之男大神は。天壁立限を天翔りつゝ御覽して。韓國に降坐し。其御子八束水臣都奴命武羅云。八束水臣都奴命は。素武鳴尊の亦御名なる證あり。は。新羅及北方の諸蕃邦の餘れる土地を。斷取來まして。出雲國に縫足し玉ひ。少彦人命は常世國に渡玉ひ。人代と成りて。三毛入野命も。常世國に渡いまし。崇神天皇御世に。任那人參來て。新羅の事を奏し。新羅王の子天日槍。又意富加羅國の都怒我阿羅斯等も歸化。此天皇四年にも。秦氏か祖功滿王か投誠せる由。皇典に見えて昭晰なるを。天皇の神語を疑ひませるは。御年老まして。古傳をは忘れたまへるにや。はた遠征に倦まして。韓國まで渡り幸すを。厭はしく思ほしけるにやあらむ。と云れたり。さる説のやうなれども。武鄉今又謹て按るに。御年老まして古傳を忘れたまふにもあらず。また遠征に倦坐るにもあらず。天皇の異賊を討玉はむとおもほせるは。確かなる御素志に坐すことは。かの氣比宮社傳記の文にて明らかに知奉られ。又神功紀なる皇后の詔に。先王所望國人今來朝之。痛哉不逮于天皇。とあるにても炳焉きを。かくさて異域の有無をさへに疑坐るは。天皇は熊襲の叛を御心の極み甚く憤り坐て。まつ彼を討滅さすは止まじと思ほし入坐るに。神教にはかへりて。熊襲を討玉はすとも。新羅を先に討玉はむことを宣玉へるか。御心に逆坐るより。故につれなく知らぬかは作り坐て。あるまじき御言ながら誹謗り玉へるなり。さるは此時熊襲を討玉はむとて。

士卒をも集め玉へるに。神の御言には。其國は如鹿角以無實國也とさへ宣へるを。甚く憤坐るより。かくは嘲り言をさへ詔へるなり。はた此時顯れ玉へる神は。掛卷も最も可畏き天照大神の大御心ならんとは。御心の底ひかけても思ほしよらて。未知誰神<sup>ニ</sup>など。たゞ大凡の神教と思ほしめしての御心にもありしなるへし。強擊熊襲<sup>ニ</sup>の強字にも心をつけて。熟思遣奉るへき事なりかし。○強擊熊襲云々。天書には此を明年正月の事とせり。此事大にいふへし

九年庚辰

九年春二月癸卯朔丁未。天皇忽有痛身<sup>ナヤミタマフコトアリ</sup>而明日崩<sup>ムス</sup>。時年五十二<sup>コト</sup>。即知不用神言<sup>即知不用神言而早崩一</sup>

云。天皇親伐熊襲。中賊矢而崩也。

丁未は五日也。○天皇忽有痛身。記傳云。痛身を本に。ナヤミタマフコトアリと訓れども。たゞ御病ならんには。痛身とは書きまじきや。若しくは大御體の痛坐しにやあらむ。と云り。今思ふに。賊矢に中りて痛み坐るなるへし。但し景行紀日本武尊始有痛身と云ることもあれば。強ては定かたし。○明日崩。永享本明日二字なし。さて此崩の事。記には上の神語の下に。於是建内宿禰大臣白。恐我天皇。猶阿蘇婆勢其大御琴。爾稍取依其御琴。而那麻那摩邇控坐。故未幾久而不聞御琴之音。即舉火見者。既崩。また一書にも同じ時の事として。是夜天皇忽病發以崩とあり。何れも異なる傳なり。此紀の方を正しとすへし。支道の説あり天書曰。り大に云り

九年春正月。帝集衆臣。討熊襲<sup>ト</sup>。武内宿禰諫曰。熊襲勢強大。兵卒如雲聚。未可輒舉兵討之。然帝不聞進戰。皇師失利。春二月癸卯朔丁未。帝熊襲所中射毒矢<sup>ト</sup>。崩矣。支道云。記上に引る次の文に。其神大く非ず。汝者向一道云々。既に崩坐にきとあり。上件<sup>ト</sup>の如く。前後二度の神憑語。また崩ましと時の事を。記には混一に傳たるにて。實は此方より。神命を請坐せるは此時のことにて。都て御諫は三度有しなるへし。借武内宿禰命の諫語に。賊兵雲の如しと奏されしを按ひ。攝津風土記に。仲哀天皇將攻三韓。到筑紫。崩。太平記稱鳴曉軍に。天皇高麗三韓を攻玉ひけるに。戰利なくして。歸らせ玉ふなと云ひ。前後に引る物どもを併考へば。熊襲兵に異賊の雜陳しこと。いと明かこそ。さて石清水縁起愚童訓などに。天皇御時に。異國より塵輪といふ。形鬼神の如く。身色赤く。頭入ある者。黒雲に乗りて虚空を飛び。日本に付き。人民を取殺すこと極なし云々。いかにしたりけん。御門流矢に中らせ玉ひて。玉體悉あり。また崩時の遺詔とて。御身は徒ならぬ御事に成て。三月とやらむなれば。御心苦けれども。此の孕まれ玉ふは皇子なるへし。播へて異國を討隨へ。皇子を位に即け。國土を御め玉ふへしと。御涙溢あへすを宣ける。其時皇后落涙を押へつと。異國の事御心安く思食すへしとばかりにて。臥沈み玉ふとあり。信かたき説も交れども。異賊の來れることは。違あるまじくこそ。具原氏も。仲哀帝新羅賊の矢に中りて。隠れさせ玉ひけるを。神后深く歎せ玉ひ。且遺詔に依り。其仇を報むと。慍り坐て。遂に戰伐を事と爲る義兵なるへしといへり。と云り。○時年五十二。本に小字とせるを。集解

に時以下五字原爲注。據古本改。とて大字にせられたるはさる事也。今それに从ふ。さて此御年數は。記にも伍拾貳歳とあり。さて同書に壬戌年六月十一日崩也と云十字の細書あり。壬戌年は。此紀にては成務天皇の五十二年なれば。十八年差へり。又成務天皇段の細書に。乙卯年崩とあれば。其明年を。此天皇元年として。壬戌年は七年にあたり。又月日も此紀と合はず。古の一の傳なるへし。さて此天皇。御年は一百十歳。或は百歳とも。八十二歳また七十二歳とも。五十二歳とも傳へたり。五十二歳とは紀本注の説なるか。山崎嘉か説に。五は九の誤とせり。さては景行天皇三十九年の御年五歳にて。朕が弱冠に過ぎるに父王崩りませり。みつから詔まへるにも符へり。されは成務天皇四十八年に。七十歳にて太子を爲玉ひ。八十歳にて御代知しめし。九十歳にして崩り坐りせんか。されとなほよく考ふるに。紀に伍とあるをも。共に誤寫ともいひかた

ければ。なほ本のまゝにてあらむ外なし。かにかくに此天皇の御年数の事は。古傳のまゝにてあるへくこそ。○即知。以下九字。集解に私記摺入として削去り。此はさも有へし。○一云天皇云々の事。石清水縁起また八幡愚童訓などにも見えて。既に引るか如し。

於是皇后及大臣武内宿禰。匿<sup>シテ</sup>天皇之喪。不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>天下。則皇后詔<sup>シ</sup>大臣及中臣烏賊津連。大三輪大友主君。物部膽咋連。大伴武以連。曰。今天下未<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>天皇之崩。若百姓知之有<sup>レ</sup>懈怠乎。則命<sup>シ</sup>四大夫。領<sup>シ</sup>百寮。令<sup>レ</sup>守<sup>レ</sup>宮中。竊收<sup>シ</sup>天皇之屍。付<sup>シ</sup>武内宿禰。以從<sup>シ</sup>海路。遷<sup>シ</sup>穴門。而殯<sup>シ</sup>于豊浦宮。爲<sup>シ</sup>无火殯<sup>シ</sup>。无火殯<sup>シ</sup>。此謂<sup>シ</sup>。甲子。大臣武内宿禰自<sup>シ</sup>穴門。還<sup>シ</sup>之。復<sup>シ</sup>奏於皇后。是年由<sup>シ</sup>新羅。役<sup>シ</sup>以不得<sup>レ</sup>葬<sup>シ</sup>天皇也。

中臣烏賊津連。此人神功紀には烏賊津使主とあり。續紀に伊賀都臣。姓氏録に雷大臣など。種々に書たれど。何れも唱は同じ。信友か。イカツノとよみて。使主また臣を戸なりと云るは非なり。此氏の戸は。始終連なり。さてこの紀に。烏賊津とのみあれば。使主を以附ても省きても唱へし名なり。續紀。天應元年七月癸酉。右京人正六位上栗原。勝子公言。子公等之先祖伊賀都臣。是中臣遠祖天御中主命二十

世之孫。意美佐夜麻之子也。伊賀都臣。神功皇后御世。使<sup>シ</sup>百濟。便娶<sup>シ</sup>彼土女。生<sup>シ</sup>一男。名曰<sup>シ</sup>日本大臣。大臣逸尋<sup>シ</sup>本系。歸<sup>シ</sup>聖朝。云々。姓氏録未定雜姓。右京に。中臣栗原連。天兒屋根命十一世孫。雷大臣之後也。とある是也。さて此世數は。左京に。中臣志斐連。天兒屋根命十一世孫。雷大臣命男弟子之後。右京に。岐直。天兒屋根命九世孫云々。又。攝津國に。神奴連。天兒屋命十世孫。など區々にしに同じからず。河内國中臣連。津速魂命十四世孫雷大臣命之後。などあり。但此ほか雷大臣の後は。姓氏録にいと多し。又常陸の中臣部占部も。此人の兄弟の中より出たるを。後に中臣鹿島連と改賜へりし事などあり。さて右の子公が奏言に。對馬卜部の傳ともを併せ考へて。信友か正卜考に云れけるは。此人始め仲哀天皇筑紫へ熊襲征伐に幸行しける時より。皇軍に仕奉り。其處より皇后の新羅征伐に仕奉り。三韓降服奉りて。凱旋したまへる時。百濟に遣されて其國を治め。此間に其國の女に婚。對馬に還留りて。下縣郡の西面。佐須の阿連村に住み。韓國の事を宰り。トハ。子を生じ。卜事を傳置るか。その子孫卜部となりて。其阿連村に住て。昔は十家ありしと云傳ふ。さて雷命神社は。豆酸郷豆酸村に在るを祖神として。卜事の時もはら此神を祭れり。と云へる趣なり。但しこの雷命。對馬に卜術の傳を遺し置て。後に本土に歸りたまへくは書りたるものにして。記さず。は。とあり。なほ此信友か考は。いと委しきを。今省きて出せ。○大三輪大友主君。この人の事は。已に垂仁紀三年。書に出てそこに云り。此頃は。凡二百五六十歳の齡の人なり。垂仁紀三年より此年まで。二も知らぬ説にて。○物部膽咋連。天孫本紀に。鏡速日尊七世孫。十市根命の子物部膽咋宿禰とあり。同書

に。此宿禰志賀高穴穗宮御宇天皇御世。元爲大臣。次爲宿禰。奉齋神宮。其宿禰之官始起。此時一矣。市師宿禰祖。穴太足尼女。比咩古命爲妻。生三女。又阿努建部君祖。太玉女鴨姫爲妻。生一兒。三川穗國造美已止直妹伊佐姫爲妻。生一兒。宇太笠間連祖。大轉命女止己呂姫爲妻。生一兒。とありて。膽咋宿禰之子。五十琴宿禰連公。妹五十琴姫命。弟五十琴彦連公。などあり。此膽咋連の事は。神代紀。水沼君下にも云る事あり。○大伴武以連。三代實錄に。貞觀三年書博士正六位下佐伯直豐雄款曰。先祖大伴健日連公。景行天皇御世。隨倭武命平定東國。功勳蓋世。賜讚岐國。以爲私宅。健日連公之子。健持大連公子。室屋大連公之第一男。御物宿禰之胤云々。公卿補任に。仲哀天皇御世。大連大伴健持。註曰。元年正月天皇即位。冬十月詔大伴健持。始爲大連。大連之號始於此。大連天忍日命之後。道臣命八世之孫也。祖父豐日命。父健日命。とあり。延喜式曆運記にも。仲哀天皇始置大連。元年詔大伴健持爲大連。とあり。藤原鈔も此説に従へり。此補任延喜式の説疑はし。もし此御世の元年に。大連と爲されたらんには。此にかくあるへきよしなきを。此はなほかの垂仁紀二十五年に。十市根大連と書れたる類にもやありけん。詳ならず。○有懈怠乎。諸本乎上に者字あり。然るへし。○遷穴門。永享本遷を還に作る。穴上於字あり。○殯の事は。神代紀に云り。記には。天皇崩後に。爾驚懼而坐。殯宮とあれと。穴門に遷りまし。ことは記されず。近藤清石云。殯陵長門國豊浦郡豊浦村の字侍町の常樂寺の後山の北峯に在り。兆域詳ならず。麓に安良臣の墓と云ふ墓あり。また南の峯に武内宿禰の墓といふかあり。遺府志に。日賴寺の件に。武内大臣の廟。山門より南方の山嶺にあり。方四間許に土手を築く。其中に皆生したる大石あり。と見。常樂寺に繪旨あり。左の如し。長門國府常樂寺。爲下仲哀天皇聖ゆこの墓のことは。附尾御座社の件に云ふへし。

跡異于他靈場之上者。爲御祈願所。可被抽精誠一候由。院御氣色所候也。仍執下如件。觀應二年三月五日。按察使次藤として。當寺長老宛に記されたり。○无火殯殿は。通證に。謂殯殿不置燈燭。令人不知也。と云へり。矢野玄道云。この殯宮は。豊浦社説に。豊浦宮の辰巳に小山あり。天皇の御陵所として今もある。是御殯宮の所なり。また宮より北五六里。豊浦山といふ山の峯に。天皇の御太刀を納めたりといふ靈窟あり。と云り。○此云褒那之阿餓利。本に云を謂に作る。今集解本に従ふ。永享本には曰とあり。○甲子は二十二日也。○新羅役は。此年の十月にあり。次の紀に出。

### 日本書紀卷第八終

終字一活字本になし。